

## 令和3年伊豆市議会9月定例会会議録目次

### 第1号（9月1日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	3
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため出席した者の職氏名	3
○開会宣告	4
○開議宣告	4
○議事日程説明	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
○諸般の報告	5
○行政報告	8
○報告第8号及び報告第9号の上程、説明、質疑	11
○報告第10号の上程、説明、質疑	13
○報告第11号～報告第15号の上程、説明、質疑	14
○報告第16号の上程、説明、質疑	15
○報告第17号及び報告第18号の上程、説明、質疑	16
○議案第55号～議案第70号の上程、説明	18
○議案第71号～議案第74号の上程、説明	35
○議案第75号の上程、説明	41
○議案第76号の上程、説明	41
○議案第77号の上程、説明	43
○諮問第2号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決	44
○散会宣告	46

### 第2号（9月7日）

○議事日程	47
○本日の会議に付した事件	47
○出席議員	47
○欠席議員	47
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	47

○職務のため出席した者の職氏名	4 7
○開議宣告	4 8
○議事日程説明	4 8
○一般質問	4 8
飯 田 大 君	4 8
黒 須 淳 美 君	5 5
三 田 忠 男 君	6 8
杉 山 武 司 君	8 3
鈴 木 優 治 君	1 0 2
○散会宣告	1 1 3

### 第 3 号 (9月8日)

○議事日程	1 1 5
○本日の会議に付した事件	1 1 5
○出席議員	1 1 5
○欠席議員	1 1 5
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	1 1 5
○職務のため出席した者の職氏名	1 1 5
○開議宣告	1 1 6
○議事日程説明	1 1 6
○一般質問	1 1 6
杉 山 誠 君	1 1 6
波多野 靖 明 君	1 3 4
浅 田 藤 二 君	1 4 6
鈴 木 正 人 君	1 5 1
下 山 祥 二 君	1 6 9
○散会宣告	1 8 6

### 第 4 号 (9月9日)

○議事日程	1 8 7
○本日の会議に付した事件	1 8 7
○出席議員	1 8 7
○欠席議員	1 8 7
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	1 8 7
○職務のため出席した者の職氏名	1 8 7

○開議宣告	188
○議事日程説明	188
○一般質問	188
小川多美子君	188
青木靖君	198
永岡康司君	208
星谷和馬君	222
○散会宣告	236

第 5 号 (9月13日)

○議事日程	237
○本日の会議に付した事件	238
○出席議員	238
○欠席議員	238
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	238
○職務のため出席した者の職氏名	238
○開議宣告	240
○発言取消しについて	240
○発言訂正について	240
○議事日程説明	240
○議案第55号の質疑、委員会付託	240
○議案第56号～議案第70号の質疑、委員会付託	249
○議案第71号～議案第74号の質疑、委員会付託	250
○議案第75号の質疑、委員会付託	262
○議案第76号の質疑、委員会付託	263
○議案第77号の質疑、委員会付託	265
○日程の追加	275
○報告第19号の上程、報告、質疑	275
○議案第78号の上程、説明、質疑、委員会付託	276
○散会宣告	278

第 6 号 (9月30日)

○議事日程	279
○本日の会議に付した事件	280
○出席議員	280

○欠席議員	280
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	280
○職務のため出席した者の職氏名	281
○開議宣告	282
○議事日程説明	282
○議案第55号の委員長報告、質疑、討論、採決	282
○議案第56号～議案第70号の委員長報告、質疑、討論、採決	288
○議案第71号～議案第74号の委員長報告、質疑、討論、採決	294
○議案第75号の委員長報告、質疑、討論、採決	300
○議案第78号の委員長報告、質疑、討論、採決	301
○議案第76号の委員長報告、質疑、討論、採決	304
○議案第77号の委員長報告、質疑、討論、採決	305
○請願第1号の委員長報告、質疑、討論、採決	307
○日程の追加	309
○議案第79号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決	309
○発議第5号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決	321
○発議第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	323
○発議第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	324
○発議第8号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決	325
○発議第9号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決	326
○閉会宣告	328
○署名議員	329

## 令和3年伊豆市議会9月定例会

### 議事日程(第1号)

令和3年9月1日(水曜日)午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 報告第 8号 専決処分の報告について(伊豆市個人情報保護条例の一部改正)
- 日程第 6 報告第 9号 専決処分の報告について(伊豆市水害に備えた土地利用条例の一部改正)
- 日程第 7 報告第10号 専決処分の報告について(工事請負契約の変更)
- 日程第 8 報告第11号 専決処分の報告について(土地売買に係る損害賠償の額の決定)
- 日程第 9 報告第12号 専決処分の報告について(土地売買に係る損害賠償の額の決定)
- 日程第10 報告第13号 専決処分の報告について(土地売買に係る損害賠償の額の決定)
- 日程第11 報告第14号 専決処分の報告について(土地売買に係る損害賠償の額の決定)
- 日程第12 報告第15号 専決処分の報告について(土地売買に係る損害賠償の額の決定)
- 日程第13 報告第16号 令和2年度伊豆市一般会計予算の継続費精算報告について
- 日程第14 報告第17号 令和2年度伊豆市健全化判断比率の報告について
- 日程第15 報告第18号 令和2年度伊豆市資金不足比率の報告について
- 日程第16 議案第55号 令和2年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 議案第56号 令和2年度伊豆市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 議案第57号 令和2年度伊豆市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 議案第58号 令和2年度伊豆市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 議案第59号 令和2年度伊豆市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 議案第60号 令和2年度伊豆市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第22 議案第61号 令和2年度伊豆市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第23 議案第62号 令和2年度伊豆市温泉事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

- いて
- 日程第 2 4 議案第 6 3 号 令和 2 年度伊豆市下水道事業会計決算の認定について
- 日程第 2 5 議案第 6 4 号 令和 2 年度伊豆市持越財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 6 議案第 6 5 号 令和 2 年度伊豆市市山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 7 議案第 6 6 号 令和 2 年度伊豆市門野原財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 8 議案第 6 7 号 令和 2 年度伊豆市吉奈財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 9 議案第 6 8 号 令和 2 年度伊豆市月ヶ瀬財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 0 議案第 6 9 号 令和 2 年度伊豆市田沢財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 1 議案第 7 0 号 令和 2 年度伊豆市矢熊財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 2 議案第 7 1 号 令和 3 年度伊豆市一般会計補正予算（第 4 回）
- 日程第 3 3 議案第 7 2 号 令和 3 年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 回）
- 日程第 3 4 議案第 7 3 号 令和 3 年度伊豆市介護保険特別会計補正予算（第 1 回）
- 日程第 3 5 議案第 7 4 号 令和 3 年度伊豆市温泉事業会計補正予算（第 1 回）
- 日程第 3 6 議案第 7 5 号 伊豆市過疎地域の持続的発展の支援に伴う固定資産税の特例措置に関する条例の制定について
- 日程第 3 7 議案第 7 6 号 伊豆市過疎地域持続的発展計画の策定について
- 日程第 3 8 議案第 7 7 号 財産の減額譲渡について
- 日程第 3 9 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について

---

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

## 出席議員（15名）

1 番	小 川 多美子 君	2 番	浅 田 藤 二 君
3 番	鈴 木 優 治 君	4 番	飯 田 大 君
5 番	黒 須 淳 美 君	6 番	下 山 祥 二 君
7 番	杉 山 武 司 君	8 番	星 谷 和 馬 君
9 番	鈴 木 正 人 君	1 1 番	波 多 野 靖 明 君

12番 小長谷 順二 君

13番 青木 靖 君

14番 三田 忠男 君

15番 永岡 康司 君

16番 杉山 誠 君

**欠席議員（1名）**

10番 間野 みどり 君

---

**地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名**

市長	菊地 豊 君	副市長	佐藤 信太郎 君
教育長	梅原 賢治 君	総合政策部長	新聞 康之 君
総務部長	伊郷 伸之 君	危機管理監	稲村 俊一 君
市民部長	加藤 博永 君	健康福祉部長	栗山 信博 君
産業部長	滝川 正樹 君	建設部長	山田 博治 君
建設部理事	白鳥 正彦 君	教育部長	佐藤 達義 君
代表監査委員	渡邊 光由 君	会計管理者	原 恵子 君

---

**職務のため出席した者の職氏名**

事務局長	稲村 栄一	次長	永沼 健一
主査	杉本 優美		

開会 午前 9時29分

◎開会宣告

○議長（小長谷順二君） 皆さん、おはようございます。

本日、10番間野みどり議員より欠席の届出がありましたので、お知らせいたします。

本日の出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただいまから令和3年伊豆市議会9月定例会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長（小長谷順二君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（小長谷順二君） 議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、市長以下関係職員の出席を求めましたので、御報告申し上げます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでありますので御了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（小長谷順二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、議長から指名いたします。2番浅田藤二議員、3番鈴木優治議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（小長谷順二君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から9月30日までの30日間としたいと思っております。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小長谷順二君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月30日までの30日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の会期日程表のとおりでありますので、御了承願います。

次に、休会日についてお諮りいたします。

本定例会における休会日は、会期日程表に記されたとおりにしたいと思っております。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小長谷順二君） 異議なしと認めます。

よって、休会日は会期日程表に記されたとおりにすることに決しました。

### ◎諸般の報告

○議長（小長谷順二君） 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、監査委員より法に基づく例月出納検査結果並びにその他議長等の会議出席、出張等につきましては、お手元に配付した資料のとおりでございます。

次に、6月定例会で選挙した静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員につきまして、事務局の選挙長から結果通知がありましたので、御報告いたします。当選人は、竹部隆熱海市議会議員、馬場衛湖西市議会議員、和久田哲男浜松市議会議員となりました。

次に、本日までに受理した請願、陳情は2件であります。既に配付してありますが、全国市議会議長会から依頼のありましたコロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出を求める依頼につきましては、議会運営委員会の協議の結果、総務経済委員会に審査を要請いたします。

また、8月26日に受け付けました（仮称）伊豆スカイラインカントリークラブ発電所事業環境影響評価方法書に関する請願書は、教育厚生委員会に審査を要請いたします。

続きまして、一部事務組合議会議員から報告の申し出がありますので、これを許します。

初めに、伊豆市沼津市衛生施設組合議会の報告について、13番青木靖議員。

〔13番 青木 靖君登壇〕

○13番（青木 靖君） 皆さん、おはようございます。13番、青木靖です。

ただいま議長より報告の許可をいただきました伊豆市沼津市衛生施設組合議会について報告いたします。

去る令和3年8月18日、沼津市役所において令和3年第2回定例会が開催されました。

議事に先立ち、沼津市選出組合議員の変更に伴い、副議長の選挙が行われ、指名推選により沼津市議会議員村木豊氏が副議長に当選就任されました。

続いて、認第1号 令和2年度伊豆市沼津市衛生施設組合会計歳入歳出決算の認定についてが審議されました。

令和2年度会計は、歳入総額1億6,538万6,535円、歳出総額1億4,068万4,634円、歳入歳出差引額2,470万1,901円となりました。

歳入のうち、両市の分担金は、1億2,885万1,000円で伊豆市土肥地区7,568万1,000円、沼津市戸田地区5,317万円でした。

ごみの処理状況を見ますと、ごみの搬入量は、土肥地区1,364トン、戸田地区841トン、その他476トン、計2,681トンでありました。

歳出の主なものとしましては、ごみ処理施設管理費が1億1,869万6,792円で、そのうち修

繕費が4,755万7,000円余、電気料1,682万4,000円余、運転委託料973万円余などとなっています。

施設の運営状況については、搬入受付日数が311日、焼却日数162日、焼却量2,654トン、重油使用量5万4,180リットル、ごみ1トン当たりの重油量20.41リットル、重油購入金額308万円余となりました。

事務局の説明の後、質疑討論はなく、採決の結果、全会一致で認定されました。

次に、認第2号 監査委員選任の同意についてが上程され、議員の中から選任する者として沼津市議会議員大場豪文氏が監査委員に選任され、組合規定に基づき、採決の結果全員賛成により同意されました。

以上で令和3年第2回、伊豆市沼津市衛生施設組合議会定例会について報告を終わります。

○議長（小長谷順二君） 次に、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会の報告について、14番三田忠男議員。

〔14番 三田忠男君登壇〕

○14番（三田忠男君） 改めましておはようございます。14番、三田忠男です。

8月12日、本議場において、令和3年度第2回伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会定例会が開催されましたので、報告いたします。

諸般の報告、管理者伊豆市長の行政報告に引き続き、一般質問が行われ、当議会の杉山誠議員による新ごみ施設処理の災害対策についての浸水災害、土砂災害、大規模地震等による安心・安全の対策の取組の現状確認、被災住民への余剰電源の提供等の提案がありました。

次に、報告第1号 繰越明許の報告、繰越明許額は、3億6,199万8,000円、議案として第6号から第9号までの4議案が上程され、議案第6号は、令和2年度歳入歳出決算の認定で歳入総額12億7,628万8,757円、歳出総額9億114万6,669円、歳入歳出差引額3億7,514万2,088円、そのうち、翌年への繰越額3億6,199万8,000円を除いた実質収支額は、1,314万4,088円、議案第7号は、令和3年度補正予算（第1回）についてで、1,314万4,000円を追加し、総額68億9,714万4,000円とするものです。

議案第8号は、施設整備運営事業建設工事請負契約の一部変更、地盤調査、地盤処分、地盤強化工事で2億7,665万円増の契約変更をするものです。

建設地の土壌分析の結果、土壌汚染対策法の基準を超える自然由来の重金属、セレン、ヒ素が検出されたため、調査や岩盤処分で県外への搬出などの契約金額の増額です。

議案第9号は、指定金融機関の指定で、管理者の伊豆市に合わせて、三島信用金庫とするものです。

青木議員の賛成討論が2本あり、いずれも、全会一致で可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（小長谷順二君） 次に、駿東伊豆消防組合議会の報告について、15番、永岡康司議員。

〔15番 永岡康司君登壇〕

○15番（永岡康司君） おはようございます。15番、永岡康司でございます。

議長より報告を求められましたので、報告いたします。

令和3年第2回駿東伊豆消防組合議会定例会が8月16日、午後3時より沼津市の駿東伊豆消防本部において、管理者の頼重沼津市長をはじめ、副管理者及び組合議員及び関係職員出席の下、開催されました。

本市からは、浅田藤二議員と私が出席いたしました。

それでは報告いたします。

日程第4、議長の選挙です。前議長の加藤明子沼津市議会議員が退任され、新たに植松恭一沼津市議会議員が選出されました。

続きまして、日程第6、報第2号 繰越明許費繰越計算書の報告についてです。令和2年度駿東伊豆消防組合会計の消防費、コロナウイルス感染防止対策費の一部111万4,000円を令和3年度に繰り越すというものです。

次に、日程第7、認第1号 令和2年度駿東伊豆消防組合会計歳入歳出決算の認定についてです。

歳入総額は、62億5,547万9,000円、歳出総額は、60億9,077万1,000円となり、歳入歳出差引残高は、1億6,470万8,000円となりました。歳入については、各市町の負担金、歳出については、款項目ごとに細部にわたり説明がありました。

次に、日程第8、議第5号 駿東伊豆消防組合管理者の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定についてです。

これは、管理者もしくは、職員が職務を行うにつき善意で重大な過失がない場合は、損害を賠償する責任の一部を免れることができる条例の制定が上程され、全員一致で可決いたしました。

次に、日程第9、議第6号 令和3年度駿東伊豆消防組合会計補正予算（第1回）について歳入歳出それぞれに1億5,942万1,000円を追加し、歳入歳出をそれぞれ61億7,109万9,000円とする。これは、前年度繰越金を補正に繰り入れたとのことです。

次に、日程第10、議第2号 監査委員の選任についてです。前監査委員の退任に伴い、消防組合管理者、頼重沼津市長から、伊豆の国市の天野佐代里議員を監査委員に推薦し同意を求められ、全会一致で承認されました。

次に、日程第11、消防行政に対する一般質問について、1件ありました。杉村函南町議員から、（1）消防団員のコロナワクチンの接種状況についてと、（2）消防団員の減少に伴う駿東伊豆消防組合の災害対応についての質問がありました。当局から、細部の説明があり再質問もなく終了いたしました。

最後に、管理者の頼重沼津市長より、コロナ対策には十分注意しながら、今後の消防行政の発展に対し議員皆様の御尽力をお願いしますとの挨拶で、令和3年9月駿東伊豆消防組合議会定例会を閉会しました。

会議終了後、熱海市伊豆山土砂災害応援活動をスライドを交えながらの報告がありました。7月3日の10時半ですか、災害が起きたのが。7月3日午後5時には、もう熱海に着いて、救助活動を行ったそうです。

7月3日より、8月3日までの32日間、延べ142隊541人を派遣し救助活動に当たりました。災害が起きたばかりで相当重労働であったことの報告がありました。

以上で報告を終わります。

○議長（小長谷順二君） 以上で諸般の報告を終わります。

### ◎行政報告

○議長（小長谷順二君） 日程第4、行政報告を行います。

これを許します。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 皆さん、おはようございます。

令和3年伊豆市議会9月定例会の冒頭に当たり、行政報告を申し上げます。

初めに、去る7月1日からの大雨により、熱海市伊豆山で発生した土石流災害でお亡くなりになられた方々の御冥福を心からお祈りするとともに、被災された皆様にお見舞い申し上げます。

熱海市への災害支援については、県からの要請により7月19日から順次職員を派遣しております。9月3日までの間に、各種証明等の窓口業務に2名、危機管理業務に2名、保健師10名の計14名が業務支援に従事することとなり、今後とも、熱海市の復興に向けて、引き続き協力してまいります。

次に、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会は、新型コロナウイルスによる緊急事態宣言下での異例の開催となりました。現在行われているパラリンピックは、残念ながら無観客となりましたが、オリンピックでは、競技会場となった日本サイクルスポーツセンターに延べ約1万1,200人の観戦客が訪れました。

オリンピック期間中、修善寺駅では、南口の空き店舗に現地本部を設置し、延べ218名の職員が、観戦客の皆様に、できる限りのおもてなしでお迎えをいたしました。

幸いにして大会期間中大きな事故などもなく、多くの方から、職員の対応がよかったとの評価のお声をいただくなど、開催地としての責務を最大限果たすことができたと考えております。

また、オリンピック最終日に、女子オムニウムで、伊豆に練習の本拠を置く梶原悠未選手が日本人女性初の銀メダルを獲得され、伊豆ペロドロームにおける有終の美を飾られたことは、本市にとりましても、大きなレガシーとなりました。

東京2020大会は間もなく閉幕いたしますが、これからが伊豆市の新しい歴史のスタートで

もあります。

今後、東部及び伊豆半島が一丸となって自転車によるまちづくりを推進するとともに、本市といたしましても「東京2020オリパラ競技大会のレガシー創出」に取り組んでまいります。

3つ目、新型コロナウイルス感染症対策について。

新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、8月末現在、12歳以上の市民の約63%の方が2回目の接種を終了しております。

これまで、ワクチン接種は、修善寺生きいきプラザ市民文化ホールを会場とした集団接種を中心に進めてまいりましたが、2回目のワクチン接種率が集団免疫を獲得できるとされている70%を大きく超える見込みとなったため、9月10日をもって集団接種を終了し、市内外の医療機関が行う個別接種へ移行いたします。

また、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う市民の生活支援や地域経済の活性化を図るため、伊豆市商工会において、プレミアム商品券「いずっち券」を発行しております。

去る8月2日から7,000円分の商品券3万冊の販売と利用を開始し、8月30日時点の換金状況で、約4,000万円が利用されており、利用期限である9月30日までにほぼ全てが活用いただけるものと見込んでおります。

また、新たに観光需要の喚起と市内経済の活性化を目的として、9月から市内宿泊施設への宿泊割引制度の実施を予定しておりましたが、8月5日に静岡県がまん延防止等重点措置の適用を受けたことに伴い、現在実施を見合わせております。

4つ目、総合計画の策定について。

第2次伊豆市総合計画後期基本計画の策定につきましては、去る8月12日に第4回総合計画審議会を開催し、計画案が了承されました。また、翌13日よりパブリックコメントを実施し、現在、市民の皆様の御意見を募集しているところです。

今回の計画の主な内容は、先日の議会全員協議会において御説明をさせていただいておりますが、今回は、基本構想に拠点地区ごとの将来構想を明示したことや、行財政改革に係る重点目標を追加したこと及び個々の施策ごとに新たな政策目標を設定したことなどについて、前回計画から改善をしております。

今後の予定につきましては、9月6日のパブリックコメント終了を受けて、審議会長と最終的な意見調整を行った上で、今議会に、基本構想の変更に係る議案を追加提案させていただき、10月中旬を目途に策定、公表したいと考えております。

最後に、懸案事業の進捗状況について。

新リサイクルセンター整備につきましては、本年6月から8月上旬にかけて、地質調査、生活環境影響調査及び施設の基本設計の業務委託契約を締結いたしました。また、焼却施設の解体撤去に係る仕様書の作成業務につきましても、今年度中に入札発注を予定しており、令和6年度の施設完成に向けて着実に取り組んでまいります。

新中学校の建設につきましては、地権者の皆様の御理解、御協力により、用地取得契約に

関する手続を順調に進めさせていただいております。また、建物や敷地造成の実施設計につきましても、保護者の皆様や先生方の御意見を参考に詳細な設計作業を進めており、令和4年度中の校舎の工事発注を目指して鋭意進めております。

また、去る6月末には開校準備委員会を立ち上げ、制服や校名、PTAの組織づくりなど、開校に向けた準備にも着手いたしました。

今後とも、保護者や市民の皆様に、開校準備委員会での御意見や進捗状況を適切にお知らせするとともに、御意見を伺いながら事業を進めてまいります。

日向地区の防災公園につきましては、去る7月29日に実施設計業務の委託契約を締結いたしました。実施設計では、基本設計を基にした広場や遊具、園路、駐車場等の公園整備における詳細設計と、管理棟及び防災棟の基本設計を行うこととしており、今年度中の完了を予定しております。

都市計画手続につきましては、9月15日に公園区域等を定めた都市計画原案について市民説明会を予定しており、その後、公聴会や都市計画審議会等を経て年度内の都市計画決定を目指しております。

また、都市計画決定後に静岡県から都市計画事業の認可を受けた上で、用地取得手続を進めていく予定です。

松原公園津波避難複合施設の建設につきましては、地元有志で組織した建設位置検討委員会から案が示され、本年2月に開催した市民集会において、建設位置について合意を得ました。

事業の進捗につきましては、昨年度末に基本設計業務が終了し、今年度は、施設建設に係る許認可等の手続を進めるとともに、公園整備も含めた詳細な設計業務を行っております。

佐野地区における新ごみ処理施設建設につきましては、おおむね予定どおりに進んでおり、本年8月末現在の進捗率は18.4%となっています。

また、稼働後の負担金割合について、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合同規約で定めることになっておりますので、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合及び伊豆の国市と必要な調整を行った上で、議会にお諮りする予定です。

次に、平和寺本山敷地内から流出した廃棄物混ざり土砂を撤去するための作業道が去る5月に完成し、梅雨や台風の時期に備え、流出防止柵に堆積した土砂等の撤去を実施いたしました。その結果、7月から8月にかけて続いた大雨においても、下流域への廃棄物や土砂の流出は抑えられております。

今後とも周辺住民の生活や経済活動に影響を及ぼすことのないよう、土砂等の流出防止や水質検査などを継続して実施してまいります。

一方、宗教法人平和寺本山を相手とした市が提起した損害賠償請求訴訟につきましては、7月2日に第2回公判、8月26日に第3回公判が開かれました。今後とも審理を通じて、平和寺側の社会的責任を厳しく追及するとともに、市が被った損害の回復を求めるなど、引き

続き、県や国、関係団体等と連携しつつ、事案の最終的な解決に向けて取り組んでまいります。

最後に、伊豆箱根バスの中伊豆線からの退出について、既に、本件は新聞報道されておりますが、伊豆箱根バス株式会社が運行している中伊豆線につきましては、ここ数年の乗降者数減少による欠損額の増大に伴い、来年度以降の運行退出の申出がありました。

これを受け、市では地域公共交通会議を開催し、協議を行った結果、事業者の退出と市の自主運行等の手法による路線バスの継続運行の方針が承認されました。

中伊豆線は、主に八岳地区からの通学路線であり、また、通院や買い物などの生活の足となる大変重要な路線であることから、現行のバスダイヤの継続を図り、引き続き市民の利便性を維持してまいります。

以上、申し上げましたとおり、伊豆市は極めて多くの重要な課題に直面しております。

議会の皆様の御理解と御協力を引き続きお願いし、行政報告とさせていただきます。

○議長（小長谷順二君） 以上で行政報告を終わります。

#### ◎報告第8号及び報告第9号の上程、説明、質疑

○議長（小長谷順二君） 日程第5、報告第8号 専決処分の報告について（伊豆市個人情報保護条例の一部改正）及び日程第6、報告第9号 専決処分の報告について（伊豆市水害に備えた土地利用条例の一部改正）の2議案を議題といたします。

提出者から報告を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 報告第8号及び第9号はそれぞれの条例で引用している法律の改正に伴う所要の条例改正について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、報告するものです。

詳細について、総務部長に説明させます。

○議長（小長谷順二君） 本件の報告について補足説明の申出がありますので、これを許します。

総務部長。

〔総務部長 伊郷伸之君登壇〕

○総務部長（伊郷伸之君） おはようございます。

私から、2件の報告について補足説明させていただきます。

まず、報告第8号の専決処分についてでございますが、こちら、伊豆市個人情報保護条例の改正の専決でございます。

これにつきましては、まず国においてデジタル庁設置法の制定、それと行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法、こちら

の改正がされました。よって条例で引用している文言及び号ずれが生じたために、今回専決処分したものでございます。

議案書の5ページをお願いいたします。

こちら新旧対照表でございますが、条例の35条の2、こちらの改正でございます。

まず、「総務大臣」が「内閣総理大臣」に改正、これはデジタル庁の設置法に伴いまして、もともと、マイナンバーにつきましては、総務省の所管、これが、デジタル庁の所管ということで、このデジタル庁につきましては、このデジタル庁の長は内閣総理大臣ということで、法律上なっておりますので、文言を変えるもの。また、番号法、こちらの改正につきましては、番号法の19条についてですが、こちらは、マイナンバーを含む個人情報の提供の制限の例外規定でございます。提供ができるという、そういう規定に新たに第4号が追加され、それぞれ引用している7号と8号が1号ずつ号ずれが起きたものによる改正となっております。この第4号につきましては、新たな第4号は、会社の従業員などがほかの会社に移った場合、その従業員の同意を得た場合に、移動後の新しい会社に、この特定個人情報を提供することができるというものが追加になりました。直接条例には影響はございません。

続きまして、報告第9号でございます。

報告第9号の伊豆市水害に備えた土地利用条例の一部改正でございます。こちら、法律の改正に伴い、条項ずれを改正してございます。

議案書の11ページをお願いいたします。

新旧対照表でございますが、今回、水防法が改正されたことによりまして、条例の第2条で水防法の14条2項を引用してございます。この14条2項につきましては、改正法の水防法では、14条3項と、項ずれを起こしております。これにつきましても、この14条の規定が洪水浸水想定区域について規定をしているんですが、改正前の水防法では、国土交通大臣の指定、都道府県知事の指定というのが14条の2項で規定されておりました。

それが、今回、改正により、それぞれ国土交通大臣の指定を14条2項で、都道府県知事が指定するものを14条1項と2項で、それぞれ書き分けられました。

よって、こちらで引用をしている2項が3項に項ずれを起こしたということでございます。

1つ、説明が漏れておりました。最初の個人情報保護条例につきましては、条例の施行日は、法律の改正等に合わせまして、本日、9月1日となっております。また、水害に備えた土地利用条例につきましては、こちらは、既に法律の改正が施行されております。令和3年7月15日に施行してございます。

説明については以上です。

○議長（小長谷順二君） 以上で説明を終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小長谷順二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

◎報告第10号の上程、説明、質疑

○議長（小長谷順二君） 日程第7、報告第10号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更）を議題といたします。

提出者から報告を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 報告第10号は、令和2年度伊豆市デジタル同報系防災行政無線整備工事に係る請負金額の増額及び工期延長について、地方自治法第188条第1項の規定により専決処分したので報告するものです。

詳細を危機管理監に説明させます。

○議長（小長谷順二君） 本件の報告について補足説明の申出がありましたので、これを許します。

危機管理監。

〔危機管理監 稲村俊一君登壇〕

○危機管理監（稲村俊一君） おはようございます。

それでは、私のほうから報告第10号 専決処分の報告（工事請負契約の変更）について補足説明させていただきます。

議案書の15ページをお開きください。

まず契約の名称ですが、令和2年度伊豆市デジタル同報系防災行政無線整備工事、専決処分した日ですが、本年7月14日であります。

変更契約金額ですが、当初契約額11億6,864万円、変更契約額11億7,700万円、836万円の増額であります。

これは、実施設計により屋外子局の設置機器の仕様の確定に伴い、再度、柱の強度計算をした結果、強度不足となる柱が増加したことから建て替え本数が増加したものであります。

工期につきましても建て替え本数の増加、また、流用可能な屋外子局柱の塗り直し本数が実施設計により増加したことから完成を令和4年3月18日から令和4年12月26日に工期延長するものであります。

契約の相手方は、掛川市の静岡日電ビジネス株式会社であります。

補足説明につきましては以上でございます。

○議長（小長谷順二君） 以上で説明を終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小長谷順二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

◎報告第11号～報告第15号の上程、説明、質疑

○議長（小長谷順二君） 日程第8、報告第11号 専決処分の報告について（土地売買に係る損害賠償の額の決定）から日程第12、報告第15号 専決処分の報告について（土地売買に係る損害賠償の額の決定）までの5件を一括して議題といたします。

提出者から報告を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 報告第11号から第15号は土地売買に係る5人の方に対する損害賠償の額について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、報告するものです。詳細について、総務部長に説明させます。

○議長（小長谷順二君） 本件の報告について補足説明の申出がありましたので、これを許します。

総務部長。

〔総務部長 伊郷伸之君登壇〕

○総務部長（伊郷伸之君） それでは、報告第11号から報告第15号 専決処分について補足説明させていただきます。

この5件の専決処分でございますが、令和2年度に契約、また、支払いをいたしました中伊豆支所の敷地の土地売買に係る売買価格の算定の際に、単価に誤りがありました。そのため、本来支払うべき額と既に支払った額の差額として5人の方、合計で104万2,593円と、当該額の年3分の割合の利息、2万8,790円、合計額で5人の方、合計で107万1,383円を損害賠償額として確定し、専決処分をいたしました。

この買収単価の誤りにつきましては、平成30年度に実施した不動産鑑定額を基に土地公示価格の下落率を用いて、令和2年4月時点の価格を算出する際の計算過程に誤りがありました。1平方メートル当たり144円安く契約してしまったものでございます。対象の5人の方ですが、専決処分にありますとおり、まず、議案書の19ページでございます。

報告第11号につきましては、議案書に記載の方に21万122円、また、報告第12号です。23ページ、こちらの方につきましては、12万6,603円、報告第13号、27ページになりますが、こちら記載の方につきましては、27万6,441円、報告第14号、31ページの方につきましては、23万2,761円、報告第15号、35ページに記載の方につきましては、22万5,456円、それぞれ損害賠償の額として決定しました。地権者の皆様には、大変御迷惑をおかけし、申し訳ございませんでした。5人の皆様には、内容を説明の上、御承諾いただきました。8月31日に支払いのほうを終わっております。

補足につきましては以上です。

○議長（小長谷順二君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小長谷順二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

#### ◎報告第16号の上程、説明、質疑

○議長（小長谷順二君） 日程第13、報告第16号 令和2年度伊豆市一般会計予算の継続費精算報告についてを議題といたします。

提出者から報告を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 報告第16号 令和2年度伊豆市一般会計予算の継続費精算報告について提案理由を申し上げます。

本件は、継続費を設定した事業を実施した新こども園建設事業について、事業年度が終了したため地方自治法施行令第145条第2項の規定に基づき、精算の報告をするものです。

詳細について、総合政策部長に説明させます。

○議長（小長谷順二君） 本件の報告について補足説明の申出がありますので、これを許します。

総合政策部長。

〔総合政策部長 新間康之君登壇〕

○総合政策部長（新間康之君） それでは、私から報告第16号について補足説明をさせていただきます。

お手元の議案書の39ページをお開きいただきたいと思います。横書きの報告書になります。こちらが継続費の報告書となります。

3款民生費の2項新こども園建設事業におきましては、平成30年度から令和2年度まで3か年の継続費を設定して、事業を行いました。

各年度の実績といたしましては、平成30年度は、年割額3億8,860万円に対し、支出済額が3億7,300万円、令和元年度は、年割額4億3,108万4,000円に対し、支出済額が3億4,376万1,000円、最終年度の令和2年度は、年割額は1億9,281万6,000円でございますが、前年度までに支出しなかった金額を逐次繰越して、財源として使用いたしましたので、支出済額が2億7,110万5,000円となっております。

合計といたしましては、計画額10億1,250万円に対し、支出済額9億8,786万6,000円、2,463万4,000円の残となっております。

以上でございます。

○議長（小長谷順二君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小長谷順二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

### ◎報告第17号及び報告第18号の上程、説明、質疑

○議長（小長谷順二君） 日程第14、報告第17号 令和2年度伊豆市健全化判断比率の報告について及び日程第15、報告第18号 令和2年度伊豆市資金不足比率の報告についての2件を一括して議題といたします。

提出者から報告を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 報告第17号及び報告第18号について一括して提案理由を申し上げます。

これら2件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づく健全化判断比率及び同法第22条第1項の規定に基づく資金不足比率について監査委員の意見を付けて報告するものです。

詳細について、総合政策部長に説明させます。

○議長（小長谷順二君） ここで補足説明の申出がありますので、これを許します。

総合政策部長。

〔総合政策部長 新間康之君登壇〕

○総合政策部長（新間康之君） 報告第17号と報告第18号併せて補足説明をさせていただきます。

議案書では41ページをお開きいただきたいと思います。また、説明につきましては、お手元に令和2年度の決算資料という資料がございます。お開きいただきますと、令和2年度伊豆市決算概要報告書というものをとじておりますので、そちらを御覧いただきたいと思います。こちら、21ページになります。21ページをお開きください。

それでは、21ページを御覧いただきたいと思います。まず、1) 実質赤字比率、それから2) の連結実質赤字比率でございますが、実質赤字比率が、それぞれマイナス12.80%とマイナス28.48%とマイナスとなっております、赤字は生じてございません。

次に、実質公債費比率と、将来負担比率ですが、3) の実質公債費比率は、伊豆市の一般会計等が負担する元利償還金と準元利償還金の標準財政規模に対する比率となります。ここに実質公債費比率7.03660%と記載がございますが、これは令和2年度の単年度の公債費比率となっております。

その下に、3か年平均6.9%という記載がございますが、こちらが平成30年度から令和2

年度までの3か年の平均となりまして、これが健全化判断比率の数字となります。

続いて、計算式でございますが、四角の中を御覧いただきたいと思いますが、まず分子について、地方債の元利償還額と表下でございます①から⑤までを合計した準元利償還金との合計、そこから交付税の需要額に算定される額を引いたものになります。この額を計算しますと、分子は6億1,926万4,000円となります。分子が6億1,926万4,000円。また、分母についてでございますが、標準財政規模から償還金等に係る交付税の需要額に算入される額を引いた額となります。この分母を計算いたしますと、88億61万7,000円となります。この額で割ったものが実質公債費比率ということになります。

なお、3か年の平均でございますが、平成30年度単年度の実質公債費比率が6.72%、令和元年度が6.95%、令和2年度まで合わせた3か年平均ですと、そちら記載の6.9%となりまして、財政悪化の黄色信号でございます早期健全化基準は25%でございますので、基準を下回っているということでございます。

続きまして、1枚めくっていただきまして、将来負担比率でございます。こちらの将来負担比率は、同じく伊豆市の一般会計等が、将来負担すべき実質的な負担の標準財政規模に対する比率になります。

こちらの計算でございますが、まず、分子の部分、こちらは、地方債の令和2年度末現在高、それから債務負担行為に基づく支出予定額、職員の退職手当の支給予定額など四角の表の下①から⑤までを合計した将来負担額が270億2,248万円となります。

これから負担に充当できる基金の額と、地方債残高に係る交付税の需要額に算入される見込額の合計234億4,583万4,000円を差し引いた額、これが分子となります。その金額が35億7,664万6,000円となります。

続いて、分母でございますが、先ほどの実質公債費比率で用いた算式と同じとなりますので、88億61万7,000円でございますので、将来負担比率としては、計算いたしますと、40.6%となります。こちら、早期健全化基準は350%となっておりますので、こちら、基準を下回っているということでございます。

続きまして、報告第18号でございます。議案書にお戻りいただきまして、45ページをお開きいただきたいと思っております。

こちらは、公営企業会計として記載してございます4つの会計につきまして、赤字の状況を見るためのものがございますが、いずれの会計も赤字決算はございませんので、資金不足比率については算定がなく、赤字比率は発生してございません。

以上、2件の報告について補足をさせていただきました。

○議長（小長谷順二君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

〔発言する人なし〕

○議長（小長谷順二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

◎議案第55号～議案第70号の上程、説明

○議長（小長谷順二君） 日程第16、議案第55号 令和2年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定から、日程第31、議案第70号 令和2年度伊豆市矢熊財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの16議案を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第55号から議案第70号まで、一括して提案理由を申し上げます。

議案第55号から議案第60号まで及び議案第64号から議案第70号までの13議案については、地方自治法第233条第3項に基づき、令和2年度決算について監査委員の意見をつけて、議会の認定に付すものです。議案第61号から議案第63号については、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づく利益剰余金の処分に係る議決、併せて第30条第4項の規定に基づく令和2年度決算について監査委員の意見をつけて、議会の認定をお願いするものです。

まず、一般会計決算について、歳入総額は、新型コロナウイルス感染症の影響による企業収益の悪化などにより市税が前年度比1億1,990万円減額した一方で、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として特別定額給付金が交付されたことによる国庫支出金の増額や、地域社会再生事業費の新たな算定基準が追加されたことによる地方交付税の増額などにより、前年度より39億7,595万円増の233億6,329万9,000円となりました。

歳出総額は、新こども園建設や道の駅整備事業、オリンピック関連事業である市道大野中ノ沢線改良工事などの大型事業が完了したことにより事業費が減少した一方で、新型コロナウイルス感染症対策事業をはじめ、中伊豆支所土地購入や土肥支所庁舎改修工事、GIGAスクール推進事業を実施したほか、令和元年発生 of 台風15号及び19号被害や令和2年7月豪雨災害に係る災害復旧費の増加などにより、前年度から34億7,239万円増の218億1,208万円となりました。

その結果、歳入歳出差引額は、15億5,121万9,000円で、このうち繰越明許費などの財源として2億2,279万1,000円を令和3年度へ繰り越しましたので、実質収支額は13億2,842万8,000円となりました。

決算の詳細については、一般会計決算を会計管理者に、特別会計決算については、それぞれ担当する部長に説明をさせます。

○議長（小長谷順二君） これをもって提案理由の説明を終わります。

ここで補足説明の申出がありますので、これを許します。

初めに、議案第55号について、会計管理者。

[会計管理者 原 恵子君登壇]

○会計管理者（原 恵子君） おはようございます。

それでは、議案第55号 令和2年度一般会計歳入歳出決算の認定について補足説明をさせていただきます。

お手元に一般会計歳入歳出決算書と決算説明資料を御用意ください。

まず、決算書293ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

○議長（小長谷順二君） 何ページ、もう一度言ってくれる。

○会計管理者（原 恵子君） 293ページでございます。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額は、233億6,329万9,000円、歳出総額は218億1,208万円、歳入歳出差引額は、15億5,121万9,000円となりました。

その歳入歳出差引額から、4の翌年度へ繰り越すべき財源の計2億2,279万1,000円を引いた実質収支額は13億2,842万8,000円となりました。

それでは、歳入について御説明いたします。決算説明資料の決算概要報告書、36ページ、（1）歳入決算の状況をお願いいたします。

ページの一番下、合計欄でございますが、最終予算額は、現年、繰越を合わせて、256億3,478万円となりました。

決算額は、233億6,329万8,000円となっておりますが、これは、下の注意書きにございますとおり、款の積み上げによる誤差でございますので、決算額は、先ほど申し上げた233億6,329万9,000円となり、右横の前年度決算額と比較いたしますと、120.51%で39億7,594万9,000円の増となりました。

1款市税は、前年度比97.23%、1億1,990万円の減でした。

税別の詳細につきましては、同じ資料の43ページにありますので、後ほど御確認ください。ここからは、前年度比や決算額が大きく変わった項目について御説明いたします。

まず、6款地方消費税交付金は、前年度比122.5%、1億2,664万1,000円の増。

8款環境性能割交付金は、前年度比200.67%、1,046万3,000円の増。

9款地方特例交付金は、前年度比50.41%、2,714万3,000円の減。

10款地方交付税は、前年度比101.95%、9,980万円の増。これは、普通交付税が令和元年度で合併算定替えによる特例措置の縮減期間が終了し、本来の一本算定となった一方で、地域社会再生事業費の新たな算定に伴う増でございます。

14款国庫支出金は、前年度比313.74%、38億7,175万1,000円の増。これは、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として特別定額給付金事業費が交付されたことによります。

続きまして、17款寄附金は、前年度比94.35%、3,462万7,000円の減。これは、ふるさと伊豆市寄附金が減少したことによります。

18款繰入金は、前年度比96.51%、6,044万8,000円の減。

21款市債は、前年度比98.16%、3,910万3,000円の減となりました。

続きまして、歳出について御説明いたします。隣のページ、決算概要報告書、37ページ、(2)歳出決算の状況を御覧いただきたいと思ひます。

最終予算額に対する執行率を申し上げます。

決算額の合計は、218億1,208万円となり、最終予算額256億3,478万円に対する執行率は、85.08%、前年度比118.93%、34億7,239万4,000円の増となりました。

続きまして、決算書12ページ、13ページを御覧いただきたいと思ひます。

下段の歳出合計欄を横に見ていただきたいと思ひます。

歳出済額から翌年度繰越額、14億5,359万3,450円を除いた23億6,910万7,248円が令和2年度の不用額となりました。

次に、前年度と比べ、大きく増減があった款について御説明いたします。

再び決算概要報告書、37ページを御覧いただきたいと思ひます。

2款総務費、前年度対比248.09%、33億8,845万4,000円の増。これは、特別定額給付金事業や、営業自粛協力金の実施、中伊豆支所の土地購入費や土肥支所の庁舎改修工事によるものです。こちらは、決算書の78から81ページ及び94、95ページを後ほど御覧いただきたいと思ひます。

次に、6款農林水産業費、前年度対比84.17%、1億1,039万円の減。これは、中山間地域総合整備事業に係る県営事業費負担金が増加した一方で、県営土地改良事業内陸フロンティア企業誘致促進農業基盤整備負担金の皆減によります。こちらは決算書の174から179ページに記載がございます。

次に、7款商工費、前年度対比70.46%、3億1,861万2,000円の減。これは駿河湾フェリー運行負担金や、フェリーターミナル駐車場整備工事で増加した一方で、前年度に完成した道の駅整備事業関連経費の減によります。こちらは、決算書の190から207ページに記載がございます。

次に、8款土木費、前年度対比88.33%、2億6,395万2,000円の減。これは市道越路嵐山線改良工事や牧之郷駅周辺整備事業に係る土地購入費などで増加した一方で、オリンピック関連事業に係る市道大野中ノ沢線の完了や市道矢熊筏場線の改良工事の減によります。こちらは、決算書の212ページから225ページに記載がございます。

次に、11款災害復旧費、前年度対比144.76%、2億1,831万7,000円の増。これは、繰り越しして、実施した令和元年発生 of 台風15号及び19号被害に係る災害復旧工事や令和2年7月豪雨災害に係る災害復旧費の増によります。こちらは決算書の282から287ページに記載がされております。

次に、12款公債費、前年度対比100.06%、96万8,000円の増。公債費は、決算概要報告書41ページを御覧ください。

下段合計欄のとおり、前年度末市債残高が180億1,636万3,000円に対し、令和2年度中に20億8,080万6,000円を借り入れ、15億4,242万1,000円を償還したことにより、年度末の現在高は、合計が185億5,474万8,000円となりました。

再び決算概要報告書37ページに戻っていただきまして、13款諸支出金でございます。前年度対比81.39%、1億9,020万8,000円の減。これは森林環境整備促進基金の積立金や新たに新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金の創設により増加した一方で、ふるさと納税を原資としたふるさと伊豆市応援基金の減によります。

最後に、基金について御説明いたします。

決算書、最終ページの301ページを御覧ください。

令和2年度につきまして、この表にありますように、下段合計で16億5,103万2,000円を取り崩し、それぞれの事業の財源として充当しました。

また、財政調整基金、減債基金、社会基盤整備基金、環境衛生施設整備基金、ふるさと伊豆市応援基金、地域振興基金、そして、新たに新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金を創設し、合計で8億3,192万2,191円を積み立て、年度末の現在高は、88億8,416万8,445円となっております。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（小長谷順二君） ここで55分まで休憩といたします。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時55分

○議長（小長谷順二君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

次の議案第56号から議案第70号までについては、関係部長ごとに説明を受けます。

まず、議案第56号及び議案第64号から議案第70号までの8議案について、総務部長。

〔総務部長 伊郷伸之君登壇〕

○総務部長（伊郷伸之君） それでは、特別会計のうち、総務部所管の補足説明をさせていただきます。

まず、議案第56号 令和2年度伊豆市公共用地取得事業特別会計でございます。決算書の3ページをお願いします。この会計ですが、公共事業の円滑かつ効率的な執行を図るために事業用地を先行取得することを目的とした会計となっております。

歳入総額3,923万9,445円、歳出総額23万9,445円、差引額3,900万円。この差引額につきましては、令和3年度へ全額繰越をしたものでございます。

8ページ、9ページをお願いします。

まず、歳入の主なものでございますが、財産の貸付収入として普通財産貸付料が22万1,400円、そのほか、3款の一番下になりますが、土地開発基金からの繰入金3,900万円とな

っております。

次の10、11ページ、歳出でございます。こちら、公有財産購入費としまして繰越明許をしてございます3,900万円、あと、基金への積立金として23万9,445円となっております。

13ページをお願いします。財産に関する調書です。上の1番の土地につきましては、増減はございません。また、土地開発基金でございますが、預金につきましては、まず、西平の旧残土処理場の一部を市道用地として一般会計へ売り払ってございます。こちらが361万1,504円、また、駅前県道の事業の代替地を取得するための取崩しとして3,900万円の減。令和元年度末、1億9,416万7,473円に対しまして、令和2年度末、1億5,877万8,977円で差し引き3,538万8,496円の減額となっております。

議案第56号につきましては、以上です。

次に、議案第64号から議案第70号までの財産区の件について補足させていただきます。

決算書の227ページをお願いします。

令和2年度の持越財産区特別会計になります。歳入総額253万7,789円、歳出総額13万7,656円、差引額240万133円でございます。

232、33ページをお願いいたします。

歳入の主なものでございますが、こちら、財産収入として土地建物貸付収入がございまして。こちらが65万6,935円、鎌倉女学院への貸付けとなっております。

続いて、そのほかは、4款、一番下でございます前年度からの繰越金が187万9,975円でございます。

続いて、236、237ページ、歳出になります。こちらにつきましては、237ページの備考を御覧いただきたいと思っております。1つには、財産区の一般管理事業として管理会委員の報酬や公務災害の負担金4万2,656円、そのほか、財産管理事業としまして9万5,000円となっております。

次のページ、239ページ、財産に関する調書でございますが、こちらにつきましては、増減はございません。

続いて、243ページ、市山財産区特別会計でございます。歳入総額18万737円、歳出総額7万8,320円、差引10万2,417円。

248、49ページ、歳入でございますが、こちら、2項の財産売払収入で1万9,335円。こちらにつきましては、まず土地の売払い、これは、県の道路工事のための土地の売払いと、その工事の売払いに対します立木、立木の売払い、これを合わせまして1万9,335円。そのほかは、一番下の前年度繰越金16万1,202円でございます。

252、53ページの歳出でございますが、こちら、備考欄に記載してございます一般管理事業と財産管理事業が主なものとなっております。

255ページ、財産に関する調書につきましては、積立金については、増減ありませんが、土地につきましては、原野で19.25平方メートル、これは、先ほど申しました県への売払い

分になります。

続いて、259ページ、門野原財産区特別会計、歳入総額5万640円、歳出総額3万3,984円、差引1万6,656円。

264、65ページの歳入につきましては、一番下、4款の前年度からの繰越金5万468円が主なものでございます。

歳出につきましては、268、69ページの備考欄にあります財産区の一般管理事業3万3,984円でございます。

271ページの財産に関する調書につきましては、増減はございません。

続いて、吉奈財産区特別会計、275ページになります。

歳入総額361万9,927円、歳出総額135万3,084円、差引額226万6,843円。

280ページ、81ページでございます。こちら、歳入の主なものとしましては、財産の貸付のうちの土地建物貸付収入39万5,486円。こちら、鎌倉女学院等への貸付けが主なものとなっております。

そのほかとしましては、4款、一番下でございます繰越金、前年度からの繰越金が322万1,978円。歳出につきましては、284、285ページ、一般管理事業として7万5,984円、財産管理事業としまして、委託料127万7,100円でございます。

289ページの財産に関する調書につきましては、増減ございません。

続いて、293ページ、月ヶ瀬財産区特別会計でございます。

歳入総額163万7,870円、歳出総額93万6,234円、歳入歳出の差引額70万1,636円でございます。

298、99ページの歳入でございます。

主なものとしまして、こちら、土地建物貸付収入としまして41万1,590円。こちら主な貸付先は、ソフトバンクの携帯電話の基地局が主なものとなっております。

そのほか、繰越金としまして、前年度繰越金が122万5,373円。

続いて、歳出ですが、302、303ページでございます。

こちらが一般管理事業として8万5,984円、財産管理事業として、謝礼、委託料等で85万250円でございます。

次の305ページ、財産に関する調書につきましては、増減ございません。

続いて、309ページ、田沢財産区特別会計です。

歳入総額178万5,349円、歳出総額2万7,984円、差引額175万7,365円でございます。

314、15ページでございます。こちらは、歳入の主なものとしましては、前年度からの繰越金178万4,979円でございます。

316、17ページの歳出でございますが、こちら、一般管理事業としまして、2万7,984円が主なものとなっております。

319ページ、財産に関する調書につきましては、増減ございません。

財産区の最後でございます。323ページ、矢熊財産区特別会計、歳入総額29万7,529円、歳出総額2万3,320円、差引額27万4,209円でございます。

328、29ページ、こちら歳入でございますが、やはり3款の前年度繰越金29万7,529円が主なものでございます。

330ページ、31ページの歳出ですが、こちら、一般管理事業として2万3,320円が主なものとなっております。

総務部所管の特別会計については以上でございます。

○議長（小長谷順二君） 次に、議案第57号及び議案第58号について、市民部長。

〔市民部長 加藤博永君登壇〕

○市民部長（加藤博永君） それでは、議案第57号、議案第58号、2つの議案について補足説明をさせていただきます。

特別会計の歳入歳出決算書、17ページをお願いいたします。

歳入総額ですが、39億2,658万3,119円、歳出総額38億5,600万7,176円、差引額ですが、7,057万5,943円となりました。

歳入のほうから説明させていただきます。

22、23ページをお願いいたします。

1款国民健康保険税は一般被保険者分8億2,442万5,793円、退職被保険者分69万7,952円、合計で8億2,512万3,745円を収納いたしました。

前年度と比較いたしますと、1,958万684円の増となりました。

一般被保険者の現年課税分の収納率でございますが、95.64%で前年に比べまして0.62ポイント上昇いたしました。

24、25ページをお願いいたします。

3款県支出金でございますが、26億8,422万7,390円、前年と比較いたしまして、2億1,103万5,716円の減となりました。主に保険給付費等交付金の減少によるものでございます。

26、27ページをお願いいたします。

5款繰入金は3億228万4,153円、前年と比べまして、724万2,718円の増となっております。内訳でございますが、一般会計からの繰入金、法定分ですが2億8,321万7,153円、その他の繰入金が1,906万7,000円でございます。

引き続きまして、歳出について説明させていただきます。決算書の32、33ページをお願いいたします。

1款総務費でございます。国民健康保険事業に従事します正職員、会計年度職員1名の人件費4,337万5,790円、事業を運営するための経費、一般管理費が2,761万6,332円となり合計で7,099万2,122円となりました。

34、35ページをお願いいたします。

2款保険給付費は総額で26億1,058万4,257円となりました。このうち、1項療養諸費は22

億7,915万3,564円、次ページになりますが2項高額療養費は、3億1,766万1,863円を支出しております。

38、39ページをお願いいたします。

4項出産育児諸費、24件で支払い手数料を含めまして1,006万8,830円、5項の葬祭諸費は74件で370万円を支出しております。

40、41ページをお願いいたします。

下段の5款保健事業費は、総額で6,138万5,515円を支出いたしました。主な支出でございますが、次ページの42、43ページをお願いいたします。

1項の保健事業費、人間ドックの委託料ですが、225人受診で562万5,000円、2項の特定保健診査等事業費、特定健康診査委託料については、受診者が2,831名で2,225万9,800円、その下の後期高齢者健康診査委託料については、受診者は2,217名で1,935万480円を支出いたしました。

以上が、令和2年度の伊豆市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の補足説明でございます。引き続きまして、議案第58号 後期高齢者医療特別会計の補足説明をさせていただきます。決算書の53ページをお願いいたします。

歳入総額ですが、4億7,373万8,058円、歳出総額は4億7,175万3,191円、差引きでございますが、198万4,867円となりました。

歳入から説明させていただきます。決算書の58、59ページをお願いいたします。

1款後期高齢者医療保険料でございますが、収入済額は3億6,626万1,749円となりました。

3款繰入金でございますが、一般会計からの事務費繰入れとして247万円、保険基盤安定繰入金9,770万6,977円を繰入れ、計で1億17万6,977円となっております。

次に、歳出について説明をさせていただきます。

62、63ページをお願いいたします。

1款総務費でございますが、577万5,366円で、主な支出は人間ドック委託料、受診者が46名で122万5,000円、それから、三島市、伊豆市及び伊豆の国市電算センター協議会への負担金が127万円、それから、事務円滑のためのシステム改修に165万円を支出しております。

2款後期高齢者医療広域連合納付金は4億6,545万9,425円となりました。前年度と比較しますと2,780万1,425円の増となっております。

補足説明は以上でございます。

○議長（小長谷順二君） 次に、議案第59号について、健康福祉部長。

〔健康福祉部長 栗山信博君登壇〕

○健康福祉部長（栗山信博君） それでは議案第59号 介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について補足説明をさせていただきます。

特別会計の決算書69ページをお開きください。

歳入の総額でございます。35億2,074万203円、歳出総額34億9,754万4,077円、差引額

2,319万6,126円となりました。

次に74、75ページをお願いいたします。

歳入の主な科目を説明させていただきます。

1款介護保険料の現年度分でございます。調定額6億9,603万5,028円、収入済額6億9,367万9,977円で、収納率は99.66%でした。前年度対比では収入済額は958万1,580円減少しておりますが、収納率は0.19ポイント上昇しました。保険料の減少は新型コロナウイルス感染症に伴う保険料の減免措置によるものや、低所得者保険料軽減措置による減額となっております。

続いて80、81ページをお願いいたします。

7款繰入金です。一般会計からの繰入金は5億569万1,000円で前年比102.3%、金額で1,178万2,000円の増となっております。こちらの繰入れは法定繰入となっております。

次に、88、89ページをお願いいたします。

歳出の2款となります。保険給付費ですが、32億5,105万2,637円で前年度対比では1億2,696万182円、4.1ポイントの増となりました。

主な要因につきましては居宅介護サービス費、地域密着型サービス費とも、サービス利用者の増加に加え、医療給付であります医療療養施設から介護給付の介護医療院への転換により施設介護サービス費が増加したことによるものです。

次に、90、91ページの下段から、92、93ページをお願いいたします。

3款の地域支援事業費です。1億9,813万8,675円で前年度対比では109万5,482円、0.6ポイントの増となりました。

主な要因は介護予防日常生活総合支援事業のサービス利用者の増加によるものです。

次に96、97ページをお願いいたします。

6款2項繰出金ですが、令和元年度の決算額が見込額を下回ったため、精算により一般会計への繰出金として2,124万6,578円を返還いたしました。

最後に、99ページをお願いいたします。

基金についてでございます。令和2年度は取崩しを行わず、利息の9,548円を積み立て、令和2年度末現在高は2億4,273万2,402円となっております。

説明は以上でございます。

○議長（小長谷順二君） 次に、議案第60号から議案第63号までの4議案について、建設部長。

〔建設部長 山田博治君登壇〕

○建設部長（山田博治君） それでは、私から建設部所管の4つの特別会計の決算について補足説明をさせていただきます。

特別会計決算書の103ページをお願いします。

議案第60号 令和2年度伊豆市簡易水道事業特別会計でございますが、本特別会計は令和3年4月1日から地方公営企業法を適用することに伴い、今年度に限り出納閉鎖期間を設け

ず3月31日時点の打切決算となりました。

歳入総額1億7,095万1,529円、歳出総額1億2,317万2,967円、歳入歳出差引額4,777万8,562円となりました。

歳入の内訳でございますが、108ページを御覧ください。

歳入の主なものは使用料及び手数料3,620万7,117円、繰入金7,939万6,000円でこれは一般会計決算書の167ページ、衛生費の中から簡易水道事業特別会計繰出金として支出されております。ほかに、繰越金912万2,286円、諸収入154万570円となりました。

次のページをお開きください。

市債としまして、事業債4,460万円を借り入れ、歳入総額は1億7,095万1,529円となります。

次に、歳出の内訳ですが、112ページをお願いします。

歳出の主なものでございますが、人件費や庶務的経費として総務管理費2,696万9,450円、工事請負費や修繕費として、簡易水道費5,063万5,508円。

次のページをお願いします。

長期債償還元金と利子を合わせた公債費が、4,556万8,009円となり、歳出総額は1億2,317万2,967円となります。歳入歳出差引額の4,777万8,562円は令和3年度から適用している公営企業会計法に基づく簡易水道事業会計に引き継ぐこととなります。

続きまして、121ページをお願いします。

議案第61号 令和2年度伊豆市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定となります。

令和2年度の年間配水量は638万448立方メートル、年間有収水量は前年度比21万1,509立方メートル減の412万184立方メートルとなりました。年間有収率は前年度より1.24ポイント上昇し、64.58%です。これは、漏水調査による修繕を行ったことと、漏水事故が前年度に比べて減少したことと思われま。

水道事業会計決算報告書につきましては、122ページから125ページは税込みの表示、126ページからは税抜表示となっておりますので御注意ください。

まず、122、123ページをお願いします。

令和2年度水道事業決算報告書の(1)収益的収入の収入及び支出、上段の収入でございますが、水道事業収益が5億8,606万3,908円、下段の支出、水道事業費用、5億3,132万9,359円でございます。

124、125ページをお願いします。

(2)の資本的収入及び支出になりますが、上段の収入は、建設改良費の財源として企業債4,450万円、他会計出資金として一般会計から電源立地地域交付金440万円と下水道会計から540万円の収入がありました。

下段の支出でございますが、建設改良費1億1,015万7,785円で、主な工事としましては雲金の浄水場他滅菌・水質監視設備改修工事ほか6件が主な工事となっております。

企業債償還金につきましては1億4,479万7,910円でございます。

148ページから151ページに明細がありますので後ほど御確認ください。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額2億65万6,895円は当年度分の消費税及び地方消費税資本的収支調整額と過年度分。当年度分損益勘定留保資金で補填をいたしました。

126ページ、127ページをお願いします。

令和2年度水道事業損益計算書になります。

営業収益から営業費用を引いた営業利益が6,253万1,454円。営業外収益、営業外費用を含めた経常利益が4,526万9,399円。これから特別損失を差し引いた純利益が4,452万3,793円となりました。これに前年度からの繰越利益剰余金6万8,284円を足したものが当年度未処分利益剰余金4,459万2,077円となりまして、次のページ、128、129ページ側の右の欄から3列目、未処分利益剰余金の最下段の額と一致をしております。この未処分利益剰余金を128ページ下段にありますけれども、令和2年度水道事業剰余金処分計算書(案)としまして、建設改良積立金として2,200万円、減債積立金として2,200万円を積み立てる処分案を決算の認定と併せて議会にお願いするものでございます。

136ページをお願いします。

資本的支出の主な工事は、先ほど申しましたけれども、雲金浄水場他滅菌水質監視設備改修工事を行い、老朽管の布設替え工事は地蔵堂、年川、上和田、月ヶ瀬地区及び御幸橋新設に伴う布設替え工事を実施しました。

決算書139ページをお願いします。

主な業務委託でございますが、伊豆市水道料金等徴収業務委託が、伊豆市上下水道料金お客様センターによる水道使用料算定、徴収、検針、名義変更、窓口対応の業務を委託し、適切な使用者管理情報と収納率向上に努めております。水道修繕調査等業務委託は、漏水対応の迅速化と市民サービスの向上を図っております。いずれにしましても、工事関係及び業務委託は市民生活に密着した仕事であります安全・安心な水道水を安定的に供給できるよう進めております。

続きまして、155ページをお願いします。

議案第62号 令和2年度伊豆市温泉事業会計剰余金の処分及び決算の認定でございます。令和2年度の温泉事業につきましては給湯戸数は前年度比1戸減の321戸、年間総給湯量は前年度比3万440立方メートル減の146万566立方メートルでございました。

また、建設改良事業としましては既存施設の水口洞源泉の水中ポンプの入れ替えと故障に備えた予備ポンプの購入をいたしました。

事業収益におきましては、新型コロナウイルスによる緊急事態宣言等の自粛により前年度より330万210円減の7,189万102円となりました。

こちらにつきましても、156から159ページは税込表示、161ページからは税抜表示になっておりますので注意してください。

156、157ページをお願いします。

令和2年度温泉事業決算報告書、(1)の収益的収入及び支出の上段、収入でございますが、温泉事業収益が7,865万5,596円、下段、支出は温泉事業費用6,171万537円でございます。

158、159ページをお願いします。

(2)の資本的収入及び支出の収入はなく、支出としまして1,667万6,000円で主な工事は、水口洞源泉水中ポンプ緊急入れ替え工事ほか1件であります。

161ページをお願いします。

温泉事業損益計算書になります。営業収益から営業費用を引いた営業利益が1,487万3,903円、営業外収益、営業外費用を含めた経常利益が1,697万6,225円となりました。これから特別損失156万4,166円を差し引いたものが当年度純利益1,541万2,059円となり、これに前年度からの繰越利益剰余金87万4,602円を足したものが当年度未処分利益剰余金1,628万6,661円となります。

162ページ、163ページをお願いします。163ページの右から3列目に未処分利益剰余金の最下段の額と一致をしております。

この未処分利益剰余金を162ページ下段の令和2年度温泉事業剰余金処分計算書(案)の利益積立金の積立てとして600万円、建設改良積立金の積立てとして1,000万円積み立てる処分案を決算の認定と併せて議会にお願いするものでございます。

175ページをお願いします。

資本的支出の改良費としまして、先ほど申しています水口洞の源泉の水中ポンプの緊急入れ替え工事及び小土肥送湯ポンプ場の送湯ポンプの緊急修繕を実施しました。

また、固定資産購入費としまして予備ポンプを小土肥・八木沢源泉のために購入し、緊急時の対応を図ります。この結果、当地区への安定供給が図られております。

続きまして、最後になります、179ページをお願いします。

議案第63号 令和2年度伊豆市下水道事業会計でございます。

令和2年度処理区域面積は754ヘクタール、処理区域内人口は1万8,505人となりました。前年度に比べ、面積は東部処理区大平地区の整備で5.1ヘクタールの増加となりましたが、人口減少により、区域内人口は292人減少しました。水洗化率は86%になります。また、年間総処理水量は412万5,082立方メートルとなり、前年度に比べ11万9,785立方メートル減少しました。

下水道事業につきましても、180ページから183ページまでは税込み、184ページからは税抜きとなっております。

まず、181ページをお願いします。

令和2年度下水道事業決算報告書、(1)収益的収入及び支出の上段でございますが、収入では下水道事業収益14億3,590万5,860円、下段の支出は下水道事業費用14億4,507万8,214円でございます。

182、183ページをお願いします。

(2)の資本的収入及び支出の上段、収入につきましては建設改良費の財源として企業債1億3,360万円、他会計出資金7,000万1,000円、国庫補助金9,204万5,000円となりました。下段の支出ですが、建設改良費2億8,599万3,709円で、主な事業としまして、195ページを御覧ください。

委託料としまして、加殿地区の管渠中継ポンプ場の設計、湯ヶ島クリーンセンターほかの耐震化設計、改築設計、196ページ、工事費としまして、大平地区の管渠敷設工事及び土肥地区の管渠更生工事を行いました。

183ページに戻っていただきまして、企業債償還金は4億3,739万1,748円でございます。

208ページから下水道事業の企業債の明細がありますので、御確認いただきたいと思ます。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額4億2,187万3,527円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,542万2,326円、過年度分損益勘定留保資金1億9,496万3,082円及び当年度分損益勘定留保資金2億148万8,119円で補填をいたしました。

184ページ、185ページをお願いします。

令和2年度の下水道事業の損益計算書にあります営業収益から営業費用を引いた営業損失9億8,524万2,843円、営業外収益、営業外費用を含めた経常損失が2,495万8,596円、これに特別損失を加算した当年度純損失は2,575万9,233円となりました。

主な工事としまして、202ページをお願いします。

収益的支出、下水道事業費用の管渠費は下水道管渠施設の維持管理及び補修等を行うものになります。

次に、処理場費につきましては、土肥、湯ヶ島、白岩の下水道処理場の3施設及び加殿、佐野雲金、吉奈、門野原、冷川の農業集落排水処理場の5施設の維持管理を行うものでございます。適切に流入汚水を処理することにより、公共水域の保全に努めました。

流域下水道事業費は、狩野川東部浄化センターに関する維持管理負担金となります。

205ページをお願いします。

資本的支出、管渠建設費1億7,691万1,810円でございますが、大平地区管渠敷設工事を実施、事業計画に基づいた処理区域の拡大を行いました。

管渠改良費1,628万2,400円でございますが、土肥地区の管渠更生工事、マンホールポンプ場の水中ポンプ取替え等を実施しました。

処理場改良費4,302万619円でございますが、湯ヶ島クリーンセンターほかの実施設計及び各処理場の機械設備等の取替工事をしました。

流域下水道事業建設負担金2,385万7,091円でございますが、これは先ほど申しました狩野川東部浄化センターの建設改良の負担金となります。

以上で、建設部所管の特別会計剰余金の処分及び決算の補足説明を終わります。

よろしく申し上げます。

○議長（小長谷順二君） 以上で補足説明を終わります。

ここで、監査委員から決算審査の意見書が提出されておりますので、意見書の補足説明を求めます。

渡邊代表監査委員。

〔代表監査委員 渡邊光由君登壇〕

○代表監査委員（渡邊光由君） 監査委員の渡邊でございます。

それでは、ただいま議長から求められました議案第55号 令和2年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第70号 令和2年度伊豆市矢熊財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの一般会計及び特別会計13件と、基金の運用状況並びに公営企業会計3件につきまして、審査結果並びに、意見等につきまして、御報告いたします。

審査の結果につきましては、各会計の決算書及び歳入歳出決算事項別明細書ともに関係法令に準拠して作成されており、決算内容については、計数的に正確であり、予算の執行状況も、全般的に適正であると認定いたしました。

また、各基金についても、計数的に正確であり、基金の運用状況は、いずれも設置目的に沿い、適正に運用されているものと認定いたしました。

詳細につきましては、配付いたしました意見書に記述のとおりでございます。

それでは、意見書の1ページから7ページにあります審査の総括意見を中心に概要を御報告させていただきます。

まず、令和2年度伊豆市一般会計の歳入総額は、233億6,329万9,000円に対して、歳出総額は218億1,208万円となり、差引15億5,121万9,000円となっており、前年度と比較した場合、歳入総額は39億7,594万9,000円、20.5%の増、歳出総額は34億7,239万4,000円、18.9%の増でありました。

普通会計ベースでの歳入を性質別に見ますと、自主財源は82億7,627万4,000円で前年度比1,462万円の減となり、自主財源比率は35.4%で前年度比7.4ポイント減少しております。

市税は前年度対比1億1,990万円の減となりました。ふるさと納税を含む寄附金は5億7,828万2,000円で前年度比5.6%の減となりました。

一方、依存財源は151億2,626万4,000円で、前年度比40億2,548万2,000円の増となりました。これは国庫支出金が前年度比38億7,175万1,000円の増、地方交付税が前年度比9,908万円の増となったことなどによります。

本年度の特筆すべき主な支出は営業自粛要請協力金、土肥支所庁舎改修工事、中伊豆支所土地購入費、特別定額給付金給付事業、公的病院移転新築事業費補助金、伊豆市伊豆の国市廃棄物施設組合負担金、緊急経済対策事業、同報系防災行政無線整備工事、源範頼墓所園地改修工事、土肥港フェリーターミナル駐車場整備工事、長寿命化橋梁修繕工事、市道越路嵐山線改良工事、市道さくら大通線改良工事などが挙げられます。

市税における収入未済額は2億9,077万円で前年度比3,852万円、15.3%の増となりました。これは新型コロナウイルス感染症拡大に伴う政策として、1年の徴収猶予が行われ、特に固定資産税の収納率に影響がありました。

その一方で、過年度分は積極的な滞納処分を行い、その効果により徴収率が前年度より上がっております。

コンビニエンスストア取扱いによる徴収に続き、ペイペイやラインペイの電子決済による収納をはじめ、納税者の利便性もよくなっています。今後も財源を確保する意味も含めて、新しい納税方法のさらなる導入により納税者の納税意欲を増幅させ、また、滞納整理機構との連携を図り、徴収率向上と徴収強化に期待いたします。

当市の財政状況を見ると、普通会計ベースでの経常収支比率は89.9%で前年度比1.2ポイントの減となり、財政構造としてはやや弾力性を欠くとされる水準ではありますが、前年度よりも改善されています。また財政力指数は0.494と低い水準にありますが、公債費比率は3.9%と前年とほぼ同率となりました。

次に、35ページからの特別会計になりますが、初めに、議案第56号 令和2年度公共用地取得事業特別会計についてですが、歳入は普通財産の貸付による財産運用収入23万9,000円と土地開発基金繰入金3,900万円で、歳出は土地開発基金への積立て23万9,000円で、実質収支額は3,900万円となっております。また、財産の譲渡については決算書に記載のとおりですが、保有する土地について当初の取得目的にそぐわないものは処分方法を検討し、新たな活用が図られることを強く望みます。

次に、議案第57号 令和2年度国民健康保険特別会計ですが、歳入決算額は39億2,658万3,000円で、前年度比2億3,378万7,000円、5.6%の減となりました。

国民健康保険税の収入未済額は1億5,774万4,000円に達しており、そのうち滞納繰越分は1億2,246万4,000円、77.6%を占めていますが、被保険者の負担の公平性を確保するとともに、国民健康保険事業の財政健全化を図るためにも、他の税や使用料と合わせた徴収体制の下に、引き続き効果的な滞納整理に当たっていただくよう期待いたします。

また保険給付費のデータを分析して、適正な保険給付を図るとともに、被保険者へのコロナ禍における健康診断受診の低迷を抑制しながら、引き続き健康指導等をお願いいたします。

次に、議案第58号 令和2年度後期高齢者医療特別会計は歳入決算額4億7,373万8,000円で前年度比2,607万6,000円の増となっております。

本会計は保険料の収納業務と医療給付に関する申請書類の受付が主な所管業務となっております。なお、保険料率は広域連合が決定しており、令和2年度については所得割8.07%、均等割4万2,100円となっております。

次に、議案第59号 令和2年度介護保険特別会計では、歳入決算額が35億2,074万円で前年度比6,863万8,000円、2.0%の増となりました。

伊豆市における高齢化率は41.4%となり、高齢者福祉サービスの需要はますます増大する

ものと思われます。介護予防、日常生活支援、総合事業や包括的支援事業の実施により、介護保険利用者を増やさないよう健康支援対策のさらなる充実に力を注いでいただきたい。

次に、議案第60号 令和2年度簡易水道事業特別会計では、歳入決算額は1億7,095万2,000円で前年度比2,410万4,000円、16.4%の増、歳出決算額は1億2,317万3,000円で前年度比1,455万2,000円、10.6%の減となりました。これは総務費の減と、工事請負費等の事業費の減によるものですが、本柿木配水管布設替工事、小下田配水管布設替工事等は施工されております。

今後も厳しい経営が予想されますが、安定供給に向けて効率的な給水に努められるとともに、施設の老朽化への対応等、経費の削減を考慮しながら尽力していただきたい。

次に、議案第64号 令和2年度持越財産区特別会計から議案第70号 令和2年度矢熊財産区特別会計までは財産区特別会計となりますが、歳入決算額及び歳出決算額並びに実質収支額は審査意見書の43ページから44ページまでを御覧ください。

続きまして45ページからの基金運用状況はそれぞれの目的達成のために安全な運用がされておりますが、今後とも運用に当たっては厳しい財政状況を鑑み、内容を十分に検討され引き続き適切な運用を図ることを望みます。

次に、51ページからの公営企業会計ですが、初めに、議案第61号 令和2年度水道事業会計につきましては税抜きの総収益は前年度比1,541万5,000円減収の5億3,396万円、総費用は5,038万3,000円減の4億8,943万6,000円で純利益は4,452万4,000円となりました。

年間配水量は638万立方メートルで年間総有収水量は前年度比21万2,000立方メートル減の412万立方メートルとなり、有収率は64.6%となっています。

建設改良事業は雲金浄水場他滅菌・水質監視設備改修工事、地蔵堂配水管布設替工事、年川配水管布設替工事等が実施されました。

本事業の最大の課題である総配水量と総有収水量の格差と総有収水量は每期減少傾向にあります。ここ数年ほとんど改善されておらず、令和2年度においても減少傾向は変わっていません。原因の一部が判明しつつあるため、次期に増加傾向となることに期待します。

本年は新型コロナウイルス感染症の影響により大口宿泊施設の休業や倒産もあり、また水道料金の支払い猶予措置により収入が減少していますが、同様の影響による工事の削減等で支出も抑えられました。

今後とも水道事業安定のために効率的な事業運営に努め、計画的な施設の更新、耐震整備を引き続き進められることを望みます。

なお、過年度分未収金は3,169万3,000円で年々減少傾向となり、引き続き対策を講じるよう望みます。

次に、議案第62号 令和2年度温泉事業会計ですが、総収益は前年度比330万円減の7,189万円、これに対して総費用は前年度比8,000円増の5,647万8,000円で差し引き1,541万2,000円の純利益となっております。なお、収益については総配湯量は、3万440立方メートル減

少し、大口旅館等の休業や倒産により減となっております。

今年度においては新型コロナウイルス感染症の影響に伴う緊急事態宣言等の自粛により減収となり、純利益も減額となっております。今のこの時期を乗り越え、引き続き計画的な施設更新等を図りながら安定経営に努めていただきたいと思います。

なお、過年度分の未収金は862万9,000円ではありますが、水道事業会計と同様に早期に対策を講じるよう望みます。

次に、議案第63号 令和2年度下水道事業会計につきましては、税抜きの総収益は13億8,705万4,000円、総費用は14億1,281万3,000円で純損失は2,575万9,000円となりました。

伊豆市全体の下水道普及率（整備率）は48.3%で、処理区域内の水洗化率（接続率）は86.0%、年間総処理水量412万5,082立方メートルとなっています。

建設改良事業は特定環境保全公共下水道事業管渠敷設工事として、大平地区第1工区及び大平地区第2工区、大平地区第3工区、管渠更生工事として土肥地区等が実施されました。

河川浄化という環境整備事業本来の目的を鑑みて、接続率の低い地区について特に重点的に接続促進を図るよう引き続き尽力されることを望みます。

また、料金の収入未済額1,214万3,000円については水道事業会計、温泉事業会計と同様、早期に対策を講じるように望みます。

終わりに、決算審査全般を通し、多くの大型事業を抱えている本市において、今後とも一層効率的かつ健全な財政運営を継続できるよう費用対効果の検証による予算の執行を望みます。

なお、地方交付税については昨年度で合併算定替えによる特例措置の縮減も終了し、本年度から一本算定となった一方で、地域社会再生事業費の新たな算定に伴い、交付額は増となりました。健全財政の維持と持続可能な財政運営の長期シミュレーションも新型コロナウイルス感染症の影響で変更を余儀なくされていると思われます。

定期的に、シミュレーションを見直し、その開示をお願いしたい。

第2次伊豆市総合計画の前期計画の最終年であり、子育て教育環境の充実策として修善寺東こども園及び児童発達支援センターを改善し、長年の案件であった市道越路嵐山線のみゆき橋の新設とさくら大通り線の改修工事も順調に進んでいます。地方創生総合戦略「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の最重要政策である人口減少対策事案が多々実施されております。一方で、公共施設総合管理計画に基づく公共施設適正配置は公共施設の廃止、再利用、または管理のアウトソーシング等を一つ一つ丁寧に市民に説明し、スムーズに施行していくようお願いいたします。

今後の政策課題を見ると、都市計画区域の拡大に伴う各地区の拠点づくりの推進とコロナ禍による財政支援も、当分の間は見込まざるを得ず、今まで以上に財政需要の拡大が予測され、こうした財政状況から、経常経費を含めた歳出の効率的な運営と新たな収入源が求められます。財政の健全化判断比率を注視しつつ、今できる効果的な政策が実施されることを希

望いたします。

以上、報告を終わります。

○議長（小長谷順二君） 以上で代表監査委員の説明は終わりました。

ただいま議題となっております議案第55号から議案第70号までの16議案に対する質疑は、9月13日開催予定の本会議において行います。

ここで、議事の都合により、昼の休憩に入ります。再開は午後1時とします。

休憩 午後 0時02分

再開 午後 0時59分

○議長（小長谷順二君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

#### ◎議案第71号～議案第74号の上程、説明

○議長（小長谷順二君） 日程第32、議案第71号 令和3年度伊豆市一般会計補正予算（第4回）から日程第35、議案第74号 令和3年度伊豆市温泉事業会計補正予算（第1回）の4議案を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第71号から議案第74号まで一括して提案理由を申し上げます。

まず、その前に、3月の第1回補正予算において、新型コロナウイルス感染症対策のために計上させていただいた予備費のうち、国の第3次地方創生臨時交付金分2億1,300万円の現在までの活用状況について報告いたします。

コロナの影響による修学旅行の中止や延期により発生したキャンセル料として15万円、コロナ感染拡大防止対策として公共交通事業者が実施する路線バスのキャッシュレス化に対する補助金として405万円、緊急経済対策として伊豆市観光協会が実施する観光誘客促進臨時対策事業に対する補助金として500万円など、920万円を充用させていただき、6月に補正でお願いした金額と合わせて充用総額は1億175万8,000円となっております。

それでは、議案第71号に入ります。

新型コロナウイルス感染症対策として本庁舎、別館、生きいきプラザのトイレなどの改修費に1,967万円、土肥支所にサテライト診療所を開設するための改修及び備品購入費に492万円、小・中学校の特別教室へのエアコン設置費に2,971万円及び小・中学校のトイレ改修費に460万円などを計上するほか、来年度から導入する包括的アウトソーシングに関する調査委託費として110万円、修善寺自然公園の枯れた松の伐採委託費として1,000万円、天城中学校体育館の雨漏り改修費として2,572万円などを計上いたしました。

補正総額として9億4,000万円を増額し、歳入歳出予算額を230億5,770万円とするものです。

併せて、来年度から導入する包括的アウトソーシング及び包括施設管理業務委託や中伊豆線に係るバス路線維持事業補助金、令和4年度入学分に係る伊豆総合高校土肥分校下宿運営事業補助金を新たに債務負担行為に設定する債務負担行為補正、さらに発行可能額の決定に伴う臨時財政対策債の限度額の変更などについて、地方債の変更補正をお願いするものです。

議案第72号は、会計年度任用職員の任用に係る職員給与等の増額や国民健康保険給付費等交付金の精算による国費返還金など、277万4,000円を増額し、歳入歳出予算額を40億3,867万2,000円とするものです。

議案第73号は、前年度給付費等の精算による超過額の一般会計への返還など2,539万5,000円を増額し、歳入歳出予算額を37億6,239万5,000円とするものです。

議案第74号は、土肥温泉事業の経営効率化に向けての経営改革方針策定支援業務委託費など、418万2,000円を増額し、歳入歳出予算額を9,476万6,000円とするものです。

詳細について、それぞれ担当する部長に説明をさせます。

○議長（小長谷順二君） これをもって提案理由の説明を終わります。

ここで、補足説明の申出がありますので、これを許します。

初めに、議案第71号について、総合政策部長。

〔総合政策部長 新聞康之君登壇〕

○総合政策部長（新聞康之君） それでは、議案第71号について、補足説明をさせていただきます。

議案書の84ページをまず御覧いただきたいと思います。

第2表債務負担行為設定の追加になります。債務負担行為につきましては、4件について追加をさせていただきたいと思います。

まず、1つ目が伊豆総合高校土肥分校の下宿運営事業補助金になります。こちらは、今年度から始めた土肥分校の生徒を県内から広域に募集する取組といたしまして、下宿運営協議会の運営を補助するものでございまして、来年4月に入学する生徒分720万円の債務負担となります。

続いて、バス路線維持事業補助金につきましては、中伊豆線から本年度末でバス事業者が退出することに伴い、令和4年度からの自主運行バスを運行する事業者を今年度中に決定する必要がございますので、債務負担行為を設定するものになります。こちらが4,100万円。

包括的アウトソーシング業務委託5億7,852万1,000円と、包括施設管理業務委託6億2,821万円につきましては、現在、会計年度職員が行っている総合窓口業務や本庁や支所などをはじめとする市有施設の管理業務等を来年度から包括的に民間に委託することとしておりまして、そのための委託料として令和4年度から8年度までの5か年分、5年分ですね、でそれぞれ債務負担行為設定を行うものになります。これによりまして、人件費の削減はも

とより、人材不足の予防措置、それから正規職員をルーチン業務から解放し、企画立案業務に専念させるなどの効果を得ることができると考えておりますので、行政サービスの質の向上を図っていきたくと考えております。

いずれも、令和4年度からの事業でございますが、設定といたしましては今年度から準備をする必要がございますので、令和3年度からの設定となっておりますが、今年度の支出はございません。

続きまして、第3表になります。85ページを御覧いただきたいと思っております。第3表地方債補正になります。

まず、臨時財政対策債でございますが、発行可能額が決定したことに伴う変更、市道整備事業につきましては市道矢熊筏場線改良工事の財源更正に伴う変更、公園整備事業につきましては日向の防災公園の財源を緊急防災減災事業債から合併特例債に振り替えることによる変更と、それぞれ限度額を減額するものでございます。

続きまして、歳入歳出に入りますが、歳入歳出につきましては予算書が複数ページにわたりますので、お手元にこの市章が入っております9月補正予算の資料のほうを御覧いただきながらお聞きいただきたいと思っております。資料の1ページをまずお開きいただきたいと思っております。

資料の1ページ、歳入でございます。主なものといたしましては、今年度分の交付額の決定に伴います普通交付税の増がございます。当初、令和2年度に実施いたしました国勢調査による人口減の影響を大きく見込んでおりましたが、人口減少に対する新たな算定項目が追加されたことなどから、交付額が増加いたしました。そのため10億1,392万5,000円の増となっております。

また、特別交付税につきましては公的病院への補助金に対し、2億500万円を見込んでございます。

国庫支出金でございますが、衛生費国庫負担金といたしまして、新型コロナウイルスワクチン接種体制費負担金1,320万3,000円、同じく衛生費の国庫補助金といたしまして新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金689万8,000円を計上しております。

また、土木費国庫補助金といたしましては、市道矢熊筏場線の改良工事に対する補助がつくこととなりましたので、防災安全交付金2,750万円を計上してございます。

その他、県支出金では、天城湯ヶ島山葵組合のモノレール運搬機等更新補助に対する中山間地域農業振興整備事業費補助金300万円を計上、繰入金は介護保険特別会計から令和2年度の事業の精算に伴う一般会計への返還金となります。

繰越金につきましては、令和2年度決算で確定いたしました実質収支額から財源調整のため5,947万8,000円を計上いたしまして、市債につきましては、先ほど第3表の地方債補正で説明申し上げたとおりとなります。

続きまして、歳出でございます。2ページを御覧いただきたいと思っておりますが、今回の補正

は、新型コロナ対策、それから前年度の事業費の精算によるもの、そして、その他ということで大きく3つに分類されます。

まず、新型コロナウイルス感染症対策関連でございますが、お手元の資料の星マークがついている事業になります。総務費の財産管理費といたしまして本庁、別館及び生きいきプラザの手洗いを自動栓化するためのトイレ改修や、健診ホールのカーペットを抗菌化するための張り替え工事に1,967万3,000円、電子計算費では市民課と税務課窓口における諸証明手数料の支払いをキャッシュレス化するための機器購入費等に16万2,000円、修善寺図書館と隣接するログハウスのWi-Fi環境整備費として262万4,000円などを計上してございます。

民生費では、公立こども園に登園管理システムを導入するためのICT環境整備費といたしまして546万6,000円、衛生費では、土肥支所の5階にサテライト診療所を開設するための改修費、それから備品購入に491万7,000円を計上いたしました。

商工費では、密を避ける移動手段であり、コロナ禍に対応した生活様式への転換を図るとともに、東京2020大会を契機にした市民への自転車の普及促進をするための自転車購入補助といたしまして150万円、教育費では、小・中学校の特別教室へのエアコンの設置、トイレ改修を計上したほか、資料館や狩野ドームのトイレ改修費も計上しております。

大きく2つ目といたしまして、前年度の事業費の精算がございまして、こちらといたしましては国庫支出金、それから、県支出金の精算に伴う返還金となります。お手元の市章の入った資料の8ページを御覧いただきたいと思いますが、こちらに国庫支出金、それから、県支出金等の精算に伴う返還金一覧という表を作っておりますので、こちらを御覧いただければと思います。

資料の2ページにお戻りいただきまして、最後にその他でございます。総務費の包括的アウトソーシング調査業務委託料に110万円、衛生費では地域医療対策事業といたしまして、伊豆赤十字病院と中伊豆温泉病院への補助金、合わせて2億5,657万9,000円を計上、この80%を特別交付税として先ほど説明した歳入のほうに見込んでおります。

農林水産業費では、天城湯ヶ島山葵組合のモノレール運搬機の更新設備に対する補助金といたしまして450万円、商工費では修善寺自然公園の枯れ松伐採業務委託に1,000万円、教育費では、上の家の改修工事に係る補助金を当初予算で計上しておりましたが、今後の利活用を効果的に進めるに当たり、トイレの移設、それから、談話室の改修等が追加で必要となりましたので、事業費を300万円増額いたします。

最後に、諸支出金といたしまして前年度決算剰余金を翌年度に2分の1積み立てるというルールに基づく財政調整基金の積立金に4億1,421万5,000円、昨年度実施いたしました土肥支所の庁舎改修工事の財源として取り崩した基金に余剰が生じたのでその戻入れのための社会基盤整備基金積立金に2,871万円、同じく美術館構想検討業務の財源とするために基金を取り崩しましたが、コロナの影響により事業が前年度未執行となりましたので、こちらも基金への戻入れを行うためのふるさと伊豆市応援基金積立金に1,100万円を計上いたしま

した。

一般会計につきましては以上でございます。

○議長（小長谷順二君） 次に、議案第72号について、市民部長。

〔市民部長 加藤博永君登壇〕

○市民部長（加藤博永君） 議案第72号 令和3年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）の補足説明をさせていただきます。

議案書111ページからになります。

今回の補正は歳入歳出それぞれ277万4,000円を増額し、歳入歳出総額を40億3,867万2,000円とするものでございます。

まず、歳入から説明させていただきます。

118ページ、19ページをお願いいたします。

3款1項1目特別調整交付金ですが、当初予算でシステム改修の財源として一般会計繰入金、国庫支出金を見込んでおりましたが、特別調整交付金の交付を受けられることになりましたので、220万円を計上いたしました。

5款1項1目その他一般会計繰入金でございますが、同額を減額いたします。その上段にあります一般会計繰入金のほうでございますが、職員給与費等繰入金は、職員の出産育児休暇取得に伴う会計年度職員の人件費121万2,000円を増額、款合計といたしまして98万8,000円の減額となります。

6款1項1目繰越金のほうでございますが、令和2年度の保険給付費等の交付金の額が決定いたしましたので、この返還金に充てるため156万2,000円を増額するものでございます。

続きまして、歳出のほうでございます。

120ページ、121ページをお願いいたします。

1款1項1目については先ほど説明させていただいたとおり、育児休暇に伴う人件費の分の121万2,000円の増額、それから、8款1項5目の償還金は、令和2年度の給付金の確定に伴う返還金でございます。

補足説明は以上でございます。

○議長（小長谷順二君） 次に、議案第73号について、健康福祉部長。

〔健康福祉部長 栗山信博君登壇〕

○健康福祉部長（栗山信博君） それでは、議案第73号 令和3年度伊豆市介護保険特別会計補正予算（第1回）の補足説明をさせていただきます。

今回の補正予算は、令和2年度介護給付費交付金等の精算に伴い、追加交付または返還が生じたため増額補正するものでございます。

議案書の132、133ページをお願いいたします。

こちら、歳入ですので追加交付となります。

3款の国庫負担金が2,363万3,000円、県補助金が16万9,000円、5款の県補助金が7万

7,000円となります。

次のページをお願いいたします。

歳出につきましては、返還金となります。

6款の諸支出金、県への返還金が219万3,000円、社会保険診療報酬支払基金への返還金が108万5,000円、一般会計への繰出金ということで、返還が2,211万7,000円となります。

補足説明は以上でございます。

○議長（小長谷順二君） 次に、議案第74号について、建設部長。

〔建設部長 山田博治君登壇〕

○建設部長（山田博治君） 議案第74号 令和3年度伊豆市温泉事業会計補正予算（第1回）について、補足説明をいたします。

議案書の137ページをお願いします。

今回の補正予算は土肥地区を中心とした温泉事業の持続的な維持管理、運営を実現するために、これまでの運営状況を把握し、今後の効率的、効果的な経営改革に向けて温泉事業のアウトソーシングの可能性に関する基礎的な調査を行うための業務委託をお願いするものでございます。

第2条に収益的支出、第1款温泉事業費用を418万2,000円の増額を行い、7,805万3,000円に改める補正を行うものです。

第3条は、議会の議決を経なければ流用することができない職員給与を218万3,000円減額し、639万4,000円に改める補正を行うものでございます。

全員協議会にて、業務内容を説明いたしました。内容について重複もありますが、説明させていただきます。

温泉事業は上下水道事業などの社会インフラの整備と異なり、地域の産業構造における地域性や収益性、安定性などの面から、地域や民間との連携が求められます。コロナ禍における時代の変化の中で伊豆市温泉事業についても、アウトソーシングを含めた経営改革や土肥地区の活性化との連携強化を検討すべき議論に至りました。

業務委託内容は、土肥温泉の施設、設備等の現状を把握し、事業関係者へのヒアリングなどを通じて、経営改革の課題を抽出し、それを解決するための導入可能な公民連携手法を含めた改革手法を検討いたします。

詳細の内容としましては、ポンプ、管路等の詳細状況を調査、事業、地域関係者へのヒアリング調査、現状分析を踏まえた経営改革における課題の抽出、導入可能な公民連携手法の検討、公民連携による経営改革の基本的な方向性の検討、公民連携の推進方法の検討を実施する予定でございます。

以上で、補足説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（小長谷順二君） 以上で補足説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第71号から議案第74号までの4議案に対する質疑は9

月13日開催予定の本会議において行います。

#### ◎議案第75号の上程、説明

○議長（小長谷順二君） 日程第36、議案第75号 伊豆市過疎地域の持続的発展の支援に伴う固定資産税の特例措置に関する条例の制定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第75号の提案理由を申し上げます。

本案は本年4月1日から新過疎法としての過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行されたことに伴い、過疎地域における固定資産税の特例措置を行うため、新たに条例を制定するとともに、旧過疎法に基づく条例を廃止するものです。

詳細について、市民部長に説明させます。

○議長（小長谷順二君） これをもって提案理由の説明を終わります。

ここで補足説明の申出がありますので、これを許します。

市民部長。

〔市民部長 加藤博永君登壇〕

○市民部長（加藤博永君） 議案第75号 伊豆市過疎地域の持続的発展の支援に伴う固定資産税の特例措置に関する条例の制定について、補足説明をさせていただきます。資料でお配りいただいております条例議案説明資料のほうも併せて御覧ください。議案書のほうについては147ページ、148ページとなります。

今回の条例は、過疎地域の総合的かつ計画的な支援対策を実施することを目的とした過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月31日をもって失効いたしました。

令和3年4月1日から、新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行されました。これにより、旧法で定めている過疎地域における特別償却設備等に係る固定資産税の3か年の課税免除規定を新法にのっとり、この規定を継続した条例を新たに制定するものでございます。

なお、制定条例の附則で旧条例の廃止と、廃止に伴う経過措置を規定いたします。

補足説明は以上でございます。

○議長（小長谷順二君） 以上で補足説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第75号に対する質疑は9月13日開催予定の本会議において行います。

#### ◎議案第76号の上程、説明

○議長（小長谷順二君） 日程第37、議案第76号 伊豆市過疎地域持続的発展計画の策定につ

いてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第76号について、提案理由を申し上げます。

本年4月から過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行されたことに伴い、市町の地域の持続的発展に向けた施策を取りまとめた計画である伊豆市過疎地域持続的発展計画を新たに策定するものです。

計画の策定に当たっては県と協議を行い、令和3年8月13日付で異議のない旨の回答を頂きましたことから、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものです。

詳細について、総合政策部長に説明させます。

○議長（小長谷順二君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

ここで補足説明の申出がありますので、これを許します。

総合政策部長。

〔総合政策部長 新聞康之君登壇〕

○総合政策部長（新聞康之君） それでは、議案第76号について補足説明をさせていただきます。お手元に伊豆市過疎地域持続的発展計画というホチキスどめの資料がございますので、こちらを御覧いただきたいと思っております。

この計画は、令和3年度から令和7年度まで5年間を計画期間とする新たな過疎計画となります。また、計画の目的といたしましては新過疎法の制定によりまして、全部過疎地域となりました伊豆市全域において、総合的かつ計画的な対策を実施して、持続的発展を図ることとなります。

計画の内容でございますが、資料の1枚めくっていただきまして、目次を御覧いただきたいと思っております。県が定める過疎地域持続的発展方針に基づきまして、地域の持続的発展に関する事項、移住定住等の促進や、人材の育成に関する事項、産業の振興に関する事項や交通施設の整備、それから交通手段の確保に関する事項、集落の整備に関する事項などを定めることとなっております。

お手元の資料の1、基本的な事項をはじめ、13の項目につきまして記載することが法で定められておりまして、2から13の12項目につきましては、それぞれ現況と問題点、2つ目にその対策3つ目にその計画、4つ目として、公共施設等総合管理計画との整合について記載をすることとなっております。

最後に、計画に掲載してございます事業でございますが、過疎法の目的に合致すると思われる事業を幅広く掲載してございます。

しかしながら掲載された事業でございますが、その実施に当たっては市の財政状況や、

地域、事業を取り巻く環境、また、社会情勢の変化などによりまして、その都度、実施の判断を行わせていただきますので、計画に掲載された事業が全て実施できるとは限りませんので、そこを御理解いただきたいと思います。

補足説明につきましては、以上でございます。

○議長（小長谷順二君） 以上で補足説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第76号に対する質疑は9月13日開催予定の本会議において行います。

#### ◎議案第77号の上程、説明

○議長（小長谷順二君） 日程第38、議案第77号 財産の減額譲渡についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

[市長 菊地 豊君登壇]

○市長（菊地 豊君） 議案第77号の提案理由を申し上げます。

本案は、旧月ヶ瀬幼稚園について、公募型プロポーザルにより土地及び建物の減額譲渡を行うことといたしましたので、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議決をお願いするものです。

詳細について、総務部長に説明をさせます。

○議長（小長谷順二君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

ここで補足説明の申出がありましたので、これを許します。

総務部長。

[総務部長 伊郷伸之君登壇]

○総務部長（伊郷伸之君） それでは、議案第77号の補足説明をさせていただきます。

まず、朝、追加で参考資料を1部お配りさせていただいておりますので、併せて御覧いただきたいと思います。

まず、今回、減額譲渡する物件でございますが、旧月ヶ瀬幼稚園でございます。

場所につきましては資料にございますとおり、旧月ヶ瀬小学校、現在のふらっと月ヶ瀬の南側に位置している物件でございます。

②としまして間取りを記載してございます。旧幼稚園ですので、保育室、遊戯室等になっております。また、その裏面につきましては現況の外観や中身の写真を添付してございますので御覧いただきたいと思います。

まず、譲渡する物件、建物と土地がございます。

建物につきましては、木造スレート葺平家建332.24平方メートル、また、物置、木造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建9.64平方メートル、こちら、建物の売却金額が88万円。なお、市の評価

としましては110万4,000円でございます。

また、土地につきましては、宅地680平方メートル、売却金額が412万円。市の評価としましては1,441万6,000円でございます。

物件につきましては以上です。

また、譲渡方法は公募型プロポーザルによる契約でございます。これまでの、今回、公募型プロポーザルに至った経緯ですが、この旧月ヶ瀬幼稚園につきましては、平成22年3月の閉園以来、令和元年（後日、訂正の申し出あり）に売却の入札を行いました。その時には、やはり、参加者はありませんでした。その後、施設も古くなるということで、令和3年7月に公募型のプロポーザルとして募集をかけました。この公募型のプロポーザルにつきましては、土地・建物を利用した事業提案と、希望の価格、これを申し出るということで公募をいたしました。

その結果、応募した件数が1社、今回契約の相手方となります株式会社Resort & Spa雲風々でございます。

相手方の提案理由でございますが、雲風々につきましては、旅館経営とその隣接する場所でグランピングを経営しております。今回、この月ヶ瀬幼稚園につきましては、グランピング施設を全体として企業の研修所としたいということで、この幼稚園につきましては研修センターとして利用したいということでございます。

グランピング事業と企業・学校などの研修宿泊、これは伊豆の新しい観光や宿泊スタイルとして期待できるものと評価しております。

それによりまして、市の観光事業の活性化や、また、雇用の場としても期待できるものとしたしました。

今回、公募型プロポーザルに付した物件はこの月ヶ瀬幼稚園以外にも、土肥の旧ふじみ荘の跡地、土肥の元世良田医院の跡地、湯ヶ島の西平地区の天城北道路の残土処理場となった市有地、計4件を募集したところ、応募があったのがこの月ヶ瀬幼稚園だけでございました。ほかの3件につきましては、やはり、同じように事業提案と希望価格ということで募集をかけたんですが、応募がなかったということでございます。

詳細につきましては、以上です。

○議長（小長谷順二君） 以上で補足説明終わります。

ただいま議題となっております議案第77号に対する質疑は、9月13日開催予定の本会議において行います。

#### ◎諮問第2号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決

○議長（小長谷順二君） 日程第39、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由を申し上げます。

人権擁護委員は、基本的人権の擁護と自由人権思想の普及高揚を図るため、市町長が推薦し、法務大臣が3年の任期で委嘱します。

このたび、人権擁護委員の鳥沢守司氏、吉田佐喜雄氏が令和3年12月31日をもって任期満了となることから、後任委員の候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

鳥沢氏及び吉田氏は、平成28年1月1日から同職に就任され、現在2期目です。人格、識見高く、地域住民の人望も厚く、本職に適任であると考えますので、引き続き委員として推薦したいと考えております。

御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小長谷順二君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより諮問第2号について、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小長谷順二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小長谷順二君） 異議なしと認めます。

よって、本案につきましては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論につきましては、伊豆市議会運営規程に従い、省略することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小長谷順二君） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について、適任であることに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小長谷順二君） 起立者全員。

よって、諮問第2号は適任であることに決定いたしました。

◎散会宣告

○議長（小長谷順二君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

次の会議は、9月7日9時30分から開催し、一般質問を行います。

当日の発言順序1番の飯田大議員から、発言順序5番の鈴木優治議員まで行います。

なお、本日提出されております各議案に対する質疑の通告期限は、9月8日の正午となっておりますので、御承知ください。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 1時41分

## 令和3年伊豆市議会9月定例会

### 議事日程(第2号)

令和3年9月7日(火曜日)午前9時30分開議

#### 日程第1 一般質問

---

#### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

#### 出席議員(16名)

1番	小川多美子君	2番	浅田藤二君
3番	鈴木優治君	4番	飯田大君
5番	黒須淳美君	6番	下山祥二君
7番	杉山武司君	8番	星谷和馬君
9番	鈴木正人君	10番	間野みどり君
11番	波多野靖明君	12番	小長谷順二君
13番	青木靖君	14番	三田忠男君
15番	永岡康司君	16番	杉山誠君

#### 欠席議員(なし)

---

#### 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	菊地豊君	副市長	佐藤信太郎君
教育長	梅原賢治君	総合政策部長	新間康之君
総務部長	伊郷伸之君	危機管理監	稲村俊一君
健康福祉部長	栗山信博君	産業部長	滝川正樹君
建設部長	山田博治君	建設部理事	白鳥正彦君
教育部長	佐藤達義君	環境衛生課長	栗山泰宏君
清掃センター所長	鈴木利明君		

---

#### 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	稲村栄一	次長	永沼健一
主査	杉本優美		

開議 午前 9時29分

◎開議宣告

○議長（小長谷順二君） 皆さん、おはようございます。

本日の出席議員は16名であります。出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これより令和3年伊豆市議会9月定例会2日目の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（小長谷順二君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎一般質問

○議長（小長谷順二君） 日程に基づき、一般質問を行います。

今回は14名の議員より通告をされております。

質問の順序はお手元に配付のとおりであります。

本日は、発言順序1番の飯田大議員から発言順序5番の鈴木優治議員までの5名を行います。

これより順次質問を許します。

◇ 飯 田 大 君

○議長（小長谷順二君） 最初に、4番、飯田大議員。

〔4番 飯田 大君登壇〕

○4番（飯田 大君） 皆さん、おはようございます。

議長の許可を得ましたので、通告に従い、一般質問を行います。

議会の傍聴、誠にありがとうございます。

2件の項目について質問をいたします。1については市長に、2については市長、教育長に答弁を求めます。

1、伊豆市総合計画後期基本計画の策定について。

今年度から、2021年から2025年の5年間を計画期間とした新たな総合計画がスタートする。少子高齢化、観光をはじめとする市内産業の低迷、出口の見えない新型コロナウイルスの猛威など伊豆市を取り巻く環境は以前にも増して厳しく、依然として多くの課題を抱えている。

昨年5月に伊豆市の人口はとうとう3万人を割り込んだ。また、国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、本市の人口は2040年には2万人を下回ると見込まれている。今後、子育て支援などの人口減少の抑制策に加え、時代を先取りした地域づくりなどの適正策を強化していく必要がある。

また、産業面を見ると、市内GDPは10年前の水準を辛うじて維持しているが、経済成長はしていない。観光面でも、宿泊客数ベースでは周辺市町に比べ減少幅が大きい。本市の特徴的な成長を実現するためには、今までの観光振興施策を抜本的に見直すとともに、成長が見込まれる企業の誘致や既存の産業基盤の留置、人材確保、生産性の向上などをさらに強化していく必要がある。市民が未来に向かって輝かしい夢を描ける社会を実現するためには、いま一度足元を見つめ直し、山積する諸課題に真摯に取り組んでいくべきと考える。

以上の点を踏まえ、以下の7点について市の考えを伺う。

①今回の基本計画策定に当たり、伊豆市の取り巻く状況や計画策定の時代背景を市としてはどのように認識しているか。

②今回の計画期間（2021から2025年の5年間）の目指すものは何か。

③基本構想に掲げる重点目標を変更、順番を入れ替えたこの意図はどのようなものか。

④計画策定に当たり、工夫を凝らした点や伊豆市としてのオリジナリティーはどのようなものがあるか。

⑤今回の基本計画の主要な目玉施策にはどんなものがあるのか。

⑥第3章の土地利用構想の中に牧之郷地区周辺将来構想が新たに追加されたが、牧之郷地区の未来をどのように描いているのか。

⑦市長の巻頭言に、この計画の先に目指す伊豆市の姿が幾つか述べられているが、市長としての伊豆市の未来像をどのように思い描いているのか、伺います。

件名2、天城会館の維持管理について。

答弁は市長、教育長に求めます。

平成8年に建設された天城会館は、温泉浴場、劇場ホール、夕鶴記念館を有する複合観光施設として開館された。平成21年3月31日に利用客減少により温泉浴場は休館、閉鎖された。平成31年に伊豆市公共施設再配置基本方針が示され、当該施設は維持管理をしていくことは困難であると判断されている。

劇場ホール、夕鶴記念館は継続して営業を行っているが、現在閉鎖された施設の管理について質問をいたします。

①防災・防犯対策の現状を伺います。

②閉鎖されている施設内にある絵画について、今後、他の場所での展示など活用していく方針があるのか。

③保管されている書類は、現状のまま保管していくのか。

以上、3点についてお伺いいたします。

○議長（小長谷順二君） ただいまの飯田大議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 皆さん、おはようございます。

私が日本の時代背景に違和感を抱いたのは、ドイツから帰国した2003年でした。日本だけ止まっていると強く感じたことを今でも覚えています。ベルリンの壁が崩壊し、ソ連がロシアとなり、地上での大規模戦争はもう起こらないと考えられていたあの時代にアメリカがイラクとの全面戦争に入り、ヨーロッパ諸国は大激動の時代に入っていました。2002年1月1日、私はヨーロッパにいましたけれども、歴史あるドイツのマルクがなくなり、フランスのフランが生活の場から姿を消し、ユーロという共通通貨の出現を自ら体現することになりました。

ところが、帰国してみると日本の国内は全く変わるところがなく、外国と言えばアメリカと中国しか見ていない。強い違和感を覚えました。

そして、市長に就任したのが2008年、その5年後です。やはり同じ印象を持ちました。4町が合併して伊豆市にはなったものの、市内の状況は変わるところがないと。2018年は明治150年に当たりましたが、私が1期目の後半から2期目にかけて伊豆市の新市建設事業に集中したのは、江戸時代から明治に国家の構造が大きく変わったとき以来の大変革の時代に生きていると、そのような時代認識があったからです。

そこで、伊豆市の歴史的構造を維持している大見の庄、つまり大見川流域、狩野の庄、天城から北狩野村までですか、そして修善寺の庄というこの歴史的3地域が交わる場所に新たな伊豆市の拠点を創設する。その象徴的的事业が3中学校統合による新たな中学校の建設でした。

私が捉えている時代背景における伊豆市は、まさに今、変わらなければいけないというものです。絶対に変えていけないものは、緑深い天城連山、清らかな狩野川、豊かな駿河湾、この3つの宝物は変えてはいけないと思います。その上で、社会構造や産業構造は時代の変化に応じて変わる勇気を持たなければ生き残れない、そのような時代認識でこれまで職務を遂行してきました。

1つ具体例を紹介させてください。伊豆市の経済指標のピークは1994年です。まさにそのときに、ドイツのデュッセルドルフで日本の総合商社の社員から聞いた話です。「菊地さん、ゲームに勝つ人はどんな人か知っていますか。ゲームがうまい人ではなく、ルールを作る人です。」

バブル経済でつかの間の夢を見たその後の日本、デリバティブなどの新しい金融商品が出てきて、日本の金融業界はこてんぱんに打ちのめされました。数学を駆使して、どんどん新しい金融ビジネスをつくっていきました。その数学の大量の天才は、ソ連からロシアになり、核兵器の管理が必要ならなくなった理論物理学者です。5万人とも20万人とも言われる理論物理学者が大量にアメリカに移住して、数学の天才たちですから、新しい金融ビジネスをつくっていた。それから30年間、日本は何も変わっていないんです。やはり私たちは変わらなければいけない、ルールを作ることができない日本は、新しいルールをいち早く情報入手して変わらなければいけない、今でも強くそのことを感じています。

そして、2番目の質問、今回の計画期間は、まさに新市建設事業の完了に当たります。第2次総合計画を策定した際、伊豆市が目指すまちづくりのイメージとして、「まちの形」、「まちの色」、「まちの力」としました。このうち「風情と風格が漂う国際的な観光文化環境都市」とした「まちの色」及び「地域への愛着や誇りを基調とした多様な主体による協働と連携」、これは「まちの力」です。この2つは、この計画期間以降も継続して進めることになります。

しかし、「まちの形」を構成する主要な事業、特に新しいごみ焼却施設、中伊豆温泉病院の移転、新しい中学校、防災拠点公園は何としてもこの期間内に完成させなければなりません。新しい中学校と防災拠点公園は、当初の予定から約5年遅れています。令和6年度内に完了しないと、市民には耐え難いほどの財政負担を強いることになります。これは伊豆市の将来にとって致命的になります。

また、建設場所を決めるまでに10年の年月を要したごみ焼却施設も、当初の予定より半年以上遅れています。先週も1週間休まざるを得なくなりました。柏久保の現有施設が極めて老朽化しており、いつ大きな故障が起きてもおかしくない施設を何とか稼働させている状況です。主要なインフラのハード整備を完成させることが、必ず達成しなければならないこの計画の主要な目標です。

次、7番目、この計画の先に目指す伊豆市の姿は巻頭言に記載してあるとおりでありますが、平たく申し上げれば、人口が減っても活力のあるまちづくりです。もちろん人口減少を何もせずに甘受するものではありません。一定数の人口を維持しなければ税収も上がりませんし、経済の維持に必要な労働力も確保できません。移住を希望する方も増える傾向にありますし、移住・定住促進事業は、まだ伸び代があると考えています。しかし、それでも全国規模での人口減少圧力に抗し切れると考えるのは、楽観的過ぎます。伊豆市の人口を再び3万人、4万人に戻すことは、行政の目標としては非現実的だと考えています。

そこで、人口減少トレンドの中でいかに活力を維持するかにかかってきます。伊豆市は幸いなことに、首都圏3半島、房総半島、三浦半島、伊豆半島の中で最も多様な特徴を有しています。標高1,400メートルの天城連山、流域面積850平方キロメートルの狩野川は、ほかの2つの半島を圧倒しています。豊富な温泉に恵まれ、日本一の富士山を眺望し、日本で最も深い駿河湾に面し、首都圏から2時間という立地。これらを活用し尽くせば、人口がもたらす以上の消費を取り込むことが可能です。観光を基盤産業として交流人口を増やし、お客様が求める商品を造成し、豊かな人生設計を可能とする所得を得ることのできる活力を生み出せば、そこには結果として若者たちが集うまちができるはずです。

これまで移住して下さった人たちの中に、既にその萌芽を見いだすことができるようになりました。この成果、この果実を一つ一つ増やしていく先に、未来が見えてくると確信しています。

3番目から6番目の質問については、総合政策部長に答弁させます。

○議長（小長谷順二君） 続いて、総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） それでは、私から、御質問の3から6につきまして答弁をさせていただきます。

まず、3の基本構想に掲げる重点目標を変更する意図についてでございます。

こちらにつきましては、後期基本計画の取組の展開に当たっては、ポストコロナ、ウィズコロナ、ポスト平成の大合併を見据えた持続可能な市政運営の礎を築くことを基本理念としております。そのため、政策体系としては2つ、1つは、本格的な人口減少社会の到来に向けた戦略的対応とし、その下にこれまでも掲げてまいりました5つの重点目標を設定。もう一つは、将来にわたる安定的な行財政運営の堅持として新たに設定するとともに、その下に同名の重点目標を1つ追加したことから、重点目標が5から6に増えたものになります。

順番の入替えにつきましては、後期基本計画の体系図を御覧いただければ分かりやすいと思いますが、基本方針の組立てと重点目標の整合を図るとともに、政策体系の1つ目、本格的な人口減少社会の到来に向けた戦略的対応にひもづく直接的な重点目標が少子化対策と時代を担う人材の育成であることから、当該重点目標を1つ目に持ってきた次第でございます。

次に、4の御質問でございますが、まず7でも御質問いただいている市長の巻頭言、これが挙げられます。よくある挨拶文ではなく、時代認識を踏まえつつ、この計画の先にある伊豆市の姿を市長自らがメッセージを発信したことが一つの大きな特徴であります。

また、今回の計画の目標設定に当たりましては、各政策の最終的に目指す姿（アウトカム）を目標として設定いたしまして、その政策目標を具体的にイメージできるよう補完的に幾つかの関連指標を併せて設定いたしました。なお、設定に当たりましては、関連指標はあくまで参考指標であると同時に、アウトカムは行政の努力だけでは達成できないものも多いことなどから、具体的な数値目標はあえて設定をいたしませんで、向上、維持、増加など方向性の設定をしたところでございます。

その他行財政改革の要素を総合計画へ編入したことや総合計画は市民への伊豆市役所の公約であるとの認識に立ちまして、今後5年間の計画期間中に各部局が取り組む革新的・挑戦的な事業を、施策や主な取組に具体的に盛り込んだことなどが今回の計画の策定に当たって工夫を凝らした点、オリジナリティーのある部分ではないかと考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 5番もお願いします。

○総合政策部長（新間康之君） 失礼しました。次に、⑤でした。すみません。

⑤の主要な目玉施策でございます。今回の計画は、12の政策と25の施策を設定いたしました。各部局が主な取組として目玉施策を挙げており、具体的な施策といたしましては伊豆市版DMOによる観光地域づくりの推進、地理的表示保護制度（GI）などを活用したワサビの保護・ブランド化、EdTech教育の推進による学びの場などの拡充がございます。これらは、進む人口減少と高齢化、ポストコロナ・ウィズコロナに対応したまちづくり、ポス

ト平成の大合併に対応したまちづくりといった後期基本計画の考え方に基づいて各部が調整・立案してきたものになります。

最後に、⑥の牧之郷地区の未来でございますが、今回、牧之郷駅周辺将来構想には、「駅の利便性を活かした住みやすいまち」というタイトルをつけさせていただきまして、サブタイトルを「居住環境を整え、にぎわいを創出する、店舗や戸建て住宅の誘導の推進」としました。牧之郷地区では、人口減少が進む伊豆市の中で人口・世帯数ともに増えている地区でございますので、店舗や戸建て住宅が増え、にぎわいが生まれながらも住みやすいといった場所になったらと考えております。

また、地域の皆さんと共に策定した地区計画もございますので、そちらも尊重しながら牧之郷地区が発展していくよう努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

飯田議員。

○4番（飯田 大君） ⑥牧之郷地区周辺の将来構想というところなのですが、牧之郷駅ロータリーを主として工事が着工され、住宅建設も区内で進み、定住促進が着実に進んでおりますが、現状を踏まえ、コンパクトタウン構想を実現するためにはどのような機能を有する施設が必要と思われるか。市としてできるインフラ整備計画はあるのか、伺います。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

建設部理事。

○建設部理事（白鳥正彦君） 議員の質問にお答えします。

まず、伊豆市のコンパクトタウン&ネットワーク構想では、総合計画に位置づけられた交通の結節点となる牧之郷駅周辺で新たな住宅地の創出を図るため、居住環境の利便性を高める駅前交通機能の充実や人が集まる交流施設が必要と考え、整備を推進しております。具体的には、牧之郷地区計画で定められた2,000平米の交通広場を中心に、新たな土地利用を誘発する6メートルの幅員の生活道路や小規模なイベントも可能な1,000平米の広場を配置し、にぎわいの空間を整備する計画となっております。

また、2番目のインフラ施設整備の計画についてでございますが、住宅開発に寄与する上下水道や雨水排水施設などのインフラ施設につきましては、民間開発誘導による整備手法を計画しております。牧之郷地区まちづくり構想では、単なる住宅地区ではなく、商業や工業と共存したまちづくりを目指しております。

一方、当面は農業を続けたい地権者の意向も踏まえ、宅地の接道となる区画道路については最低限の幅員4メートルで設定していることから、開発がまとまった地区ごとに商業で必要とされる道路であれば歩道、工業で必要とされる道路であれば9メートルの道路となるわけですが、そうした道路等の基盤施設を検討する協議型の住宅開発誘導を進めているところです。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

○4番（飯田 大君） ありません。

○議長（小長谷順二君） よろしいですか。件名1についてはこれでいいですか。

○4番（飯田 大君） 1から7の伊豆市総合計画ですけれども、希望が膨らむ総合計画です。実施するに当たっては各部が連携をしワンチームとなり、最善の結果が実現できるよう期待いたします。なお、政策背景に全職員、とりわけ5年後も在職している職員の意見が反映するよう望みます。

再質問を全て終了します。

○議長（小長谷順二君） それでは、2番の天城会館の維持管理について答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 天城会館に関する御質問の1番目と3番目について、産業部長に答弁をさせます。

○議長（小長谷順二君） 続いて、教育長。

〔教育長 梅原賢治君登壇〕

○教育長（梅原賢治君） 改めまして、おはようございます。

私からは、天城会館の維持管理についてということについてお答えします。

天城会館の閉鎖施設内にある絵画ですが、これは天城湯ヶ島町時代にゆかりのあった西村 愿定氏から寄贈を受けた作品です。西村氏から寄贈された作品は比較的というか、とても大きなサイズで重量があるものが多く、大部分はピクチャーレールが備えつけられている天城会館の劇場ホールエリアに展示しています。

御質問いただいた閉鎖された施設に保管している作品については、一部を生きいきプラザで展示しながら紹介しています。

今後は、展示替えのほか、ほかの施設での展示も含めて検討し、市内外の方の目に触れる機会を増やしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 続いて、産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） それでは、①施設の防災・防犯対策の現状でございますが、劇場ホールを含めて施設全体について、夜間・休館時は機械による警備を実施しており、施設の各所に侵入者や火災等の異常を感知する機器を設置し、異常が検知された場合、まずは受託業者が対応することとしております。

また、施設の施錠や機械警備への切替えにつきましては、機械警備とは別に施設管理を委託している業者をお願いをしております。

③でございます。

現在保管している書類は、旧天城湯ヶ島町時代の永年保存文書と資料などで、天城会館を

一時保管場所として使用している状況です。これらの書類はあくまで一時保管ですので、最終的な保管場所につきましては現在総務部で検討しているところでございます。

また、美しい伊豆創造センターのパンフレットやイベント用看板などについても、一時保管場所として貸し出しており、今後、美しい伊豆創造センターと協議をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

○4番（飯田 大君） 質問は特にございません。

○議長（小長谷順二君） 質問終わっちゃってよろしいですか、全て。

○4番（飯田 大君） 質問ではありませんが、一旦使用が途切れた施設の老朽化は甚だしく進行して、維持管理は極めて困難に感じられました。

絵画につきましては、画家の湯ヶ島への思いを受け、地元の児童学生が芸術的センスを育むきっかけになればというふうな活用をお願いしたい。そして、文書管理においては、永久保存ということですので、あの場が適当かどうか既にもう検討されているということですので、この管理方法についても当局で確実に保管をお願いいたします。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 答弁よろしいですか。

○4番（飯田 大君） はい。

○議長（小長谷順二君） これで飯田大議員の質問を終了いたします。

ここで、職員の入替えがありますので、暫時休憩させていただきます。

休憩 午前 9時59分

再開 午前10時00分

○議長（小長谷順二君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

#### ◇ 黒 須 淳 美 君

○議長（小長谷順二君） 次に、5番、黒須淳美議員。

〔5番 黒須淳美君登壇〕

○5番（黒須淳美君） おはようございます。

5番、黒須淳美、通告に従い、一般質問を行います。2件あります。

1、清掃センターの現状とごみの減量について、市長に答弁を求めます。

7月13日、議員による市内施設調査に参加し、初めて柏久保にある清掃センターの中を見学させていただく機会がありました。このセンターの焼却施設は、昭和61年3月竣工、平成24年の大規模修繕を経て令和3年の今年、35年目を迎えて、なお第一線で稼働し続けていま

す。実際に焼却炉の建屋の中に入ってみると、老朽化がひどく進んでいる箇所と修理されて新しく見える部分の落差が目を引きましたが、修理や補強を繰り返しながらも厳しい環境基準をクリアしながら適切な運営がなされていることにつながっていると理解しました。

そこで、次の点について伺います。4つあります。

①佐野地区に建設中の新ごみ処理施設の稼働まで、予定ではあと1年4か月あります。この引継ぎまでの期間をどのように運営していくか、現状を踏まえての方針はどのようになっていますか。

②この老朽化が進んだ焼却炉については、維持費を含めたランニングコストがかなり高額になっていると思われませんが、新しくできる焼却炉は発電による売電等最新技術を備えております。そこで、例えば1トン当たりのごみ処理に対して、今の施設と比べどの程度のランニングコスト削減を見込んでいるのでしょうか。

③コロナ禍で事業所から出るごみが減る傾向にある一方で、市民の生活ごみの量についてはどのように把握していますか。

④ごみの量を減らしていくことは、これからの脱炭素社会、さらにはSDGsに向けて必要な取組となっていくと認識しますが、伊豆市では、そのための市民向け発信と働きかけについて具体的な計画はありますか。

件名2です。

オリンピック・パラリンピックのレガシーについて、市長、教育長に答弁をお願いします。

1年延期になったオリンピック東京2020が8月8日、そしてパラリンピックはこの9月5日に閉幕しました。まだテレビでパラリンピックの閉会式を見たばかりですので、その感動が今も残っています。

伊豆市では、自転車競技の会場となった伊豆ベロドロームで7月26日から8月8日まで有観客という形で実施され、パラリンピックはコロナ感染拡大を受けて無観客となりましたが、無事終了したところです。

私はボランティアの一人として、大会期間中4日間ほどでしたが、修善寺駅で活動することができました。オリンピックという大きなイベントにボランティアという形で関わることができ、大変貴重な経験となりました。

7月26日の初日は男子マウンテンバイク競技で幕を開け、伊豆ベロドロームに新設されたクロスカントリーコースの世界へ向けてのお披露目の日となりました。このコースには伊豆半島の形をイメージした箇所や各ポイントには伊豆市の名所・名物などの名前がつけられていて、その美しい景観とともに、世界的にも難易度が高い施設との評判が聞こえてきました。

また、オリンピック開催のために座席数を増やす工事を経てベロドローム会場内で行われたトラックレースは種目数も多く、日本生まれで五輪種目となったケイリンやスプリント、オムニウムなど最高時速は70キロ以上もスピードが出る競技ですが、そこに至るまでの選手同士の駆け引きなどどれもとても面白く、会場ではコロナ禍での開催ということで観客から

の声ではなく、拍手による声援が競技を一層盛り上げていました。

最終日の8月8日には、伊豆を拠点に活動する梶原悠未選手が日本女子では初めて、さらに観客を入れた数少ない会場での銀メダル獲得という快挙を成し遂げ、この瞬間を会場で見ることができた観客の皆さんの喜びは大きかったことと思います。

さて、この日を迎えるために修善寺駅周辺を中心に準備されてきたおもてなしエリアなどに目を向けますと、開幕直前にコロナ感染拡大を受け縮小されたり、観客にも直行直帰を呼びかけなければならない状況になってしまったことなど、開催地伊豆市の魅力発信という観点からは大変残念ではありましたが、市の運営本部やオリ・パラ課職員と共に観客の安全・安心を第一に感染防止対策を徹底して行い、無事やり遂げることができたということは、評価されているのではないのでしょうか。

私が一緒に活動したボランティアさんや観客の皆さんから、コロナが収まったら必ず伊豆市に戻ってきたいという言葉をあちこちで聞くことができました。このオリンピックを機に、また観光客として伊豆に戻ってきてくれる、そんな手応えを感じたところです。

そこで、世界がいろいろな意味で注目したオリンピック・パラリンピック、その開催地としての伊豆市の今後について伺います。5つあります。

1、伊豆市にとってのオリンピック・パラリンピックのレガシーについて、どのように総括しますか。

2、今大会のコンセプトの一つでもある「多様性と調和」について、まさに伊豆市の目指す将来像と重なるものではないかと考えますが、どのように捉えていますか。

3、9月5日に閉幕したパラリンピックについて、伊豆市にとって目に見える施設などのユニバーサルデザインのみならず、心のバリアフリーなどポジティブな変化をもたらしてくれることと考えます。一過性で終わらせないための具体的な取組はありますか。

4、伊豆市には、国内に岐阜の岩村町、神奈川の平塚市などの友好都市があります。また、海外には、私が伊豆市交流協会の一員として30年以上関わってきましたカナダのネルソン市、ホープ市という2つの姉妹都市もあります。さらに、台湾やグアムなどの海外の都市との交流もあります。いずれも合併前からの長い交流の歴史を持ち、幅広い世代の市民の皆さんの草の根交流が支えているものです。

姉妹都市ネルソンの市民の皆さんがコロナ前に伊豆市に来たときには、伊豆ペロドロームの見学をしたことがあります。今回のオリンピック競技でカナダ選手が金メダルを取った際には、自分たちがペロドロームで撮った写真と共に喜びの声が伊豆市交流協会にメールで寄せられてきたりしました。まさに、人種や文化、伝統、そして習慣などの多様性を身近に経験できる環境が伊豆市にはあると言っていると思います。

これらの歴史ある文化資源について、特に小学生・中学生・高校生などの若い世代への教育的な取組について、今後さらに活用し、発展させていくことが重要と考えられます。その取組についてはどのように考えますか。

5、以上の各質問に対しての伊豆市の取組について、オリンピックのレガシーとして近隣地域、ひいては日本全国、また海外を含め発信していく必要があると考えますが、いかがでしょうか。

以上です。

○議長（小長谷順二君） ただいまの黒須淳美議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 清掃センターについて、市民部に答弁をさせます。

○議長（小長谷順二君） 続いて、環境衛生課長。

○環境衛生課長（栗山泰宏君） 私のほうから、①から④についてお答えします。

①につきましては、焼却炉の現状ですが、稼働から35年目を迎え、焼却炉内部の劣化が顕著となっております。可燃ごみは1,000度C近くの高温で焼却することから、炉内に耐火レンガやモルタルコンクリートなどの耐火物が貼られていますので、耐火物の経年劣化で剥がれ落ちる事象を施設の運営面において最も懸念しているところです。

施設の監視は焼却炉の運転業務においても実施しており、昼夜を通じた温度管理や各設備の点検を継続しているほか、焼却炉に損傷を与えるような異物混入防止に特に努めています。これとともに、10月に焼却施設清掃点検業務を実施しますので、その結果を踏まえ、必要な維持補修を実施する方針です。新ごみ処理施設稼働までの間、安定稼働のため必要な修繕や設備のメンテナンスを継続し、市民の皆さんの生活に支障が出ないよう維持管理してまいります。

続きまして、②既存施設である伊豆市清掃センターの令和2年度ランニングコストは、焼却処理事業費を焼却処理量で割ると1トン当たり2万4,000円です。これに対しまして新ごみ処理施設は、管理業務委託費を計画ごみ処理量で割ると2万1,000円との報告を受けています。1トン当たり3,000円のコスト削減となりますので、年間に換算しますと2,237万7,000円の削減となります。

また、新ごみ処理施設は焼却により発生する熱を利用し発電を行いますので、その売電収入が見込まれ、その分を入れますとさらにランニングコストが低くなると聞いております。

続きまして、③市全体のごみ量ですが、事業系可燃ごみの量は、令和元年度3,901トン、令和2年度3,328トン、マイナス573トンと減少しておりますが、生活系可燃ごみは、令和元年度4,790トン、令和2年度は4,845トン、プラス55トンと増加しております。生活系可燃ごみの増加の主な原因としては、コロナ禍での在宅時間の増加によるものと考えています。

続きまして、④市では、一般廃棄物処理基本計画の中で基本方針を定め、減量化の目標や減量化に対する市の方策等を示しております。この計画の実行によって、SDGsの目標11の「住み続けられるまちづくりを」に示されているごみ処理などに特別に注意を払い、環境に与える影響を減らすことや、目標14の「海の豊かさを守ろう」に示されているあらゆる海

の汚染を防ぎ、大きく減らすことにつながることを考えています。

また、食品ロスについては、食品ロス削減推進計画を今後県の動向等を踏まえ策定を検討していく予定です。この計画の実現を目指すことによって、SDGs 17目標のうち12「つくる責任つかう責任」につながるものと考えます。

これらの計画についても、ホームページや「広報いず」等で周知してまいります。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

黒須議員。

○5番（黒須淳美君） ①ですが、焼却炉の運営に支障を来たすような異物の混入があるというふうなお話でしたが、具体的にどのようなものが混入されていたことがあるのでしょうか。

この新ごみ処理施設稼働までの間は、安定的に稼働させるために焼却炉の劣化を防ぐこととか異物の混入を防ぐ、そのようなことを防止する対策が必要と考えますが、どうでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

清掃センター所長。

○清掃センター所長（鈴木利明君） 異物の混入が直接的な原因となり運転を停止するような事故につきまして、その原因を正確に特定しているわけではございませんが、電子レンジ、ガス缶、ペンキ缶など様々な異物の混入がございます。特にガス缶が未処理のまま投入され、炉内で破裂する事案は散見されており、ガス残量が多い缶の破裂では建屋が揺れるほどの振動があることから、結果として耐火物の崩落等、施設の損傷につながっているものと考えております。

異物の混入の防止にどのような対策を取っているかということでございますが、清掃センターでは場内掲示物による注意喚起をはじめ、収集業者によるイエローカードの添付により市民の皆様への分別の徹底をお願いするほか、焼却炉投入の際には係員による目視での確認やお客様へのお声がけを実施しております。また、広報紙や「ごみ出し便利帳」の配布により、市民の皆様への御協力を呼びかけるなどの対策を取っております。

以上でございます。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

黒須議員。

○5番（黒須淳美君） 先ほどの異物混入が直接的な原因となって運転を停止するような事故にはつながっていないというふうなお話でしたけれども、それは幸いなことだったと思います。

それでも35年も稼働している焼却炉ですので、それ以外の理由によって施設の運転を停止したことがあるのでしょうか。その停止をしている間の焼却処理についてはどのようにしているのか、教えてください。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

清掃センター所長。

○清掃センター所長（鈴木利明君） 今年の5月ですが、耐火物の大きな破片が剥がれ落ち、灰出し口を塞いだことから、1日焼却を停止いたしました。焼却停止に伴い、収集等により集積した市内の可燃ごみ約21トンが焼却できなくなったことから、土肥戸田衛生センター様へ焼却処理を依頼しております。

このような突発的な事故により焼却が停止した場合には、近隣の受入可能な市町に焼却をお願いするなど、市民生活や経済活動に極力支障のないよう対応を心がけております。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

○5番（黒須淳美君） 2に移ります。

○議長（小長谷順二君） どうぞ質問してください。

○5番（黒須淳美君） 2番です。ランニングコストのことなんですけれども、2017年に作成された新ごみ処理施設基本計画書を見ますと、新ごみ処理施設では、今私たちが日常出している可燃ごみのほかに新しく処理対象になったものとしてし尿処理汚泥、それからその他プラスチック、プラスチック製品のことですが、それも焼却処理の対象となっています。ランニングコストの算定においては、これらも含まれているということでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

環境衛生課長。

○環境衛生課長（栗山泰宏君） 新ごみ処理施設のランニングコストの算定については、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合において、既に契約済みの管理運營業務委託の年間事業費を計画ごみ処理量で割った値で算定しております。計画ごみ処理量には新たな処理対象物も含んでおります。また、現状のコスト算定においては、その他のプラスチックの最終処分業務及びし尿処理汚泥運搬処理業務の委託料も含め、コスト比較をしております。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

○5番（黒須淳美君） 再質問はありません。

③に移ります。

この新ごみ処理施設基本計画書をさらに見ますと、稼働を始めるのが来年、2022年の予定でした。そのときの資料ですと、家庭系のごみの量はちょっと数字になりますけれども、4,354トン、そして事業系は3,463トンと予定されています。先ほど答弁にありましたコロナ禍の前、令和元年、2019年ですけれども、その時点でも家庭系、それから事業系ともに今ざっと計算しましても500トンほど多いと思われまして。

それを踏まえまして、現状のごみの焼却量は相対的に見てもあまり減っているとは思えませんが、今後その対策、ごみを減らすような対策としてはどのようなことが考えられますか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

環境衛生課長。

○環境衛生課長（栗山泰宏君） コロナ禍の影響によるごみ量の推移はコロナ終息まで続く可能性があり、増減を把握することは難しいと思われま

す。焼却量を減らすためには、皆様の御協力により今以上にごみの分別を徹底していただくことが一番の近道と考えますので、今後もホームページや広報にて周知を図っていきたく思います。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

○5番（黒須淳美君） 2014年、平成29年4月に作成されました第2次一般廃棄物処理基本計画というのがあります。そこでは、市民と事業者の役割分担が明記されていて、市民はいわゆる3つのR、リユース、リデュース、それからリサイクルです。事業者のほうでは、事業スタイルの見直しや資源化の取組などが挙げられています。これらの取組をしてきていると思いますが、この取組による減量化は進んでいると考えますか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

環境衛生課長。

○環境衛生課長（栗山泰宏君） 市のごみ処理量の合計ですが、平成30年度は1万1,292トン、令和元年度は1万1,149トン、令和2年度は1万627トンと少しずつであります。減少しております。この結果から見ても、皆さんの3Rの御協力によって減量化は徐々に進んでいると思われま

す。事業者に対する取組は、平成30年度から市内の宿泊施設に対しごみの排出状況調査を行っております。この調査は、事業所に環境衛生課職員が出向き、分別状況を把握した上で正しい排出方法の指導を行っております。今後の事業者の方々の事業スタイルの見直しによる効果は、期待できるものと考えております。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

黒須議員。

○5番（黒須淳美君） SDGsに関してなんですけれども、今年、2021年6月に達成度の順位を測るものが発表されています。それを見ますと、日本は165か国中18位。高いかなというふうに私思ったんですけれども、その前からの見ますと、2016年、国連で採択された翌年からなんですけれども、2016年は11位でした。そこからだんだん少しずつ下がって、今年には18位になっています。

環境の面だけを見ますと、先ほど出ました目標の12「つくる責任つかう責任」と目標の14「海の豊かさを守ろう」というのが日本としては達成には程遠いというふうな評価をされています。データが不整備であるというふうなこともあるので、ランキングに反映されていないというふうなこともあるかと思いますが、これらの項目を達成に近づけるための伊豆市の取組として、今、一番最優先に考えられるのはどんな取組だと考えますか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

環境衛生課長。

○環境衛生課長（栗山泰宏君） SDG s の目標12「つくる責任つかう責任」においては、やはり3Rのさらなる推進が最優先と考えます。このため、現在策定中の第3次一般廃棄物処理基本計画にSDG s の目標を関連づけ、3Rのさらなる推進を図っていききたいと思います。そのほか食品ロス削減推進計画の策定を進め、店舗や消費者のところで捨てられる食料の削減を目指しています。

また、SDG s の目標14「海の豊かさを守ろう」においては、マイクロプラスチック削減のため、プラスチックごみが多く含まれる不法投棄物の河川への流出防止対策として、パトロールや投棄されたごみの回収を継続していきます。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 極めて優先度の高い大切な課題だと思っています。1つには、そのSDG s というのは完全に社会で優先度の高い事業になっていますから、まさに美しい伊豆創造センター、伊豆半島全体で一緒に取り組むべき課題ですし、SDG s の理念に沿ってつくられたジオパークは、まさにこれ重要課題なんです。ですから、まさに美しい伊豆をしっかりとつくっていくという事業の中でほかの市町にも呼びかけるべきと思っています。

ここで1つ難しいのが、先ほど日本はなかなかルールを作れない国だと申し上げたんですが、今、温暖化対策でほとんど焼却イコール悪のような国際世論になりつつあるわけです。日本は割と焼却やってきて、ヨーロッパ諸国は埋立てが多かったわけです。私が危惧するのは焼却ごみさえ減らせばということがあまり優先されると、本当に不法投棄につながってしまうおそれがある、ですから市民の皆さんにはしっかり分別していただきたいんですが、そこばかりに力点を置くと、それなら山行って捨ててくるわということになってももちろん困る。したがって、そこは焼却を地球温暖化に負担を大きくしないようなことをしっかり国際世論に訴えながら、焼却と不法投棄をさせないバランス等々はしっかり考えるべきだと思っています。

その中でマイクロプラスチック、今極めて大きな課題なんです、すごいです、狩野川に流れていくプラスチックごみ。これは先ほど伊豆半島で広域連携でと申しあげましたけれども、狩野川については私たちは最上流部ですから、これはほかと協力しなくても伊豆市の市民だけでできる。何としても私たちは最上流部にある責任として、狩野川の支流と狩野川に伊豆市民はプラスチックごみを流さないという、ここは市長としても強く訴えかけていきたいと考えております。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

黒須議員。

○5番（黒須淳美君） 今出ましたSDG s のような明確な達成目標、これがあることで私たち市民は参加意識の向上にもつながると思います。私たち伊豆市民は、先ほど市長からのお話もありましたけれども、天城山をはじめとする美しい山々、そして駿河湾に注ぎ込む狩野

川、これらを私たちは普段の生活で享受しています。この伊豆の美しい自然や環境を守ることにつながるような、そういう取組をこれから進めていただけることを願ひまして、1番目の質問を終わります。

○議長（小長谷順二君） 続きまして、オリンピック・パラリンピックのレガシーについて答弁願ひます。

市長。

○市長（菊地 豊君） 黒須議員にもボランティアで御尽力いただきありがとうございました。

伊豆のオリンピック会場において、梶原選手が日本の女子選手として初めて銀メダルを獲得してくださいました。落車しながらもめげずに走り続けて、そして銀メダルを獲得してくださいました。これは伊豆においても、大きな歴史として刻まれます。メダルを期待されながら残念な結果に終わった選手も含めて、自転車のまちとしての伊豆のブランドは十分に確立されたと考えています。

それから、大会に携わった関係者、県と市の職員、ボランティアの皆さんにとっても、この競技はこの状況下で想定し得る範囲内においても、最も成功裏に終わることができたのではないかと考えています。

2つ目の「多様性と調和」ですが、伊豆市の目指す将来像と重なるのではないかという御指摘はまさにそのとおりだと思います。世界レベルのリゾート半島を目指すそのプロセスにおいて、世界各国と価値観を共有することは必須条件となります。オリンピック・パラリンピックはその価値観を具体化する、そのような意味において重要な役割があったと考えています。

また、修善寺駅周辺での対応がとてもよかったと、多くの人からの評価を耳にすることができました。まさに心のバリアフリーを実践していただいた結果と考えております。道路や施設などのバリアフリー化を時間をかけてこれも進めてまいります。それと同時に多様性を受け入れる社会づくりを加速したいと思ひます。人種、国籍、宗教、年齢や性別、ハンディキャップのあるなしなどの違いを、あるがままに受け入れる人権意識の向上を目指したいと思ひます。

それから、4町から引き継いだ姉妹都市や友好関係のある都市との交流は、これからも継続してまいります。ネルソン市との交流は30年以上続いておりますし、グアム島や台湾との交流も相互に行われてきました。当面、コロナ禍で直接訪問することは難しいと思ひますが、その後を見据えた交流戦略は必要だと思ひます。

次世代育成の観点からは、小中学生は動機づけに努め、高校生くらいからは実質的な交流に参画するのが適切ではないかと考えています。そのためにも英語教育には力を注いでいきたいと思ひます。

今回、東京2020大会前の国際試合やあるいはこの本大会を通じて、テレビを聞いていると幾つかの競技で英語がネイティブではない審判員の声が入っていました。それを聞くと、決

して流暢ではなくても十分に意思疎通ができる、そのような英語を耳にしました。目的を達することのできるレベルの語学力を次世代に付与することは、今の日本が置かれている状況で優先課題の一つであると考えております。

5番目の東京2020大会をレガシーとして活用する施策については、静岡県、県東部、伊豆という3つの枠組みでの広域事業となっております。国内においては伊豆の枠組みで、外国向けには静岡県の枠組みで情報発信することが効果的であろうと考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 続いて、教育長。

〔教育長 梅原賢治君登壇〕

○教育長（梅原賢治君） それでは、私からは、④のオリンピック・パラリンピックを契機とした教育としての取組についてお答えします。

伊豆市では、交流協会の皆さんや市民の皆さんが長年培ってきた国内外の友好都市や姉妹都市との交流の歴史があります。この交流の歴史は、市の貴重な財産であると考えています。

オリンピック・パラリンピック開催地となった伊豆市にとって、人種や文化の違い、習慣の多様性を感じられるよい機会となり、事前学習を含め学校教育でも世界を知る大きなチャンスとなりました。しかしながら、コロナの感染拡大のために、思うような学習ができていないということは否めません。

今後は、このタイミングを捉え、例えば授業以外でもALTと協力して交流の歴史を持つカナダのネルソン市やグアム島とオンラインやメール等での交流をしたり、英会話にチャレンジしたりする機会となれば、学びの広がりにもつながる可能性があると思います。

テレビを通してですが、オリンピック・パラリンピックをきっかけとして海外の国々に興味を持った児童生徒はたくさんいます。世界を知り、様々な関心につながる取組として、地域の方々のサポートもいただきながら総合的な学習の時間等で取り組むことも検討していきたいと考えています。

しかし、いずれにしても現在のコロナ感染が収まり、通常の学習環境が戻ってくることを願うばかりです。

以上です。

○議長（小長谷順二君） それでは、再質問ありますか。

黒須議員。

○5番（黒須淳美君） ①ですが、オリンピックという世界的なビッグイベントを成し遂げたことは、伊豆市のみならず、オール伊豆という意識も高めたのではないかと思います。修善寺駅でボランティアとして地元の方たちと接してみて、リアルタイムで開催されている世界最高レベルの自転車競技への関心が日に日に増していくのも感じました。

また、半数になったとはいえ、観客を迎え入れた経験は、目には見えない形で少なからず意識の変化ももたらしたのではないかと思います。

このことから、市民へはどのようなオリンピックレガシーが築かれたと考えますでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 今回残念ながらパブリックビューイングもやめたんですけれども、私が考えていたよりもやっぱりはるかに多くのテレビ報道がありました。見やすい時間帯にBSで報道されていたり、マウンテンバイクもかなり詳しく報道していただきました。御存じのとおり伊豆半島に対してもほかの伊豆半島をモチーフにしたコース作りでありますとか、正直言うとあそこまで報道していただけると期待していなかったものですから、かなり多くの市民も御覧になったと思います。大会はこれで終わりましたけれども、そういった映像とか画像をこれからも活用することもできますし、やはりこの場、伊豆という会場でそれだけの競技が行われたということは、多くの方の心に刻まれたと思っています。

その中でやはりうれしかったのは、駅周辺でのおもてなしの評判が非常によかった。会場を御覧になれなかったボランティアの皆さんも、そこで恐らくやりがいを感じられたんだろうと思います。特にマウンテンバイクでは3,000人くらいのお客さんがおいでになっていますから、来年のポストオリンピックのイベントも含めて、そういった方々がまた伊豆半島においでになるときに何とか共通の話題、会話ができるような場が設定できればと思っておりますが、いずれにしてもオリンピック・パラリンピックのレガシーは3年、5年、10年で終わるものではありませんので、自転車によるまちづくり、伊豆半島全体として取り組む大きな歴史が刻まれたというように考えております。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

黒須議員。

○5番（黒須淳美君） オリンピックのコンセプトとして、「多様性と調和」という言葉があります。これが開催されることによって市民へもたらしたことは、そのレガシーとして残っていくことだと思いますので、このコンセプトについて伺いたいと思います。

②番になります。

伊豆というのは観光産業を基盤としていますので、「多様性と調和」というコンセプトの下に開催されたことがとても意義が大きかったというふうに理解します。

そのことを踏まえて振り返って、オリンピック開催前には市民向けにオリンピックの機運醸成という働きかけがありました。開催後のこれからなんですけれども、さらにこの経験が市民の中で醸成されていく、そのことがレガシーになっていくというふうに考えます。「多様性と調和」とは、様々な人種や個性、そして考え方があることを認め合ったりすることから始まります。市民の皆さんが安心して生活できる環境も、そのことで育っていくというふうに思います。

この「多様性と調和」をレガシーとして実践すると考えたときに、どのような取組が必要

と考えますか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） スケートボードという種目がオリンピックになったときに、私はもう63歳のじいさんですから違和感があったんですが、すごいです、選手同士がライバルなのに仲間のよう団結しているんです。私が昔、自衛隊におりましたときに上司がレスリングで全米チャンピオンになった方だったんですが、国際試合やると夜中電話がかかってくるんだそうです。お父さんが亡くなりましたとか家が火事ですとか言って相手を寝かさないように、そんなことを聞いたことあるものですから、こんなにも価値観が違うのか。そういった意味では、私自身もスケートボードのあの若い人たちを見てこういう時代になっていくんだなど。ライバルだけれども、友達だという関係、全く新しい国際スポーツの域に入っているんだと思いました。

それから、もう一つは、やはりパラリンピックで私も今回プレゼンターをさせていただいたんですけれども、映像で見る以上に障害度重い方がいるんです。表彰台に上がると、特に脳疾患の方は遠くから見るとあまり健常者と変わらないんじゃないかと思うんですが、本当にすごいハンディキャップの中で躍動される選手を直接見ると、それは人間として感動を覚えます。

これをどうやってつなぎかつ次世代に人間としての価値として継承していくかということは、これは行政だけではやることでもございませんので、ぜひ議会の皆さんや市民の皆さん、参画された市民の皆さんと共にそういった価値観を共有していく、そのような事業にしていきたいと思います。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

黒須議員。

○5番（黒須淳美君） 再質問はいいです。

③に移ります。

市長のお話から、方向性としては理解できました。それを具体的にレガシーという形で残していくために、伊豆市が今まで開催までに向けて取り組んできたこと、そしてこれからは主に心のバリアフリーというところなんですけれども、それについてこれから取り組む予定、そういうものがありましたら教えてください。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） それでは、ただいまの御質問にお答えいたします。

バリアフリーに関しましては、これまで市内バリアの調査や市民、市内事業所を対象にユニバーサルツーリズム研修会を実施いたしました。また、多様性と調和に向けた事業として、市民、市内の園児、児童生徒を対象に国際交流員の任用による事業として、異文化理解

講座や、また市の職員を対象にしたダイバーシティセミナー研修ややさしい日本語研修を実施いたしました。このやさしい日本語研修におきましては、今後、市民を対象にまた開催できるよう、総合政策部と連携して検討してまいりたいと考えております。

まずは、今月から、市内の児童生徒を対象にダイバーシティ研修を実施していく予定であります。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

黒須議員。

○5番（黒須淳美君） 先ほど答弁の中にやさしい日本語という言葉がありました。私もこのやさしい日本語という研修をコロナでしたので、今年Zoomという形で研修を受けたことがあります。

このやさしい日本語というのは、元が災害時の外国人の方への情報提供のツールという形で生まれたのが始まりだそうです。ですので、使い方としては基本的には短く、そして簡単な言葉でというふうなことになっています。そうしますと、やっぱり外国の方向けとか、そういう発達に障害があるとかそういう方向けだけというよりは、市民の間でこの言葉が広がっていくといいなというふうにも考えております。

伊豆市交流協会のほうでも、英語教室、中国語教室などの教室があつたりしますけれども、そういうところでもこのやさしい日本語を市民向けに講座のような形で開けていけたらいいなというふうに考えておりますので、その辺はまた御協力をいただけたらと思います。

それでは、⑤に移ります。

実際に競技が行われたのは伊豆市のサイクルスポーツセンターでしたが、参加選手、そして大会関係者、観客の輸送や宿泊など、これは三島市、伊豆の国市、そして伊東市などとの連携や協力があつたからできたことと認識しています。市長がおっしゃるように、大きくは県や東部、そして伊豆の枠組みと捉えての発信は不可欠であると思っておりますけれども、伊豆市のほうには長く交流を続けてきた姉妹都市や友好都市、これらがありますので、アフターコロナとかこれを見据えての発信などについて、こちらについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） これまで交流をさせていただきました姉妹都市、友好都市へのアフターコロナを見据えての発信というような御質問かと思いますが、こちらにつきましては現在、新型コロナウイルス感染症によりまして、互いに訪問し合うなど直接的な交流ができない状況でございます。今年度はネルソン市の方々とオンラインを使っての花火イベントを実施したり、天城連峰太鼓が演奏する動画メッセージを送ったりして、可能な限り情報発信をしているところでございます。

今後この状況がいつまで続くか不透明なところなんですけど、日本ならではの四季折々の情報を定期的に発信することをはじめ、姉妹都市や友好都市の皆さんが興味を持っていただけるような伊豆市の情報をSNS等で小まめに発信していくことにより、交流が途切れることのないようにまいるとともに、ウェブを活用した新たな市民間交流の形を模索したいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

黒須議員。

○5番（黒須淳美君） オリンピック・パラリンピックのレガシーですけれども、そのレガシーの一つとして自転車のまちづくりばかりでなく、多様性と調和これを基調にして地域にある様々な人的な資源、これらも活用しながら、そして市民の間でそれが熟成されていく、長い時間かかるかもしれませんが、熟成されていくような、そうすることでこの伊豆市が居心地よく安心して暮らしていける、そんなまちづくりになっていくようお願いして、私の一般質問は終わります。

○議長（小長谷順二君） これで黒須淳美議員の質問を終了します。

それでは、11時5分まで、15分間休憩といたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時04分

○議長（小長谷順二君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

### ◇ 三 田 忠 男 君

○議長（小長谷順二君） 次に、14番、三田忠男議員。

〔14番 三田忠男君登壇〕

○14番（三田忠男君） 14番、三田忠男です。

議長の許可を得て、一般質問を行います。2つあります。

件名1として、伊豆箱根バス中伊豆線退出に伴う今後の対応について、2番目として、伊豆市の防災体制は万全か、以下市長に質問させていただきます。

新聞や区長会資料によると、伊豆箱根バスが中伊豆方面路線から退出するとのことですが、議会には情報の提供や報告がこの提出時点ではいまだありませんでした。

以下の点について市長に伺います。

1、市長施策における公共交通機関維持発展の位置づけについて伺います。

(2) 退出決定までの時間軸を含めて、経緯を説明願います。

(3) 区長会への説明内容と、どのような意見が出たのかを説明願います。

- 4、この件についての地域公共交通会議での議論の内容を説明してください。
- 5、関係地域関係者あるいは住民との説明と意見集約は行われたのか、伺います。
- 6、今後の対応についてどのように検討していくのか、伺います。
- 7、伊豆市生活交通ネットワーク計画形成計画内容と進捗状況について説明願います。
- 8、今回の退出により計画の見直しや具体的な取組を早める必要があると思いませんか、伺います。

大きな2番目です。

伊豆市の防災体制は万全か。

「災害は忘れた頃にやってくる」、熱海市の土石流災害を教訓に伊豆市の防災体制の整備状況、とりわけ土石流災害等の対策について、伊豆市地域防災計画並びに伊豆市国土強靱化地域計画等を基にして、以下伺います。1から8番です。

- 1、市長就任以来、防災についての基本的な考え方、取組の重点施策について伺います。
- 2、伊豆市地域防災計画の位置づけ、主な内容について説明願います。
- 3、関係機関、市民への周知状況について伺います。
- 4、土石流、地滑り、崖崩れ等発生予想区域、箇所の把握状況について伺います。
- 5、それらへの住民への周知状況について伺います。
- 6、把握した箇所における対策の実績を伺います。
- 7、今、課題になっている盛土の把握状況について伺います。
- 8、最後に、熱海市の土石流災害から学ぶべき点として、伊豆市としての教訓とすべきこと、現行計画の見直しの必要性の有無、また行政職員としての執務の在り方等検討すべき点があったのか、あるいは今後検討するのか、伺いたいと思います。

○議長（小長谷順二君） ただいまの三田忠男議員の質問に対し、答弁を求めます。  
市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 路線バスの中伊豆線に関しましては平成31年に大幅なダイヤ改正で減便されており、現在運行しているのは通勤通学に最低限必要なダイヤ編成となっております。

このたび、伊豆箱根バスが自社運行を継続できないという理由から退出することになったわけですが、市としましては、中伊豆線を御利用されている方、特に八岳地区の皆様的生活に影響が出ないよう現行のダイヤを維持していきたいと考えております。

また、伊豆箱根バスの中伊豆線退出につきましては、今後、運行业者が決定した際には改めて議会に報告させていただきます。

詳細について、総合政策部長に答弁させます。

○議長（小長谷順二君） 続いて、総合政策部長。

○総合政策部長（新聞康之君） それでは、お答えをさせていただきます。

まず、1つ目の市長施策における公共交通機関維持発展の位置づけについてでございます

が、こちらは市の最上位計画となり、現在改定作業を進めております総合計画の後期基本計画の中で地域力の向上の施策として、地域生活交通の維持を挙げております。その作戦の一つとして、公共交通の利用促進と維持を位置づけておるところでございます。

まずは、生活交通の基礎となります公共交通の維持に向けまして、市民の皆さんにより一層御利用いただけるよう様々な補助や支援を行ってまいりたいと考えております。

2つ目の退出決定までの経緯でございますが、まず今年の3月に伊豆箱根バス株式会社から静岡県生活交通確保対策協議会に対しまして、不採算を理由に令和4年3月末での退出の申出がされました。その後、4月14日から28日までの間、同じく静岡県生活交通確保対策協議会におきまして退出を公表し、他事業者の参入の募集を行いました。5月開催の同協議会の地区幹事会にて他事業者運行の申出がなかったとの報告を受けております。

その報告を受けまして、市では、7月に伊豆市地域公共交通会議を開催いたしまして、伊豆箱根バスの令和4年3月末での退出、それから令和4年4月からの市の自主運行等による代替運行を行うことについて承認をされたところであります。

3つ目の御質問の区長会への説明内容といただいた御意見につきまして、お答えをいたします。

7月8日開催の中伊豆地区区長会におきまして、伊豆箱根バスの不採算を理由とした退出の経緯や他事業者参入を募集しましたが、申出がなかったことの報告。中伊豆線については主に八岳地区の通学路線であり、生活の足として必要な路線であることから、現行ダイヤを基本とした市の自主運行等の手法で、今後も路線を維持していきたい旨の御説明をさせていただきました。

その際に、今回の中伊豆線の退出が令和7年開校予定の新中学校の通学に影響しないかとの御意見がございましたが、自主運行等で現行ダイヤを維持していく考えでございまして、通学に影響が出ないように取り組んでいきたいとのお答えをさせていただきました。その場におきましては、ほかに御意見はございませんでした。

4つ目の御質問の7月に開催した地域公共交通会議での議論でございますが、地域住民への説明の方法について御意見をいただきました。市といたしましては、現行ダイヤを維持した上で市の自主運行バス等の代替手法を検討していきたいと考えており、これらが決定後、地域住民や利用者に対し説明を行っていききたいとの回答をさせていただいております。

また、委員の方からは、八岳地区の地域づくり協議会で様々な意見が出ているため、地元の見解を確認するようとの御意見を賜っております。

5つ目の関係者、住民への意見集約及び6つ目の今後の対応につきまして、併せてお答えをさせていただきます。

今回の退出に関しましては、区長会での報告、プレスリリースによる新聞報道、広報9月号にてお知らせをさせていただいております。

地域の皆さんの意見集約につきましては、先ほど申し上げた地域づくり協議会との意見交

換を行いたいと考えているとともに、9月末に開催予定の八岳地区住民説明会におきまして、八岳地区における今後の施策と中伊豆線の対応につきましても、市長の口から直接御説明をさせていただき、併せて皆様から御意見を伺いたいと考えております。

御質問の7、8は、生活交通ネットワーク形成計画に関する御質問でございますので、こちらも一括してお答えをいたします。

伊豆市の生活交通ネットワーク形成計画は、昨年度、計画の中間年として見直し作業を進める予定でございました。しかし、コロナの影響で1年先延ばしとなって、今年度、作業を進めているところでございます。

計画前期の主な取組といたしましては、地域内フィーダー交通対策といたしまして、天城湯ヶ島地区と中伊豆地区におけるデマンド交通の実証実験のほか、学校再編への対応といたしまして土肥小中一貫校の開校に併せた路線バスルートの変更。公共交通の利用促進策といたしまして修善寺駅や駿河湾フェリー土肥港待合所へのデジタルサイネージの整備。バス待ち環境の整備といたしまして中伊豆小学校のバス停の改修。幹線路線の利便性向上を目指した修善寺駅から順天堂病院への直行バスの社会実験などを行っております。

これらの結果を踏まえまして後期の取組内容を検討するに当たりましては、公共交通を取り巻く厳しい現状を踏まえつつ、持続可能な公共交通網の維持に向けまして効果的な対策を検討してまいるとともに、計画の最終年度に予定されております新中学校開校に併せた路線バス網の見直しを盛り込んでいきたいと考えているところでございます。

また、今回の退出に当たりましては、現行ダイヤを維持した上で市の自主運行バス等の代替手法を検討する対応を考えておりますので、計画の見直しは考えておりません。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

三田議員。

○14番（三田忠男君） 9月1日にこの本議会で、市長が行政報告で5つの懸案事業の進捗状況について7項目として、この伊豆箱根バスの中伊豆線からの退出が初めて議会では公にされました。先ほど答弁もありました7月8日の中伊豆地区の区長会での説明、他の旧町には報告はなかったと思いますが、あるいは広報9月号での自主運行バスに代わりますとの記事だけでした。

以下、総合計画、あるいは今案として出ています後期基本計画等について再質問させていただければと思います。

まず、自主運行バスということですが、自主運行バスということのイメージ、市民に分かりやすくちょっと説明してもらえませんか。どういうことを自主運行バスというんでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） 自主運行バスでございますが、市民の皆様には一見といただきますか、事業者が運行するから、それから自主運行だからということで特に違いはございません。あくまで運行のスタイルといたしまして、事業者が行うのか、それとあとは市が補助して路線を維持していくのかという違いになるかと思えます。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

三田議員。

○14番（三田忠男君） いわゆる今走っています新東海バスでしたか、あるいは伊豆箱根バスという従来のバスを運行することを自主運行バスというんじゃないくて、新たな形態での市が関与する運行も自主運行バスという理解でよろしいのでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） 交通事業者が営業として自分たちがやられるものが通常の事業、それから自主運行につきましては市が委託をして業者にお願いをして路線を維持していただくという形の区別かと思えます。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

三田議員。

○14番（三田忠男君） これはいずれかの議会でいつもお願いして質問もさせてもらってあったんですが、いわゆる大量輸送時代の時代は人口減とともに終わって、これからは生活者の足をどう確保するかというのが全国的な課題であって、伊豆市だけの課題じゃないので、特に伊豆市ということにこだわるわけじゃなくて、全国の資料とか見させてもらって運送人員が4分の1以下になってしまっていて、それで全国的に非常に悪戦苦闘しているのが現状だと思っております。静岡県資料等も見させていただいて、いわゆる浜松の方面とか富士とか南伊豆とかも含めて全国各地で、そういった公共機関をどうやって維持するかが問われていると。

その中で伊豆市生活交通ネットワーク形成計画というのが出てきて、非常に私読んですばらしいことが書いてあるなと思って、それに基づいてデマンドバスの運行実験とかすごいやっていると理解をしているんです。その絡みの中で先ほど言った自主運行バスが今までの東海あるいは伊豆箱根さんのみならず、新しい展開しなきゃいけないと書いてあるわけであって、先ほども市長が他の議員に答弁しましたがけれども、変えるべきものを変える、改革の姿勢を持たないと乗り遅れると言ったんですが、どうもこのバス路線についてはその立派な計画があるにもかかわらず、何か従来型で運行しようとしているんじゃないかと、いい悪いは別にしてそんな気がしたものですから、この質問を取り上げさせていただいているんですが、そんなようなことがあったもので公共交通機関の位置づけはどうなっているかという質問を市長にしたつもりだったんです。

前から言っている、端的に言えば、いわゆる市民の移動の足をどうやって確保するかという点で今のバス会社の運行をどうのこうのということじゃなくて、いろんな手段を使わないと地域の足は確保できませんよということが述べられているものですから、その割には何か自主運行バスという言葉の中で私たちもイメージするのはいわゆる既存のバス運行みたいなイメージになっているものですから。そうしますと、また市長が述べられていました地域力が上がったとかいうことについては若干欠けたり、意見がなかったということですが、私も地域づくり協議会等で意見を聴取させてもらったんですが、子供の足は何とかしてほしいけれども、俺たちは車で行くよと、乗らないよということですので、乗らないよということは昼間は走らなくていいよということを経営できる人は言うてしまうんです。だけれども、お年寄り等については八幡にも買物に行けなくて困っているよという声を聞く。

それをどうするかというときに、今までの既存のバスの運行ではそれがカバーできないんじゃないかという問題意識の中での質問になっているわけで、いわゆる多様な組合せをしないといけないし、その組合せの作戦は全部ネットワーク形成内容にあるわけですから、いわゆる変革の視点を持って何か違う取組が必要になっているんじゃないかなということなんですけれども、いかがなものでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） この件は、御承知のとおり全国で大きな話題になっていまして、先般、数日前、富士市だったのでしょうか、デマンドバスがやはり需要が少ないということで社会実験取りやめ。それから増田前総務大臣のレポートだったと思いますけれども、全国で路線バスが廃止される、じゃ復活したら乗りますかと聞くとやっぱり市民の皆さん乗りませんというのが全国で起こっているんです。

伊豆市においては、前から申し上げておりますとおり土日を主体に観光のお客様が乗るルートがありますので、西伊豆方面と下田方面は人口以上にやっぱり路線バスが維持できていて、残念ながら八岳地区はその先がないものですから、人口減少がまともに影響を受けているという状況になっております。

そして、もう一つの伊豆市の特徴は、ほぼそれが通学バスになっているわけです。地元の皆さんからも、何とか通学だけは確保してくれと。したがって、総合政策部長からありましたとおり、運行の事業主体は変えても事実上、小学生・中学生・高校生の足ですから、そこは自主運行バスに事業形態を変えて市がしっかり入って足を確保しますと。

恐らく地元の要望がこれまでもありました高校生の帰りの足も含めて検討しなければいけないんだらうと考えております。これまでは伊豆箱根バスの路線バスが存在しておりましたから、それありきで前提として考えてきたんですが、これからは小学生・中学生・高校生までどのように往復させることが望ましいのかを検討すべきだと考えております。ただ、その際に、我々がバス持っているわけでも、我々が事業できるわけでもございませんので、

やはり一定の条件をつくって公募させていただき、その中で最も運用コストが低いところを選ばせていただく、そのような形になるんだろうなと考えております。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

三田議員。

○14番（三田忠男君） 住民の声を聞いても意見が出なかったというのは、自主運行バスとすることをやりますよと言ったとたん、ああなんだ、今までどおりやってくれるかという理解かなと私は理解したんです。ですけれども、今議員の立場になってさせてもらって、いわゆる財源の出どころが全然違うわけです。その財源の出どころの違いを説明しないと、それだけかかるんならもっと違うやり方もあるんじゃないかなという声ももっと出るのかなと思ったりもしました。

また、その政策の決定の段階である程度今までの行政のやり方見ていると、決まった段階で初めて住民に提供するみたいですが、こういった地域力とか地域の問題は、事前に地域の皆さんに提案してどんどん意見を吸収してくるところが始まるのかなと私は手法の違いを感じているところがあるんですが、決まってからでない意見が出ないのか、それとも逆に決まってしまうとそういうものかということ逆意見が出なくなるのかなということ思いながら、もっともっと先に住民に聞くというのが大事じゃないかなと思うところがあるんですが、その手法についてはいかがなんでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 運用コストを見直すときに、なるべく市長としては路線バスを維持していただきたいわけですから、大きなバスでなくてももっと小さいのでいいので、変えていただけませんかバス会社の方と実は市長になった早々に話したことがあるんですが、バスを変えることのほうがコストが高いので、今あるバスが使える間は大きなバスに見えますけれども、むしろそのほうが運用コストが安くなる。やっぱりそのあたりは事業者でないとは分からない事情があるわけです。

そこで、今回の八岳の件のような事実上、路線バスというものを維持しながら通学バスにしているところについては、子供さんの利便性を最優先に考えていきたい。

先ほど三田議員から御指摘のあったまず市民の意見が先だろうという話と、それからそもそもその地域のお年寄りの買物と通院はどうするのだ、これは路線バスとは少しやはり違う事業として考えなければいけないと思っています。実際にデマンドバスのおでかけ中伊豆をやったときも、バス停まで来いということだけれども、そこから自宅までが荷物を両手で下げて行けないんだという御意見に対して、路線バス維持しようがデマンドバスやろうが、そのニーズはカバーできないわけです。そうすると以前、中伊豆の中大見での地域づくり協議会の中で自分たちでやってみようかという御発言があったり、今、修善寺ニュータウンでやっているものも参考にさせていただきながら、地域の皆さんが本当に望む路線バス以外の新

たな足については正直言って今模索している段階です。これは幾つかの社会実験を繰り返させていただいたり、皆さんの動きを見させていただきながら、どれが一番望ましいのかを検討させてください。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

三田議員。

○14番（三田忠男君） どうも市長と認識は共通していること的前提ですけれども、静岡県のホームページ等を調べましたら静岡交通ニュースとかあって、県下全体のそういったバス会社の現状とか伊豆市が抱えているような問題が県で起こっているような資料が出てきてまして、そこにありとあらゆる路線バス、コミュニティバス、デマンド型乗合タクシー、地域ごとの輸送サービス、あるいはタクシーをもっと使うとか福祉有料運送等いろんなパターンがあるわけです。そのパターンがあるにもかかわらず、今までくどいですが、路線バスというのに固執していたんじゃないかなという気がして、先ほどの市長の答弁では一步踏み込んで違う答弁したのかなと私は勝手な理解をしたわけです。

伊豆市の地域公共交通会議の議事録も全部ホームページに出ています、そこを読ませてもらうと、議論が活発かどうかというのはちょっとこの議事録的には分かりませんが、問題指摘する委員もいましたし、すんなり通ったかなという印象にもなっているわけですけれども、そもそもこの構成メンバーがこれは法的に決まっているんでしょうけれども、住民の代表者がもっとたくさんいてもいいのかなと。私も旧中伊豆のとき、PTAの関係で行かせてもらって、ある提案したらその提案が通って発言してみるものだなと思った体験があるんですが、やはり住民の声を大事にして住民を巻き込んでいくと今度は協力せざるを得なくなるわけであって、一方的に決められたことをやってくれといとなかなか、どちらかというとなかなか反発のほうが強いのかなみたいな感じがいつもするものですから、もっともっと住民の声を聞いたらどうかというようなことを言わせてもらっています。

その中で先ほど市長が言っていたようにバス停までの問題があって、そうすると路線を変えてみたり、いわゆる路線があって、コミュニティバスがあって、デマンドがあって、電話1本でやるよという多様なものがあるといいんじゃないかなと思うんですが、何も1本に絞ることはないような気がしているんですが、検討中だということですから、そういった検討というのを進めていただければ幸いです。

今度は、福祉的にこの路線バスを位置づけるというのは本当にちょっと一部の考え方で、総合計画の中で位置づけているものですから、いわゆるまちづくり、地域づくりの観点からいかに公共交通あるいは住民の足を確保していくかという観点が大事じゃないかなと思ったわけです。

伊豆市のありたい姿、ここに書いていますけれども、そのとおりでと思って文章を読ませてもらっています、そのためにはやはり産学、あるいは公と一緒に市民全体でじゃどうするんだという議論を巻き起こさないと、やはり乗り手は少ないんじゃないかなと思う

わけです。

そういった産学、公はじめとして市民の間で描けるならば、何回かに1回はバスに乗ろうかとかそういった機運も高まるのかなと思いつつこの件は終わりにしたいと思うんですが、一つの提案として、市内にも事業者が幾つかあって、いわゆるその事業者と市が一緒になって自主運行バスを運行する形態なんてことを検討された経過があるのかなのか、まずお伺いしたいと思うんですが、いかがだったでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） これまで、複数の事業者が一つの事業体となって事業を行うというような検討は恐らくまだされていないと思います。

ただ、他の市町、全国的に見ますとそういう事例もございますので、不可能ではないとは思いますが、検討の材料の一つとして今後検討していきたいと思えます。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

三田議員。

○14番（三田忠男君） 最後に、いわゆる高齢者あるいは障害を持っている方を暗に福祉の分野でやろうということではなくて、あくまでもまちづくりとして市民の足、交通機関が必要なんだという観点からまず基本をつくって、そこに乗り切れない人をさらに細かい施策でどう救うのかという考え方とか、あるいは経済的な潤いの中で地産地消とか、あるいは税金を使うんでしょからいわゆる効率よくやるためにはどういった形態が一番効率よくて、より多くの人が最大多数の幸福に結びつくとかか利便性が高まるのかとか、またそういった観点をくどいですが、そういった会議メンバーだけじゃなくて市民を巻き込んでやってくださることを期待して、この質問は終わりたいと思えます。

災害のほうをお願いいたします。

○議長（小長谷順二君） それでは、伊豆市の防災体制について答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 防災、大変大きな課題です。

私が市長に就任しました2008年4月、その時点で、伊豆市における最大の脅威は、観光の繁忙期に台風と地震が同時にやってくるのだと考えました。しかし、正直、当時はさはさりながら、発生する公算は極めて低いのではないかと楽観視していたのも恥ずかしながら事実です。ところが、その翌年、2009年8月11日、夏の観光繁忙期に台風が伊豆半島の南側をかすめました。そして、朝、震度6弱の地震が起こりました。やはりよく言われるとおり、人間が考え得ることは起こり得るのだという単純な現実を突きつけられた思いでした。

私の防災に対する基本的な考え方は、絶対に死者だけは出さないに尽きます。家屋や車などの財産を全て守ることはできません。しかし、何とか死者だけは防ぎたいと思っています。

そのためには避難を徹底することです。

大雨や洪水、土砂災害などはしっかりと危険をふだんから認識をして、事前に準備をすれば避難は可能です。問題は大地震による津波で、当初は私は市長になった最初の正月の休みに熱海から沼津までの全ての海岸を自分で見ましたから、土肥にはこれは防潮堤は必要だと当時は思いました。しかし、その後、土肥の地域の皆さんが自ら話し合い、そして考えて“海と共に生きる”観光防災まちづくりの推進計画を取りまとめられました。全国から注目されております。その中で地震発生から最大規模の津波がやってくるまでは、わずかではあります。リードタイムがあります。第1波が一番大きいわけではないので、何とかその間に土肥の全ての人々が一次避難場所まで命を確保できる場所まで逃げ切ることができるよう、可能な限りの準備と訓練をお願いをしているところです。

また、熱海市伊豆山の土石流災害は、もちろん熱海市としては極めて大きな災害ですが、客観的に全国レベルから見れば局地災害です。したがって、熱海市役所も健全に動いておりますし、県や我々他の市町も主体となった十分な支援行動を受けることができています。

しかし、東南海トラフのレベルの災害になりますと、あの伊豆山で起こったようなことが伊豆半島全域で起こります。海岸地域はほとんど分断され孤立化すると思います。しかも静岡県中部、西部、それから中京にかけて壊滅しますので、自衛隊を含む支援部隊の主力は向こうに向かいます。私たちは少なくとも3日間、自分たち自身で生き残る覚悟が必要です。

さらに、天城峠の北側、船原峠の東側に内陸部に位置する伊豆市は、西伊豆方面、南伊豆方面に対する支援拠点としての役割、岩手県における遠野市のような役割も担わなければなりません。私以下、伊豆市の全職員は、そのような伊豆市の特性を十分に理解して市の防災体制を強化するとともに、伊豆半島全域での広域連携を強化しなければならないと考えております。また、それがユネスコの求めるジオパークの重要な課題ともなっております。

そのほかの点について、危機管理監に答弁をさせます。

○議長（小長谷順二君） 続いて、危機管理監。

○危機管理監（稲村俊一君） それでは、2）から7）につきまして、私のほうから説明をさせていただきます。

2）伊豆市地域防災計画は、災害対策基本法に基づき国の防災対策を定めた防災分野の最上位計画である防災基本計画、この計画に基づき指定行政機関及び指定公共機関は防災業務計画を、地方公共団体、静岡県や伊豆市になりますが、地域防災計画を作成することとされております。

伊豆市においても、関係機関等の防災業務計画との整合を図りつつ、地域特性を踏まえた上で伊豆市防災会議に諮り、市域に係る災害に関し市民の生命・身体及び財産を災害から保護することを目的として作成しております。

想定する災害の種類は、地震、津波、風水害、火山災害、大火災、大規模事故となります。特に伊豆市の地域特性として、土砂災害は地震、風水害に伴う災害として各々の対策編にて

記述をされております。

3) の周知状況ですが、伊豆市地域防災計画の作成に当たっては、伊豆市防災会議において指定地方行政機関をはじめ自衛隊、警察、消防やライフライン事業者などから委員を委嘱しており、計画策定時から情報を共有し、計画の修正についても毎年協議しております。

市民への周知につきましては、防災指導員等を対象に内容を抜粋し、研修会の際や市ホームページへの掲載により行っております。

4)、5) につきましては、静岡県が土砂災害防止法に基づき詳細な調査を行い、土砂災害(特別)警戒区域等の指定を随時行っておりますので、市内で区域等の指定があった際に、県より通知を受けて把握している状況であります。

指定後の住民への周知につきましては、ハザードマップを作成し、対象地域への各戸配布、ホームページへの掲載、防災訓練時の活用等により随時周知しております。

6) につきましては、伊豆市ではソフト対策としまして、土砂災害警戒区域ハザードマップを作成しております。現在、県の見直しにより区域指定された1,180区域のうち、既に作成済みの870区域につきましては各戸配布済みであります。今回新たに追加指定されました310区域を対象に今年度ハザードマップの作成及び更新を行い、伊豆市ホームページに掲載をはじめ対象地区住民に各戸配布し、引き続き災害対策啓発等を行ってまいります。

また、ハード対策につきましては、土石流危険渓流、地滑り危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所における採択可能箇所数の合計数484か所に対し105か所が整備済みであり、整備率は21.7%になっております。引き続き関係機関、関係者と連携し、防災対策に努めていきたいと考えております。

7) につきましては、熱海市伊豆山地区の土砂災害発生を受けまして、同様の災害を防止するため、県からの要請により、権限移譲等により市町が権限を有する盛土造成行為箇所について緊急点検を実施しております。点検対象箇所ですが、土採取等規制条例、都市計画法、宅地造成等規制法及び森林法、砂防、地滑り、急傾斜地の崩壊・防止に関する関係法令に基づく盛土造成行為となります。

緊急点検では、盛土のうち法令違反により行政指導を継続中または調査中の盛土造成箇所、また過去に許可した案件のうち山間部かつ15メートルを超える盛土に該当する箇所を県で315か所、公表しております。伊豆市内におきましては3件ございましたが、のり面崩落や排水不良等の異常は発見されておられません。

なお、平和寺の違法な盛土案件につきましては県・市とも把握しておりますが、今回の件への調査項目に挙げておりません。

土採取等規制条例に基づく該当箇所以外の都市計画法の開発許可、宅地造成許可、林地開発許可について、完了検査等を実施した箇所におきましては、安全性が確保されていることから調査対象外となることから、調査項目に該当する点検対象箇所はございませんでした。

また、現在、廃棄物の不法投棄や違法な盛土造成等の不適切管理を監視する体制を強化す

るため、市職員により自宅周辺の自主点検等を実施しております。現時点におきまして、2件の報告が上がってきております。

市としましては、これらの結果を踏まえまして引き続き事実関係を把握し、法令にのっとり適切に対応してまいります。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

三田議員。

○14番（三田忠男君） 丁寧な答弁ありがとうございました。

盛土の問題につきましては、非常に複雑な法令が絡んでいるということと、あるいは権限の移譲の問題とかで伊豆市だけでは解決できない問題ですけれども、そのように安心・安全に取り組んでいるということを確認させていただきました。

また、市長に防災の考え方を確認させてもらったのは、伊豆市は早め早めの避難所の開設とか予防的な防災に随分力を入れているなということを感じていたものですから、改めてそれを市民に表明していただければと思って質問させていただきました。

また、砂防ダム等の建設についても、私も立場上、市長と一緒に国交省等に交渉に行って、いち早く取り組んでいる姿も拝見させてもらっています。

また、その砂防の問題については、川の汚染の問題とか海への栄養分の問題とかありますが、いろんな形態の中で日々変化しているなど思いながら安心・安全な取組を確認させてもらっている状況です。

ここで最後に確認したかったのは、私も熱海に7月29日から8月の初旬にかけて4日間、被災者支援に社会福祉の専門職として参加し、多くの被災者の意見をまとめる作業をさせてもらったんですが、その中で感じたことで質問させてもらいたいことがあるんですが、いわゆる今までの伊豆市の職員が執務としてやっていたことが、災害時をイメージしたときに今のままでいいのか、もっともっと違う観点から執務の在り方を検討しなければいけないのかとそんな点をちょっと確認したかったものですから、質問させていただきました。

その辺で教訓とすべきことは何かありましたかと熱海市には非常に申し訳ないですが、現在進行形ですけれども、いわゆる災害時においても日頃の執務が出ちゃうんです。先ほどの飯田議員の中にワンチームという言葉がありましたけれども、本当に日頃からワンチームで、縦割り行政とやゆされる実態をカバーしていないとやっぱりいざ災害となってもそのままに出ちゃうんです。そうすると、被災者はどういう状況に置かれるかという、この件についてこの窓口です、あの件についてはこれです、それはそれです、どんどん行かなきゃいけない。

もっとワンストップで何とかならないかという思いをいっぱい持って、情報の提供にしても行政としては情報提供していると言って壁とかに貼ってあるんですが、それを見てのお年寄りは何が書いてあるかよく分からん、説明者もいないとそんなことを言うわけで、

日頃の業務の見直しが何か検討課題に上がったかどうかとそんな質問をさせてもらえればと思います。いかがでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 私から、議員御指摘のとおりで阪神大震災、東日本大震災いろんなところを出ている教訓、もう知り尽くされているんです。ワンストップ窓口にしろとか、いろんなサービスが分かりにくいとか。これは行政のDXが遅れていることも大きな理由の一つだと思います。この1年半ずっと我々はコロナと向き合っているのに、法律は平常時の法律しか運用されていないんです。例えば高齢の方がスマホを使っていなくても、窓口に来て必要な情報を全部聴取して、それ瞬時に関係部署で全部その情報を共有すればいいわけです。こんなことさえ、まだ十分にできていない。

以前、全国市長会の勉強会で、日本がDX遅れたのは、ただ職員の端末にパソコン入れただけで行政手続を見直していない。したがって煩雑になっているだけだということで、まさにそのとおりであって、今、菅総理は退陣を表明されましたけれども、仕事の仕方を見直せという実は御指示が出ていて、あれはどなたが総理になっても実際に行われればいいと思っています。まず、そのような行政の在り方の整理整頓は絶対条件だと思います。

それから、もう一つ、恐らく熱海ではこれから出てくる問題が、災害廃棄物の中で災害廃棄物として出された後の片づけ廃棄物、これが多いんだそうです。これは北海道の胆振地震で聞いた話です。最初は行政が主体になって場所をつくって、そこに大きな畳だとかたんすだとか持ち込むわけです。まだ熱海市伊豆山では住民が入っていませんから、家を解体、整理するときに最後にもう一回、今度は片づけのごみがいっぱい出てくるんだそうです。ですから、そのためにこそ新しいごみ焼却場の予備の部分が必要なのであって、こういったものをそれぞれの行政体の焼却場を含むごみ処理施設が一定の予備をお互いに持ち合うことによって、このような状況には対応できるように連携で持っていく、そのようなこともこれから出てまいります。

いろんな面で伊豆市も協力しなければいけないので、熱海の皆さんに申し訳ないんですが、協力・御支援申し上げるとともに、私たちの教訓として活用させていただきたいと考えております。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

三田議員。

○14番（三田忠男君） ありがとうございます。

これ実践熊本地震、勉強させていただきました。非常にリーダーシップの大切さとか全員が同じ方向向かなきゃ駄目なんだとかいろいろ学ばせてもらいました。

これについて職員も全員ぐらいで参加したかと思いますが、その後のこれを基に何か学習会やったとか業務を見直したとか、何かそんなことが庁内で行われたかどうか、いかがでし

ようか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） これは1回彼が来て話をして終わるものでありませんので、実はこれも楽観視したと怒られるかもしれませんが、うちはワクチン接種がスムーズに行きましたので、この9月頃からその勉強会の第2次できると思っていて、そのときには下田、賀茂にも声をかけてより広域でやっていこうと思っていたところなんです。自らの足元のおとこの防災訓練もスタイル変えたものですから、そのフォローすべきところが延期にしております。ただ、中止にしないで、新聞報道では伊豆市は何か延期ではなくて中止になっていましたけれども、それを踏まえたより実践的な防災計画及び訓練に入っていきます。まだそこまで行っておりません。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

三田議員。

○14番（三田忠男君） 先ほど市長がおっしゃった今回の防災訓練、先ほど出た地域防災計画には非常に細かくあらゆる災害に対応できるようになっていて、ハード面のみならずソフト面にも入ってきているなと思いました。熱海の時もペットの問題どうするかなと思って質問したら、ちゃんとペット業者との連携の中で安心してワンちゃんの家とか何とかの家にいるよなんてことを言って、最初意味が分からなかったんですけども、業者も協力してくれるのか。

今回も伊豆市の防災計画では非常にきめ細かにやろうとしているなど、これやってくれるといいなと思っていた矢先、今までない計画だったものですから質が上がってきたなと思ったわけです。

最後に、計画の中でいわゆる被災者に対する思いというか、被災者に接する接遇みたいなことが災害時の接遇、これは日頃からの接遇と共通するんですが、どのようにやるのかなという関心があったものですから何ていうか、日頃の業務の中だけではいざという災害には対応できないんじゃないかという問題意識の中で、職員の接遇とかあるいは災害時の心のケアみたいなことはどう計画の中に入っているのか、質問させていただきます。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 実際にその場になったら実は難しいと思っています。ですから、計画には書いてありませんが、私が防災訓練のたびあるいは新年の最初の仕事始めとか結節のたびに職員には、災害時、有機的に動けない場合があるわけです。そのときには、これは職員と市民の関係の話です。その場にいる職員の最専任者がよかれと思ったことはそこで自分の判断でやれと、全責任は市長が負うので、いちいち本部に求めずともその場その場において状況判断しなさいということは繰り返し言っています。これは現場に応じたなるべく早い対

応を現場の職員にさせるという観点で、これはもっと徹底させようと思っています。

もう一つ深刻な問題が、恐らくその場合には職員も被災者になるんです。母子家庭の職員はどうするかとか、あるいは自宅に介護の親御さんがいる職員にも出て来いと命じなければいけないわけです。そこで、やはり大規模災害になったら自分は家にはいられないという自覚を持って準備をしておくことと、それからさはさりながら、その職員は本当に呼べるんだろうかというリアルな第2次計画とといいますか、人事運用計画とといいますか、そのこのところはまだ市長としては大きな課題として残っていると思っています。職員には自覚は求めますけれど、しかし現実の問題、市長としては課題として認識しています。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

三田議員。

○14番（三田忠男君） 最後になります。質問というよりは意見を述べさせて終わらせてください。

事前準備というのは、し過ぎることはないということだと思います。その際ですけれども、行政としての支援する側の訓練のみならず、被災者体験の訓練をしていただけないかと。そうすることによって、被災された方々がどのような状況に置かれ、心理的にも身体的もどのような状況に陥るのかを描けるようになれば、被災者に対する言葉かけ一つも変わるんじゃないかなとそんな問題意識があるわけです。そして、その言葉かけというのは、いわゆる言葉というのはある人を死にも追いやりますし、あるいは救うこともできると。そんな体験をすることによって、いわゆる援助される方々が本当に安心・安全で、ここの伊豆市にいてよかったなと思われるような、本当に起きてはいけないことなんですけれども、私が言った接遇というか支援です、その言葉がけによって随分気持ちが変わるんだということを熱海でも体験したものですから、ぜひそんな訓練をお願いしたいと。

業務多忙な折、恐縮ではございますが、災害はいつやってくるか分かりません。市民の命と暮らしを守るのが市役所の仕事ですので、どうかよろしくお願いしたいと思います。

熱海市の土石災害によりお亡くなりになられました方々に対して哀悼の意を表するとともに、被災者の皆様方の一日も早く生活の再建が行われ、日常生活が取り戻せますことを祈念いたしまして質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小長谷順二君） これで三田忠男議員の質問を終了します。

ここで、議事の都合により昼の休憩といたします。

再開は午後1時からとします。

休憩 午前 11時57分

再開 午後 0時59分

○議長（小長谷順二君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◇ 杉 山 武 司 君

○議長（小長谷順二君） 次に、7番、杉山武司議員。

〔7番 杉山武司君登壇〕

○7番（杉山武司君） 7番、杉山武司です。

通告に従い、今回は4件の質問をいたします。

1番、新型コロナウイルス感染症拡大対策。

市長、教育長に答弁を求めます。

新型コロナウイルス感染症の拡大が止まらず、依然として収束の出口が見えません。8月8日から伊豆市を含む静岡県東部全域がまん延防止等重点措置の適用対象地区に指定され、20日からは静岡県が緊急事態宣言対象地域に追加されました。

伊豆地区の7月12日から昨日までの間の感染者は1,453名増加し、特に夏休みが始まってからの増加が顕著で、伊豆市においては52人の増加となっています。

そんな中であって、松崎町は唯一7月12日以降8月16日までの1か月余で1人も感染していませんでした。どうして感染を抑えているのか、関心を覚えます。さらに、河津では8月20日以降、松崎町では8月27日以降、感染者が一人として出ていません。収束に向けた最も重要な取組は、専門家、医療関係者、自治体、さらにはパートナーである市民との危機感の共有が不可欠です。

以下、質問します。

①市民との危機感の共有をどのように対処すべきと考えますか。

②コロナに関して、市民の健康維持やワクチン接種率の向上など講じた策をお示ください。

③収束が見えない中、今後、全庁体制でいかなる対策を講じるのか、お示ください。

④まん延防止等重点措置が適用され、市内の体育施設の利用が制限されましたが、どのような理由で利用停止ではなく、制限としたのですか、お答えください。

2番目です。盛土による土砂災害防止対応。

市長に答弁を求めます。

7月3日に起こった熱海市伊豆山地区の盛土崩壊による大規模土石流は、多くの人の命と生活基盤を一瞬のうちに奪ってしまいました。人災とも取れる盛土の崩落の検証には、多くの時間を要する模様です。

静岡県では、8月6日、この土石流災害を受けて県と市町が実施した県内の盛土の緊急点検結果の速報値を公表しました。結果として、県管轄12か所、市町の管轄では60か所に異常が確認されました。

以下、伺います。

①市内の点検箇所数と点検結果はいかがでしたか。

②点検した盛土と土砂災害ハザードマップの警戒区域との位置関係はいかがですか。

3 番目、地球温暖化対策。

市長及び教育長に答弁を求めます。

我が国では、2050年までに温室効果ガス排出を実質ゼロとする目標を宣言しました。既に多くの先進国では、政府も企業も温室効果ガスの対策を前提に、政策や事業の方向性を定めています。

我が国では、その前段として、2030年度に13年度比で46%削減の計画を策定しました。この計画の達成には、全ての社会経済活動における国民、企業、自治体、国などの連携が不可欠です。

そこで、伺います。

①市の目標設定とその取組の考えを伺います。

②総合計画との関連を伺います。

③農林水産業分野での取組はいかがですか。

④公共施設や教育施設の対応策を伺います。

⑤新ごみ処理施設や斎場等の対応策を伺います。

4 番目、登下校の安全対策。

市長、教育長に答弁を求めます。

6月28日、千葉県八街市において、下校中の児童がトラックにはねられ5人が死傷する痛ましい事故が発生いたしました。

常日頃、安全配慮対策は講じていると思いますが、児童生徒の登下校時の交通、防災、防犯の安全対策はどのように講じられているか、伺います。

よろしく申し上げます。

○議長（小長谷順二君） ただいまの杉山武司議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） コロナウイルス対策についてですが、7月下旬以降の伊豆市内における感染拡大は、明らかに新たなフェーズに入ったものと考えております。それ以前は、拡大地域からのもらい事後的感染が目立っていましたが、首都圏を中心としたコロナ感染地域の暗雲が首都圏への通勤圏である県東部にまで広がり、そして県東部を生活圏とする伊豆市にもその暗雲が伸びつつあるように感じています。そこが下田、賀茂地域と伊豆半島北部の最も大きな違いかなという感じもしております。

そこで、市民には次の2点を強くお願いしております。

まず、既に伊豆市内にコロナ感染源があるとの前提で対策を徹底していただくこと。そして特に20代、30代の市民の皆さんにはより積極的にワクチン接種を受けていただきたい。今日の時点で、10代から高齢の方まで全市民の約7割がワクチン接種を受けております。そこ

で正直申し上げてかなり落ち着くのではないかと考えていたんですが、ほかの市町と同じように20代、30代の方がほかの年代に比してやはりまだワクチン接種が低い状況にあります。特に30代の方はこども園の保護者に当たる世代ですので、それから三島、沼津地域への通勤の方も多、そのような世代にやはりより積極的に接種を受けていただくように求めているところでございます。

次に、③番目の御質問に対して、市の責務としては、市民の感染抑止と、それから極めて深刻な経済対策があると認識しております。市民向けの感染抑止策は先ほど申し上げたとおりですが、さらに健康長寿課のみならず、観光商工課、これは観光施設を持っておりますので、それから部活動等の学校教育を持っている学校教育課、スポーツ・文化施設を持っている社会教育課など関連する部課の情報共有と連携を強化して、漏れがないように努めてまいります。

つい先日も金融機関から状況をヒアリングしたのですが、やはり去年の秋は一時期少し息を吹き返した観光事業のうち、宿泊施設がかなり深刻な状況になりつつあるようです。それを含めて食材提供されている方々、リネンサプライ等に携わっている方々含めて市内経済はかなり痛みを伴っていると認識をしております。

市内の状況を詳細に調査をして本当に必要な事業所、本当に必要な方に必要な支援策が行き渡るように、そこは現時点で追加策を打っておりませんが、そこは真に効果的な施策を打てるように時間をあまりかけずにではございますけれども、具体的な策を検討させていただきたいと思っております。

2番目の御質問については、健康福祉部長に答弁をさせます。

○議長（小長谷順二君） 続いて、教育長。

〔教育長 梅原賢治君登壇〕

○教育長（梅原賢治君） それでは、私は④新型コロナウイルス感染症拡大対策についてお答えします。

8月8日から適用されたまん延防止等重点措置では、県から、飲食店等及び1,000平米以上の大規模集客施設の営業時間を5時から20時までに短縮との要請がありました。このため、市内の観光施設の取扱いとも調整を図りながら、利用停止ではなく20時までの時間短縮とすることということについて、8月6日の時点では伊豆市新型コロナウイルス対策本部会議で決定しました。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 続いて、健康福祉部長。

○健康福祉部長（栗山信博君） 私からは、2番のコロナ禍の市民の健康維持や接種率の向上等についてお答えさせていただきます。

コロナに関しての市民の健康維持につきまして、市民の皆様の健康管理が必要であり、市としましては、コロナ禍においても感染予防をしっかりと取りながら特定健診等各種検診事業

は例年どおり実施しております。

ワクチン接種率の向上につきましては、伊豆赤十字病院への委託による市民文化ホールの集団接種に加え、旅館組合による職域接種や中伊豆温泉病院によるオリンピック関係者への集団接種を行ったことが効率的に接種が進んだ要因と考えております。また、市民文化ホールの集団接種では、医療従事者や高齢者の優先接種に加え、基礎疾患を有する市民をはじめ消防団員や教育関係者等を対象に優先接種枠を設けて接種しました。これらの体制によりスムーズに接種が行え、県内でも高い接種率となっております。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○7番（杉山武司君） 新型コロナウイルス感染症に関する市民との危機感を共有するというメッセージですけれども、やっと昨日になりまして新聞に掲載されました。5日にはホームページにアップされましたけれども、しかし感染症の予防やワクチン接種は自分のためではなく、大切な友人・知人にもうつさないというメッセージが少し足りないと感じました。発信された時期も、少し遅きに失するという感がありました。

市民へのメッセージですけれども、市長メッセージも昨年11月以来なく、ようやく今年の8月26日になってホームページにアップされました。

加えて新型コロナウイルス感染症対策本部会議は頻繁に行われていると思いますけれども、市民に対しての情報が全くありません。対コロナに携わる職員の方々は、全力を傾注し業務に精励していることと思います。改めてその御尽力に感謝を申し上げます。そういった姿や市民が求めている必要な情報を伝えるという姿勢が、行政と市民との信頼関係につながります。3月定例会、2月24日の施政方針の中で、市長は「コロナ禍が終息を迎えるその日まで、緊張感を緩めることなく、市の総力を挙げて、全力で取り組んでまいります。」と述べています。感染拡大を阻止するためにも、市民の心に届く様々な方法で感染防止のメッセージを機を捉えて発信していただきたいが、いかがでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） 実は別の御質問に準備していたことと重なるんですけれども、市のホームページに書いておりました、今書いておりませんが、市長メッセージと伊豆市広報の市長のコラム欄は、調査したところ、ほとんど読まれていないということだったんです。

そこで、どのような手法を使うと市民の皆さんが見、あるいは聞いていただけるのかということで、現時点において一番広く広がるのが情報メールなんです。したがって、情報メールだと今1万人近いでしょうか、方が登録していただいていることを数字から言えば明らかに一番多くの方に届くのは情報メール。それから、FMにも何度か直接私が出させていただきました。しかし、実際に特に今回一番気にしている現役世代の30代、40代のサラリーマンの方々が昼の時間帯にラジオ、FM I Sで私の声を聞いているようにも思えない。

どのような情報の伝達の仕方が一番よいのかということで、今回はこの内容を読んでいただくというよりもとにかく話題になる、市民の中でテレビもニュースも見ないし、情報メールも御覧にならない方々に届かせるためには市民の中で話題をつくっていただく、こんな広告を市は出したぞということであえて踏み切らせていただきました。

それでもまだ足りないのが、時々市へのメールでいただくのですが、子育て世代の方々から私たちに直接メッセージがない。つまり行政から当事者の小学生とかこども園の親御さんに直接語りかける言葉がないというのが実は多いんです。そこで、小学校・中学校の保護者連絡メールとこども園の連絡網をお願いをして、その方々に市長や教育長から直接語りかけるような形での情報発信もお願いをしているところです。

以前から申し上げておりますとおり、ケーブルテレビ等のない伊豆市において、リアルタイムでの情報提供をどのようにしていくか、これは大きな課題として議員の御指摘も踏まえた上でさらにほかにどのような手法があるか、検討させていただきたいと思います。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○7番（杉山武司君） 次の2番にも関連すると思いますけれども、その前にちょっと質問させていただきますけれども、6日の伊豆日日新聞の中にも載っていましたが、デルタ株のことが載っています。それに関連してですけれども、ワクチン接種後の感染者数であるとかデルタ株の発生件数など、また男女別、年代別などで県からの情報で伊豆市が持っているデータというのがありましたら、教えてください。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

危機管理監。

○危機管理監（稲村俊一君） それでは、私のほうから、県のほうの静岡県のホームページに載っているものしか実際ありませんので、そちらのほうであるデータの中で説明させていただきます。

まず、65歳以上のワクチン接種状況と感染者の発生状況になります。こちらにつきましてはトータルという形ではありませんので、7月29日までの1週間のところになりますが、こちら人数ではなくパーセンテージになってくるんですけれども、65歳以上の2回接種率が4割を超えた7月中旬以降、65歳以上の感染者割合は10%未満に減少しているというふうになっております。

それとあと、ワクチン2回接種者の人口当たりの新規感染者発生数ですけれども、未接種者の約6分の1になります。これは算出方法が1週間の10万人当たりという形で出ております。未接種者が192万人、そして2回接種済者だと139万人という形で、そのうちの未接種者192万人のうち1,723名、そして2回接種済者の139万人、212名ということで、212名のほうは15.3%、そして未接種者は89.6%ということで、89.6分の15.3ということで約6分の1という形になってきております。

男女別等については出ておりません。

そして、あともう一点、デルタ株についてですが、こちら抽出検査の数字になります。8月27日から9月2日でのデータとなります。抽出件数のコロナの陽性者数が3,362人、これに対しまして変異株の検査数が906、そして変異株の陽性者数は860というふうになっております。抽出検査ですが、デルタ株に占める割合は約95%、860分の906ということで95%をデルタ株が占めているというのが現在の状況であります。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○7番（杉山武司君） ちょっと質問が悪かったかもしれませんが、県の状況を今答えていただきましたけれども、伊豆市への情報というのは来ていないですか。それは取る方法というのはいないのでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） この件については、去年から県の市長会でも再三、県にはお願いしているんですが、個人情報保護とそれから通常の法整備における情報管理から一線を越えておりません。したがって、市町にはほとんど情報は来ません。公開されている情報に少し足されるくらいであって、我々が施策を講じたり、あるいは市民により具体的な注意喚起をするための情報は全く来ていないと申し上げてもいいと思います。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○7番（杉山武司君） 菊地市長は市長連の市長会長でありますので、ぜひともそういうところを県に要望したらいかがですか。細かい情報を取ることが県下の市町の感染防止対策につながるということを、強いメッセージを発信していただきたいというふうに思います。これは意見ですから、答弁要りませんけれども。

次、②に移ります。

さっき健康福祉部長に答えていただきました第1答弁についての再質問をいたします。よろしいですか。

川根本町ですけれども、接種率が県下一番で感染者も4人ということで最低であります。感染を抑えている要因として、コロナに対応した関係者はもちろんですが、何よりも町民の協力が大きかったというのが鈴木町長のコメントでございます。これは静岡朝日テレビの取材番組に答えた内容です。高齢者福祉の職員の方によると、町民に負担をかけさせたくないという気持ちで、町の都合ではなく住民のことを考えた取組をしたと。ワクチン接種の説明会、接種希望は職員でさえやったことのないネット予約なんかではなく、往復はがきを使ったと。丸と数字だけで希望を取ったと。接種会場も移動方式、この時間帯はこの公民館、次の時間帯はこの公民館というような移動方式と様々な独自の取組を考えてしたということで、

今後の参考のために紹介をしました。

これについて何か答弁があれば伺います。

○議長（小長谷順二君） 答弁求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） 川根本町やあるいは下田、賀茂の町の中でワクチン接種が極めて進んでいるところを承知しておりますが、市の中ではやっぱり伊豆市が一番早くスムーズに進んでいるんです。これは今、議員からもアウトリーチ型、こちらから出向き型も一選択肢としてという御意見あったんですが、逆に伊豆市の場合には1点に集中したことによってスムーズにできているという側面がございまして、土肥では何回かやらせていただきましたけれども、やはり非常に少ない医療関係のマンパワーを分散させないことによってスムーズに進んでいると思います。実際に市民の方から、生きいきプラザでの集団接種の会場での対応については非常に高い評価をいただいております、伊豆市のやり方としてはこれが効果的だったんだろうと思っています。

ただ、少し心配なのがなぜ人口比で言うと伊豆市がこれだけ極端に増えてきたのか、確証はないんですが、1つには、全体としてワクチン接種が進んだので、少し油断があるのではないかという気がしないでもありません。

それから、実際に正確な数字分からなくて申し訳ないんですが、1回、状況によっては2回接種を受けた方でも感染が確認されています。そうすると、やはり首都圏との通勤圏である三島、沼津周辺地域にかなり多くの方が通勤で通っている伊豆市と、そういったところと生活圏が異なっている下田、賀茂、川根本町とは伊豆市はやはり多少違うのかなと。したがって、接種が進んでいても感染が確認されている例が私が考えていたより比率として多くございますので、ワクチン接種を進めるとともに、絶対的に基本的な対策は緩めないでいただきたい、これに尽きると考えております。

接種については、すみません、その市町の状況に応じたやり方が私はやはり適切なんだろうと思います。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○7番（杉山武司君） 今、特に問題になっているのが家庭内感染でありまして、幼い子供を抱えた両親が感染した場合についての対応策というのが求められています。今、考えられることはどういうことが考えられるか、ちょっとお答え願えますか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（栗山信博君） 先日も保育施設でクラスターが発生したということで、やはり家族の皆様は検査について困っているというところがございますので、今後ワクチン接種のほうは今週いっぱい基本終了いたしますので、その後は市の検査所みたいなものも考え

ていきたいと思っております。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○7番（杉山武司君） そうではなくて、両親が感染した場合にその子供さんはどういうふうな対応するんですかということを知っているんです。今、そこが問題になっているんです。その子供さんをどこかに預けるのか、どうするのか。一緒に病院に入れられないですよね。そういったところを考えていますかということです。

○議長（小長谷順二君） 答弁求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） まさにそこが去年の春先でしたら市役所の中、みんな考えたんです。どこか市営住宅空いているところ探そうとか、市のキャンプ場とか天城山荘使おうとか、保健師が食事持って行かなきゃいけないのかとか、今もうそれを超えてこれだけ家庭内感染、1人感染すれば家族にほぼ広がっているわけですから。

ところが、急速に100人ぐらい増えた伊豆市の市民が一体重症者が何人いるのか、中等症が何人いるのか、入院できているのかできないのか、家族の中がどうなっているのか、全く分からないんです。そこで、昨日、実は県の市長会長の立場で県の副知事にも直接電話差し上げて、今我々が取るべき施策を取るための状況判断ができない、その情報が来ない。これは県が悪いのではなくて、日本という国には危機管理という枠組みがないんです、全くないんです、この国には。だからこういったときに極端に言えば、安全保障と同じような統治行為、全ての法律を超えて総理大臣が命令するというようなことが法的には可能なんですけれども、自然法という、でもそんな制度ないんです日本には。それで、今県のほうも県の市長会の要望に応える形で、どういう状況判断のためにどういう情報が必要なんだよというすり合わせを今やっているところなんです。

本当につらいところですけども、今実際に例えば介護の必要な親御さんがいるお宅、小さな子供さんいるお宅で夫婦そろって感染して、どういうケースがあってどういう対応が取れているのか、正直言って情報がありません。今こういった施設が本当に必要なのではないかともう一回検討しなければいけないような状況であって、大変市民の皆さんには申し訳ないんですが、今本当に我々はそういう苦勞をしているところです。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○7番（杉山武司君） 認識いただければ結構ですけども、何か考えていただきたい。

じゃ、③に移ります。

先ほど市長答弁もいただきましたけれども、再質問です。

対策本部の情報ですけども、松崎や川根本町などは住民と共有しています。また、山形県の大蔵村のユニークな取組も参考になります。後でお渡ししますけれども、健康福祉部長、

こういったこともやっています、自治体があります。参考にしてください。

そして、ここに極めて危険な状態を示すデータがあります。9月に入り、昨日までの人口当たりの感染者率、伊豆地区で最も多いのが伊豆市です。深刻な事態に直面していると言えます。待ったなしです。10万人あたりに換算しますと930人というのが現状です。昨日までの数字です。

感染者を食い止める策はスピード感を持って対処すべきです。打開策はいかがかなというふうな質問をいたします。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） 議員御指摘のとおり、今、人口比で言えば伊豆市がむしろせつかく1年半、五十数人で抑えてきたのに急速に広がっています。中を見るとやはり家族1人感染されると、ほぼ間違いなく全員に広がる。そして、小学生ですと先生に向かってみんなマスクをしている、机にも座っている、ところが幼児教育施設になりますとマスクもなかなかしない、遊び回る、そういった状況の中でクラスターも発生したようです。今これがピークで起こってきたのが伊豆市の状況です。

したがいまして、休んでいただいたところもありますし、それからお宅で見られる子供さんは申し訳ないんですけども、しばらくこども園に行かせないで自粛してくださいというお願いもしてまいりました。これは本当に傷にばんそうこうを貼るような対策ですけども、そういった応急的な対策を取りながら、やはり我々は経済、生活を回すことも必要ですので、今、感染者が伊豆市の中で増えている30代から50代の方々、くれぐれも注意をしていただいて家族に広げないよというお願いを強く訴えているところです。

ただ、問題は1人やむなく感染してしまった方が家族の中で1人だけ家族から離れ、病院にも入れない。その人たちがどこで2週間過ごすかというその場所を今、市が提供できておりませんので、本当にその施設が必要なのか、必要だとすれば何室必要なのかという情報提供を今、県に求めているところです。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

○7番（杉山武司君） 次、いきます。④です。再質問です。

今月20日に緊急事態宣言の対象地域により、多くの施設が利用停止となりました。まん延防止等では、自治体によって危機感の取り方に温度差がありました。県からの要請ではなく、市民の安全を第一に考え、最悪の場合を想定した対応が執行機関の役目と考えますが、いかがでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（佐藤達義君） これまでも体育館等の利用については、施設の利用人数の制限や利用前2週間の健康状態の確認や当日の検温など、細かなチェック項目により感染予防対策

を行ってまいりました。

8月8日からのまん延防止等重点措置の時点では、改めて利用者の感染予防対策の周知徹底を図るとともに、人数の制限に加えまして社会体育としては利用が多い平日の夜間について利用時間の制限を行うことにより一定の効果があると考えまして、8日の時点では時間制限とさせていただきます。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

杉山議員。

○7番（杉山武司君） 次にいきます。

○議長（小長谷順二君） それでは、盛土による土砂災害防止対策ということで、答弁を願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 建設部の理事に答弁をさせます。

○議長（小長谷順二君） 続いて、建設部理事。

○建設部理事（白鳥正彦君） ①の市内の点検箇所数と点検結果でございますが、今回の盛土の緊急点検につきましては、熱海市伊豆山地内における土砂災害発生を受け、同様の災害を防止するため、関係法令、条例等による届出や申請があった盛土造成行為の箇所について、静岡県と市町により点検を実施しました。点検の箇所につきましては、三田議員の答弁のとおりとなります。

伊豆市において対象となり点検を実施した箇所は、土採取等規制条例によるものが盛土工事の完了箇所1か所、盛土工事の継続中2か所であり、他の法令、条例に該当する箇所はございませんでした。7月21日に市職員で現地確認を行い、盛土やのり面の状態、排水施設の状態などの確認を行い、異常はありませんでした。

次に、点検した盛土と土砂災害ハザードマップとの位置関係でございますが、今回、緊急点検と土砂災害ハザードマップとの位置関係については、1か所目の持越地区は、土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域の約100メートル上流に位置しております。なお、この警戒区域内には民家はございません。

2か所目の小下田地区は、土砂災害特別警戒区域の約500メートル上流付近に位置しております。この場所につきましては溪流を埋めた盛土ではなく山腹の盛土であり、下流への影響はございません。

3か所目の年川地区は、現在継続中の箇所であり、下流は耕地であり土砂災害警戒区域はございません。

いずれにいたしても、今回点検した3か所は、熱海市のような土砂災害の危険となる箇所ではございませんでした。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○7番（杉山武司君） 点検箇所数と点検結果については説明していただきましたけれども、農地法の関係で盛土の調査はいかがですか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。  
産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） 今回の緊急点検につきまして、農地法に係る盛土は点検の対象になっておりませんでした。県と市の農業委員会が過去3か年分の盛土により一時転用された箇所について、先月8月に任意で行った点検では異常がなかったというふうに伺っております。  
以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。  
杉山議員。

○7番（杉山武司君） 今、お二方から答弁いただきましたけれども、安心だというような答弁でしたけれども、これを市民に安心感を抱いてもらうためにも点検結果の公表というのはいかがでしょう。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。  
危機管理監。

○危機管理監（稲村俊一君） 土砂災害ハザードマップに示されております土砂災害の危険性のある河川の上流域で行われる盛土造成等の土地利用におきましては、これまでも土砂災害を誘発することのないように安全性についての審査を行い、許可しているところです。

議員のおっしゃるとおり市民に安心感を抱いてもらうために、今回の伊豆市が調査を行った3か所の盛土造成地につきましては、点検結果について防災関連のホームページで公表を行うとともに、今後、情報の公表の仕方を含めまして市民の皆様が安心できるように努めていきたいと考えております。

また、今後、国・県では、危険性のある盛土の調査を進めているとのことですので、新たな点検結果等についても住民にお知らせする手段について検討をしていきたいと考えております。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

○7番（杉山武司君） 3番の地球温暖化対策について移ります。

○議長（小長谷順二君） それでは、答弁願います。  
市長。

○市長（菊地 豊君） 市民部に答弁をさせます。

○議長（小長谷順二君） 続いて、教育長。

○教育長（梅原賢治君） ④の学校施設における温室効果ガス対策としては、電気の使用料を抑える節電がその第一歩であると考えています。現状の取組の中では照明のLED化を進めておりますが、大規模改修を行った土肥小中一貫校でおおむねLED化が済んでいるものの、

ほかの学校では器具の故障や更新あるいは照明を増設する場合の導入が中心のため、数か所の切替えにとどまっている学校も多く、全体の進捗率としては進んでいない状況です。

今後も、器具の更新等の際には積極的にLED器具の導入を進めるとともに、体育館の照明のLED化についても計画的に進めていきたいと考えております。

また、社会体育施設では、令和2年度に中伊豆社会体育館の照明器具のLED化が完了し、令和3年度は修善寺グラウンドの照明のLED化工事を進めております。

今後も、計画的にLED化を進めてまいります。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 続いて、環境衛生課長。

○環境衛生課長（栗山泰宏君） 私のほうから、①から⑤に関してお答えします。

まず、①ですが、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項に基づき、平成28年5月、政府が策定した地球温暖化対策計画に即して、市の事務及び事業に伴う温室効果ガスの排出抑制のための地球温暖化対策実行計画を策定しました。

現在は、2018年度から2022年度までの第3次伊豆市地球温暖化対策実行計画を実施中ですが、目標値は2016年度を基準とし2022年度までに7.3%削減、2030年度までに30.1%削減することとなっております。

続きまして、②。現在策定している伊豆市地球温暖化対策実行計画の上位計画である第2次伊豆市総合計画の後期基本計画において、持続可能な環境未来都市の実現に向けた環境にやさしい取組の推進の一つとして、カーボンニュートラルへの取組の推進を掲げています。これにより、国が目指す2050年カーボンニュートラル・脱炭素社会の実現に向け、温室効果ガス排出を全体としてゼロにする取組を市として積極的に進めていく方針です。

続きまして、③。農林水産省では、本年5月、地球温暖化など農林水産分野の課題を解決するため、みどりの食料システム戦略を策定し、目指す姿と取組方向を示しました。

伊豆市としては、現在実施している農薬の使用を抑えた特別栽培米の生産支援や間伐、再造林等の適正な森林管理などを推進するとともに、当該戦略に基づき、今後も国や県などの関係機関、生産者と連携してさらなる減農薬・減肥料生産や有機農業の普及、エリートツリー等優良種苗の植林を普及する取組を推進することで、地球温暖化対策を含む持続可能な農林水産業を目指していきたいと考えております。

続きまして、④。公共施設における温暖化対策としては、照明器具のLED化で対応しております。実施状況としては、生きいきプラザ及び修善寺図書館については、市民文化ホールを除きほぼ全箇所をLED化をしております。また、近年、新築・改築した施設ではほぼLED照明としておりますが、本庁舎を含めその他の施設については器具の故障に伴い、その都度LED化している状況で、全体の進捗率としては進んでいない状況です。

今後、製造が止まる特殊な蛍光灯や水銀灯を使用している施設について、優先的にLED化を進めてまいりたいと考えます。

続きまして、⑤。新ごみ処理施設におきましては、地球温暖化防止対策やエネルギーの有効利用の観点から、ごみ処理に伴う余熱を利用し発電を行うサーマルリサイクルを実施します。

斎場につきましては、火葬炉使用に伴うガス及び電気使用量に関しては一定量を保たないと火葬業務が行えないため削減は見込めませんが、空調設備の温度設定による節電や照明のLED化を検討していきます。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○7番（杉山武司君） 現在進行中の計画ですけれども、目標に対する進捗率はいかがでしょう。また、2020年度以降の温暖化対策計画の策定スケジュールをお示してください。

人間が生んだ機器で気候への影響は今後数百年から数千年に続くと、8月9日に公表された国連気象変動に関する政府間パネルIPCCの第6次評価報告書では予測しています。今や検討しますとの段階ではないと考えます。2050年二酸化炭素排出ゼロ表明をした自治体が、今年の7月30日現在で全国で432の自治体に上ります。静岡県では、御殿場市をはじめ14自治体が表明しています。伊豆市ではいかがでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

環境衛生課長。

○環境衛生課長（栗山泰宏君） 2020年時点の市の事務事業に伴う温室効果ガスの総排出量は9,701トンで、2016年基準年の1万2,018.8トンに対し19.3%の削減となっており、短期目標の2022年の7.3%の削減目標を上回っております。

また、2022年度以降の温暖化対策計画の策定スケジュールですが、2022年、来年度、計画を見直す予定であり、5か年の次期計画を策定を予定しております。

環境省は、2050年CO<sub>2</sub>を実質ゼロにすることを目指す旨を市長自らがまたは地方自治体として公表された地方自治体をゼロカーボンシティとしておりますので、今後、他市町の優良事例などを参考に、脱炭素に向けた取組施策の検討を重ねた上で宣言の発令に向け、前向きに取り組んでまいります。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○7番（杉山武司君） 総合計画との関連について再質問いたします。

取組の計画策定のスケジュール感を示すことはできますか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） 取組のスケジュール感でございますが、今回策定する総合計画は、第2次伊豆市総合計画の後期基本計画として2025年、令和7年度までを計画期間とし

て設定するものでございます。したがって、2050年まで続くカーボンニュートラルのような長期的なテーマには目標としては掲げるものの、総合計画として具体的なスケジュール感をお示しすることは難しいと考えております。

しかしながら、非常に大きな取組でございますので、伊豆市地球温暖化対策実行計画と整合を取りながらこの5年間で何ができるのか、どこまでできるのかということを担当課と意見交換するとともに、進捗管理を行って市としてカーボンニュートラル・脱炭素社会の実現に向けて努力していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○7番（杉山武司君） 積極的に取り組んでいただきたいと思います。

次に、③農林水産分野の取組についての再質問いたします。

世界農業遺産のワサビなど伊豆市の特産物のためにも環境問題に積極的に取り組む姿勢は市のブランド力の向上にもつながり、様々な分野への効果を生むことは間違いありません。

市民への啓発はいかように考えますか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） ワサビやシイタケなどの特産品をはじめ水稲や野菜にとって、今後の地球温暖化などの環境問題に対する取組は、ブランド力向上へもつながる非常に大切なものと考えております。

市としても、特別栽培米など環境に優しい営農を継続しながら、CO<sub>2</sub>ゼロエミッション化などの実現に向けた新たな技術を用いた営農手法などの取組を部農会や講習会などを通じて生産者に分かりやすく周知・啓発するとともに、こうした農林水産分野での取組を市民や消費者の皆様にも分かりやすい方法でお伝えしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○7番（杉山武司君） 次に、④の公共施設と教育施設についての考えについて再質問いたします。

LED照明の切替えや省エネ機器の代替導入の今後の計画のスケジュールを示すことはできますか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

環境衛生課長。

○環境衛生課長（栗山泰宏君） 公共施設における温暖化対策に向けた計画につきましては、環境衛生課で所管する第3次伊豆市地球温暖化対策実行計画の中で市の取組をお示ししてお

ります。

また、この計画は次年度に見直しをする予定です。その中で公共施設の照明のLED化や空調機器などの省エネ機器導入が市の温暖化対策に向けた取組となります。現状では、生きいきプラザ以外はLED化などがそれほど進んでいない状況でありますので、今後、伊豆市地球温暖化対策実行計画に基づき、計画的にLED化、省エネ機器の導入を進めていきます。以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○7番（杉山武司君） 次に、⑤のごみ処理施設等に移りますけれども、耐久年数40年とも言われる令和4年度末完成予定の新ごみ処理施設の温室効果ガスの抑制策として、パワーツーガスというシステムがありますけれども、このシステムの導入研究を進めてはいかがでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

環境衛生課長。

○環境衛生課長（栗山泰宏君） 地球温暖化防止という環境改善の見地から、世界では風力発電及び太陽光発電の増加とともに、パワーツーガス利用が広がりつつあり、普及に向けた検証が行われています。このような先進技術の今後の動向を見つつ、当該施設への適用が可能なのかを含め組合、伊豆の国市と共に検討していきたいと考えています。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 市長。

○市長（菊地 豊君） この地球温暖化に関する杉山議員の御指摘は、極めて本質的で極めて重要な課題です。

イギリスで蒸気機関ができて産業革命が起こってから、これまで250年の間に発達してきた内燃機関を全廃せよというのが世界のルール化される場所ですから、物すごく大きなインパクトがあり、まさに今、議員から御指摘があったようにいろんな事業に影響します。

そこで、ここからは市長として率直に申し上げたいところですが、したがって、このような大きな課題についてまだ検討させませんでした。これはこのような小さなまちで新市建設事業に匹敵するような新しい時代に、チャレンジングな事業をさせるだけの職員のマンパワーがない。これ相当、部課横断的に総合的に組まなければいけない事業ですので、この種の大きなチャレンジングな事業は今年の10月以降ということに市長として決めていました。先ほど議員からもう既に検討する段階ではなくて具体的なことをやれという御指摘は、十分承知しておりますけれども、この5年間で経験したことのないオリンピック・パラリンピックを遂行しなければいけないという状況下において、この9月1か月間の移行期間を経て10月からオリ・パラ後、コロナの問題残りますけれども、新たな体制に移行する。その中でこのような極めて大きな課題を処理させるつもりでございましたので、議員聞いて分かるとお

り戦略的な計画、これについてまだ伊豆市はございませんが、遅ればせながら総合的・網羅的な地球温暖化対策SDGs構想を構築してまいります。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○7番（杉山武司君） 再質問じゃないんですけども、ちょっと知ってもらいたいことありますので、述べますけれども、今、日本という国、四季があるすばらしい国なんですけれども、世界中でもそういった特殊な国ですけれども、日本のみならず、世界中の大地というものが病んでいると。地球には800万種の生物が存在していると言われてはいますけれども、そのうち約100万種がここ数十年で絶滅するということが言われています。

こういったことを認識した中で、未来の子供たち、孫たちがしっかりと安全で暮らしている、やっぱり生活環境というものをつくる役目が我々にありますから、そののちをしっかりと認識して取り組んでいただきたいなというふうに思っています。よろしくお願ひします。

次に、4番目の登下校の安全対策にいきます。

○議長（小長谷順二君） それでは、答弁願ひます。

市長。

○市長（菊地 豊君） 児童生徒の登下校の安全対策につきましては、危険箇所の点検や点検後の対策などについて教育委員会と連携しながら取り組んでいるところでございます。

詳細については、総合政策部長に答弁をさせます。

○議長（小長谷順二君） 続いて、教育長。

○教育長（梅原賢治君） 登下校の安全対策ですが、6月28日に千葉県八街市において、下校途中の児童が飲酒運転のトラックにはねられ、5人が死傷するという痛ましい事故で大変衝撃を受けています。

この事故を受けて、7月の定例校長会において、児童生徒への安全指導を行うように指示をしました。全ての学校において、再度、交通安全指導が行われました。ある小学校では、登下校時の安全な歩き方を中心に交通安全指導を行い、下校に教員が実際に付添い、危険箇所を確認しながら指導した小学校もありました。また、新聞記事を活用して、登下校時の交通安全について指導した中学校もありました。

通学路の安全点検については小学校・義務教育学校において定期的に行っており、危険箇所の確認については交通安全リーダーと語る会において、児童、保護者、警察、交通安全指導員、地域の見守り隊、市担当課職員等が一堂に会して交通安全や防犯上の危険箇所を再確認したり、整備改善が必要な箇所をまとめるなど安全な登下校について意見交換を行ったりしております。

また、警察や道路管理者、PTAと連携した通学路合同点検についても定期的の実施しており、今年度も9月中に実施を予定しています。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 続いて、総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） 交通安全及び防犯活動といたしましては、市の交通指導員による登校時の安全確保や地域の見守り隊などによる登下校時の見守り活動を行っているところですが、現在は、新型コロナウイルス感染症の影響で休止しておりますが、市と大仁警察署が連携して定期的に各小学校を回り、下校時の見守り活動も行っております。

ハード面の対策といたしましては、毎年、各小学校で行われる交通安全リーダーと語る会から出た危険箇所情報などを基に、教育委員会や大仁警察署、市・県の道路管理者、市の交通安全担当が合同で通学路点検を実施し、点検結果を基に短期・中期・長期の整備計画を作成し、順次対策を進めているところであります。

その他防犯対策といたしましては、今年度より防犯カメラの設置補助制度を創設いたしましたので、各地区からの要望により通学路などへの防犯カメラの設置を進めるとともに、防犯パトロール活動が市内各地で実施されるよう、新たな組織の設立や活動の支援などを推進するなど新中学校の開校に向けて登下校の安全対策を充実させてまいります。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○7番（杉山武司君） 富士宮市では、この事故を受けまして、市内の全小中学校を対象に7月1日と2日に両日分けまして緊急安全点検を実施しました。結果、全体で166か所の危険箇所が報告されました。

伊豆市では、この事故を受けて何か対応をされたでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） 今回の緊急点検につきましては、国や県からの通達によりまして、当市におきましても7月下旬から8月下旬にかけて、危険箇所の抽出調査を市内の小学校に対し実施いたしました。その結果、市内7小学校から23か所の危険箇所が報告されております。

また、今回の緊急点検とは別に、子供の移動経路に関する交通安全プログラムに基づきまして小学生と未就学児の移動経路の定期点検を隔年で実施しており、本年度はこども園などから報告された危険箇所4か所を点検する予定となっております。

現在、この2つの調査から抽出された危険箇所、計27か所につきまして事前確認を行っておりまして、9月中には学校やこども園関係者のほか道路管理者、警察署などの関係機関と合同点検を実施する予定となっております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○7番（杉山武司君） 武蔵野市の教育委員会では、交通と防災・防犯の合同点検を実施しまして、危険箇所の内容と対応方針というものをホームページで公表しています。市民にその情報を流しております。

P T A、警察では気がつかないようなところが地域住民の中にはまだまだ、それを認識している方がいるんじゃないかと思います。ホームページを活用することに対してどのように評価いたしますでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（佐藤達義君） 情報発信の現状としましては、危険箇所の内容は交通安全を語る会に出席いただいた父兄の皆様や地域の見守り隊等の地域の方々との情報共有にとどまっておるのが現状でございます。

今後は、今、御案内いただいたような事例も参考とさせていただきながら、安全点検の状況ですとか対応方針などを含めまして、より広く情報共有できるように市のホームページ等による情報発信についても検討してまいりたいと考えております。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○7番（杉山武司君） これが最終質問になりますけれども、今回4件全て人の命に関わる質問をいたしました。行政の危機管理における業務執行で、空振りや許せても見逃しは許されません。正しい情報を適時適正に行政の最大のステークホルダーの我々市民に開示する、これをおろそかにしないでいただきたい。

市民にとって最も大事な事柄である命と生活を守ることについて、行政として基本的にどのような心構えを持つべきと考えるのか、最後に副市長、回答願えますか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

副市長。

○副市長（佐藤信太郎君） 再質問にお答えいたします。

市民の生きる、生ということとそれから命、あるいはその延長線上にある死をも含んだ命ということだと思っておりますけれども、それらに対して役所としてどのような姿勢とあるいは覚悟を持ってこれに対峙すべきかという大変対極的な、非常にある意味、厳粛な御質問をいただきました。この手のお題につきましては、ありきたりの答弁ができないものですから、大変困るわけですが、議員の趣旨に十分応えられるかどうか大変不安ではありますが、私の思うところを率直に申し上げたいと思います。

まず、命でありますけれども、私が大学の時分に刑法の授業で学びました昭和23年の有名な最高裁判決がございます。これは広島島の殺人事件で起きた死刑判決を受けた方が、死刑というのは刑法が禁じる残虐な刑罰に当たるんじゃないか、違憲なのではないかということ

争った事件でございますが、そのときの最高裁大法廷で、時の裁判長、塚崎直義さんが「生命は尊貴である。尊くて尊いものである。一人の命は、全地球より重い。」という有名な言葉を残されました。

さきの熱海の土砂災害では、26人もの尊い命が奪われました。その中で行政の指導や対応が果たして適切であったかということが今問われています。議員御指摘の空振りは許せても決して見逃しは許されないというのは、そういうことではないかと思えます。

伊豆市でも昨年、熱海市と同じような深刻な土砂災害、あれは環境破壊災害に発展いたしましたけれども、平和寺問題というのが起きました。その中で最も大事なことからして関係職員全員が心がけておりますことは、とりもなおさず市民の生命や財産を、そういったものに支障を生じさせないということでございます。平和寺問題は背後に反社会的勢力の影がちらちらしておりますので、非常にやっている我々も恐ろしい思いをすることがあるわけですが、どんなことがあってもそれを本望だと思ってそういう覚悟でやっております。

さて、もう一つの生、生きるということでございますけれども、これは今申し上げた命というものと全く表裏一体のものでございまして、密接に関連していると思えます。

日本人の生と死に関する言わば死生観というものについては、明治の御一新を境に全く逆転したと思えます。我々市役所という職業は、昔で言えばさしずめ地方の藩の出城詰めのお侍さんというところになるのではないのでしょうか。そのお侍さんの最大の価値観というのは、いかに名誉ある死を遂げるかということでございます。それは生きる、生というよりも意味あることでありまして、またその中で最も名誉ある死というのはやっぱり戦で討ち死にするということだったと理解しています。あるいは責任を取って腹を切るということも、等しく名誉が保たれたということだったと思えます。ですから、西南戦争で死んだ西郷さんもあの西南戦争という戦で死ぬということにこだわったわけでありまして、忠臣蔵の大石内蔵助さんも主君のあだを討って、そして本懐を遂げて喜んで腹を切ったということだと思えます。

ただ、今はどうしたら潔く死ねるかなんて考える人はいないわけでありまして、現代に生きる我々はいかに死ぬかではなくて、いかに充実した人生を送るかということに価値観が変わったと思えます。つまり死生観が逆転したということでございます。

それでは、人々が充実した人生を送るために我々役人は何をしてあげられるのか、あるいは何をすべきなのか。私は、この心構えを最も端的に、最も射て言い表したものは明治の初めに生まれた「五箇条の御誓文」にあると思えます。これは明治初年の3月14日に明治天皇が京都御所で、並みいる公家や大名諸侯を前にして示された新しい御政道の根本方針であります。「広く会議を興し、万機公論に決すべし。」で始まる五箇条でありまして、これは覚えておられる方も多んじゃないかと思えます。

私はこれ全部で5つあるんですけれども、この中の3つ目、何と書いてありますかという「官武一途庶民に至るまで、各々その志を遂げ、人心をして倦まざらしめんことを要す。」と書いてあります。このことが私は最も大事なことだと思っております、このことの意味

するところは、役人や軍人は言うまでもなく、一般の国民も、それぞれ自分の志すところを果たせるように人々が生きていることをいとわしいと思わないように、希望を持って生きるようにすることが寛容だという意味でございます。

人の人生には浮き沈みがあります。よいこともあれば悪いこともあります。しかし、最後に死ぬときに、自分が生きている間にいろんなことがあったけれども、総じて見ればいい人生だったなど、やるべきことをやったなど、自分は幸せな人生を送ったとそう思って死ぬことができれば、たとえどういふ死に方であってもその人の人生はすばらしいものだったと言えるんだと思います。

我々役所は、市民がそのような充実した人生を送れて、幸せな最期を迎えられるように精いっぱいの仕事をするのが本分であると思います。「官武一途庶民に至るまで、各々その志を遂げ、人心をして倦まざらしめんことを要す。」これが私の市民の命と生活を守ることに對する根本の心構えであります。

長くなって申し訳ありませんでした。以上でございます。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

○7番（杉山武司君） ありがとうございます。

○議長（小長谷順二君） これで杉山武司議員の質問を終了いたします。

ここで、2時20分まで、10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時10分

再開 午後 2時19分

○議長（小長谷順二君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

#### ◇ 鈴木優治君

○議長（小長谷順二君） 次に、3番、鈴木優治議員。

[3番 鈴木優治君登壇]

○3番（鈴木優治君） 議員番号3番、鈴木優治でございます。

議長から許可をいただいておりますので、発言の機会をいただきます。

冒頭ではございますが、今日この頃はコロナの対応並びに2020東京オリンピック・パラリンピック開催時期というようなことで、行政の皆様、市長以下、大変御尽力をいただいて、御活躍をいただいております。御苦労さまでした。そして、コロナについてはこれからますますよろしくお願いをしたい、敬意を表しながらお願ひも申し上げます。

それでは、一般質問に入らせていただきます。

件名につきましては、新型コロナウイルス対応についてということで発言をさせていただきます。一般質問につきましては、24日に既に私が内容を事務局のほうにお知らせをしてあ

る関係もございまして、実は今日、私の前の議員でございます杉山議員が私のほとんどをお尋ねをいただいているとそういうことで、恐らく眠くなるような時間をお過ごしをいただかなければいけないのかなと思いますので、同じ答えであっても結構でございますので、杉山議員のほうにお答えをいただいたのと重複するということになろうかと思っておりますけれども、ぜひお答えをお願い申し上げます。

それでは、内容に入らせていただきます。

新型コロナの蔓延状況、第5波、緊急事態宣言発出、デルタ株への変異、ウィズコロナ、ゼロコロナ、PCR検査、酸素飽和度、抗体カクテル療法、病床使用率の逼迫、ワクチンの集団接種等々メディアのタイトルに事欠かない今日この頃です。まさしくコロナ禍ということになるでしょうか。

地域経済の活性化、コロナ感染対応、市民への啓蒙活動（新型コロナウイルス蔓延防止）のため、何かと繁忙であることを理解しているつもりですが、行政として今だからこそ市民に寄り添い、市民福祉に寄与できるチャンスでもあると思います。災害として捉えるべき事象であるというふうに感じております。

市長は、令和3年伊豆市議会3月定例会施政方針で、「ウィズコロナ、アフターコロナ時代の伊豆市の新たなロールモデルを描き、市民の皆様に希望の道筋を示す役割を果たすという強い決意を持って、令和3年度の市政運営に全力で取り組んでまいります。」と述べられております。ぜひ伊豆市の新たなロールモデルを描いてください。期待をいたしております。

感染拡大が止まらない現実、伊豆市も緊急事態宣言下、人流抑制とワクチン接種が重要と言われています。行政と市民とが共通認識の下で感染拡大を防ぐべく、情報共有も必須事項であろうと思います。どうなっているのかという懸念を払拭をするためにも、平易な言葉で言いますと不安を持っている市民がおいでになるということです、伊豆市の現状を伺います。

全く庶民感覚というんでしょうか、市民感覚というんでしょうか、そのことの中で基本的なことをお尋ねを申し上げます。

①例えばコロナが発症、私で結構です。体温37.8度、喉が痛い、味覚・臭覚異常ではと判断し、私はPCR検査を受けたいと思ったときはどのようにしたらよろしいんでしょうか。実は当たり前のことのようなんですが、取っかかりの問題はなかなか分からないで不安に思っている市民がいることだけは察していただきたい、そう思います。

②伊豆市のコロナ感染者は102名、これは8月23日ですから、9月6日現在でいいますと158名ですが、軽症、中等症、重症の比率は捉えられていますか。また、158名の内訳の中で自宅療養の方が何名、宿泊療養の方が何名、病院療養の方は何名かと比率程度は行政として捉えているでしょうか、お知らせをください。

3番、ワクチン集団接種の年代別接種率の状況はいかがででしょうか。全体的に想定していた、私は3月の一般質問の中でロードマップと言いましたが、恐らく関係の部署においては想定をしておられたと思いますが、状況評価はどのように考えますか。

また、深刻なアレルギー反応の発生件数などがもしございましたら、お教をください。

4番、コロナ禍行政主導の経済活性化事業、食って得券、宿泊補助券、実績報告を伺います。また、その折の事業者の反応はどうだったのでしょうか。その辺ももし捉えているようでしたら、お教を願います。

また、伊豆市商工会のもう終わったのでしょうか、発売が終わってしまった、9月1日ですか、いずれち券事業について、緊急事態宣言が出された中、事業の実施内容は変更がなかったんですね、ありませんでしたが、これは何をお尋ねしているかという、中止にするとか、これらについて行政側の意見は商工会との間で整合性を持っていまだに進めているという状況であるかないのか、その辺のことをお知らせを願いたい。

5番、8月で夏休み期間中なのか、多くの若者たちがグループにてマスク着用なく大声で歩く姿を見ました。コロナは飛沫感染と呼ばれている中、大変気にかかるなどの声もあり、観光地の弱みもあるんですが、なかなか直接的に注意をする等とすることができずにいる状況なんですが、市長のステートメント、マナー条例等々で対応したいと思います。例えば「伊豆市はマスク着用がマナー」と表示したのぼりを立てませんか。

等々、発言通告書には乗っておりませんが、5番の引き続きの問題の中で、単なる5番については私が提案を1例という形でしております。つまり市長の市民への発信の一環として、つまり私は、市長はフラッグシップであるというふうに理解をしております。つまり市長の発信をぜひ積極的にやっていただきたい、その思いが5番であります、もう既に8月25日には伊豆市情報メールにて市長メッセージ「新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起とお願い」として、また9月6日にはここに持ってまいりましたが、伊豆日日新聞のほうに発信がなされています。発信をすることについての市長の思いの丈をぜひお伺いをしたい。何が故に発信をしたのか、発信の必要性は十分私も理解もできますし、大変結構なことだと思っておりますが、思いの丈をぜひお知らせを願いたい、そう思います。

以上、発言通告書に従いまして質問をいたします。

○議長（小長谷順二君） ただいまの鈴木優治議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） パラリンピックは無観客でしたが、私は現地の地元の市長としてメインスタンドにおりました。そのときにこれ偶然なんですけれども、オーストラリア、ドイツ、それからオーストラリア、ニュージーランドの関係者の方が周りにいたんです。ニュージーランドの方に、ニュージーランドはコロナをしっかりとコントロールできているんですよと話しかけたら、それは7月までです、7月から急速に増えてきましたということで私驚いたんですけれども、ニュージーランドがデルタ株なのかミュー株なのか分かりませんが、やはりここ一、二か月で完全に状況が変わったという感じを本当に強く持っております。

その中で、1つには、8月に蔓延防止に入り、そして緊急事態宣言に入り、さはさりなが

ら、ありがたいことにと申しますか、伊豆半島、伊豆市、お客様ゼロではありません。日によっては多くのお客様がいらして、先ほどの県外ナンバーの方がマスクもせずにという声も聞いたんですけれども、私自身がスーパーマーケットやコンビニにしばしば入りますけれども、そういった状況を見ていないものですから職員にも聞いてみたんですけれども、うちの職員も直接そういったことを見聞きしていないものですから、観光のお客様に対する注意喚起というのはどこでどのような注意喚起をしたらいいのかは、これは少し検討させていただきたいと思います。

それはそれといたしまして、最後の御質問で、一体、情報発信どのように考えているんだということなんですが、このような危機的な状況において情報発信の仕方として、もちろん言葉もあります。言葉の持つ力というものもちろん私も軽視してはおりません。

もう一つの発信の仕方としては、実行動、施策で示すというやり方なんです。去年の4月は完全に5月の連休を止めるためにそのようにいたしました。ほかの市町より先駆けてとは申しませんが、かなり早いタイミングでかなり大きな規模の支援策も含めて明示することにより、伊豆市は5月の連休は閉めますと、そういう状況ですということを施策によって情報発信したわけです。

今回は、3月、4月、5月10日から始まりましたけれども、やはりワクチン接種を広げることが市民に対する情報発信だということも併せて考えたわけです。伊豆市が全力でワクチン接種を進めることによって、コロナ対策というものは伊豆市のようなところには喫緊の課題なんだということを理解をしていただく。職員も頑張ってくれました。日赤と一緒に、あるいは他の田方医師会の先生方と連携を取ってよくやっていただいたと思います。しかし、8月からのフェーズは完全に異なりました。

それから、やはりこのこういうグループの人たちに何とかしっかり考えていただきたいというところに、ピンポイントで情報が行っていない、私たちの声が届いていないということを感じました。それで、8月の下旬からコロナ対策会議やったときに、やはりもう一つ出ました。やっていませんけれども、出ましたのは20代、30代の集団接種をつくらうかと。これはその人たちが来にくいのではなくて、そういう場所をつくることによって20代、30代に訴えかけるという施策を通じての情報発信にならないだろうかということも検討しました。ただ、10日で集団接種終わりますけれども、それ以降も漏れないようにあと2回、さらに何ていうんでしょうか、2回目を打てなかったということが起こらないように、会場も準備しているものですから、ちゃんと予約されれば全員が接種できるという状況が分かっておりますので、それはいたしませんでしたが、何とか注意喚起をしたいということで、先ほどの全面広告によって市民の中で話題にさせていただくということを考えたわけです。

これ以降もワクチン接種が市民の中で高齢の方と同じように仮に9割行っても、基本的な対策は緩めてはなりませんので、引き続き施策を含めた、もちろん私の言葉も含めた注意喚起等対策の徹底というものは継続をまいります。それによって少しでも効果が確認でき

れば何とか経済も動かしていきたい、そのように考えております。

ほかの質問については、それぞれ担当する部長に答弁をさせていただきます。

○議長（小長谷順二君） 続いて、危機管理監。

○危機管理監（稲村俊一君） それでは、私のほうから、①、②につきまして説明をさせていただきます。

①まず、発熱の症状がある方でかかりつけ医のある方は、まずはかかりつけ医に相談をお願いしております。

かかりつけ医がない場合やかかりつけ医などの診療が受けられない場合は、静岡県発熱等受診相談センターへ連絡をしていただき、センターが症状を確認し、保健所でのPCR検査かPCR検査ができる病院を紹介されることとなります。病院でのPCR検査は、症状がある場合の受診は保険適用になると聞いております。

次に、②につきましては、市内で発生者が出た場合には、その都度、詳細（家族構成、勤務・通学先）等を問合せをしておりますが、静岡県が公表している情報しか得ることができない状況で、その中で感染者が今どのような状態なのかという情報も得られません。

よって、御質問の比率につきまして、市では情報がない状況であります。

私のほうからは以上です。

○議長（小長谷順二君） 続いて、健康福祉部長。

○健康福祉部長（栗山信博君） 私からは、③番の接種率等についてお答えさせていただきます。

まず、年代別の接種率につきましては、公表をしてございませんので、国や県と同様に65歳以上と64歳以下に区分した接種率について答弁させていただきます。

こちらは国の接種記録システムに入力された数値でございますが、9月6日昨日現在で、65歳以上が1万946人、接種率が88.09%、64歳以下につきましては7,942人、52.06%、市民全体では1万8,888人で68.23%が2回目までの接種が終了しております。接種の進捗につきましては、当初の計画に比べまして早めに進んでおるような状況でございます。また、接種率につきましても、高い状況となっております。

また、深刻なアレルギー反応の発症につきましては、今日まで当市では確認はされておられません。

以上でございます。

○議長（小長谷順二君） 続いて、産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） それでは、私からは、④についてお答えをさせていただきます。

まず、食って得券（第2弾）の実績でございますが、額面1,000円の飲食券を3枚つづりとして1万冊、計3万枚を販売し、2万9,791枚が利用されました。事業者からは、コロナ禍により団体客や宴会等が激減する中で、売上向上につながる大変効果のある事業であったとの声をいただいております。店舗によってはテイクアウト販売など消費拡大に加えて、感染防止

に向けた取組を行う店舗もございました。

次に、市内宿泊割引事業の実績でございますが、5,000円の割引クーポン券3,000枚を配布し、1,598枚が利用されました。事業者からは、宿泊客の増加効果があったという声をいただいております。

最後に、商工会によるいずっち券事業でございますが、蔓延防止等重点措置や緊急事態宣言の発出において、事業の継続について庁内やまた商工会とも協議・検討いたしました。本事業の主たる目的は新型コロナ感染症に伴い影響を受けた市民生活を支援することであり、生活必需品の購入や日常生活に必要なサービスの提供に利用されるなど市民生活の維持に寄与する事業であることから、事業の継続を決定をしたところでございます。このため、先ほど議員がおっしゃられたとおり3万冊は既に完売をしておりますが、9月30日、今月30日までの利用期間と事業内容については変更はございません。

以上でございます。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

鈴木議員。

○3番（鈴木優治君） まず、市長のほうにお伺いします。

5番と関わりのあること、全体的な答弁をしていただきました。市長のメッセージとして情報メール並びに伊豆日日新聞での1面の掲載、これについては私も大変よかったなど、いい方法だと思いました。しかしながら、その両方のツールで伊豆市民全員に全体に行き渡ったのだろうか。例えば情報メールについてはスマホをお持ちになっていない方等々については見たくても見られない。伊豆日日新聞についてはおおよそ伊豆市が今戸数で1万1,120でしたか、8月31日現在というような数値を得ているようですが、それに対して伊豆日日新聞が配布をされている戸数が雑駁ですが2,500、これはパーセンテージに直しますと18.5%のようです。これらから言うと、残念ながらせつかくの市長情報が行き渡っているところになっていないんじゃないか。やったというふうに御理解をいただいているようですし、私もやらないよりもやったほうがいいという理解はしているつもりですが、もっと方法がないんでしょうか。

申し上げます。広報の号外をA4ペラでぜひ出してもらいたいと思います。広報というのは区長配布になるわけですから、おおよそ対象がその数字が1万1,120ですか、枚数です。ペラA4でいいと思いますので、そうすればこれは間違いなく区長を経由しますので、各戸に1枚は必ず行く。見た見ないの話については当然のようにあるでしょうけれども、できるだけ弱者にも手を差し伸べられるような情報発信方法をぜひそれを加えていただけたらと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） この件が発生する前も、情報発信の仕方はずっと悩ましいものでした。

大体ホームページと伊豆市広報がオーソドックスな手段だったんですが、入札なんかでホームページを確認自らされる方はいいんですけども、なかなかこちらから見てくださいといっても開かれない方も多い。広報紙も伊豆市はある意味ありがたいことに2世代、3世代の住宅もありますと、最初に回覧板が回ってきてお母さんが見るとお父さん見ないまま回しちゃう、ふだん昼いる隠居のほうに行くとなかなか若いお母さんには回らないとか、世帯に1部で行くとそこはみんな見てくれるかという、なかなかそうはなっていないよだということもあってコンビニに置き始めたんです。今、伊豆市広報はHTはなつーしんと同じようにコンビニに置いてくださいということも始めて、昨日の新聞全面広告もあれで全世帯に行くとは思ってなくて、しかしインパクトが大きいので、きっと話題にはしてくれるだろうと思ったわけです。

やはり私のほうにもいろんな反応がありまして、その中でぜひあれはとていいので、あの新聞広告をそのままコンビニに貼ってもらったらどうですかというような意見があり、今それも調整をしているところです。

大きな伊豆市内の単独のケーブルテレビのような非常に確度の高い情報ツールを持っていない伊豆市においては、やっぱりいろんなものを組み合わせるしかないと思うんです。今の戸別配布についても、今度は一つつつ1世帯ずつまとめて配っていただいているところと、ざっとバッグに入れて取ってくださいというところも今あるやに聞いておりますので、お金はかかりますけれども、郵便の地域指定郵便だとか何らかの形で検討させていただきたいと思えます。

ただ、これエクスキューズ付なんですけど、10日に集団接種が終わり、あと2回の接種をやることによって9月中には多分、全市民の8割を超えるくらいのワクチン接種率になると思うんです。それでももし収まらないようであればまた全く別の次元のことを考えなければいけませんし、様子を見るわけではありませんが、9月中はそんな試行錯誤もあるかなと考えております。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

鈴木議員。

○3番（鈴木優治君） 実はこれは伊豆日日新聞を取っていないなおかつ情報メールが見られる立場にない、つまり先ほどたまたま数字的なことを言いますと、市長は63歳の年寄りかと言いましたけれども、残念ながら私は71歳の大年寄りなんです。それらを込めて我々同級生もまだ存命でございます。しかしながら、生活感私は伊豆日日新聞も取っていますし、メールも見られる環境にあります。でも、環境にないという人をぜひ救えるようにしてあげてほしいなという思いです。ですから、なかなか大変な大層なさっていただいていることについてはよく分かりますが、ぜひ御尽力いただけるようお願いをしたい、これは大おじいさんからのおじいさんに対するお願いでございます。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） これもちょっと議会の皆さんと御相談したいと思っていた案件が1つありまして、土肥を除く皆さんは昔の農協の有線放送を御存じじゃないですか。あれ朝晩聞いたんです、自動的に流れているというのもあったんですけども。それは行政の言い訳だとひょっとしたら言われるかもしれませんが、絶対大事な案件は毎日何時に流していますから、それは聞いてくださいと言えないものだろうかと。例えば8時、12時、夕方5時とか、そこでは全市民に必要な大事な案件は必ず流します、その代わりラジオも1,000円で配っているので、必ず聞いてくださいとそれくらいは市民とお互いに理解を求めながらできないだろうかなと。本当にリアルタイムの情報発信手法がないんです。そのようなことは考えていまして、また皆さんの御意見ください。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

○3番（鈴木優治君） 次に移ります。

1番のほうでよろしいですか、再質問。

○議長（小長谷順二君） どうぞ。

○3番（鈴木優治君） 私のほうでお伺いをしたいのは、私がもしコロナではなかろうかなという立場になったときのお話をさせていただいて、関連の部長さんからは、要はかかりつけの病院に連絡を取ってもらって、いよいよそれで打開策ができない場合については新型コロナウイルス感染症相談窓口があるんだよということをお返事を頂戴したんですが、伊豆市に窓口をつくるというわけにいかないんですか、コロナのことに關してですが。

病院に私はどうもコロナらしいと言われたら、具体的に言います。私は立野に住まいをしていますから、かかりつけの病院は———です。———にコロナみたいなので、診ていただけますかと電話を入れたら来ないでくださいと言われます、まず。それが現実なんです。それでは、新型コロナウイルス感染症相談窓口に050でしたか、これも本当に申し訳ないんですが、毎回毎回載っているのは伊豆日日新聞の伊豆地区の新型コロナウイルス感染者数が発表されているそのすぐ下に毎回ですが、新型コロナウイルス感染症相談窓口電話番号が掲載をされています。私は分かります。しかし、伊豆日日新聞を取っていない人が感染者窓口に電話しろと———さんから言われたら、そこはどこなんですかと言わざるを得ない。

広報にも載っていたこともあることは承知おきをしています。しかし、先ほどいみじくも市長がおっしゃっていましたが、父ちゃんが取ると母ちゃんは読まない、それが実情だと思うんです。

そういう意味では、例えば伊豆市独自の窓口を設ける。コロナは初めてのことなので、それぞれが初めて経験することなので、何とも対処の仕方がどれが正しくてどれが間違っているかということについては言いづらいところもあろうかと思えますけれども、私はせめて市民に寄り添うという気持ちの中であれば、伊豆市の中にそれこそコロナの疑わしき人はぜひ

伊豆市役所のこのナンバーに電話してくださいという電話を設けてもらいたいな、設けたほうがよかろうと思っているんですが、当たり前のように県一律の中であなたたちはその中の一人だよというような見方をされていることに、実は市民が一番不安を感じるんじゃないでしょうか。伊豆市に税金を払っている市民の方ですから、ぜひそういう人たちに手を差し伸べていただけるような行政であってほしいなとそういう意味も含めて、今さらということになろうかと思えますけれども、伊豆市独自の相談窓口をぜひつくってください。

今回のことがいかなることかということになろうかと思えますけれども、これが契機ですので、検討材料の一環にさせていただきたいなと思っています。

○議長（小長谷順二君） それでは、答弁願います。

危機管理監。

○危機管理監（稲村俊一君） 先ほど普通に流れるような話をさせていただきました。

実際、伊豆市のほうとして窓口と申しますか、もし発熱があったりした方につきましては、伊豆市の役所の中にも危機管理課の中にコロナ対策室というものを設けております。直通電話も用意しておりますので、そちらのほうに電話していただければ一応どんな症状ですかということをお伺いさせていただいて、疑いがあるとなっちゃうとどうしてもやっぱり受診相談センターのほうでPCR検査とかの受けるところになりますので、どうしてもそちらのほうに電話番号を教えさせていただいて連絡させていただいてお教えして、そして連絡を取っていただくという形になろうかと思えます。一応窓口としては危機管理課の中に対策室があるということで、お願いしたいと思えます。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

鈴木議員。

○3番（鈴木優治君） それは例えば広報上にでも載っていたんですか、窓口があるということ。市民がどうやって知るんですか、それを。つくってあるのはいいんですけれども。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

危機管理監。

○危機管理監（稲村俊一君） 昨年、コロナ対策室をつくったときに、一応広報等はさせていただいております。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

○3番（鈴木優治君） 結構です。

3番に移らせてください。よろしいですか。

○議長（小長谷順二君） どうぞ。

○3番（鈴木優治君） 3番の件で数字を発表していただきまして、ありがとうございました。伊豆市は順調にワクチン接種が行われたという評価ということで、お聞き及びをしました。

中身で細かな数字で申し訳ないんですけれども、65歳以上の人たちが2回接種終了が88.09%というような数字をたしか先ほどお伺いをしました。残るところは65歳以上を例に

取って言いますと、約12%の人は打っていないわけです。これは打たないつもりの方が打っていないのか、打てない人はその中にはいなかったのか、この辺のことについてはどのように承知をさせていただいているのでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（栗山信博君） 先ほど申し上げました高齢者の数は2回接種を済んでいる方の人数をお答えいたしました。既に1回目が終わっている方が1万1,165人おります。率としますと89.85%、あらかた9割です。なので、あと1割の方だと思っております。

その方たち1割の方につきましては、また今後、地域包括支援センターだとかケアマネさんとかそういった関係機関を通して打ちたいんだけど、打てないというような状況にある方がおられるのかというのは確認したいと思っております。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

鈴木議員。

○3番（鈴木優治君） あと3番で、副反応というんでしょうか、アレルギーと大きな意味で書いてありますけれども、副反応の例がありましたら御披露いただきたいです。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（栗山信博君） 先ほどアレルギー反応の発症はないということで、お答えさせていただきました。

こちらの生きいきプラザの会場になりますけれども、血管迷走神経反射、これ急なストレス等で血圧の低下ですとか脈拍の減少による失神、目まい等、私も会場にいたときに1人男の子が歩いていたら急に倒れたなんていう方がいます。ただ、ベッドで30分ぐらい寝ていましたら元気になりまして、帰った方が20人ほどおられます。年代的には、10代が男女合わせて5名、20代が2名、30代が1名、50代が2名というような状況でございます。病院へ通院するようなことはございませんでした。

あと、帰宅後に体調不良ということで、これは市に連絡をいただいている方だけですが、5件把握しております。こちらは蕁麻疹が出たとか呼吸困難が少しあったというようなことで、こちらも病院等へ行っているということは確認しておりません。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

鈴木議員。

○3番（鈴木優治君） ちょっと取り残しちゃったんですけど、先ほど私にはなかったんですけど、つまりブレイクスルー、接種しているにもかかわらず、また感染したと。

これは伊豆市の中では何件ぐらいあるんですか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

危機管理監。

○危機管理監（稲村俊一君） 陽性者で接種している方については、県からは情報としてはやはり入ってきていない、公表されていないというところがありますので、うちのほうではやはりその部分、ちょっと分かっていないという状況であります。

○議長（小長谷順二君） 分かっていないということだそうです。

再質問をお願いします。

鈴木議員。

○3番（鈴木優治君） 入っていない事実については分かりました。

今さらそれを問うつもりはありませんが、ぜひ例えば自宅療養が何名で、私は2番の質問の中でも言っておりますが、これは市長も御尽力いただいているような話をしていましたけれども、やっぱりあるべき姿としては市で掌握をして市民にそういう情報を共有をする、聞かれたら答えられるようにする。何が個人情報なんですか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 先ほども申し上げましたとおり県の市長会からも何度も申し上げ、そういうキャッチボールやってきたんですが、どうもここ一両日で国からの動きもあるようですので、9月のこの議会中にどこかで状況報告を加えさせていただけるかもしれません。少し状況を見させてください。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

○3番（鈴木優治君） それでは、次の4番、食って得券、それと宿泊補助券の件についてお伺いします。

気になりますのは、食って得券はよいと思います。3万冊で到着が2万9,791ということですから、まさしく100点で消化ができたというふうに理解をしますが、宿泊補助券の3,000枚発行したにもかかわらず、使われたのは1,598枚という報告は受けましたが、これをどのように担当窓口としては捉えていますか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） この割引事業につきましては、御承知のとおり4月、5月に市内で宿泊ということを予定されている方が先にクーポン券を取得して、それから個々にそれぞれ希望される宿泊施設に予約を入れて実際にお泊りいただくというそういう制度でございますので、やはりそういった期間限定でお得な割引事業ということであれば、まずはちょっと手元というような皆様も中にはいらっしゃったということは予想はしております。

そういった中で、今、議員お話しのとおり、3,000枚本来全部使っていただければこれは一番よかったんですけども、約半分の利用率ということになってしまったのではないかと。要はまずはクーポンお配りしますから御利用される方、もらいに来てくださいというところ

からスタートしている制度ですので、やはりそういうところで実際には手に入れたけれども、希望される宿泊が例えば取れなかったであるとか、何らかの事情で行くことができなかったというようなことで100%に近い執行率にはならなかったというふうに考えております。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

鈴木議員。

○3番（鈴木優治君） 評価としては失敗だったんですか、成功だったんですか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） 失敗というふうなことは考えておりません。確かに利用率が100%に近ければそれが一番よかったですけれども、やはりこの短い期間の中で市民の皆様が地元の宿泊施設になかなか泊まる機会が本来なかったものを経験いただいたということは、非常に意義があったというふうに考えておりますので、これは成功だというふうに考えております。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

鈴木議員。

○3番（鈴木優治君） 実は私例で言いますと、この宿泊クーポンについては2回目にもらいに行ったときにはもう既になかった。実は必要な人が手に入らなかったこともあるんです。にもかかわらず、1,598枚しか現実には使われなかった。

この辺から言うと、行政側の考え方、地元の旅館を割引で経験ができたとメリットとして捉えるのであればよかったのかもしれないですけども、現実論としてはこれはコロナ経費の中から落っこちているんでしょうから、逆にそのお金が使われなかったから行政側のお金を預かっている立場としてはよかったという考えではないんですね。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） もちろん私どもは総合政策のほうでされていますコロナの交付金については担っておりますが、お金が浮いたからよかったとかということではなくて、私どもはあくまでも市民の皆様がこのコロナ禍においてなかなか遠方には行けない、県またぎができない中で経験いただく、宿泊いただく、それが宿泊事業者にとっては当然お金というか売上げになりますので、そういった経済対策として実施したものですから、これはお金が浮いたからどうのということは全く考えておりません。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

○3番（鈴木優治君） 以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（小長谷順二君） これで鈴木優治議員の質問を終了します。

◎散会宣告

○議長（小長谷順二君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

一般質問 2 日目については、明日 9 月 8 日の午前 9 時 30 分から発言順序 6 番の杉山誠議員から発言順序 10 番の下山祥二議員までの 5 名を行います。

本日はこれにて散会いたします。

どうも御苦労さまでした。

散会 午後 3 時 0 4 分

## 令和3年伊豆市議会9月定例会

### 議事日程(第3号)

令和3年9月8日(水曜日)午前9時30分開議

#### 日程第1 一般質問

---

#### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

#### 出席議員(16名)

1番	小川多美子君	2番	浅田藤二君
3番	鈴木優治君	4番	飯田大君
5番	黒須淳美君	6番	下山祥二君
7番	杉山武司君	8番	星谷和馬君
9番	鈴木正人君	10番	間野みどり君
11番	波多野靖明君	12番	小長谷順二君
13番	青木靖君	14番	三田忠男君
15番	永岡康司君	16番	杉山誠君

#### 欠席議員(なし)

---

#### 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	菊地豊君	副市長	佐藤信太郎君
教育長	梅原賢治君	総合政策部長	新間康之君
総務部長	伊郷伸之君	危機管理監	稲村俊一君
健康福祉部長	栗山信博君	産業部長	滝川正樹君
建設部長	山田博治君	建設部理事	白鳥正彦君
教育部長	佐藤達義君	環境衛生課長	栗山泰宏君
清掃センター長	鈴木利明君		

---

#### 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	稲村栄一	次長	永沼健一
主査	杉本優美		

開議 午前 9時29分

◎開議宣告

○議長（小長谷順二君） 皆さん、おはようございます。

本日の出席議員は16名であります。出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これより令和3年伊豆市議会9月定例会3日目の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（小長谷順二君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎一般質問

○議長（小長谷順二君） 日程に基づき一般質問を行います。

本日の発言順序6番の杉山誠議員から発言順序10番の下山祥二議員までの5名を行います。これより順次質問を許します。

◇ 杉 山 誠 君

○議長（小長谷順二君） 最初に、16番、杉山誠議員。

〔16番 杉山 誠君登壇〕

○16番（杉山 誠君） 皆さん、おはようございます。16番、杉山誠です。

議長の許可をいただきましたので、通告した内容に従い一般質問をさせていただきます。

初めに、ワクチンに関する正確な情報の周知について市長、教育長に伺います。

新型コロナウイルス感染症終息の切り札とされるワクチン接種です。できるだけ多くの人々が早く接種を受けることが求められていますが、当市における接種の予約状況と実際に接種を受けた人は、直近の集計ではいかがでしょうか。

また、接種を希望しない人の割合が若い人ほど多いことが懸念されていますが、アレルギーを持っているなどの理由のほかに、科学的な根拠を欠いた情報が接種を忌避させているとの指摘もあります。デルタ株の拡大で、若者でも重症化率が上がっており、自分と周囲の人を守るためにワクチン接種は重要であると考えます。

子宮頸がん予防ワクチンについても同様で、副反応による事例が多く報告されたことで積極的な接種勧奨が控えられてきた中で、子宮頸がんの罹患者が徐々に増加しており、日本産婦人科学会からも、同ワクチンの積極的勧奨再開を求める要望書が国に出されています。定期予防接種対象者がいる世帯に対し、ワクチンの効果やリスクが記載されたリーフレットなどを配布し、正確な情報を提供することで、接種が増加している自治体もありますが、当市の取組はいかがでしょうか。また、教育現場でのがん教育も重要と考えますが、いかがでし

ようか。

次に、コロナ禍で深刻化する生活困窮、社会的孤立、心の不健康への支援策について市長、教育長に伺います。

長引くコロナ禍の影響を受け、子供、若者、女性の自殺増加や配偶者からの暴力、DV、児童虐待、鬱、ひきこもり、孤独死などの問題が深刻化しています。社会的孤立は、本人の健康悪化や経済の不安定化、社会保障費の増大をもたらすおそれがあり、対策のさらなる強化が必要とされています。

そこで伺います。

1点目に、生活困窮者の定義に、社会的孤立を追加した2018年の生活困窮者自立支援法の改正や、高齢、障害といった属性、世代を問わず、包括的に住民を支援する重層的支援体制整備事業を創設した2020年の社会福祉法改正などの法整備が進められてきましたが、それに対する当市の対応はいかがでしょうか。また、4月に開設された福祉相談センターの活用状況はいかがでしょうか。

2点目。誰も置き去りにしないとの理念のもと、SDGsにおいて最も重視されてきた貧困対策が深刻な状況に置かれています。特に女性を取り巻く状況が国際的に厳しさを増しており、日本でも経済的な理由から、若者の5人に1人が生理用品の入手に苦勞しているとの調査結果もあります。生理の貧困が社会問題化する中、生理用品の学校、公共施設での無償提供を行う自治体が増えていますが、当市の取組はいかがでしょうか。

3点目。昨年は、小中高生の自殺者が499人に上り、統計のある1980年以降で最多となり、さらに今年はその昨年を上回るペースで子供の自殺が増えています。背景には、新型コロナの感染拡大で外出を控えることや、在宅勤務の増加で家庭内の雰囲気が変わり、さらに修学旅行などの行事の中止や部活、放課後の過ごし方など、学校生活の大きな変化があり、多くの子供たちが少なからずストレスや息苦しさを感じているのではないかとされています。子供の心の変調を見逃さないように目配りが大切ですが、教育現場での対応はいかがでしょうか。

最後に、木材価格の急激な上昇、ウッドショックへの対応について市長に伺います。

木材価格が急激に高騰するウッドショックが国際的に深刻化しており、流通木材の約6割を輸入に頼っている国内の住宅産業に大きな打撃を与えています。コロナ禍による住宅ニーズの高まりで、アメリカの住宅着工数が急増し、併せて中国でも木材需要が増大し、海上輸送のコンテナ不足なども重なって、世界中で木材需要が切迫しており、木材が確保できずに新規の住宅着工を延期せざるを得ないケースや、商品を値上げする住宅メーカーも出始めています。特に体力の弱い中小工務店への影響は深刻で、契約が済んでいた物件の木材単価が急激に上昇し、採算が合わなくなっている工務店も多くあると伺います。

住宅産業は、多くの関連産業を持つため、景気への波及効果が大きいですが、状況をどのように捉えているのでしょうか。また、資金繰り支援等の経営支援、さらには国産材の供給拡大に

向けた当市の施策はいかがでしょうか。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（小長谷順二君） ただいまの杉山誠議員の質問に対し、答弁を求めます。  
市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 皆さん、おはようございます。

個々の御質問については健康福祉部長に答弁をさせますが、ワクチン接種について、私のところにもいろいろな方から、不安だとか、接種させるべきではないというような書簡が来たり、いろいろな情報が錯綜しているようです。これは、いろいろなオープンデータで安全性とか科学的根拠は大分情報が発信されているんですが、私もいろいろ見てみて、どれをどのように読んだらいいか分からないところもございまして、一度市民向けにワクチン接種の科学的合理的説明の仕方については、整理する時間を少し頂戴したいと思います。

○議長（小長谷順二君） 続いて、教育長。

〔教育長 梅原賢治君登壇〕

○教育長（梅原賢治君） おはようございます。

それでは、私からはワクチンに関する正確な情報の周知ということで、教育現場でのがん教育の重要性についてお答えしたいと思います。

がん教育ですけれども、学習指導要領の改正によって、小学校では令和2年度、昨年度ですね。それから中学校では令和3年度、今年度から必修化されました。自分が指導していた頃は3大疾病ということで、がんや脳卒中とかあったんですけれども、今はもうがんが断トツにというような、そういう状況になっていることが大きいと思います。がんに対する正しい知識、がん患者への理解を通じ、健康と命の大切さに対する認識を深めるとともに、自らの健康を適切に管理するためにも非常に重要だ、そのように考えています。

がん教育では、がんが身近な病気であること、それからがんの予防、早期発見、健診等について関心を持ち、正しい知識を身につけ、適切に予防や対処する力を備えられるような教育を行っていききたい、そう考えています。

ただし、これは現場の方にも聞いたんですけれども、児童生徒の中に現在、また過去の経験において、家族にがん患者を抱えて心を痛めた経験のある児童生徒がいるようです。もちろんいます。実際に保護者を亡くされている子供もいますので、そういう子供が、分かればいいんですけれども、もし知らずに指導したときに本人を傷つけるような場合もありますので、慎重に授業を進めるというようなことも、そんなことを話も聞いています。そのような難しさがあることを申し添えます。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 続いて、健康福祉部長。

○健康福祉部長（栗山信博君） それでは、まず初めに接種状況について答弁いたします。

新型コロナウイルスワクチン接種のコールセンターにおける予約状況となります。したがって、こちら、医療機関で行った医療従事者、あるいは介護保険施設等入所者が行った接種については、予約等含まれておりません。昨日9月7日現在で接種の対象となる市民の71.42%に当たる1万9,734人が2回目までの予約をされています。

また、国のワクチン接種記録システムの数値となりますが、こちら昨日までの接種率ですが、市民の69.64%、1万9,277人が2回の接種を完了しております。集団接種は今週あと金曜日までの3日間ありますが、そちらのほうの予約の状況を足しますと、およそ75%の方の2回の接種が今週中に完了すると思われまます。

また、ワクチン接種は新型コロナウイルス感染症の発症を予防する高い効果があり、また重症化を予防する効果が期待されていることや、また反面ワクチンを接種した後でも感染する可能性があることなど、市民に御理解をいただいた上で接種いただけるよう、今後も若者を中心に幅広く周知を重ねてまいります。

続きまして、子宮頸がん予防ワクチンにつきまして、伊豆市では接種対象者となる小学校6年生に対し、2種混合ワクチンの個別通知文書に合わせて案内を掲載しました。また、ホームページにリーフレットなどを掲載し、周知をしております。昨年、問合せ等を数件いただいております、事前にワクチンの有効性や副反応について保護者に説明をした上、御理解をいただいた上で、接種をお願いしております。

引き続き情報の提供をするとともに、希望される市民が定期接種として接種が受けられるよう配慮をしております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

杉山議員。

○16番（杉山 誠君） ワクチン接種ですけれども、今週中に79%と伺いました。これで一応、一般に言われている目標とする集団免疫ということで、一応の目標はクリアされると思うんですけれども、ただ、この中で、正確な数字は出ていないと思いますけれども、本市における若い世代の方の接種意欲、これをどのように捉えているかということちょっと伺いたいと思うんですけれども、これは東京感染症対策センターが都内在住者を対象に行った調査ですが、若者、特に20代の2割が接種に否定的というデータがあります。接種しない理由は、副反応が心配、ワクチンの効果に疑問があるのほか、感染しても自分は重症化しないや、接種のために外出するのが面倒、時間が取れないという回答が多かったそうです。

従来のアルファ株は、1人から3人に感染を広げると言われていました。感染を広げる対象が1人未満になれば感染は収束に向かいます。そのため、人口の7割に集団免疫を獲得させることが目標でした。しかし、デルタ株は3人どころか5人から9人に感染を広げると言われています。感染を抑えるためには、少しでも多くの、より多くの人のワクチン接種が必要になってきます。デルタ株によって、若い世代でも感染者が今増えています。そして、20

代の死亡例もあります。また、深刻な後遺症に悩まされる事例も多くあります。

今、最初に冒頭、市長からもありましたけれども、いわゆる偽情報に惑わされることなく、多くの若者が接種を希望できる取組を進めていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（栗山信博君） 伊豆市の状況で、はっきりとした数字ではございませんが、やはり30代以下が低い状況にあると思います。中でも特に20代が接種率が低いという状況でございますが、こちらのほう、先ほど申し上げた国のシステムで登録をされた方になりますので、まだまだ実際に接種をしているにもかかわらず、この数字として出てこない方が多いのかなというところも感じております。ですので、もう少しその辺の数字がしっかりとつかめた段階で、またそれでも若年層に接種がされていないというような状況が把握できれば、いろいろな、自分は打たなくていいんだとか、かかっても重症化しないんじゃないかという考えをお持ちであるのであれば、そういったところはしっかりと周知をして、接種を進めていきたいと考えております。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○16番（杉山 誠君） 確認できればというお話ですけれども、なかなか、いつの段階になったら確認できるかということが難しいと思います。

そこで、最近ではまた別に妊婦が感染して、入院先が見つからずに自宅で出産して赤ちゃんが死亡したり流産してしまう事例、あるいは子育て中の家族全員が感染して、子供を残して親が亡くなるという痛ましい事例も発生しています。この若者や妊婦のいる家庭、接種を促進、強制ではないと言いながらも、やはり接種を促していく、この取組、できればダイレクトメールが一番有効かと思うんですけれども、なかなか対象者を絞り出すのは難しいということで、一般向けでも結構ですので、各家庭へそういった情報を、いろいろな、昨日は新聞広告出していただきました。ただ、やはり見られる方が限定されますので、以前発送されたような各家庭へのダイレクト通知、こういったことも有効ではないかと思うんですけれども、そのような方法はお考えありませんか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（栗山信博君） まず妊婦につきましては、8月の時点ですけれども、母子手帳等を交付されている方は70人ほどおりました。その方たちにつきましては、厚労省のほうから出ておりますリーフレット「妊婦の方々へ」ということで、妊婦に与える影響ですとか、妊婦が感染した場合の胎児に与える影響、そういったものが記載されたものと併せまして、個々に通知をさせていただきました。

今現在、接種済み、あるいは予約済みの方を併せて市のほうで把握している数ですが、そのうち23人、もう既に接種、あるいは予約がされております。あと9割方、市民の方が終わったとしまして、残りの打たれていない方につきましては、昨日も少し答弁いたしました、ケアマネですとか包括等で困っている方ですとか、あるいは接種もしないという意思もあるのか、そういったところも把握できればしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○16番（杉山 誠君） 先ほども述べましたように、デルタ株というのはなかなか感染力が強いものですから、特別な理由がある人を除いてできるだけ、もう接種を広めていただきたいということをお願いしたいと思っております。

次に、子宮頸がんワクチンの件ですけれども、先ほど答弁いただきましたけれども、対象者に一応、ほかのワクチンと一緒に通知を送ったということですが、子宮頸がんワクチン、そもそも定期予防接種対象なんですけれども、積極的勧奨が控えられているということで、何かその情報そのものが今、市民対象者に行き渡っていないということが問題になっています。このまま接種を逃してしまうということも多くありますので、その辺でぜひよろしくお願ひしたいと思うんですけれども、ホームページにも掲載されているということでありました。

私もホームページを見させていただきましたけれども、この中に種々のワクチンと一緒に子宮頸がん予防ワクチンのことも書かれていますけれども、対象者で、問題は内容なんです、小学6年生から高校1年生相当の年齢者で、米印として、現在積極的には勧めていませんが、接種を希望する場合は御連絡くださいとあります。この文章を読んで連絡する気になるでしょうか。私、やはりこういう申告主義、必要な方は申し出てください、これでは必要がある方も分からない場合が多いと思っておりますので、やはりプッシュ型、こちらからお知らせするような取組、これがぜひ必要だと思うんです。

定期予防接種である子宮頸がんワクチンなんですけれども、伊豆市の健康福祉という冊子を見させていただきましたが、昨年度、1回目が1人、その前の年度はゼロでした。実績が全くと言っていいほどありません。やはりこのような状況では、接種を受けようという方が、本当に受けたいと思っている方も機会を逃してしまいますので、ぜひこれは強力に進めていただきたいと思っております。

今、厚生労働省のほうでもやはり周知はしっかりしていただきたいということで、情報提供の依頼が来ています。御承知かもしれないんですけれども、そういったことで個別通知、これをぜひ進めていただきたいと思っております。

国立がん研究センターの統計ですけれども、20代から30代女性の発症率は、1990年では10万人当たり7.8人であったものが、2015年では約1.9倍の14.8人に増えています。また2018年

には年間約2,900人が子宮頸がんで命を落としています。市内に住む私の知人2人も、娘さんを子宮頸がんで亡くしています。幼い子供を残して母親が命を落とす無念さ、家族の悲嘆に暮れる姿は本当に痛ましい限りです。

確かにHPVワクチン接種後に重篤な副反応が生じた報告は複数ありますけれども、ワクチンを接種せずのがんになる確率のほうがはるかに多くあります。どちらを選ぶかは、その選択は対象者と家族に委ねられていますけれども、ワクチンの存在さえ知らずに対象年齢を過ぎてしまうこともあり得ます。また、対象年齢を過ぎると、ワクチンの効果が薄れるばかりでなく、定期予防接種であれば無料ですが、自費で接種すると3回で数万円の費用がかかるということです。

伊豆市では、新型コロナウイルスワクチン接種を他市に比べて格段のスピードで進められております。本当に感謝もしております。業務の多忙さは十分理解しているつもりですが、このマザーキラーとも呼ばれる子宮頸がんの脅威から若い女性を守るためにも、正確なワクチンの情報を確実に対象者と家族に届けるために個別接種をしていただきたいと思いますけれども、再度よろしく願いいたします。

○議長（小長谷順二君） 答弁求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（栗山信博君） ホームページの文言につきましては、議員おっしゃるとおりかと思えます。また少し県等にも確認をいたしまして、しっかりと周知をしたいと思えます。

そして、伊豆市は昨年、その前と接種者が少ないということは、そちらは私も承知は当然しておりますけれども、今回高校1年に当たる方が3回打つには6か月ぐらいの期間がかかるということで、もうすぐにでも1回目を打たないと公費負担無償では受けられないという状況になりますので、まずその方々が115人ほどいると確認をしております。ですので、その方々につきましては、早急に個別通知などをするよう進めてまいりたいと思えます。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○16番（杉山 誠君） よろしくお願ひします。本来であれば、国のほうで取り組むべき課題だと思うんですけれども、国のほうでも積極的勧奨の再開を検討、コロナが、ワクチンの接種が落ち着いてからということでもありますけれども、そのような情報もありますので、ぜひ推し進めていただきたいと思います。

先ほど教育長から、がん教育のお話、答弁いただきました。

なかなか対象者にとってはデリケートなことではあると思えますけれども、やはりがんに対する認識をしっかりと深めていただくことによって、それを事前に防ぐ、また健診とか今のワクチンの接種にもつながっていきますので、ぜひがん教育ということは、これからも力を入れていただきたいと思います。

今、行われているのが、実際のがん患者の方を招いて、その体験であるとか、自分の体験

に基づいた皆さんへのそういった教育のお手伝いをさせていただくことが行われているんですけれども、そのようなお考えはありませんか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（梅原賢治君） 教員も御存じのとおり、自分が勤め始めた頃から比べると、物すごい多くの内容について学校現場で指導するということが求められています。このがん教育についても、また新たに加わったことです。

もちろん時代に合った教育を進めていかなければならないというのは分かりますし、教員の知識だけで進めていくのはもちろん不十分だと思いますので、お医者さんの医学的な知見だとか、それからそういう経験された方のお話を聞くというのは、学校現場ではいろいろな分野で積極的に進めていくつもりはあります。

先ほど申しましたように、ただ、がんというものについて、これからやはり子供たちが自分で自分の命を守るということについて、今進めていて、小学校から生活習慣病ということでもう取り扱っています。ずっと取り扱っていて、これはがんとか、それから3大疾病につながるというのは既に行われていることですので、教育の力で、自分の健康を守るということについては、これからも進めていきますので。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

○16番（杉山 誠君） 次、お願いします。

○議長（小長谷順二君） それでは、コロナ禍で深刻化する生活困窮について答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 健康福祉部長に答弁をさせます。

○議長（小長谷順二君） 続いて、教育長。

○教育長（梅原賢治君） それでは、最初に生活困窮、それから社会的孤立、心の不健康への支援についてということについて、②の生理の貧困についてお答えします。

この言葉には、生理という言葉と、それから貧困という2つの難しい問題が含まれています。特に教育現場で、この2つのことはなかなか相談しにくいというようなことが想像されます。特に中学生、思春期の子にとっては、どちらもちょっとハードルを持っている言葉です。

現在の生理の症状がある児童生徒への学校での対応というのは、生活困窮者にかかわらず、養護教諭や女性教諭等が保健指導を含めて相談しやすい体制を整えています。学校で困ったときにはいつでも渡すことができるよう、保健室で常備しています。本当は、議員がおっしゃりたいことはこういうことではなくて、いつでも気軽にというような、そういうことだと思うんですけれども、トイレなどに常備する方法も実際に行われている自治体もあって、考えているところではありますけれども、現状、小学校では知識が足りずに、そのことが子供たちに混乱を招いたり、それから中学校では生徒同士の興味本位な詮索が入ったりすること

も心配しています。そうした繊細な問題も含め、慎重に対応していかなくてはならないなどというふうに考えています。

今後は、性にかかわる生理等の指導についても、広く理解が進み、遠慮なく保健室を頼ったり、トイレに常備したりできるように指導していくことも必要であると考えています。

また、本当の問題は、真に必要としている人に確実に必要なものが届くように、その背景にある家庭の状況や支援の内容について、福祉部局とも連携しながら検討していきたい、そのように考えています。

それから、③の子供たちの心のケアについてですけれども、大変重要な課題であると考えています。子供たちにとって、未知の目に見えないウイルスへの不安や生活の変化に加えて、学校で予定どおり実施できない行事を含めた変化等、これらにストレスを感じていることは事実だと思います。教師も、それから子供たちも同じようにストレスを感じています。

学校においては、学級担任や養護教諭、身近にいる学校支援員も配置していただいていますので、これらの職員を中心としたきめ細やかな健康観察等により、児童生徒の状況を的確に把握することに努めています。今日あの子はこんな様子だったけれども、どうかなとかというのは、情報交換できる体制は取っています。さらに教育相談の実施やスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、心の相談員等による専門的な心理的福祉的支援など保護者との連携を大切にしながら、管理職のリーダーシップのもと、関係職員がチームとして対応していくことが大切だ、このように考えています。

今後、子供の心の変化を見逃さないように最善の努力をしてみたいと思います。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 続いて、健康福祉部長。

○健康福祉部長（栗山信博君） 私のほうからは、①と②について答弁をさせていただきます。

まず①、市は重層的支援体制整備事業として本年4月に福祉相談センターを設置しました。福祉相談センターは、断らない相談ワンストップ窓口として、支援を行っております。就労支援、居住支援などを提供し、社会とのつながりを回復する支援や、社会からの孤立を防ぐため多世帯の交流や多様な活用の機会と役割を生み出す支援を目指しています。福祉相談センターの活用状況につきましては、4月から7月までの相談総数が延べ407件で、相談内容は多岐にわたります。例えば生活困窮に関する相談が181件、介護に関する相談が13件、権利擁護に関する相談が16件などとなっております。また、電話での相談が210件で51%、来庁者が146件で36%を占めております。

続きまして、②でございます。大都市では、生理の困窮が社会問題化されている中で、伊豆市では表立ってそのような状況ではないと把握はしております。今後、関係機関からの情報を収集しながら、生理用品の配布に限定することなく、生活困窮者全体の問題として支援の手助けをしてみたいと思います。

また有事の際には、生活困窮者への生理用品など、しっかりと行き届くよう準備を進めて

まいります。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○16番（杉山 誠君） まず、相談センターですけれども、予想していたよりかなり多くの方が相談に見えているということを感じました。ただ、いろいろな分野にわたっていますけれども、少しその相談、まだ4月に開設して期間はたっていないんですけれども、このような、どんなふうに支援につなげたかというような事例がありましたらお示しいただければと思うんですけれども。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（栗山信博君） これは本当に一例ではございますけれども、実際に障害のあると思われる方の家庭で、知的障害の方が兄弟でいたんですけれども、その家庭で猫などの多頭飼育だとか、ごみ屋敷問題、そうした中で、どういった支援が必要なのかということで、この障害を持っている方の障害年金、療育手帳などの取得の支援だとか、あと先ほど多頭飼育なんですけれども、そちらの猫等の引取先の手配、こちらは保健所等になるかと思えますけれども、あとごみ屋敷のごみの片付け、この方には親もいるということで、その親も成年後見が必要じゃないかというような方だということで、そういったところの手續の問題など、そういった方々の対応をしてきているところです。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○16番（杉山 誠君） 本当に自分も、困り事が起こったときに、どこに相談したらよいか分からないというような、市民から聞かれることがよくあります。福祉相談センター、これからそういった様々な相談、重層的支援体制整備を進める拠点として、私も期待しているんですけれども、まだ市民によく周知されていないという面があります。今後、周知に力を入れていただきたいと思うんですけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（栗山信博君） 福祉センターのほうでは、外部機関をまず周知を広めていこうということで、4月から、例えば民生委員さんの会議に出席して民生委員さんをお願いするとか、あと郵便局ですとか銀行、そういったところへ回りまして、4か月で46か所の関係機関を回らせていただきました。そこで、例えば会議とかでしたら会議の出席者、あるいは従業員の方になるかと思えますが、延べ570人の方にそういったセンターの役割等を説明させていただいております。今後もこういったことを進めながら、また570人の方たちから、こういった相談センターがあるということを広めていただけたらいいかなと感じてお

ります。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○16番（杉山 誠君） あと、広報紙などに掲載されていることはあったでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（栗山信博君） 広報紙のほうへは一応掲載をしております。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○16番（杉山 誠君） そして、今、社会的に深刻化しているんですけども、ひきこもりなんですけれども、全国に約115万人いると言われていたんですけども、コロナ禍による生活困窮と相まって、本当に社会的孤立が深刻化しています。当市も、具体的にはまだ現れていないかもしれないですけども、やはり例外ではないと思います。50代の子供の生活費を80代の親が支える8050という言葉がありますけれども、子供がひきこもりになったときに、近所の話題にされるのがつらくて、親も近所付き合いが希薄になっていくということも聞きます。

孤立させない、一人ぼっちをつくらないためにはどうすればよいかということで、社会的孤立に向き合う姿勢として、孤立の問題を誰もが他人事ではなく、我が事と捉えて、つながり、支え合う地域共生社会づくりが孤立対策の基礎と言われています。

この問題、ぜひ相談センターが中心となって、そういった地域づくり、そういった地域社会づくり、これらについても波及していければなと思うんですけども、その辺の考えはどうですか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（栗山信博君） 先ほどの福祉相談センター407件のうち、ひきこもり関係の相談は6件ほど来ているということを確認しております。やはり、そのひきこもりの原因、全てはコロナなのかどうかというところもあるかと思えますけれども、ひきこもっている状況など個々把握をしまして、対応していければと思います。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○16番（杉山 誠君） 関連するんですけども、SDGsについては、御承知のとおり2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。貧困撲滅が最大の地球規模の課題というふうにと捉えて、誰一人取り残さないと誓っているわけですけども、コロナ禍で深刻な状況に陥っているということです。

特に、女性を取り巻く状況が厳しさを増しています。政府研究会の報告書によりますと、令和2年のDV相談件数は前年度と比べると1.5倍以上、雇用などの経済面、また昨年7月から9月期のシングルマザーの完全失業率が大幅に増加しているということです。ひとり親や単身女性を取り巻く状況が厳しくなっているということですが、女性の自殺者の数も増えています。昨年1年間の女性の自殺者が7,026人、前年から935人増えているということで、背景には、経済的な問題、DV被害、育児の悩み、介護疲れなど様々な問題がコロナ禍で深刻化しているということですけれども、その中で浮き彫りになった問題の一つに、答弁いただきましたように生理の貧困という問題があります。

政府も、女性の健康や尊厳に関わる重要な課題として、生理の貧困に危機感を示しています。支援の輪が全国に広がってきています。静岡県のサイトで、生理の貧困と検索しますと、8月3日時点で県内20の市町が何らかの形で生理用品の無償配布を行っています。先ほど、教育長から答弁もいただきましたけれども、なかなかこれ、自ら言い出しにくい問題です。今、健康福祉部長から、市内ではそういう状況は把握していないという御答弁いただきましたけれども、この表面に現れない課題というのは、課題が現れないからないというわけではないと思います。生理の貧困というのは、そもそも生理用品が買えない困窮状態というだけの課題ではなくて、このことを通じて、様々な経済的なことも含めて支援につなげるという目的もありますので、その20の市町で行っている取組の中には、市役所のカウンターにカードを置いて、それとなくパッケージした、生理用品がない、困っています、くださいということを言葉に出さなくてもカードを示すことによって、それを支給しているような町もあります。

ですので、ぜひこれ、学校もちろんなんですけれども、子供たちもちろんなんですけれども、全庁的にこういった問題を、女性だけのスタッフでプロジェクトをつくって取り組んでいる自治体もありますので、ぜひこういうことは、もう少し深い目で見て取り組んでいただきたいと思うんですけれども、いかがですか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（梅原賢治君） 自分は、教育の立場でお答えする分になると思うんですけれども、学校において、そういう可能性のある子たちにアプローチできることは、学校が適切な場所であると思っています。

先ほども申しましたように、今、議員のほうから、貧困ということと生理自身への理解、そういうことに対してあまりにも、自分も含めてですけれども、日本人はタブーとして今まで扱ってきたことが未だに残っていると思います。学校でも、女子だけ集めてそれとなくそんな指導をしていて、男子は外で草取りなんていうのも、そんな時代もあったわけなんですけれども、現在も男女一緒にそういう指導をしているというところまでは至っていません。そういうことの理解を学校現場では進めていくことが大事なかなと思いますし、せめて女の子同士

の中で、お互いに心配し合ったり、保健室に取りに行くといいよというような、そういう関係ができてくるといいかなと思っています。

今後、さらにこのことについては教育の中で進めていきたいと考えています。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○16番（杉山 誠君） 教育長から答弁いただきましたけれども、市長部局としてはどのようなお考えでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（栗山信博君） 県内の20か所の状況につきましては、私も確認をさせていただきました。近隣市町の状況ですけれども、配布の方法も議員おっしゃられるカードの方式であったり、社協を活用するとか、まちまちでございます。また、配布の実績につきましても、ゼロ件から200人というような差もかなり生じております。

伊豆市としましても、今回は避難所等へも配布を危機管理課のほうで考えておるんですけども、そちらは使用期限がやはりあるということですので、例えばそちらの期限が迫ったものについて活用しながら、またこの生理用品だけでなく、食料支援なども併せてやっていくことなども市としては考えていきたいと思っております。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○16番（杉山 誠君） この生理の貧困というのは、単なる生理用品が困っている人に支給できればいいという問題ではないと思うんです。やはりこのことを通じて、様々な生活の苦しみを感じている困っている方たちの把握につなげたり、その後の支援につなげるという意味もありますので、ぜひ単純に物を支給するという考えでなく取り組んでいただきたいと思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（栗山信博君） 議員おっしゃるとおり、生理の貧困だけではないと思っております。ですので、生活困窮者並みの方かどうかというところも含めまして、先ほど申し上げましたほかの食料支援だとか、いろいろな支援を併せてしていくために、そういった切り口としまして、生理用品の貧困というところは捉えていきたいと思っております。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○16番（杉山 誠君） 教育長にちょっと伺います。

学校の対応というのは伺いました。子供たちの場合は、生活的に買えないで困っていると

いう子供以外に、急に生理が来てしまったとか、忘れたという場合もあるそうです。私も、中学生の子供を持つお母さんから話を聞いたんですけれども、やはり子供の話として、急にそういう状態になってしまっても、保健室にもらいに行くということにすごく抵抗があるというんですよ。羞恥心というか、自分の生理を告知するというか、そういうことにすごく羞恥心があるということを伺いました。本当に、まして毎日顔を合わせる担任にそんな悩みは絶対打ち明けられないと子供さんがおっしゃっていたそうです。

ですので、大人に知られないで、それがトイレに備えられているとすごく助かるというようなお子さんの話もあったということです。ぜひ他市町の事例も参考にしながら、本当に人によってはトイレットペーパーと同じで、生理用品もトイレにあっという間じゃなくかというような話もありますので、ぜひその辺も検討していただきたいと思いますので、どうでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（梅原賢治君） 本当に先ほど申しましたように今のようなお話は、そのことを隠さなければならぬと、人には言えないようなことなんだというふうに思っているお子さんがいなくなるという自分自身は思っています。それは保護者の方も、自分がいろいろ調べた中だと、まずママストップというのがかかるというような言葉を見て、これ何だろうなと思って調べたら、まず母親がこの生理というのはあまり人には知られてはならないものだというのをストップかけているというようなことが載っていました。そういう保護者が育った世代のことを子供に伝えていくわけですから、教育ってそうやって世代が新しくなる場合、20年ぐらいやはりかかってくるものから、そうではないのは、学校が新しい考えで指導していくというのももちろん進めていきたいと思っていますので、ぜひそういう誤解を解けるような、そういう教育は進めていきたいと思っています。

それから、先ほど申しましたように、トイレに置いておくというのは、なかなか現場の養護教諭とも話しているんですけれども、どういう方法がいいのか、全てのところに置いて、それをうまくいくのかなということは今後検討していきたいと思っています。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○16番（杉山 誠君） すみません、時間が経過してしまいました。

次の子供のメンタルの取組ですけれども、夏休み明けの時期に子供の自殺が多くなる傾向があるということで、子供の不登校を長年取材してきた全国不登校新聞社というのがあるんですけれども、そのほうから緊急アピールというのが出されています。子供のSOS、学校へ行きたくないという訴えは命に関わるSOSということで、アピールが出されていますけれども、伊豆市の第1次伊豆市いのち支える自殺対策行動計画の中で、子供・若者の自殺対

策をさらに推進するという項目がありますけれども、この中で、児童生徒の自殺対策に資する教育、SOSの出し方に関する教育の実施というのがありますけれども、このSOSの出し方に関する教育というのは、具体的にはどのように取り組まれているのでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（梅原賢治君） 夏休み明けということで、よく報道では8月31日にそのようなことを報道されるんですけども、実は伊豆市内の場合にはもう10年ぐらい前から8月中にもう既に明けているんです。ですから、学校の中で校長会等では、夏休み前に、夏休み明けの対策については十分対応しながら進めているところです。

それから、市のゲートキーパーの方の指導をいただいて、中学校などでは全体に向けて、短い時間ですけども、心に心配なことがあったら遠慮なく伝え合おうとか、それから自分の心を開こうというようなことは指導しています。そういうのですとか、友達のSOSに気づく等の内容、あまり細かなことをちょっと今お答えできないんですけども、とにかく身近な人に助けを求める、そういう教育をしているというふうに承知しています。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○16番（杉山 誠君） 伊豆市ならではの、こういった本当に人とのつながりの絆の強い関係、これをつくっていただけないかということで確認できました。ぜひまた、本当に心通うような学校環境をつくっていく、これからも強化していただきたいと思います。

そんな中で、本当に大人に悩みを相談できない場合、SNS等を通じて相談窓口があるんですけども、そのようなことの紹介もされているのでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（梅原賢治君） 電話等、自分で承知している中では、電話の窓口は昔に比べるとたくさんあるというふうに思っているんですけども、学校の中にスクールカウンセラーですとか、そういう専門、心の教育相談員とかという方がまず一番身近にいる。でも、きっと議員がおっしゃられるのは、身近な人に相談しにくいことですよね。SNSを使ったところまでは自分は承知していませんけれども、一般的なものでは、誰でも日本全国の子供たちを相手にとりょうな、そういうサイトがあることは承知しているんですけども、それを活用しているかどうかについては、ちょっと今分かりかねます。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○16番（杉山 誠君） 厚労省のサイトで「まもろうよこころ」という検索をかけると、悩

みや不安を抱える人のための電話窓口とかSNSによる相談先の情報が分かりやすく案内されています。これ、学校に限らず、福祉部局でもぜひ活用していただいて、支援につなげていただければいいと思いますので、またその辺を検討ください。

次、お願いします。

○議長（小長谷順二君） それでは、ウッドショックについて答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 産業部長に答弁をさせます。

○議長（小長谷順二君） 続いて、産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） それでは、お答えをさせていただきます。

新型コロナの影響によるアメリカや中国の木材需要の急増から端を発した輸入木材や国産材の高騰と品薄が、住宅産業に大きな影響を及ぼしているということは認識をしております。こうした状況や影響を確認するため、市では市内金融機関や数社の工務店に照会をしたところ、現時点で経営的な打撃など大きな影響はなく、また特に融資の希望や資金繰りの悪化についての相談も寄せられていないということでした。

一方で、今回のウッドショックによる輸入木材の不足や高騰によって、国産材に注目が集まり、その普及の契機になるのではないかと考えております。

このため、国産材の安定供給に向けた取組につきましては、杉、ヒノキなどの人工林を中心にこれまでの森林整備事業関係の補助金や森林環境譲与税を活用した利用間伐を一層推進することで、木材の増産を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○16番（杉山 誠君） 市内の事業者に大きな影響はないということで一安心しましたけれども、これからもこういう状況もあると思いますので、そういう情報は常に掌握していただきたいと思います。できるだけそういった支援というのは、これからも考えていただきたいと思います。

あと、これを一つのチャンスとして、国産材の普及ということですが、先ほど市内の事業者に大きな影響がないという一つの要因に、これは一般論なんですけれども、やはり地元の木材を常に取引を親密にしている事業者は、そういったときにそういう融通をしてもらえて、緊急時に助かるというような話もありますので、やはり地元でこういった木材の回転をさせるということがすごく大事になってくると思うんです。今まで輸入木材にあまり頼り過ぎていたものですから、入ってなくなると途端に大きな衝撃を受けるんですけれども、そういった意味で、地元の林業の振興、これに力を入れていただきたいと思いますけれども、昨日の答弁でもありましたけれども、今、伐期が長い、成長期が長い杉、ヒノキ、50年かかるころを半分ぐらいで成長できるエリートツリーへの置き換えということも伺いまし

たけれども、このエリートツリーの置き換えということをもう少し詳しく知りたいんですけども、いかがでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 私のほうから、この問題については申し上げたいんですけども、建材といえどもビジネスですから、安くて安定的に供給できるということで、地元のハウスメーカーさんとか大工さんがやっているわけです。その論理だけでいくと、今回、昨日からの議論の中で極めて大切な持続可能な社会とかSDGsという、地球規模での戦略と合わない場合があるわけです。

二、三年前に市役所の近くでアパートの建築を見ていましたら、もう木質パネルが外国産なわけです。さっき申し上げたとおり、そのほうが安かったんでしょう。しかし、北米から日本まで木質パネルを運ぶのに巨大な鉄で貨物船を造り、重油で走らせるわけです。つまり、木材をここからここまで輸送するという点において、価格だけではなくて、地球環境に物すごく負担をかけているわけです。それを我々はよしとしてやってきたわけです。

伊豆半島の中もそうであって、以前、ごみ焼却場が分別が進んで、これはいいことなんですけれども、生ごみが増えてわざわざ灯油を足して燃やしたことがあるんです。ところが、伊豆半島も、我々はいっぱい木があるわけです。富士山の周りにもいっぱい木があるわけです。これを政策誘導して、しっかり地球に負荷をかけないようにして再生産可能な木質の建材とかエネルギーとしてどのように活用していくかということは、これはもう本当に地球規模での戦略だと思うんです。これは、私は第一当事者として、伊豆市の市長としてかなり経験を積んできましたから、全国市長会の中でもいろいろな問題提起は申し上げています。大分施策としても具現化してまいりました。これは、恐らく数十年以上の単位で進むべき重大な施策ですから、むしろここは加速してまいります。

その中で、やはり生活文化として、残念ながらこれはプラスチックなんですけれども、やはり生活文化の中に、木、あるいは紙というものをもう一回取り戻していく、輸入した鉄と輸入したプラスチックばかりで楽な生活を選ばないという、やはり私たち自身の価値観というものを変えていかなければいけないと思っています。

その中で、この天城連山を中心とする伊豆の森林を守るために、杉、ヒノキを植え替えなくてもいい、植え替えるとかえって非効率になるところは自然林に戻す。あるいは、紅葉やシャクナゲなどの景観作物に変えていく。あるいは、林業として使う場合には早く成長するものに変えていく、そのようなバランスの中で考えていきたいと思っています。

具体的な御質問の、すみません、植え替えについては産業部長から続けて答弁をさせていただきます。

○議長（小長谷順二君） 続いて、産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） 議員御質問のエリートツリーにつきましては、私どももこれから

循環型社会を目指す上で、成長が早いというようなメリットもありますので、非常に注目をしているところです。

昨年度、令和2年度、市有林を使いまして、皆伐再造林というものをモデルとして実施いたしました。市有林を全て皆伐し、材は当然に出材をし、その後、新たな植林を行いました。このときに杉のエリートツリーを約3,000本、これは中伊豆の冷川地区でございますけれども、実施をいたしました。言われるところでは2年で約3メートルぐらいまで成長するというとも言われておりますので、それによって下刈りの管理、労力の負担軽減等も見込めると思っておりますので、こちらのエリートツリーの成長については、引き続き注意深く見守っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○16番（杉山 誠君） それでは最後に、本当に国産材の利用を進めていかないと、なかなかこれから厳しいということもありますので、公共施設にも国産材の活用ということが今言われています。もう一步踏み込んで、やはり地元の地域の林業経営、林業振興に後押しする意味からも、公共建築物に地元産の木材、これを活用することをできるだけもう優先的に活用することを考えていくべきだと思っておりますけれども、その辺の考えはいかがでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） まさに木材の地産地消による林業の振興ということで、これは総合計画の後期基本計画の重点目標3の産業力強化の中でもうたわせていただいております。今、議員御指摘のとおり、地元産材を循環していく、こういうシステムはどういうものがあるのか、どういう有利な政策誘導ができるのか、それはまた検討して推進していきたいというふうに考えております。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○16番（杉山 誠君） よく昔から、木材は地域で生産されたものが一番相性がいいということをおっしゃっています。ぜひまた進めていただきたいと思っております。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（小長谷順二君） これで杉山誠議員の質問を終了します。

ここで10時45分まで、十二、三分ですけれども、休憩にいたします。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時43分

○議長（小長谷順二君） それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします。

◇ 波多野 靖 明 君

○議長（小長谷順二君） 次に、11番、波多野靖明議員。

〔11番 波多野靖明君登壇〕

○11番（波多野靖明君） 11番、波多野靖明でございます。

議長の許可をいただきましたので、発言通告書のとおり一般質問をいたします。

件名、コロナ禍における成人式と小中学校の学校行事について。

予防接種が進む現在も、新型コロナウイルスの感染拡大が進み、令和3年1月に予定されていた成人式は8月に延期をされましたが、再びの感染拡大、新規株の出現により、伊豆市にもまん延防止措置の発出があり、中止を余儀なくされてしまいました。前回、6月議会の一般質問で、コロナ禍における修学旅行の質問をさせていただきました。先日、SNSのツイッターでは「学生の絶望の声」というワードがトレンド入りし、学校行事、主に修学旅行の中止に学生の悲痛な声が上がっていました。この収束の見通しが立たないコロナ禍で、既に1年以上は経過をしております。

現在、県内においては9月12日まで緊急事態宣言が発出しております。できない、やらないの選択をするのではなく、どんなことなら可能なのか、ウィズコロナで何ができるかを真剣に考えなければ、今後の子供たちの思い出が全て中止という悲しいことになってしまうのではないのでしょうか。

そこで質問をいたします。

①令和3年成人式を行うことができなかった新成人に対しては、どのようにお考えでしょうか。

②令和4年、来年の成人式について、どのようにお考えでしょうか。

③市内小中学校の修学旅行や遠足など、学校行事はどのように対応されていますでしょうか。市長、教育長に答弁を求めます。

○議長（小長谷順二君） ただいまの波多野靖明議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 令和3年度成人式については、多くの市町が中止を決断する中、伊豆市としては新成人の気持ちを尊重し、何とか延期でやろうと努力をしていますが、大変残念なことに8月の開催もできませんでした。実行委員の皆様としては、これ以上の延期は望まないということです。

しかしながら、人生で1回の大きな結節ですので、もし令和3年度、今年度の成人対象者の皆さんが望まれるのであれば、別の形で行事なりイベントなりを実施される場合には、市有施設に関する特段の配慮とか、開催経費の支援だとか、必要な支援を検討したいと考えて

おります。

○議長（小長谷順二君） 続いて、教育長。

〔教育長 梅原賢治君登壇〕

○教育長（梅原賢治君） 波多野議員の御質問にお答えします。

令和3年成人式についてですが、第3波の感染拡大期にあったため、1月には新成人が一堂に会しての式典については、開催を見送りました。市長とも相談をして、ぜひ中止にするのではなくて延期という措置を取ろうということでしたけれども、そのときに、教育委員会の社会教育課としては、何とか1月の段階でできることをやろうということで、この式典はできなかったんですけども、市長のメッセージをホームページのほうに載せて、新成人へ働きかけをしてもらいました。

それから、子供たちにとって一番の望むことは、友達との再会が一番でしょうけれども、恩師の人たちのメッセージをぜひ届けたいなということで、各学校にお願いして、それぞれビデオ撮りをして、全部の恩師ではないですけども、他市町へ移った方もいて、そこまで働きかけをして、同じようにビデオを貼り付けて、子供たちに働きかけをしてもらいました。

それから、記念品、ふくさを毎年子供たちに分けているわけですけども、それは希望者には郵送をしました。それと一緒に恩師からのメッセージは、これは毎年会場で分けているものですけども、冊子をつくって、それも郵送で子供たちへ届けました。そこまでを1月の成人の日に関わるときに、そこまではやろうということで行って、8月の再会をする日に向けて準備を進めていたところです。お盆の帰省の時期に合わせて、8月に新成人が再会できるといいよね、それからオリンピックとパラリンピックの間だから、ちょっとそこは市にも余裕ができるかなということで設定したんですけども、現実には本当にコロナにはかなわなかったというのが現状です。

新成人にとっては生涯のうちの一度の記念すべき節目の日ですので、市として応援することができなかったのは非常に心苦しく残念な気持ちでいっぱいです。

現在、何らかの形で新成人の思いに応えられる方法はないかということ再度の実施方法や支援方法について整理しております。先ほど市長からもありましたように、実行委員会の方々とは、オンラインで何度も実行委員会を行って、こどもたち、8月のときに中止のときにも話し合いをしたんですけども、もうここでは集まれないし、これ以上はいいですというような、そういうようなお答えをいただいています。ですけど、さらに何かもし希望があればというようなことは今後も続けていくつもりですので、やっていきたいと思っています。

②の令和4年成人式についてですが、ワクチン接種も進んで比較的感染が落ち着くことも想定しと書いてあるんですけども、なかなか見通しが持てないのが自分としても実感はしています。1月の開催に向けては準備を進めておりますけれども、令和3年の例もあるように、今後の状況は見通せないなので、新成人の皆さんには、様々な方法での開催を模索しながら準備を進めていることや、感染拡大が収まらない状況では開催が難しいということも含め

て、話し合いをしていきたいと思っています。

③の学校行事の対応についてですが、8月に臨時校長会を開き、今後の学校行事の対応を協議しました。とにかく緊急事態宣言が出ていましたので、それについてはどうだろうかということで、修学旅行については市外について宿泊した場合に、向こうで感染が出た場合に帰ってこれないということがすごく心配されていました。ですので、市外については宿泊を伴わない計画とする。現在、日帰りでは何かできないだろうか、日帰りを何度もやるというような、そういうような工夫をしながらということで子供と相談をしています。

原則、9月中は学校行事は実施しないです。これが、緊急事態宣言が明けても結局、運動会ですとか文化祭は準備にすごく時間がかかって、そのときに密になって練習しなければならないわけです。ですので、それらについては感染状況が落ち着くまで延期と現在はしています。何とか10月以降できたらなというふうには考えています。

部活動ですけれども、緊急事態宣言発令中は活動しないこととしております。議員がおっしゃるように、ウィズコロナの中でどんなことなら可能なのかという視点はとても大切だと思っています。学校においては、子供たちの意見を聞きながら、できる限りの方法を検討していきたいと考えています。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○11番（波多野靖明君） いろいろと近隣の市町では、オンラインで行ったところもあるというのを耳にいたしました。一部の報道だったんですけども、一つ例をとると、静岡市では、1月の成人式1週間前に急遽、オンライン成人式を行うという判断をしたというのを聞きました。そして、そこに関わっていた新成人の実行委員会の皆さんは、大変だったけれども、節目としていい成人式ができたという報道でコメントをしていたことが記憶にあります。

伊豆市では、1月から8月に延期ということを選択されたんですけども、その判断は新成人の実行委員会の方たちと相談をされたということは今、答弁でお聞きになったんですけども、私が以前、たしか誰かに聞いたときには、新成人ではなくて教育委員会、また市の判断で中止を決めてしまったのではないかと聞いていたんですけども、そうではないということよろしいですか。確認のために。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

教育部長。

○教育部長（佐藤達義君） まず中止の判断、2点目の関係ですけれども、実行委員の皆様と、この8月についてもずっと協議をしている中で、やはり一番の課題がコロナの感染状況ですので、感染状況が拡散したり、そういう場合には中止という選択もあるということをやっと相談した中で、最終的には7月に市のほうで、特に首都圏を中心に緊急事態宣言ですとか、まん防ですとか、そういう状況になりましたので、市のほうで中止の判断はさせていただ

たという状況です。

〔「昨年12月」と言う人あり〕

○**教育部長（佐藤達義君）** 12月はもちろん、すみません、聞き取りが悪くて。11月、12月の時点でもやはり感染状況が拡大の傾向にありましたので、実行委員会の皆さんと相談の上で、今申し上げたようにいろいろなことをやっていきたいと思いますという相談の中で、最後の決断は市のほうでさせていただいたという事実がございます。

もう一つ、オンラインの関係ですけれども、今年1月についても、やはりオンラインの開催も計画しておりました。皆さんが一堂に会せない場合も総合会館で会場を録画しまして、それをYouTubeを通して皆さんに配信するというのも準備しておりましたが、最終的には式典も中止としたものですから、実施はできませんでしたが、今後の選択肢として、実行委員の皆さんの意見を聞きながら、オンラインというのももちろん選択肢として検討してまいりたいと考えております。

○**議長（小長谷順二君）** 再質問ありますか。

波多野議員。

○**11番（波多野靖明君）** そうですね。やはり皆様、いろいろ御相談されて、また新成人ともオンラインで会議をしているような答弁をいただいたので、やはりいろいろ使えるものは使っていて、できるだけことをしてやりたいというお気持ちがあるということは皆様の答弁でよく私にも分かりました。

ただ、8月の成人式もまん延防止措置になって中止という判断になったということで、記念品、ふくさを皆様にお渡しして、あとは市長とか恩師の動画撮影を行ったということなんですけれども、そのことというのは、新成人というのは、実行委員会もそうですけれども、新成人の皆様というのはどのような反応だったのでしょうか。これでもやはりやってもらったということだったのか、もう少し進めていってもらったほうがよかったのか、その辺の今後の判断基準として知りたいんですけれども、何か反応があったかどうか、分かれば教えてください。

○**議長（小長谷順二君）** 答弁願います。

教育部長。

○**教育部長（佐藤達義君）** 正確な皆さんの気持ちというのは、十分に分析はもちろんできないわけですが、実行委員の皆さんにはいろいろお友達などの情報も含めてお話を伺っています。そうした中で、先ほど教育長も申し上げたとおり、一番は式典ももちろんですが、皆さんとせっかくの機会で会いたいというのが一番の希望だということです。そうしたことが、いろいろなパターンの中でできないとなると、今回のこの感染状況を踏まえるとやむを得ないねという意見が、実行委員さんを含めた周りの方の意見としては非常に多かったということで、その裏側には、もちろん残念な気持ちというのはたくさんあるかと思いますが、意見の伺っているところは、そういうところをたくさんいただいている状況でござ

ざいます。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○11番（波多野靖明君） 1の質問に関しては、とてもよく分かりました。

どうしても令和3年の成人式については、今、御答弁もありましたし、私も今回は急なことだったので、いろいろと判断も難しかった中で、いろいろと動いていただいたというのはすごくよく分かりました。

そこで、2の令和4年の成人式について、質問をいたしたいと思っています。

次の成人式には、やはりコロナが落ち着いて、通常の成人式ができればいいなというのがやはり理想ではありますが、今はまだ新規株もいろいろと出てくる中で、今後もどのような状況になるか見通しははっきりいたしません。ただ、コロナの蔓延化は1年半が経過する現在、通常の式の計画をするということも併せて、新しい、例えば先ほど言ったようなオンラインだとか、またユーチューブでの動画配信ということもやはり必要だということで、いろいろ考えていただけると。

ただ、やはり皆さん、先ほど教育長、教育部長からの答弁ありましたように、みんなと顔を合わせる、みんなの状況を知りたいということがやはり一番だと思うんです。そうすると、やはりオンラインでの配信というのを私は希望するというか、私が保護者から聞いた話だったりすると、やはりオンラインでみんなの状況を知りたいと。今、例えば動画配信とかしたりしていますと、例えば動画でメインの画面がありますよね。そうすると、下のほうに動画を視聴されている皆様のお顔が見えたりするんですよね。どうしても顔を映したくないとかいう方は、ほかの飼っている自分のペットの画像だとか好きな画像を貼り付けたりするんですけれども、そうでない方は、やはり皆さんの顔を見て仲間と会ったという、そういう親近感というか、皆さんの状況を知りたいと思うんです。それがやはり、今、オンラインでも若い人たちも慣れていると思うので、そうやって顔を合わせるということが、すごく大事だと思うんですけれども、その辺についてはどうでしょう。やはりオンラインというのを進めていただきたいと思うんですけれども、その辺は結構難しいんでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

教育部長。

○教育部長（佐藤達義君） もちろん議員おっしゃるとおり、コロナが収まって一堂に会することが一番で、それももちろん、その前提で準備を進めております。

オンラインについてもいろいろなパターンがありまして、去年は急なことでしたので、総合会館の式典の映像を言えばこちらから流す方法しかできなかったんですけれども、今おっしゃったような双方向のオンライン化というの、技術的なところもありますけれども、実行委員の委員も聞きながら、どういうことが仮に式典ができなかった場合望まれるかということをしっかり意見を聞きながら、技術的な準備がついていく範囲にどうしてもなってしま

いますけれども、そういう検討はこれからまだ期間がありますので、進めてまいりたいと思います。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○11番（波多野靖明君） やはり1月の成人式の日程なんですけれども、日程について少し質問をさせていただきたいと思います。

新成人だとか御家族というのは、この成人式という日付が決まっていますので、そこに合わせていろいろと休みを取ったり、または女性だったりすれば特に着物をレンタルしたりとか、美容院とかを予約したりするらしいんです。それはやはり自分でも分かっていることですし、そういう令和3年というのはどうしても延期という選択をしましたが、これは知人に聞いた話なんですけれども、特に女性というのは、季節によっても振り袖を着るのか、洋服にするのか、そういうところで悩みが出るそうです。例えば、結婚式とかもそうですけれども、最近だと平服でと書いてありますけれども、平服でと普段の服装で行く方はやはりなかなかいないので、どうしてもスーツやドレスを用意するというのが普通だと、通常なのかなと思います。そうした場合、やはり成人式に出席するための準備というものは、季節が変わるということで戸惑う方が結構多かったようです。そもそも、もう友達同士で成人式行く、行かないみたいなそんな話になってくるそうなんです。

そうすると、やはり天変地異でもなければ、そんなものが起きれば仕方ないと思うんですけれども、オンラインでインターネット回線が使えるようであれば、やはり成人式というのは、もうこの日と決まっていれば、その日にやっていただいたほうがいいのかと思うんですけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

教育部長。

○教育部長（佐藤達義君） まず、1点目に服装のお話がありまして、通常1月にやっていて、例えば女性ですと着物の準備もされていた中で、非常に延期とか、あるいは中止で御迷惑をおかけした部分もあるんですけれども、8月の開催時にはやはり夏ということもありますので、実行委員の皆様とも相談をして、できるだけ軽装でという御案内をさせていただいた、結果としてはできませんでしたけれども、そういうところはあります。

オンラインについては、もちろん今、議員の御提案のとおりいろいろな手法がありますので、これから検討してまいりますけれども、例えば300人、400人が全てということではなく、だと中学校ごとがいいのかとか、お話をするのに、いろいろなパターンが考えられますので、どこまでできるかと、どういうニーズがあるかということやはり実行委員を中心に御意見を伺いながら、オンラインというのは可能性は十分できると考えておりますので、引き続き検討してまいりたいと思います。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○11番（波多野靖明君） やはり日程が変わるということで、やはり女性だと高価な着物とかをレンタルでも買ってしまっても、そこでいろいろと出費も重なるわけです。そうすると、もう次のときはなかなか出費が難しいということで出席できないとなると、どうしてもかわいそうなので、その辺はなるべく、私が聞いている範囲ですけれども、そういう声、私が聞いたということは、そういう方がほかにも多くいるんじゃないかなと思うので、その辺はちょっと検討をしていただきたいと思います。どうしても休みが取れなくなるということもあるそうなので。

次の令和4年の新成人の実行委員の募集というものが、私が聞いたところというか、調べたところ、広報伊豆6月号で行っていたそうなんですけれども、そもそも昨日も、本日先ほど杉山議員もありましたけれども、皆さんに周知する、情報発信する側として、広報の6月号のみと聞いているんですけれども、その広報6月号のみで行うということはいかがなのかなと思ったんですけれども、その辺について、ほかでも発信しているよということがあれば、教えてください。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

教育部長。

○教育部長（佐藤達義君） 今までのパターンですと、この令和3年のコロナ禍は特別な事情がありましたけれども、約10名ぐらいの実行委員さんをお願いして、大体市役所で打合せをさせていただくということで、地元に残られている方が割と中心に打合せをさせていただいたものですから、今回、6月の広報のみで募集をさせていただいたんですが、議員おっしゃるとおり、現状はオンラインで実行委員とも打合せをさせていただきますので、もう少し幅広い募集について検討してまいりたいと考えております。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○11番（波多野靖明君） あとは、申込方法が6月の広報を見ると、7月30日までに電話となっていたんですけれども、当事者世代の若者、新成人、対象の方から見ると、どうしても周知の方法もそうなんですけれども、募集期間が短過ぎるのではないかと。聞いたところによりますと、まだ実行委員のほうも10名程度ということらしいんですけれども、その辺が集まっていないのではないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

教育部長。

○教育部長（佐藤達義君） 大体このぐらいの方をお願いしたいということで、その人数が全て集まらなければいけないということではないんですけれども、現状は、最初に募集した人数には足りていませんけれども、その委員の方からお声がけをいただいたりということで、今、もう少し集めるような工夫をしております。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○11番（波多野靖明君） 募集をしていただいて、やはりオンラインで会議をすることが多いということであれば、例えば、地元に残っている方だけではなくて、遠方、県外にいたり、やはり大学だとか就職で県外、いろいろなところに出ている方もいますので、そういう方にも、例えば声をかけるような手段として、例えばどうしても情報発信になるんですけども、広報に出ていても、ホームページの募集にはなかったんです。伊豆市のホームページの募集には。もう最近、ぱっと見ていくと、2019年の募集なんかも出てくるぐらいなので、どうしても募集のところが少ないのかなと。これ、やはり募集するときに、コロナのワクチンの情報発信することもそうなんですけれども、やはり若い方に発信をするのであれば、今どきはやはりSNSだとか、そういうものを使っていたほうが、より広がりはあるし、皆様に周知はできるのではないかと思います。

先日の教育新聞というものがあまして、そちらを見ていただくと、子供たちの保護者に緊急の連絡手段ということで、一番がLINE、2番目にアプリ、そしてメールというものが記載されていました。やはりLINEというものは、伊豆市でも持っていると思いますので、その辺の活用も含めて検討をしていただきたいと思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

教育部長。

○教育部長（佐藤達義君） 繰り返しになりますけれども、現状は今年の募集というのは広報のみということは、もう少しやはり見直しをしたいと思いますので、議員おっしゃるとおり、SNSの活用等は今後検討していきたいと思います。

もう一点は、実行委員の皆さんというのは本当に志をもって御協力をいただいて、準備から当日の運営と本当に大変なところをお願いしておりますので、そういう志のある方に広く募集できるように努めてまいりたいと思います。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○11番（波多野靖明君） やはりまだ募集というのは、では締め切らないという方向で考えていただければ、私も今日、議会終わって、そうしたらSNSのほうで、こういう募集をされているようですよということを上げさせていただいてもよろしいでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

教育部長。

○教育部長（佐藤達義君） そこはちょっと事前に調整をさせていただいて、現状、数日前の状況としては集まっておりませんでしたけれども、今、手を挙げていただいている方のお友達とかに声をかけていただいていますので、今年度については、最初のスタートがどうして

も広報だったもので、まずは充足させていただいて、スタートで、どうしても困ったときはまたいろいろな方に御相談をさせていただくということで、今、お友達などに声かけをしている状況があるものですから、せつかく数日後に手を挙げていただいたときに、多くて駄目だということはないんですけれども、会議の日程も皆さんのできるだけ都合のいいところを調整したりというところもありますので、その辺を確認の上でまた御相談させていただければと思います。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○11番（波多野靖明君） ありがとうございます。

どうしても、周知がされていないというところで、私が結構心配だったんです。やはり自分の息子がとか、娘が、そんなの聞いていないよねと言われたときにちょっとがっかりしたもので、伊豆市、結構SNSというのを多用してくれているんです。フェイスブックだとか、ツイッターとか、そういうのをすごくやってくれているんですけれども、どうしてもその辺の周知がなっていないというのは、何か僕から見ると、教育委員会と市の当局のほうの隔たりのあるのではないかとすごく心配になってしまうので、その辺は周知していただければ、ぜひお願いをしていただきたいなと思います。

あとは伊豆市、例えば先ほど、これから検討していただけるということなんですけれども、伊豆市の公式のLINEなんかも、ではその辺で保護者だったり、やはり若い方なんていうのはLINEを結構使っていると思うんです。なので、その辺はLINE等でも募集というのはかけていただくことを少し検討していただきたいなと思っています。公式のLINEがどうしても最近途絶えているようなので、その辺も含めて活性化もしていただければなと思います。

そして、あとはどうしても市外に出ている子供たちも、地域、ふるさとというのをすごく愛着持っていますので、その辺の思いというの酌んでいただきたいなと思っています。

あと、成人式なんですけれども、やはり市長、教育長、また恩師の方々が、私も最近の成人式を出席させていただいて、拝見させていただくと、すごくいい言葉をいただけるので、自分はもう成人式なんてとっくに過ぎていきますけれども、やはりそういう話を聞くと、すばらしいお話をさせていただいてありがたいなと、何か自分が成人で受けているような、そんな印象にもなってしまいうんですけれども、何か成人式ということでサプライズ的なものというのは、例えば今度、オンラインになります、なるか分からないですけれども、オンラインとかもやはり検討していく上で、何かサプライズ的なところというのは考えているのでしょうか。例えば芸能人が出てきて少し講演をさせていただくとか、実は去年だか一昨年だかは、下田市だったか、たしか有名なユーチューバーの方が少しお話をされたそうなんです。なので、そういうことも成人式の一つとして今後検討もしていただければなと思います。いかがでしょう。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

教育部長。

○教育部長（佐藤達義君） なかなかサプライズというのは難しい面もあるんですけども、先ほど申し上げたとおり、運営の構成とかも含めて、実行委員の皆様いろいろなアイデアを出していただいていますので、例えば、実行委員さんの人脈の中で、そういう、芸能人とは言いませんけれども、方がいたら、そういうことも盛り込めるでしょうし、今年1月に恩師の方の、先ほど教育長が申し上げたとおり、要はビデオレターとして出したのも、やはり紙だけではなく届くということでは、一つのアイデアとしては実行委員の方からも出している、いい取組だったのではないかなと思いますので、引き続きいろいろなアイデアを出していただいて、検討してまいりたいと思います。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○11番（波多野靖明君） やはり実行委員会の人たちも大変な中でいろいろと相談、会議を開いていただいていると思うんです。だから、その辺のやりがいというものをさらに引き出すためにも、やはりそういうサプライズ的なことができるような予算付けなんかも必要なかなと思いましたので、質問の中でそういう提案をさせていただきました。

次、修学旅行の件なんですけれども、6月の議会でも修学旅行で、これは市外からの伊豆市とか伊豆半島への修学旅行誘致ということで質問させていただきました。今回は、コロナの渦中で、市内の小中学校の生徒さんの修学旅行について質問をさせていただいているわけなんですけれども、コロナがどうしても長引く中、1年半という月日が経過しています。もう既にアフターコロナというよりもウィズコロナで世の中は進んでいると思います。成人式、同様にいかに子供たちの行事を行えるかということを考えなければいけないときだと考えております。

先ほど教育長から答弁ありましたように、いろいろな行事があると、その行事について練習なんかもあるので、なかなか準備も大変なので、開催というのは難しくなってくるというお話だったんですけども、県外に出れなくても、例えば皆さんが市内でコロナ対策を講じながら、いろいろな公共交通機関を利用して、地元の自分たちの暮らす地域だとか、地元の市内の修学ができないだろうかということなんですけれども、その辺は今どのように考えられていますか。また、今まで、この学校ではこういうような修学旅行をしましたということがあれば教えていただきたいです。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（梅原賢治君） ありがとうございます。

これができなくてかわいそう、これができなくて残念だ、全くそのとおりなんですけれども、もう既にウィズコロナを僕らも受け入れていかなければ、やはり子供の命を守れないと

いうこともありまして、無理にそれを開催することで感染拡大になったら本末転倒でもありますので、そのところはもう学校は本当に悩みながら決断をしています。もう既に運動会は1日実施するのは難しいだろうということで、新しい方法を模索しています。昨年も半日、食事を途中で取らない、全校が集まって会食という一番のリスクを避けるということは、もう既にそれが普通になりつつあるというのが現状です。昨年の感染状況よりも今年のはるかに悪いわけですから、昨年よりもっと緩めた行事を行うことはかなり難しいと思っています。それから、中学生にとっては大事な合唱の機会ですけれども、合唱もこのカラオケから発して、大きな声で精一杯歌うということは大事なことですけれども、感染リスクが高いので、そこも場合によってはできないというような判断も、もうやむを得ないというふうに考えています。部活も同様です。

それから、修学旅行については、日帰りで近くでテーブルマナーに行き、感染対策を施したところで十分に距離をとって、そういうことをしたという事例はあります。ある学校は、カーフェリーを使って清水港まで行って、そしてバスで向こうへ行って、そこからカーフェリーで土肥まで来て、土肥で一泊、市内なら、もしもそこで感染があっても親御さんが迎えに行ったりできるのでという、そんなところまで考えて計画を立てたところもありますけれども、実際は残念ながら行われなかったんですけれども、そういう工夫をしていることは今、模索しているところです。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○11番（波多野靖明君） 教育長の答弁を聞いていて、やはり教育委員会の、また学校側のほうでもいろいろと努力をいただいているということにすごく感謝をいたします。

あとは、やはり市内でどうしても、市内だとか近隣での修学旅行になって、自分たちなんかは京都だったりしたんですけれども、そうやって遠方に行くということはなくなってきているので、そういうところで、せっかく生徒たちが地元のことを調べて、地元を探索とかしているのであれば、そういうものを例えば、せっかく伊豆市のホームページあっても、誰もあまり見ないということもないでしょうけれども、どうしても閲覧数が限られてくると思うので、そういうところを例えば伊豆市のホームページだとかで発表の場を設けるなどして、コロナ禍にあってもというか、コロナ禍だからこそ、子供たちのモチベーション、そういうものを高める仕組みがつかれないかなと思うんですけれども、いかがでしょう。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（梅原賢治君） 学校にはそれぞれホームページがありますので、そちらでの発信はしていると思います。もちろん、市のホームページからそれぞれの学校へ飛ぶようになっていますので、その方向で、なかなかマイナスの今やっている計画なものですから、いや、こ

んなことやっているよと言にくい内容のが多いです。こんなことしかできなかったという  
じくじたる思いの学校がほとんどです。ですので、それをうまく発信する方法をまた各学校  
と相談していききたいなと思っています。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○11番（波多野靖明君） これはある保護者から、ちょっと市民から提案があったことなん  
ですけれども、体育祭だとか、運動会だとか、いろいろな行事があるんですけれども、やは  
りそういうのが中止にならないために、例えば子供たちとか保護者とか、皆さん多くの方が  
どうしても参加するようなときには、抗原検査、菌を持っているか持っていないかとか、そ  
ういうようなものを作って、保護者がうまく参加できるようにしたらいいんじゃないかと。  
そうすると、やはり安心して参加できますし、そして、抗原検査というのは僕もやったこと  
あるんですけれども、幾らぐらいかなと見たら、1個1,000円ぐらいするらしいんです。数  
が集まれば結構な額になると思うんですけれども、そういう予算付けなんかも当局ともお話  
をしていただいて、できないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（梅原賢治君） そういう簡易の検査で、ちょっとした安心をもらえるというのはと  
てもいいことだと思います。これは自分の数少ない情報なので申し訳ないんですけれども、  
なかなか精度が物によって違うんじゃないかというようなお話も聞きまして、それをもって  
大丈夫だということよりも、今、保護者にもう十分な健康観察をしていただいています。体  
調に不安がないとか、それから子供に関わる濃厚接触者、近親の方々に体調不良者が  
ないところまで、本当に保護者には申し訳ないんですけれども、お願いをして、保護者  
によっては、ちょっとこれ、熱が出たのでうちの子は行かせませんというところまで言っ  
ただいて、学校に菌を入れないということに御協力いただいているものですから、そのと  
ころをさらに強めながら、あとは申し訳ないですが、本当は地域を集めてみんなで見て  
いただきたいんですけれども、見る方を制限したりだとか、そういうようなことを工夫してや  
っていくところを現状としては考えています。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○11番（波多野靖明君） 私も医師ではないので、これで絶対安心ということは言えない  
んですけれども、少しでも皆さんに安心して、そして安全に子供たちの成長を見守って  
いただければなと思って、この質問をさせていただきました。ただ、今回質問することによ  
って、教育委員会のほうでは、学校教育にしても、社会教育にしても、いろいろと努力  
をされているということは分かりましたので、今後、様々な活動というものがリモート  
で工夫して行うようになってくるとおもいます。実際にみんなで会って、わいわいと昔  
のようにやればそれ

が一番なのかなと思うんですけども、ウィズコロナという時代ですので、その辺がどのように開催できるのか、改めて一緒に積極的に考えていきたいと思っております。

私の一般質問は以上で終わります。

○議長（小長谷順二君） これで、波多野靖明議員の質問を終了します。

◇ 浅田藤二君

○議長（小長谷順二君） 次に、2番、浅田藤二議員。

〔2番 浅田藤二君登壇〕

○2番（浅田藤二君） 2番、浅田藤二です。通告書に従い、質問をさせていただきます。

避難所整備について、火災予防と循環型社会構築について、いずれも市長にお伺いいたします。

避難所整備について。

熱海の土石流災害は大きな被害となりました。被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げますとともに、日常の生活が早く戻りますようお願い申し上げます。

発災後、被災者の避難所を市内のホテルを利用するなど、熱海市ならではの対応も見られました。コロナ禍の対応として、指定避難所に多くの被災者が密の状態にならないよう、ソーシャルディスタンスにも配慮されており、土地柄を生かしたすばらしい対応だと評価されています。

以下について質問をします。

避難所として利用できる公民館に、太陽光発電と蓄電設備を整備しておくことは、停電時の住民の不安を取り除くことができ、地域の防災拠点としての機能充実につながると考えます。公民館等への整備に当たり、補助金を交付できるよう予算確保と要綱の制定のお考えはないでしょうか。

現状では、避難所として活用できる公民館は限られていると思います。公民館以外の民間施設を避難所として提供する協定を地区と結ぶことにより、太陽光発電と蓄電設備の補助金の適用ができることで、多くの住民が安心して使用できる避難所を確保し、コロナ禍に配慮した避難者の密状態を減らすことにつながると考えます。住むところの近くに避難所があれば、災害時の鉄則でもある早めの避難にもつながっていきます。お考えをお聞かせください。

火災予防と循環型社会構築について。

伊豆市内では、交通事故は減っているが、火災は減らないと市長が幾つかの行事の冒頭でお話をされていました。市内での火災原因を調べると、おおよそ半数が野焼きに起因しているものでした。これは、田畑が多くあり、山林に囲まれているため、とうもろこしなどの野菜残渣の処理や草刈り後の草の始末、剪定枝や間伐材の処理などに焼却が用いられているからだと考えられます。火災の原因となる焼却の方法ではなく、野菜や草、剪定枝などは細かく粉砕して田畑の栄養分や草抑え用として活用していく方法があります。また、竹や細めの

間伐材などは大きく粉砕して、庭の敷石の代わりや飾り付けに使用できます。こういった考えが市民の間に広まれば、野焼きが減り、火災予防、ごみの減量化につながるとともに、まさにSDGsの取組目標である循環型社会の構築につながると強く思います。

近隣市町では、沼津市においては、申請し、剪定枝をまとめておくと、市の所有する木材粉砕機で剪定枝を粉砕してくれます。三島市、伊豆の国市においては、粉砕機の無料貸出制度があり、個人や団体、区において有効活用されています。さらに伊豆の国市においては、剪定枝や、旅館、家庭で出る生ごみを集め、資源循環センター農土香において完熟堆肥をつくり、販売し、焼却ごみの減量化に努力しています。

質問します。火災予防やごみ減量化には野菜の残渣、草や剪定枝、放置竹林の竹、間伐材の処理のため、個人や団体、区への機械購入の補助制度を設ける、特に市内への普及を考えれば、5万円から10万円の上限を設け、3分の2の補助率による個人向けの制度をつくるのが重要だと考えますが、循環型社会構築についてはどのようなお考えでしょうか。

○議長（小長谷順二君） ただいまの浅田藤二議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 避難所整備について、私は2つ目の質問にお答えをさせていただきます。

御指摘のとおり、現在市内の地区集会所などで自主的避難所として利用できる施設は、全体の5分の1程度になっています。絶対に死者を出さない目標を達成するためには、真に役に立つ十分な数の避難施設を準備しておく必要があります。

1つには、地区内にある民間施設、例えば平成26年の豪雪の後、国道で自動車が全く動けなくなった状況を見て、百笑の湯と災害時の協定を結びました。また、月ヶ瀬のふらっと月ヶ瀬です。隣に市の施設である旧月ヶ瀬小学校体育館があり、ここは避難所だったのですが、非常に過ごしにくくて、現在はふらっと月ヶ瀬を活用させていただいております。そのために非常用の発電機も設置をいたしました。

さらに旅館組合とも協定を結んでおりますが、熱海市伊豆山の場合は、協定外の施設に急遽受入れをお願いしたそうです。それがどのような事情だったのかは承知しておりませんが、最も起こりそうなシナリオで実効性のある準備を検討し、民間事業者との協定を締結しておくことが肝要かと考えます。

対象施設を検討する際には、市内全域を見渡して、空白地域が発生しないように配慮をいたします。また、コロナ禍が予想の域をはるかに超えて継続している状況において、自家用車で家族ごとの避難も急速に必要性が高まっていると思います。市有施設である虹の郷や天城ふるさと広場の駐車場、トイレが使えるところ、あるいは水が使えるところ、あるいは道の駅の駐車場など、夜を徹して家族ごとに避難することのできる場所を指定し、広く市民に事前に情報を提供するように努めてまいります。

1つ目の御質問については危機管理監に答弁をさせます。

○議長（小長谷順二君） 続いて、危機管理監。

○危機管理監（稲村俊一君） それでは、避難所整備（1）につきまして説明させていただきます。

議員御質問の整備規模もあると思いますが、公民館の機能充実に伴う政策として、県が交付する地震・津波対策等減災交付金の防災コミュニティセンター整備事業が既存の県交付金制度としてありますので、これを活用する方法が考えられます。これは、コミュニティ施設の防災施設を高めるために実施する改修・安全化対策の経費について、補助対象とした制度であります。

現段階では、区の要望などの程度があるかを把握しておらず、今後調査し、ニーズを把握し、区の要望もどのくらいの整備を考えているのかを踏まえ、県の交付金を活用できるのか、それとも市でも補助金制度の策定について検討が必要か調査し、判断をしたいと考えております。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

浅田議員。

○2番（浅田藤二君） 危機管理監から、区の要望、ニーズを把握して、県の交付金を活用するというお話をいただきました。

区長さんや市民は、関心は非常に高く何とかしようと頑張っておりますけれども、防災のプロではないんですね。ぜひ死者を出さない、市民の命、安全を守り抜く、そういった観点から、災害の修羅場をくぐり抜けてきた防災のプロの皆さんが、どの避難所にどの資機材が本当に必要なのかを早期に御英断、御判断をいただきまして、整備してくれることを期待しております。

次、よろしいでしょうか。

○議長（小長谷順二君） どうぞ。

○2番（浅田藤二君） 市長から御紹介いただいたように土肥地区で、市と旅館組合の間で協定が結ばれ、災害時の弱者に配慮した避難者の受入れが約束されました。災害時における住民の安全・安心につながる、すばらしい取組を他地域においても広げていただきたいと思いますと考えておりますが、今後についてお考えをお聞かせいただけられるでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 私からそれを申し上げます。

ぜひ多様な選択肢を準備しておきたいと思います。もう2年前になるんでしょうか。台風19号のときに、熊坂・牧之郷地区は63年前の狩野川台風の被害に遭っているわけです。その地域の方が、すぐ近くの伊豆の国市のホテルに避難をされたという話も後で伺いました。

それから、昨日の御質問でも、そもそも日本には危機管理という枠組みがないんですよ

というお話を申し上げたんですが、土肥の旅館組合と協定を結んだときも、ハンディキャップがある方、避難が必要な方は3,000円でということに対して、消費税と入湯税、もうその話を聞いたときに、この国は何だと思いました。もう事前に命を守るための危機管理としての一施策が、何でそこで商売の要素が入ってくるんだと。ですから、もう徹底して、この国は本当に危機管理というものを根本からちゃんと認識していただかないと、人の命を守れない国になってしまっているんですよ。その中で、市としてできることは何としても先にやりたいという思いで、旅館とか日帰り温泉と協定を結んでいるわけです。

現状、区長会のたびにお願いしているのは、私どもも全部掌握していませんので、有効に使える集会所がない地区で、かつ民間の施設があれば、市が協定を結びますので、ぜひ挙げてくださいというお願いはしています。ただ、まだ足りないところが、今、議員からも御指摘があったように、使える施設で機能が不十分なところがあるということは極めて重要な御指摘ですので、危機管理課のほうには、とにかく自分たちが市内に住んでいて分かっているので、リアルに起こりそうなことを考えて、本当に起こりそうなことに対してまだ何が足りないのかをちゃんと積み上げていきなさいということは、るる説明はしているんですけども、まだ足らざるところは一つ一つ対処していきたいと考えております。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

浅田議員。

○2番（浅田藤二君） 一般市民、つまり自分が保健所に指示を受けた自宅療養者だったら、災害時の避難はどうしたらいいんだろうというふうに考えます。多くの人が集まる避難所に行ったら、迷惑をかけてしまう。自宅が急傾斜地だったり、被害が予想される地域にある場合、災害時、どういった避難をすればいいのか、自宅療養者がですね、教えていただきたいと思えます。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 実務では私が説明して、足りないところは危機管理監か健康福祉部長から補足をさせますが、これは本当に私も避難指示を出しませんでした。今、熱海市の市長が、伊豆山の件で、なぜ避難指示を出さなかったのか報道でも取り上げられていますが、2年前の台風19号で避難勧告は出しましたけれども、避難指示を当時出さなかったのは、まさに要支援者を誰がどうやって、では地区の民生委員さんがそこまでのプロでないのに、自宅で寝たきりの方を自家用車で体育館に移送するのか、それが本当に安全なのか考えたときに、もう今、周辺で地元でできることをやっていただくしかないだろうなということで、避難勧告の中で判断いただきたい。

今でもその思いは、国は要支援者の一人ひとりの全部の避難計画をつくれと指示は出されていますが、ではそのノウハウがある人、それができる車両、受け入れる場所がまだ法的にクリアされていない中で、私たちは一体どこまでできるんだろうかと。例えば土肥クリニッ

クは公設民営の診療所で、今は入院していませんから、入院用のベッドが9つあるはずなんです。これを事前に予防的な避難のために使えるためでしょうか。今、使えないわけです。

したがって、やむなくというか、今できる枠組みの中で、特にリスクの大きい土肥の地域の皆さんは、では3,000円で旅館で、支援が必要な方は受け入れましようというところまで、ようやく来ているわけです。これはまだ足りていませんので、ぜひ議員の皆さんも、この議会の後でも御意見があれば承りたいんですが、地域包括の枠組み、あるいは地域の民生委員さんとか防災委員さんとの連携の中で、うちの保健師も使って、誰がどの車両で、どこに何時頃避難させることができるのか。これができないと、個別の避難計画つくりましたということにならないんです。大事な課題だと認識しておりますけれども、今そうやって道半ばのところというのは、大変残念ですけれども、正直なところでございます。

○議長（小長谷順二君） 補足はありますか。

危機管理監。

○危機管理監（稲村俊一君） では、自宅療養者の避難ということですので、自宅療養者、陽性者の方、そしてまた濃厚接触者の方がいらっしゃると思います。

まずは、陽性とか濃厚接触になったときというのは、市のほうでは、どの方かというのを把握しておりませんので、まずはなった方が、自宅等が危険エリアに居住しているのか否かをハザードマップ等で確認していただき、万一の場合は移送手段を、市長も言いましたけれども、確保できているのか、濃厚接触者であれば最寄りの避難所で専用の避難スペースを確保できるのかなどの事前検討、準備をしていただくことが大事なことかなと思っております。

自宅での安全確保ができる場合は在宅避難をお願いさせていただいております。これは、一般の避難者の感染拡大リスクを軽減するためですので、御理解、御協力をお願いしたいと考えております。

市では、国から避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料、これは避難所のレイアウト例ですが、出ておりますので、それを参考に現在、伊豆市新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた避難所運営マニュアルを作成しておりますので、これに沿って適切に対応をしてまいりたいと考えております。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

〔「次へ」と言う人あり〕

○議長（小長谷順二君） 2件目でよろしいですか。

それでは、火災予防と循環型社会の構築について答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 市民部に答弁をさせます。

○議長（小長谷順二君） 続いて、環境衛生課長。

○環境衛生課長（栗山泰宏君） 循環型社会構築についてお答えします。

循環型社会構築のためには、廃棄物等の発生を抑制し、廃棄物等のうち有用なものを循環

資源として利用し、適正な資源化処理をすることで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り軽減させなければなりません。また、構築に合わせて、良好な環境のまま未来の世代に引き継いでいく責務もあります。それには、市民の皆さんと事業所、行政が一緒になり、廃棄物の減量化や3R運動、リデュース、発生抑制、リユース、再使用、リサイクル、再資源化の推進が必要ですので、推進に向け、PRや働きかけを行っています。

ごみの減量化につながる補助制度についてですが、生ごみを処理するコンポストへの補助制度は既にございますが、剪定枝、間伐材の処理に関しては、利用方法を含め、多角的に検討していきたいと考えています。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

浅田議員。

○2番（浅田藤二君） 伊豆市の魅力を高める、ブランド化し、交流人口を増やし、まちの発展につなげるには、SDGsに基づいた循環型社会の実践を内外にアピールすることだと思っています。市内には、大量の剪定枝や間伐材をチップにして牛糞と混ぜて堆肥にしている方や、竹を粉碎したチップを畑に利用する農法も用いられています。こういった堆肥を使うと、石油などの化石燃料を使って温めなくても、晩秋や初冬までトマトが収穫できます。野菜を強くおいしく育てる土の中の微生物の食料、えさは炭素、つまり火のつくもの、燃えるもの、草や葉、木なんです。ぜひ、環境や産業に携わる職員の皆さんに現場を見ていただきたいと思っています。そして、循環型社会構築のため、早期に御判断をいただくことをお願いいたします。私の質問を終わらせていただきます。

○議長（小長谷順二君） 答弁はよろしいですか。

○2番（浅田藤二君） はい、結構です。

○議長（小長谷順二君） これで、浅田藤二議員の質問を終了いたします。

ここで議事の都合により、昼の休憩といたします。再開は午後1時からとします。

休憩 午前11時50分

再開 午後 0時59分

○議長（小長谷順二君） それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします。

◇ 鈴木正人君

○議長（小長谷順二君） 次に、9番、鈴木正人議員。

〔9番 鈴木正人君登壇〕

○9番（鈴木正人君） 9番、鈴木正人です。

議長に発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

今回は、2件について伺います。

まず1件目、緊急事態宣言下にて、市民の命と暮らしを守り抜くためにと題しまして、市長、教育長に答弁を求めます。

連日、新型コロナウイルス感染者数の過去最多更新のニュースが報道され、市民はデルタ株の感染力の強さもあり、日々感染のリスクに不安を抱えながらの生活を余儀なくされております。静岡県においても、感染の急拡大を受けて、8月16日までに国に新型コロナウイルス対応の改正特別措置法に基づくまん延防止等重点措置から、緊急事態宣言への適用の要請に踏み切り、8月17日に政府は静岡県を含む7府県を緊急事態宣言の対象地域に追加し、その期間を8月20日から9月12日までと決定しました。川勝知事は、同宣言の要請の背景として、8月15日の日曜日に県内の感染者が過去最多の394人に達したことを踏まえ、病床使用率が60%を超え、逼迫状況が深刻化している上、県内の感染場所以が事業所や家庭、学校、保育園など多岐にわたっていることがその理由であるとししました。

また、8月19日に静岡県病院協会の毛利博会長は、新型コロナ感染症患者が急速に増えていることを受けて、緊急会見を開き、患者を入院させたくてもできない事態が目前に迫っていることを県民も意識してほしい、これ以上重傷者が増えれば、医療崩壊から医療破壊を来す可能性があるとして非常に強いメッセージを発信しておられます。

そこで、以下伺います。

①県のホームページによれば、8月23日正午現在の県東部地域の病床使用率は、確保病床数の175床に対し、入院者数105人で60.0%となっています。

そこで伺います。入院が必要であっても、搬送先が決まらないといった救急搬送困難事案は、駿東伊豆消防管内でも発生しているのか伺います。

②同じく県ホームページによれば、8月23日正午現在の県全体の宿泊療養施設の入居状況は、療養者客室数が735室に対し、入居者数254人で占有率は34.6%、その一方で、8月22日17時時点での入院や宿泊等調整中の自宅待機者数は878人、自宅療養者数は2,934人となっております。

そこで伺います。駿東田方医療圏域において、軽症患者や中等症患者に対する医療提供の状況はどのようになっていますか。

③伊豆市を含む駿東田方医療圏域において、感染症指定医療機関以外の一般病院による回復期の患者の受入れなどの支援体制はいかがでしょうか。

④入院調整や疫学調査を担う東部保健所の業務は逼迫していないか伺います。

⑤これら、以上を踏まえて、伊豆市民の命を守るべき現在の医療体制を市はどう分析しているか伺います。

また、菅首相は8月17日の会見で、宣言を解除する前提は、国民の命と健康を守ることができる医療体制の確保、重症病床の利用状況、そしてワクチンの接種状況などを分析し、適切に判断するとししました。このワクチン接種を加速させることは、コロナの感染拡大に歯止

めをかける上で、その治療法の確立とその安定供給と並んで、この難局を打開するための大きなゲームチェンジャーとなり得ると私も思います。

そこで、以下伺います。

⑥希望する市民のワクチンの接種状況はいかがでしょう。

⑦東京都台東区の清掃事務所で16名が感染し、不燃ごみの収集を取りやめざるを得なくなった事案が発生しました。清掃職員や収集委託業者の接種状況はいかがでしょう。

⑧ワクチン接種の進捗状況は、自治体でのばらつきが大きいです。伊豆市は、9月10日をもって生きいきプラザでの集団接種を取りやめ、以降は個別医療機関での接種に移行する予定ですが、経済圏と生活圏を一にする三島田方の近隣自治体の接種の加速化も地域経済を再び回していくためには必要であると考えます。田方医師会とも連携して、医療資源の広域での支援など、検討する必要があると考えますが、いかがでしょう。

夏休みが終わり、市内の小中学校では新学期が再開しました。本来であれば、真っ黒に日焼けした子供たちが、楽しかった夏休みの思い出とともに、久しぶりに会う友達との再会を楽しみに登校する姿があるはずですが、子供たちの感染が増加している今年の新学期の始まりは、保護者も含めて複雑であると感じております。

そこで、以下伺います。

⑨12歳以上の児童生徒のワクチン接種状況はいかがでしょう。また、優先接種とした保育士や教職員の接種状況はいかがでしょう。

⑩新学期を迎えるに当たり、子供たちの安心・安全を守るための具体的な感染防止対策を伺います。

⑪文部科学省は、感染が急激に拡大する中での地域一斉の休校は慎重に検討する必要があるとしておりますが、教育委員会はどのように考えるのか伺います。

⑫例えば休校にせざるを得ないなど、最悪の事態を想定した場合、タブレット端末を使ったオンライン授業などの準備は整っているのでしょうか、伺います。

⑬子供たちの心の細やかなケアは、いつも以上に必要と考えますが、具体的な方策はいかがでしょう。

さらに今回の緊急事態宣言下では、それまでのまん延防止等重点措置から引き続き、感染拡大防止のため、飲食店を中心とした休業要請や時短要請がされております。対象となる飲食店や酒類の提供停止要請を受ける酒類製造や販売業者からは、苦しい状況や先行き不安を訴える声も上がっております。

そこで、以下伺います。

⑭これらの要請に協力していただける業者に対しての支援策を確認のため伺います。

⑮飲食店等へ食材提供している農水産関連業者、生産者など、その支援策はいかがでしょうか。

⑯その他、伊豆市独自の支援策は検討されているのでしょうか。加えて、今年度の当初予算

の予備費 3 億円だったと思いますが、その執行状況はいかがでしょう。

最後に、市のホームページ、新型コロナウイルス関連情報を見ると、昨年、令和 2 年 11 月 25 日から市長メッセージが更新されておられません。

⑰本県にとっては、昨年 4 月に引き続き 2 度目の緊急事態宣言が発令され、これまでに経験したことのない感染拡大が起きている中で、市民の命と暮らしを最優先に守るべき首長が、その市民にメッセージを発していないことに違和感を覚えますが、市長はどのようにお考えなのか伺います。

2 件目です。

コロナ禍の東京 2020 大会の総括。答弁は市長に求めます。

8 月 8 日、17 日間にわたる東京 2020 オリンピックが閉幕しました。2013 年 9 月 7 日、アルゼンチンのブエノスアイレスで開かれた IOC 総会で開催が決定して以降、東日本大震災からの復興五輪の名の下に、東京都や大会組織委員会などの関係者によって準備が進められてきました。伊豆市においても、伊豆ベロドロームを拠点とした自転車競技の開催市に選ばれ、大会組織委員会に職員も出向して、まちの活性化の起爆剤として万全の準備を整えていたところでした。しかし、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、2020 年 3 月、五輪史上初となる 1 年延期が決定し、さらに今年 7 月には感染が再拡大する中で、やむなく首都圏などでの無観客開催が決定しました。その中でも、静岡県は伊豆市を含め、数少ない有観客の会場として、バブル方式などの感染対策を徹底し、競技では自転車競技女子オムニウムで銀メダルを獲得した梶原悠未選手の活躍をはじめ、金銀銅合わせて史上初 58 個のメダルを獲得した日本人アスリートたちの勇姿に沸き立った大会となりました。

そこで伺います。

一方で、運営管理上の問題ではあると思いますが、自転車競技選手の公道での練習上での指定ルート以外の走行というルール違反と思われる公道も散見されたため、8 月 24 日から開催されましたパラリンピックの運営管理にどのように生かされたのか、伺います。

また、コロナ禍という状況で行われ、当初見込んでいた成果は得られなかったと思いますが、今後どう生かしていくのかも含めてこの事業をどのように総括するのか、市長の見解を伺います。

これまでもコロナ関連の質疑はされておりましたが、重複するとも思いますが、改めて答弁のほうをお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（小長谷順二君） ただいまの鈴木正人議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） コロナ関連の御質問について、私からは最後の質問にお答えをさせていただきます。

昨日も申し上げましたとおり、過去の調査で、伊豆市ホームページの市長メッセージ等、

広報伊豆にかつて載せていた市長の「今これ」が、ほとんど読まれていないということが分かりました。そこで、市長としてどのような情報をどのようなやり方で発信するか、今、試行錯誤しているところです。

私がひょっとしたら勘違いしていたのかもしれませんが、議員御指摘の市長メッセージというのは、多分去年11月、12月に動画で載せたものだと思うんですが、これについては、常時そのようなやり方を続けると、今度は誰も見なくなるので、大きな動きがあるときに、フェイスブックとかを活用して直接語りかける形にしようということで、この8月だったでしょうか、改めてそのような形も一つの手法として取らせていただきました。

また、コロナウイルス関連の情報発信に限定すると、様々な手段で市民に訴えてまいりました。これも繰り返しになりますが、言葉、文字だけではなく、実際に危機管理においては、施策の実行によって市民に行政の意思を訴えるということも有効になります。まさに去年の連休前はそうでした。そして、ワクチン接種を赤十字病院、それから伊豆市の職員、それから田方医師会の伊豆支部の先生方と連携をし、それから選手村の産業医であった温泉病院とも連携をし、私どもとしては、ありとあらゆる手を使って最も効果的にやってきたこの施策を市民に見ていただくことによって、この機会を共有していただく、そのようなことも一つの情報伝達の手法であるということを認識しております。

問題は、7月下旬の急速な感染拡大です。現時点で、連日感染者は確認されておりますし、その数もどちらかというところ高止まり、これまで訴えてきた基本的な対策を徹底してくださいでは、どうやら不十分な状況に入ってしまったという認識でございます。

まずは今月10日までとなっている集団接種の効果に期待し、今後なるべく多くの20代、30代の方にも積極的に接種を受けていただくようお願いをしております。

ここは、20代30代の方が意識が低いという意味ではなくて、一つには、昨日も申し上げましたが、やはり一番リスクの大きなマスクもなかなかつけられない、じっとしてられない、幼児教育施設の利用者の親の世代がやはり30代ぐらいが多いわけです。それから、やはり三島沼津周辺を生活圏、通勤圏としている伊豆市までと、下田賀茂は違う状況にある。伊豆市は、観光地ではありますが、やはり通勤されている皆さんが多いわけです。その方々の年代、30代、40代、50代の感染が増えているのではなかろうかという状況を推測すると、やはり、この年代の方々にも高齢の方々と同じように9割近い接種を受けていただくことによって、伊豆市の市民の集団としての抵抗力が高まるのだらうということでございますので、年齢によって関心の高い低いだけではないという認識をもっていることは御理解をいただきたいと思っております。

そのほかの点については、それぞれ担当する部長に答弁させます。

○議長（小長谷順二君） 続いて、教育長。

〔教育長 梅原賢治君登壇〕

○教育長（梅原賢治君） それでは、私のほうから2学期を迎えるに当たっての感染防止対策

ということで、⑩から⑬についてお答えします。

まず、10の新学期、2学期を迎えるに当たっての具体的な感染予防対策についてですが、8月25日から2学期がスタートしました。緊急事態宣言下ではありますが、新学期を迎えるに当たり、臨時校長会を開き、感染防止対策を徹底した上で教育活動を進めているところです。夏休み中に2度、臨時の校長会を開きました。

具体的には、換気や身体的な距離の確保など、今までどおり3密を避ける基本的な感染防止対策の徹底が最も大切であり、それに加え、保護者への情報提供や注意喚起を行うとともに、家庭と連携して、今年度から導入した健康観察アプリLEBER、こちらを採用させてもらっているんですけれども、これは朝、保護者が子供の体調について学校へアプリで届くものです。とても有効に活用しています。それを使って児童生徒の体調把握をしっかりと行っているところです。

また、先ほど波多野議員にお答えしたとおり、現時点で緊急事態宣言の期間が9月12日までであることを受け、原則9月中の学校行事を延期、または中止として、練習のときに3密になる可能性が高い場面をつくらないように努めております。

次に、11の市内一斉の臨時休校についての考え方についてです。

文部科学省の通知にあるとおり、学校関係で感染者が確認された場合においても、学級や学年単位の必要な範囲での臨時休業も視野に入れながら、児童生徒の学びの保障、それから心身への影響、保護者への負担等の観点を考慮し、慎重に検討し、学校医、それから保健所等の助言もいただきながら、適切に判断してまいります。

次に、12の休校になった場合のオンライン学習等についてですが、伊豆市では令和2年度末に1人1台端末を全ての児童生徒、支援員を含めた教職員分を導入し、授業時におけるクラスでの意見共有や教員への課題提出、AI機能を使ったドリル学習、アンケートの回答など、積極的に活用しております。現在、ちょうど半年になろうとしています。現時点で、仮に臨時休校等となった場合については、端末に導入されている自宅学習が可能なAIドリル、それから、家にいる子供たちとオンライン上で顔を合わせることができるミーティングアプリなどの活用を予定しております。

端末の持ち帰りについては、家庭への持ち帰りのルールや使い方のガイド等は整理済みですので、2学期からの試行の準備は整っております。まだ家庭のWi-Fi環境について、本当に全ての家庭で十分使えるという状況までには至っておりません。そこで、できるところからということで考えております。

その場合においては、持ち帰り時のアンケートを行って課題を整理するとともに、家庭での通信環境の整備についてのお願いを並行して行っていかなければなりません。学校での端末の活用についても、対面授業とのハイブリットの活用が効果的であると考えており、オンラインだけに頼った授業等については、まだ課題も多く、今後も様々な視点での検討が必要だと考えております。

なお、13の子供たちの心のケアについては、杉山誠議員の質問にお答えしたとおりです。今後も保護者とも連携をし、子供たちの心の変化を見逃さないよう最善の努力をしてまいります。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 続いて、健康福祉部長。

○健康福祉部長（栗山信博君） 私からは、1番から9番までを答弁させていただきます。また、今回の御質問の中には、県や国が所管している業務もあり、情報提供が十分にされていないところですが、答弁をさせていただきます。

まず1番、救急搬送困難事案は、駿東伊豆消防管内でも発生しているのかについてでございますが、伊豆市内においては発生しないと聞いております。

②、こちらは自宅待機者、あるいは自宅療養者につきましても、私どもは知り得ておりませんが、無症状者や軽症者で重症化するおそれのある患者は、静岡県が確保しているホテルで医師や看護師の管理の下、宿泊療養を続けております。

また、中等症の患者につきましては、原則入院として対応していると確認しております。

③につきまして、回復期の患者の受入れ等の支援体制でございますが、こちらは東部保健所では、管内の医師会と往診や経過観察等も含めて現在調整をしていると確認をしております。

また、陽性者が重症化し、入院した場合、治療を終え、退院するときにリハビリ等が必要な場合で、まだ医療が必要だと判断された方について、受入れが可能な病院も伊豆市内にはあると確認をしております。

④の当保健所の業務は逼迫していないかということで、こちらも最近の陽性者の発生状況からしますと、保健所の対応にも変化も出てきておりますので、逼迫度は高まっているのではないかと考えられております。ただ、県の本課のほうからも職員は派遣して業務は行っているということです。

⑤の伊豆市民の命を守るべき現在の医療提供体制でございます。こちら、8月と同様にこの急激な感染者の増加が続いた場合には、やはり圏域内の医療提供体制はかなり逼迫すると考えられます。また、それらに対応するために、静岡県は入院待機ステーションなど、医療提供体制の強化に努めております。市内の医療提供体制は、今のところ通常に稼働していると認識しておりますが、予断を許せない状況だと考えております。

今後も、田方医師会や市内の医療機関と情報共有しつつ、対応してまいります。

6番のワクチン接種の状況につきましては、杉山誠議員に答弁したとおりとなります。また、以前、議員から御指摘のありました理容師や美容師の優先接種につきましても、対象者に含めて実施をいたしました。

⑦の清掃センターの職員は、全員が2回目までの接種が済んでおります。また収集委託業者につきましては、基礎疾患の関係で接種できない数名を除き、1回、もしくは2回の接種

が完了していると聞いております。

8番の広域連携でございますが、こちらのほう、静岡県が順天堂大学静岡病院に大規模接種会場を設置しました。現在は中断しておりますが、個別接種で伊豆市民も受け入れていただいておりますけれども、昨日、県が発表したとおりでございますが、妊婦や受験生、就職試験のある中3、高3などを対象とし、また10月前後に大規模接種会場として開設を予定しております。

また、田方医師管内でも、他の市町から協力要請があれば対応を検討すると確認しております。

なお、三島市の医師会との支援体制に当たっては、医師会間の連携が必要と考えられ、両医師会の協議の動向を注視してまいります。

⑨の12歳以上の児童のワクチン接種、あと保育士、教職員の接種状況でございます。

夏休み期間内に児童生徒の接種枠を設け、希望される多くの方は接種が完了していると認識しており、あと現在につきましても、学校終了してからこちらの集団接種会場に中高生が接種を受けているような状況でもございます。

また、優先的に接種した保育士や、優先して接種券を発送した教職員につきましても、希望される方への接種はおおむね終了していると考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 続いて、産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） それでは、私から⑭から⑯についてお答えをさせていただきます。

まず、⑭まん延防止等重点措置や緊急事態宣言に伴う休業や営業時間短縮の要請に御協力いただいた飲食店や大規模集客施設に対しては、新型コロナウイルス感染拡大防止協力金が静岡県から支給をされます。

次に、15番です。関連事業者につきましては、休業、時短営業や外出自粛の影響により、月間売上が50%以上減少している事業者を支援する制度として、国の月次支援金がございます。また、静岡県では月間売上が30%以上50%未満減少している事業者や、酒類提供の停止により深刻な影響を受けている酒類販売事業者等を対象として、国の月次支援金を拡充、上乘せする制度として中小企業等応援金を創設しております。

16番でございます。市独自の支援策の検討でございますが、緊急事態宣言等によって市内の多くの事業者が影響を受けていることは承知しておりますが、様々な業種のうち、どの業種が、また事業所の形態や規模によってどの程度の影響を受けているのか、その実態をつかめていないのが現状でございます。

このため、まずは実態を把握する必要があると考えており、その状況に応じて必要なところに真に効果的な支援を検討してまいりたいというふうに考えております。

なお、予備費の執行状況につきましては、一般会計補正予算の提案理由の際に御説明をさせていただきます。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

鈴木議員。

○9番（鈴木正人君） 再質問入る前に、今、このときも患者の命を救うべく、その強い使命感の下で働いている医療従事者の皆様、そしてその医療従事者を支える御家族の皆様、改めて最大級の敬意を表します。そして、感染された患者様におかれましては、お見舞い申し上げますとともに一日も早い回復を祈っております。

それでは、再質問させていただきますが、まず初めに市長にちょっと伺いたいんですけども、今回、緊急事態宣言が8月20日から9月12日ということで、国のほうが決定したんですけども、その前に川勝県知事が国のほうに要請をするわけなんです。

それで、昨日も別の議員の質問に対する答弁で、今回の緊急事態宣言、去年4月の状況とどのような感染拡大状況があると認識しているのかという中で、三島を含め、生活圏が一緒であると。三島であれば東京への通勤圏であると。そういうようなところから、人流があり、デルタ株の感染力が強いということも合わさって、今、感染拡大が続いている状況だというふうにおっしゃったと思っているんですけども、それであれば、昨年4月、第1回目の緊急事態宣言のときに市長もおっしゃられておりましたけれども、まだ本当にあの当時は未知のウイルスということもあったので、最大限の警戒をしなければいけないという状況もあったと思いますが、その中で、県外からの方の移動を控えていただきたいという本当に強いメッセージを伊豆半島、熱海はそれこそ玄関口になるんですけども、あそこのビーチラインのところでも県境をまたがないでくださいといったような、そういうようなメッセージも発していたはずなんです。

今回は、その第1波にも勝るような第5波の急拡大が起きているわけで、そこで要請をするのは知事なんですけど、県市長会長でもあられる市長は、その辺を、移動自粛、人流抑制という観点から、知事のほうに進言されたのかどうかということを伺いたいと思います。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 去年4月は、正直言って、去年の夏、同じ状況になるとはほとんどの方は思っていなかったですね、私も含めて。もし5月の連休と夏休みが全滅だったら、もう観光事業は全部行き詰まるなぐらいというぐらいの危機感で、とにかく5月の連休だけは何とかして広げないよという状況で、その後、去年8月からG・O・T・Oトラベルが始まって、9月、10月、11月は伊豆市へのお客さんは大変多かったです。去年9月の3連休なんかはもう例年より多いぐらい。その後、2週間大変心配していました。それでもコロナ感染が広がったら、やはり観光が危なくなる。ところが、伊豆市内から、そのときに観光に伴うと推測されるようなコロナ感染が全く出なかったんです。ただ、首都圏が増えましたから、年末から正月にかけてもう一度、あのような状況になり、私の動画メッセージを配信せざるを得

ないような状況になったということです。

その頃から7月頃までにかけては、市民向けに私は市民の皆さんは基本的な対策を引き続き徹底してくださいと、それであれば私たちは守れますと。観光による感染拡大はほとんど確認されておりませんので、旅館飲食店の皆さんも今までと同様の対策を取ってくださいとお願いをしてきたわけです。

そこから、7月上旬頃から少し増え始めて、伊豆市が増えるのは7月下旬からなんですけれども、何とそのときにオリンピックが始まったわけです。静岡県は全国で3つのお客様を入れる大会になったわけです。これは全国から注目されました。私はその時点で、まだ観光での対策は効果的だと確信しておりましたので、したがって伊豆市から県知事に、観光はやめてください、オリンピックも無観客にしてくださいというお願いをしたことはございません。その時点では、まだ伊豆市の開催は受け入れられるし、感染拡大も抑えることができるという確信を持っています。

ところが、8月に入って、8月8日からまん延防止になったわけです。それから今度は急速に伊豆市内のコロナ感染も増えていきます。特に8月8日はオリンピックの最終日、そしてまん防の初日、しかも台風が来そうということで、私のぶら下がりインタビューでの最悪のタイミングですという、その1行だけがテレビに出てしまったんですけれども、そのような状況の中だったわけですから、まん延防止の初日に当たる8月8日頃まで、そのような状況になるという危機感は把握をしておりませんでした。そのような危機的状況になるであろうという把握はしておりませんでした。

その後、今度は8月20日から緊急事態宣言になり、今に至っているわけですが、その間も状況判断が必ずしも全て正しかったかどうかについては自信がないところもあります。やはり、伊豆市が1年半、五十数人で抑えてこられたところが、よもやその後100人に拡大するとは、これは私の予想をはるかに超えていました。

その状況をについてどのように注意喚起するか、伊豆市として、どのような対策をとらなければいけないかというのは、感染拡大の急速なスピードと合っていないかもしれません。これは、今、振り返って、検証できる材料ありませんけれども、いずれしっかり確認をして、足らざるところがあれば、それはしっかり検証して、市民の皆さんに公表することがあるかもしれません。今はそのような現状という認識でございます。

質問にのみ答えさせていただければ、知事に申し上げた記憶はございません。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

鈴木議員。

○9番（鈴木正人君） まさに予測できない事態が発生していると、そういうことであると私は思います。まさに経験したことのない未曾有の危機というのが今迫っていると。

直近の発表ですと、昨日の感染者数も、県内ではある程度下降傾向に入っている、ピークアウトしたんじゃないかという、そういう見方も静岡県のみならず全国的にあるわけなんで

すが、病床の使用率であるとか、そういう医療提供体制の逼迫というのはまだ続いているという状況ですので、昨日からの複数の議員がいろいろ質問に立って聞いておりますけれども、あくまでも発表は県の発表ということですので、伊豆市として、その情報をどういうふうに分かるかとか、そういったところまでの情報提供が足りないというような、そういう状況も垣間見えています。その中でも、やはり基礎自治体として手を打つべきところは、打たなければならないと思います。

その上で、今回、このテーマにして、市の現状、それを捉えて市民のほうに情報を少しでも発信できるような機会になればいいかなというふうに思っております。

それでは、再質問に移りますけれども、①の救急搬送事案については、これは本当に伊豆市内ではそういう事案発生していないと、それは本当にいいことだなというふうに思います。ですが、駿東伊豆消防管内、これは医療圏域も駿東田方医療圏域ということで、ほぼ重なるエリアでございます。その中で、そういうような事案があるのかなのかということ、やはり救える命を最後の手だてである医療の現場に送り届けることができるのかということ、本当に切実なところでありますので、これはちょっと危機管理監に聞きたいんですけども、先月、駿東伊豆消防組合議会がありましたけれども、駿東伊豆消防管内、伊豆市だけではなくて、消防管内の中では事案があったのか、そういう報告はあったでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

危機管理監。

○危機管理監（稲村俊一君） 駿東伊豆消防管内という中では、報告はされておられません。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

鈴木議員。

○9番（鈴木正人君） 分かりました。そうすると、入院すべき人がしっかりと医療の現場に送り届けられていると、しっかりと治療も受けるような状況にあるということでもあります。いろいろと病床使用率であるとか、そういった指標が数字として出てくるんですけども、実感として伝わってこなかったところがありましたので、それは一つ安心材料として受け止めます。

それと、②のほうに移りますけれども、これ、伊豆市の県東部地域の感染者は全て、その宿泊療養施設のことなんですけれども、先ほどの御答弁の中では、中等症患者についても対応できていると、宿泊療養についても市が確保しているホテル、この場所が2か所ぐらいなのか分からないんですけども、対応できているという、そういう認識で、確認ですけども、よろしいでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（栗山信博君） 先ほど申し上げたとおり、うちのほうで県が行っているのは、議員おっしゃるとおり2か所のホテルでの宿泊療養ということで伺っております。対応とし

まして、中等症につきましては、原則入院で対応しているというような状況の確認です。  
以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

鈴木議員。

○9番（鈴木正人君） 分かりました。

それと、今、非常に自宅療養者が増えているというのが全国的な課題でもありますし、静岡県においても、東部地域においても、非常に増加しているというのが課題になっています。その中で、厚労省が事務連絡で、これは都道府県単位の衛生主管部に向けてなんですけど、いわゆる自宅療養者も生活支援サービスなんかは、県のほうが管轄するにしても、基礎自治体がしっかりと把握して、現場の自宅療養者にサービスを施すようお願いを事務連絡としてしております。主体としては社会福祉協議会になると思うんですけども、現状、自宅療養者への生活支援、そこはちょっとどんな形になっているのか、把握はしていらっしゃるでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（栗山信博君） 実際にどなたが感染しているのかという情報すら市のほうには入ってきておりませんので、実際自宅療養、どういう形でされているのかはうちのほうでも把握はしておりません。ただ、食品等につきましては、県のほうで配布をしているというようなことは確認をしております。

あと、今、議員がおっしゃったのに関連するのか分かりませんが、今、県のほうから、保健師のほうが在宅の療養者を管理といいますか、確認ができるかというような、幾つかの項目で来ておりますので、その辺も併せてそのような事態になれば、うちのほうでも把握はできるのかなと思っております。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

鈴木議員。

○9番（鈴木正人君） 今でも県主導でありますけれども、本当に基礎自治体がそれを把握できていないというのは、何かちょっとやはり違和感を感じるんです。

そここのところは県のほうにも、昨日、市長のほうも市長会を通じて、情報提供の在り方、開示の在り方については、要望しておられるということもありましたけれども、そこはまさに現場の連携ですから、そここのところをしっかりと県のほうとも連携して、患者さんの療養者の安心を得るためにしっかりとやっていただきたいなというふうに思います。

それと、あと昨日の一般質問の中で、これは鈴木優治議員だったんですけども、自分が感染したかなと思ったときにどういう行動を取ればいいですかという中で、いわゆるかかりつけ医に相談してください、でなければ県の発熱相談センターに電話してくださいという、そういうようなやり取りがあったと思います。

実際、かかりつけ医に相談したところ、受け付けられないという、そういう返答もあったみたいなんですけれども、現場の医療従事者に聞くと、PCRの検査をするには、例えばこの伊豆赤十字病院なんかは車の中で待機してもらって、そこで検体を取るといような形。それには、防護服があつたりとか、そういう感染防止もしなければならないという事情がある中で、そのスタッフも必要ですし、場所が必要だということなので、かかりつけ医といっても対応できないところも、どうもあるんじゃないのかなというふうに思っていますけれども、そこは改めてどうなんでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（栗山信博君） 実際に私どもとしては、市内に何か所かの病院につきましては、発熱外来ということで病院へ、発熱があつた場合ですけれども、検査のほうはできるということで伺っております。

あと、伊豆赤十字病院さんのほうでも、先ほど議員おっしゃつたとおり、濃厚接触者ですとか、そういう疑いのある方については、検査をしていると聞いております。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

鈴木議員。

○9番（鈴木正人君） 分かりました。

とにかく、初動対応、検査については、本当に早めの対応が必要だと思います。これが実際に受けられていない方というの、無症状者については考えられます。十分に。

それを検査の幅を広げるとか何とかというのはちょっと難しいかと思うんですけれども、デルタ株に移ってから、いわゆる酸素投与が必要な日数というのが、それまでの従来株だと発症して1週間ぐらいで酸素投与をするという。ただ、デルタ株については、医療関係者によると、4日間でもう酸素投与が必要になると。で、今、抗体カクテル療法というのがありますけれども、あれは発症後7日以内ということなんですけれども、デルタ株に関してはそれだけの短い期間の中で投与しないと、酸素投与なり、ECMOなり、そういう重症化するおそれがあるということですから、その検査体制についても、しっかりと整備を県と連携して、国と連携して、整備していただきたいと思います。

その中で、昨日の杉山武司議員の質問の中で、9月10日に生きプラでの集団接種、これが接種率の見通しが立つので、その後、検査会場として活用できないかということを検討されているというふうに聞いたんですけれども、具体的な検討内容というのは、今ここで何かありますか。ちょっと伺いたいと思います。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（栗山信博君） 会場、今の集団接種会場で行うのではなく、それが終了した後、市の検査センター的なものを立ち上げていく必要があるんじゃないかなと考えており

ます。

議員おっしゃるとおり、検査はすぐにやらなければいけないというところで、今現在、発熱があつたり、濃厚接触者であれば、保険適用として検査が受けられるということなんですが、たとえ同居だとか接触したという方であっても、濃厚接触者でないと自費で検査するようなことになるかと聞いております。なので、その部分、どうしていくのか。で、場所も先ほど日赤さんが出ましたけれども、ドライブスルー方式でやるのか、そういったことも含めて早急に検討し、実施に向けて進めていきたいと思っております。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

鈴木議員。

○9番（鈴木正人君） それでは、⑤のところの関連になりますけれども、市のほうでは新型コロナ対策本部会議というのを不定期で、29回ぐらいやっているんですか、去年から含めて。それぐらい開催しているわけなんですけれども、その中で、県のそういう情報提供の中で、乏しい判断材料の中で、どのような分析をして、どういう対策を打つかということはずっとやっていらっしゃると思うんですけれども、その本部会議の中に、不定期であっても、例えば医師会の先生とか、そういう現場の先生方の御意見を伺う機会というのはあったんでしょうか。医療提供の状況とか、その辺の情報収集という意味で、そこはいかがでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（栗山信博君） 今年度に入ってからはないんですが、昨年度、コロナが始まった頃につきましては、保健所のほうの職員、保健師も含めて本部会議のほうには出ただいております。ここ数か月、伊豆市のほうも大変増えてきておりますので、ワクチン接種のほうは今週終わりましたら、また次回、本部会議があるときには、例えば日赤の院長に出てもらおうとかということは考えております。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

鈴木議員。

○9番（鈴木正人君） あわせて、その本部会議の中で、駿東田方医療圏域という話もしましたけれども、いわゆる広域の自治体との情報共有というのは、会議の中ではどんな形で議論されていたんでしょうか。伺います。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

危機管理監。

○危機管理監（稲村俊一君） 広域でのコロナウイルスの感染症に対してのものについては、情動的なものもまた違いますので、うちはうちのやはり感染の経路とかもありますので、その辺を、情報のある中で分析をさせていただいているところです。実際、広域で、では隣の伊豆の国市とここはどうなっているとかというような連絡というんですか、連携をとってということはないんですが、一応ワクチン接種のような函南町、そして伊豆の国市というよ

うな連携のものはっております。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

鈴木議員。

○9番（鈴木正人君） 分かりました。

そういういろいろな情報共有、それは本当にこの危機的状況、危機管理の上では、その正確な情報のやり取りだとか、情報伝達であるとか、それを基にした分析、そして市民に対して、県民に対しての的確な情報伝達、情報周知、そういったものが必要になってくると思いますので、そこのところは広域連携も含めた会議体というのか、分らないです。それは県のほうがやるべきことだというのであれば別なんですけれども、そこのところは、改善できるのであれば、したほうがいいのかなどというふうに感じました。

それでは、教育現場のほうの話。

今回のこのデルタ株については、主に空気感染、これまで飛沫感染と言われたんですが、エアロゾル、いわゆる本当に微粒子が長時間漂うと、そういうような研究結果も発表されています。学校の教育現場については、6月の補正予算でもCO<sub>2</sub>センサーなど、そういう換気のモニターをしている状況があると思うんですけれども、現状、2学期が始まりました。

そのCO<sub>2</sub>センサーの活用について伺います。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

教育部長。

○教育部長（佐藤達義君） CO<sub>2</sub>センサーにつきましては、昨年度から少しずつ学校で取り入れを進めております。一番は、特に冬場は窓をまず閉めて、定期的に換気をするというところで、二酸化炭素濃度をやはりケアする必要があるということで、冬場に多く使っております。夏場はエアコンかけながら、換気も一緒にとということで窓を開けている期間が多いものですから、測定はしていますけれども、安全な状況にあります。これから冬場に入りますので、現状、全部の小中学校に配置はしておりませんので、冬場に向けて配置を進めて、確認をしながら対応してまいりたいと思います。ただ、換気は何分おきとか、確実にやっておりますので、そういうデータも並行して進めるということでやっていきたいと思っています。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

鈴木議員。

○9番（鈴木正人君） 教育長がおっしゃったとおり、子供の学びの場、その学びの機会を奪うということは、これは本当に避けなければいけないことだと思います。そのためには、子供も含め保護者の方々が安心して学校に送り出せる、その環境をしっかりとつくるものが必要であります。いろいろと抗原の簡易検査キットの配布であるとか、そういうようなことも言われておりますけれども、そういったことも含めて、学校の現場の先生方の負担は増えるかもしれませんけれども、子供たちの命を守るという意味で、そこのところは徹底して行っ

ていただきたいと思います。

それと、杉山誠議員のところでもありましたけれども、心のケアの問題、これが実際、この間、明治安田生命のコロナ関係のアンケートで、ストレス感じている人はどうなのかというアンケートがあって、3人に2人がストレスを感じていると、これは20代から70代ですから、子供たちからすれば親御さんあたりになるんでしょうけれども、そういった環境の中で、しかも女性のお母さんが非常にストレス感じているという、そういう結果にもなりましたので、子供たちがやはりそういった意味でもストレスを感じていると思いますから、そのところは重々、1人も取りこぼさない、そういった心のケアを徹底していただきたいと思いません。

それとあと経済対策のところなんですけれども、予備費の充用については、ちょっとここで時間がないのでしゃべりませんが、1億175万8,000円、2億1,300万円のうちということなんですけれども、原価の感染拡大の状況下では、これは今は需要喚起策でなく、感染防止策に徹することがやはり今の状態では必要じゃないかなと。ひいては、事業者の皆様方には、引き続き協力をいただくということになるわけで、そのための保障をしっかりとできるように、これは経営資本の支援、そうしたところをしっかりと遅滞なく、予備費の充用や、必要であれば早急な補正予算の編成など、そういったところの対応を希望したいと思います。

それと、では時間ないので、市長メッセージのところになりますけれども、事情は昨日からいろいろありましたので、分かります。

私が通告したのは、ホームページ見たら動画メッセージが更新されていないというのがまず一つあって、それと一緒に、たしか沼津の頼重市長が広報車に乗ってマイク握って、注意喚起をしているニュースがたまたま流れたんです。そういえば、都知事であり県知事であり府知事であり、そういった人たちは割合とテレビでの露出が多いので、注意喚起という、そういうメッセージを発しているのは多く見るんですけども、やはり基礎自治体の長となると、あまりないと感じたものですから、それで通告したわけなんですけれども、いろいろと昨日、周知の方法については、ホームページだけでなく、メールがあったり、あとは今日の波多野議員にもありますけれども、LINEであったり、いろいろな手法はあると思います。あらゆる手段を使って、住民に注意喚起、そしてワクチンの必要性、正確な情報の発信、そのところには努めていただきたいと思いません。

それでは、時間ありませんので、次の質問に移ってください。

○議長（小長谷順二君） コロナ禍の東京2020大会の総括、答弁を願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 東京2020大会の総括として、私は、現下の状況で想定される範囲内において、最も成功裏に終わったと評価をしています。

もともと直接的な経済効果は見込んでいませんでした。最大1万人と想定されるマウンテンバイク競技においても、外国人観戦客は少ないと言われておりましたし、市内の温泉地、

近場の修善寺であれ、オリンピック観戦の一人旅を受け入れられるビジネスタイプのホテルもありません。そこで期待していたのは、マスメディアを通じて世界に発信されること、そしてオリンピック会場というレガシーが残る、これを期待していました。伊豆半島全体として、世界レベルのリゾート半島を目指すという将来像における極めて有効な中間目標、これは5年前に決まりましたから、その将来に対する中間目標として、この東京を2020大会というものを捉えております。

その意味で、マスメディアの発信、特にBS放送は、私が期待していたよりもはるかに長く詳しく放映をしていただいたと思います。

さらに何といっても梶原悠未選手は、この伊豆の地で、修善寺の地で日本人女子選手歴史上初という銀メダルを獲得していただきました。全国に自転車競技会場は幾つもあります。これから千葉県にベロドロームもできます。しかし、日本人選手がオリンピックでメダルを取ったという会場はここだけになりますから、とても大きな歴史を刻んでいただいたと、ありがたく感謝の思いです。

これからは、静岡県、あるいは県東部、伊豆半島の市町としっかり連携して、このレガシーを長期的に発展をさせていきたいと考えています。

選手の公道走行については、産業部長に答弁をさせます。

○議長（小長谷順二君） 続いて、産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） それでは、私から選手の公道走行につきましてお答え申し上げます。

選手の公道走行につきましては、大会組織委員会がルールの方策や行動管理を担っております。市では、公道走行による交通事故の発生や市民との接触の可能性が危惧されたことから、交通ルールや走行ルールの徹底、住民への周知を大会組織委員会に要請いたしました。しかしながら、オリンピックのときには一部指定ルートを逸脱した走行などが見られ、住民の皆様からの御指摘や情報につきましては、その都度、大会組織委員会に連絡し、改善とルールの徹底を求めてまいりました。

パラリンピックにおきましては、オリンピックのときの状況を踏まえて、市として一層のルール徹底と改善策の実施を大会組織委員会に求め、これは選手の宿泊施設や競技会場からの出発時におけるルール遵守の徹底や、主要交差点への監視員の配置などの対策が講じられ、オリンピック開催時から改善が図られたものと考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

鈴木議員。

○9番（鈴木正人君） 最後の質疑になると思いますけれども、本当に今回のオリンピック・パラリンピックは、歴史上初めてという、そういうような言葉がありますけれども、このコロナ禍の中で私は、いろいろと開催前にはありましたけれども、結局のところはアスリート

たちが精一杯のパフォーマンスをそれぞれ見せてくれて、私ももっぱらテレビ観戦でありましたけれども、多くの国民、多くの市民がそのパフォーマンスを目の当たりにして、いろいろな感動によって心動かされたことと思います。これを機に、市長もおっしゃいましたけれども、まさに広域連携の事業、また伊豆半島のブランド化、そういったところを定着させるべく、しっかりと政策を推進してまいりたいと思います。

そして最後に、私、個人的にちょっと興味があるので伺って終わりたいんですけども、副市長は2019年にラグビーのワールドカップ、これに深く関わって、成功裏に導いた立役者だと私は思っているんですけども、その副市長が今回のオリンピックをどのように御覧になったのか伺いたいと思います。それを聞いて終わりにします。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

副市長。

○副市長（佐藤信太郎君） 鈴木議員の再質問にお答えいたします。

私も、ラグビーワールドカップが県に来たときに経験をいたしましたけれども、そうした中で今回の東京2020大会を引き続き経験して、まず率直に思っているのは、やはりラグビーワールドカップは非常に運がよかったなど。何よりもコロナが出る直前に大会が閉幕したという、もうそのことが非常に大きかったと思います。大会が終わったのが11月2日でしたので、その翌月の12月には中国の武漢で世界初のコロナ感染者が出ていたわけでありますので、ぎりぎり滑り込みセーフというか、そんな感じだったんじゃないでしょうか。ですから、ラグビーワールドカップは非常に盛り上がりまして、何と申しますか、もう社会現象みたいな空前の盛り上がりを見せた大会でありましたけれども、誰もが世界最高峰の祭典をのびのびと楽しむことができたということは、どんなに幸せなことだったのかというのを今にしてやっと分かったような気がいたします。

一方で、今回の東京2020大会は、コロナ禍の中で大変な制約がありまして、私もこちらに来てから、オリパラ推進課から毎週のようにいろいろな報告を受けておりましたけれども、様々などにかく変動要素がありました。開催ぎりぎりまで、いろいろな決まっていたことがごろごろと変わりまして、伊豆市の職員もその都度翻弄されたように思います。それから、また数年かけて準備していた駅前のおもてなしエリア、これはもう我々の主要な業務でございましたけれども、それが観客の皆さんが直行直帰となったために、取りやめを余儀なくされるようなこともあって、職員の皆さんは本当に何度も心が折れるような気持ちになったと思いますけれども、オリパラ課の職員は本当によく頑張ったと思います。

ともあれ、伊豆市がオリンピック開催地という、もうこれは何ものにも代え難い大きなレガシーを新たに手にすることになりました。これは本当にもうプライスレスです。お金に換算することができません。したがって、これはこれで本当に喜ばしいことなんですけれども、こういう大きなレガシーを生かすも殺すも我々次第であります。ですから、私の感覚としては、レガシーを手にしたということは本当に嬉しいですけども、逆に一方で大きな仕事を

背負ってしまったなというのが正直な感覚です。

と申しますのは、レガシーというのは都合よく天から降ってくるものではなくて、何もしなければあっという間に枯れます。いわば今は大事な苗をもらっただけだと思います。これを大事に育てて、大輪の花を咲かせて初めてこれがレガシーとなるんだというふうに思います。したがって、これからが大事であって、これからが本当のスタートだなど、そういうふうに思わなければいけないなと思います。

とにかく今回の東京2020大会は、いろいろな制約ありましたが、何とか開催させていただいたということに感謝の気持ちをもって、自転車による伊豆市のまちづくりというものを本気で進めていく必要があるんだと思います。

その結果、いつの日か自転車の聖地伊豆というものが社会に広く知れ渡るようになるのであれば、それこそが何にも代え難いレガシーとなるのでありましょと、そのように考えている次第でございます。

以上であります。

○議長（小長谷順二君） これで鈴木正人議員の質問を終了します。

ここで2時15分まで10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時04分

再開 午後 2時14分

○議長（小長谷順二君） それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします。

#### ◇ 下山祥二君

○議長（小長谷順二君） 次に、6番、下山祥二議員。

〔6番 下山祥二君登壇〕

○6番（下山祥二君） 6番、下山祥二です。

本日、最後の一般質問になります。皆さんお疲れでしょうから、発言時間20分を厳守して一般質問を行います。

件名1、平和寺問題の解決に向けて。

本年7月3日、熱海市伊豆山で大規模な土石流が発生し、凄まじい勢いで人や民家を飲み込んでしまいました。8月19日現在と書いてありますが、昨日の時点で亡くなられた方は26名、未だに1名の方が行方不明でございます。

まずは、犠牲者になられた方々に対して心から御冥福とお見舞いを申し上げます。

今年の夏も全国各地で、積乱雲の発生から線状降水帯となって河川の氾濫や土砂崩れによる災害が多発しております。熱海市伊豆山の衝撃的な土石流の映像から、即座に平和寺敷地内の土砂の流出を連想した市民は少なくないと思います。

今回の熱海市伊豆山の土石流の発生を教訓として、平和寺問題の完全な解決に向け、住民の安全・安心な暮らしを一刻も早く取り戻すこと、さらに市内全域の自然環境の保全に全注力を傾注しなければならないと改めて強く感じております。

以下、4点について質問いたします。

①平和寺問題は、常に市民と情報共有すべきと考えます。現状での対策と取組の経過、解決に向けた課題について伺います。

②熱海市伊豆山の土石流災害を教訓として、平和寺問題の対策にどのように生かしていくかお聞きします。

③県と市町が実施した盛土の緊急点検の内容について伺います。

④平和寺問題の完全解決に向けた到達点とその見込みについて伺います。市長に答弁を求めます。

件名2、広域連携の現状と今後の推進について。

私は、今から4年半前の一般質問で、広域連携の推進についてという件名で一般質問いたしました。長期的な伊豆市のまちづくりには、広域連携が必要不可欠なテーマだと考えております。

当市と同様に全国のほとんどの自治体で人口減少に歯止めがかからず、社会情勢も変化している中、新型コロナ感染防止対策に2年も追われている状況です。行政は、市民の安全・安心を守ることを最優先に市政を進めていくべきですが、同時に市民は生きがいをもって、より住みやすい伊豆市のまちづくりに期待しております。現状の広域連携を確認し、今後の広域連携をどのように進めていくかお聞きいたします。

①コロナ感染防止対策、ワクチン接種について、各自治体間において、具体的な広域連携はありましたか。

②各自治体固有な問題、課題解決について、情報を共有した上で、広域連携がされていますか。

③公共施設の再配置計画を遅滞なく着実に進めていくことが、全国の自治体の最重要課題の一つであると考えますが、近隣市町と効率的な連携は具体的に考えていますか。

④大災害に備えた防災対策は、広域連携によってどのように進めていますか。

⑤伊豆市の観光を軸とした経済の発展のためには、さらなるインフラ整備も必要であると考えますが、現状のインフラ整備の課題と今後の広域連携による事業はどのように進めていきますか。答弁を市長、教育長に求めます。

○議長（小長谷順二君） ただいまの下山祥二議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 私から冒頭、市長の立場で申し上げますけれども、この平和寺の問題と熱海市伊豆山の案件は重なるところが多く、非常に構造的に深刻な課題だと認識していま

す。

今、私、2つの立場で動いているんですが、1つは静岡県市長会長の立場で、県内の意見を取りまとめ、それから県の令和4年度予算要望の中に入れていただきました。それから、もう一つは、全国市長会経済委員会副委員長の立場で、これは国にストレートにこの土砂の対策に対する基本的な規制強化という立場で意見をまとめたところです。いずれの場合も共通しているのは、これは土砂だけで対応してほしくない。土砂だけでこの制度をつくりますと、うちの平和寺で起こっているように廃棄物を意図的に混ぜ込まれるわけです。そうすると、極論すれば、どこか合法的に残土置場をつくったときに、産業廃棄物を混ぜ込ませることが合法的な処理になってしまうわけです。これは何としても避けなければいけない。

したがって、土砂の取扱いに対する規制強化をする際に、そこに廃棄物が混じっている場合は、廃棄物の処理をしっかりと廃棄物処理として、併せて法制度を強化していただかなければ、むしろ悪化させてしまうおそれがありますので、このところでは強調して意見を出しているところでございます。

個々の御質問については市民部から答弁させます。

○議長（小長谷順二君） 続いて、環境衛生課長。

○環境衛生課長（栗山泰宏君） 現状の対策と取組の経過、解決に向けた課題についてお答えします。

土砂流出防止対策につきましては、5月に作業用道路が完成したことから、梅雨を迎える前に2か所の流出防止柵の増設と1か所嵩上げを行いました。また重機で、柵にたまった廃棄物混じり土の撤去も実施したところです。引き続き、パトロールを行い、随時撤去を進めてまいります。

そのほかの取組ですが、今年3月に平和寺環境汚染問題対策協議会を設立し、5月21日に廃棄物の不法投棄事実認定と柿木川及び狩野川の水質の安全確保について、静岡県知事宛ての要望書を副知事に提出しました。

次に、民事訴訟の状況を報告いたします。

宗教法人平和寺本山ほか4名に対し、廃棄物等の除去を求める民事訴訟を令和3年2月26日に提起しております。相手からの主張としては、廃棄物等の搬入者については、土砂の搬入及び整地をした事実をおおむね認めている一方で、廃棄物の搬入については否定するなど、平和寺側の主張は、市の主張に対して明確な反論を行えていないと受け止めています。

最後に、解決に向けた課題ですが、今後民事訴訟においても終結に時間がかかることや、関係法令に基づく行政処分の発出などが課題として考えられます。

今後とも平和寺側の責任を厳しく追及するとともに、事案の早期解決に向けて努力してまいります。

続きまして②についてですが、災害発生直後に職員に対して自宅周辺に違法盛土、不法投棄の情報求めたところです。2件報告がありましたので、関係課と情報を共有し、現地確

認、県への報告をしたところでは。

引き続き各課と連携し、伊豆市内のパトロールを強化し、不適正処理を発見した場合は、関係課にて適正に指導をし、再発防止に努めてまいります。市民の皆さんからの情報も大変重要ですので、情報提供の御協力を呼びかけていきたいと考えています。

今回の土石流災害や平和寺問題において、法の行き届かない部分が見えてきましたので、国への盛土に関する法整備と県の土採取等規制条例の罰則強化を含めた改正を要望していきたいと考えています。

続きまして、③ですが、三田忠男議員の伊豆市の防災体制は万全か、杉山武司議員の盛土による土砂災害防止対応でお答えしたとおりでございます。

続きまして、④ですが、完全解決に向けた到達点として、平和寺から流出した廃棄物混じり土砂の全量撤去及び廃棄物の流出防止対策がしっかりと講じられ、生活環境保全上の支障がなくなることが到達点と考えます。

現時点におきましては、全体として完全解決に向けて徐々に進んでいると思います。また、新たな動きなど情報が入りましたら市民の皆さんにお知らせいたします。

以上です。

○議長（小長谷順二君） それでは、再質問ありますか。

下山議員。

○6番（下山祥二君） 昨年7月、平和寺敷地内の廃棄物を含んだ大量の土砂が存在していることが明らかになりました。それから1年が経過しました。伊豆市は、この問題に対して決して放置することなく、解決に向けて最善かつ有効な対策を進めていると評価しております。

しかしながら、今の答弁のとおり、民事訴訟や県が発出する措置命令に相手側が従わない場合、行政執行までにはかなりの時間を要することになります。柿木川流域の住民の住民や事業者の気持ちに寄り添うと、解決まで時間がたてばたつほど、住民の心情は不安から不満に変わってくると思います。

お聞きします。平和寺敷地内の土砂を完全に排出し、撤去することは可能だと考えますか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

環境衛生課長。

○環境衛生課長（栗山泰宏君） 大事なことは、平和寺敷地内の土砂をこれ以上流出させないことであり、そのためには議員御指摘の土砂の完全排出もありますが、それ以外にも平和寺敷地内に流出防止のための土留壁を施工させることも手段として考えられます。

しかしながら、土留壁を施工する場合は、平和寺敷地付近の地形から判断して、土木工法的に十分な検討が必要であると考えています。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

下山議員。

○6番（下山祥二君） 現場は、我々議員も実際確認しております。土砂の完全撤去について

は困難を極めるものと思います。しかしながら、繰り返しますが、住民にとっては上流に産廃を含んだ大量の土砂が存在しているのは、本当に心配であり、解決までのスケジュールが見えないと、いつまで我慢すればいいのかと常に不安が付きまとうことになるでしょう。土留壁がもし施工されれば、地域住民の皆様は一安心だと思いますので、まずはできる限り早期の完成を期待いたします。

それまでの間の今後の取組や対策について何点か伺います。

バリケードを撤去し、ガードレールを設置するそうですが、バリケードを撤去した後、不法投棄が再発する可能性はありませんか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

環境衛生課長。

○環境衛生課長（栗山泰宏君） 市道入口のバリケードは撤去いたしますが、一方で平和寺敷地側に、大型車の進入を防止するためのガードレールを新たに設置することとしております。設置を予定しているガードレールの間隔は普通車の車幅が限度で、大型車は通れないため、心配ないと考えられます。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

下山議員。

○6番（下山祥二君） それでも強引にガードレールを破壊して、不法投棄が再発する可能性もあるかと思いますが、その心配はありませんでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

環境衛生課長。

○環境衛生課長（栗山泰宏君） ガードレールの破壊は器物損壊罪に該当するため、そのときは刑事事件として大仁警察にも動いてもらい、連携して不法投棄が再開されることのないよう対策を講じてまいりたいと考えています。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

下山議員。

○6番（下山祥二君） 次に、監視カメラも一部移設を検討しているようですが、監視カメラの映像チェックはどのぐらいの間隔でチェックされますか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

環境衛生課長。

○環境衛生課長（栗山泰宏君） 毎週月曜日に確認しております。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

下山議員。

○6番（下山祥二君） 12月の一般質問でも指摘させていただきましたが、ある市民の情報では、不法投棄と思われるダンプを目撃した時間は深夜のようです。映像チェックのルールをしっかりと決めて、頻繁にチェックするようお願いいたします。

次に、2番、3番に関連して再質問いたします。

熱海市同様、急峻な地形の山間地である本市においても、市民が気づかない場所で長年にわたり違法な盛土や不法投棄がされている可能性は十分考えられます。6月30日の新聞によると、本年6月29日に県庁で開催された会合で、県土採取等行為における不適正処理防止連絡会議を設置し、違反事例の情報共有を図り、厳しく対処する方針を確認したという記事がありました。この会合には、伊豆市からどなたか参加されていますでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

環境衛生課長。

○環境衛生課長（栗山泰宏君） その会合には、都市計画課職員が2名参加しました。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

下山議員。

○6番（下山祥二君） 分かりました。

この会合の新聞記事の内容は、残土ビジネスが横行し、その実態や摘発事例の説明があり、罰則規定の弱い市町が狙われないように足並みをそろえた対応が必要である。しかしながら、地方自治法によって、県や市町が定める条例の罰則は罰金100万円が上限であるなど、抑止力が働きにくく強制力もないところが課題となり、法整備の必要性を訴えていると記されておりました。

熱海市においても、盛土については事業者に対して再三指導してきたようですが、その事業者は、その指導に従わず、違法盛土は50メートルの高さにも達したとのこと。まさにこの会合の4日後に大規模土石流が発生いたしました。

平和時の問題についても、伊豆市が問題把握してからは1年ですが、実際に土砂の搬入は何年前から行われていたのか定かではありません。平和寺問題に関しては、現在、静岡県も休日や夜間を含むパトロール、水質検査、行為者の特定のための面談や聴取などしっかりと対応をしてもらっているようですが、熱海市伊豆山の土石流災害の発生の後、この平和寺問題に関して県との連携や対応などに何か変化はありましたでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

環境衛生課長。

○環境衛生課長（栗山泰宏君） 表立って目立った大きな変化はありませんが、熱海の災害を受け、同じような土砂災害である平和寺案件についても、一層気を引き締めて対応しなければいけないということを県から聞いております。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

下山議員。

○6番（下山祥二君） 国も県も熱海市伊豆山の土石流災害を機に、同じような大災害を繰り返さないために盛土の緊急点検を実施したものと思いますが、全国の点検結果を注視しながら、不法な盛土、不法投棄を防止していかなければならないと考えます。

県から出向されていて、平和寺問題の調整役を担っている副市長にお聞きします。

県は、平和寺の土砂は産業廃棄物を含んだものであると認めたようですが、不法投棄であることはいまだに結論が出ていないと聞いています。いかがでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

副市長。

○副市長（佐藤信太郎君） 事務事業の個別の内容について私が答弁することは、あまり適当ではないのかもしれませんが、よんどころない事情によりまして市民部長がいらっしゃいませんので、私が代弁いたしたいと思います。

御質問の件につきましては、県のほうでもいろいろと努力をしてくださっておりまして、産業廃棄物の不法投棄の認定に向けて、関係者への事情聴取を精力的に行ってくれているというふうに聞いています。

しかしながら、産業廃棄物の不法投棄の認定までには、なお今少し時間がかかるというふうに伺っております。

ただ、最近県からありました情報によりますと、関係者からの供述によりまして、一定程度産業廃棄物の不法投棄に向けた、その認定に向けた少し前進がありまして、近く県のほうで何らかの動きがある可能性がある、そういう可能性が出てきたというふうに聞いておりますので、引き続き県との連絡調整を密にして対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

下山議員。

○6番（下山祥二君） 県が不法投棄であると認めないと、行政執行に何か影響はあるんでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

副市長。

○副市長（佐藤信太郎君） 基本的にそのとおりでございます。

県が産廃法に基づく行政処分を行う場合は、まず産業廃棄物としての認定というのがありまして、それに続いて法律に対する違反の事実をしっかりとつかんだ上で、廃掃法に基づく措置命令をかけるということになります。その後、その定められた期限内に相手方が命令された事項を履行しない場合に、行政代執行に移行すると。その後、それについては県が費用をまず出すこととなりますので、そのかかった費用を相手方に求償することになりますので、一連の処分の大前提として、まずは県による産業廃棄物、そしてまたその不法投棄等の事実認定が必要であることは議員お見込みのとおりでございます。

以上でございます。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

下山議員。

○6番（下山祥二君） 排出者が特定できていないという状況で、伊豆市が提訴した損害賠償訴訟の結果にも関係してくるかもしれませんが、私は今までの状況から判断して、明らかに不法投棄であると判断しております。

最後に、④の完全解決の到達点ですが、やはり私は12月の一般質問で、平和寺と同様な事案が伊豆半島全体に拡大するリスクも考えられることを指摘させていただきました。残念ながら今回、熱海市伊豆山において、長年にわたり同様な違法盛土が行われていて、それが大災害の起因となった可能性が大であります。

熱海市伊豆山の被災者の遺族は、事業者のみならず市や県の行政に対しても訴訟を考えていると一部報道がありましたが、これについてはどのように捉えていますでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

副市長。

○副市長（佐藤信太郎君） 熱海市の土砂災害では、議員先ほどお話があったとおり、26人もの尊い命が奪われるということになりました。その中で、県や熱海市の行政としての指導や対応が果たして適切であったのかということが問われておりまして、被害者団体の皆様からは、場合によっては、市や県に対しても責任を問うための訴訟を提起する場合があるという、そういう新聞報道があったところでございます。

伊豆市における平和寺問題につきましては、これまで、まずは不法な土砂をこれ以上搬入させないということで、市道封鎖をいたしました。それから、これ以上柿木川への流出を止めるということで、流出防止のための土留柵を設置して、さらに1月に皆様に臨時議会を開いていただいて、予算をお認めいただいて、その柵にたまった土砂のしゅんせつを行うための作業道も設置をいたしております。そして、また、そのしゅんせつ作業もこのほど開始されたところでございます。

それから、やはり責任はしっかり追及しなければいけないということで、平和寺その他個人を相手取って、民事上の損害賠償請求訴訟も提起してございます。

それから、また定期的な水質や土壌検査等々も行っておりますけれども、我々としては、取るべき措置というのは精一杯全て取るということで、いろいろな措置を講じてまいりましたけれども、それに対して、これまで外部から明確な御批判をいただいたり、そういったことはございませんでしたけれども、今後もし市の対応が不十分であるとの御指摘をいただいた場合は、これは速やかに対策を講じたいと思っています。

そして、また二度と市民の皆様にご不安や、それから疑念が生じることのないように、今後とも万全を期していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

下山議員。

○6番（下山祥二君） 本日の朝刊では、容疑を殺人未遂に切り替えて刑事訴訟するというよ

うな記事もありました。損害賠償も10億円に達するのではないかというような内容もありました。仮に平和寺敷地から産廃の土砂が柿木川から狩野川へ、狩野川から駿河湾まで到達した場合、環境汚染被害は計り知れません。

改めて聞きます。平和寺問題の完全解決の到達点はどこにあるとお考えでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

副市長。

○副市長（佐藤信太郎君） 前にも少し申し上げましたが、やはり民事と、それから刑事、それから行政事件としての立件、それから現場の対策、この4つが全て解決されることが最終的な到達点ではないかと私は考えてございます。

民事については、現在、損害賠償請求訴訟を提起しているところでございますし、また行政事件に関しては、うちの権限では土採取等規制条例というのはございますが、これはどうも適用が困難だということがだんだん判明いたしましたので、ただ一方で、県が廃掃法に基づいて、その立件を目指して様々な調べを進めていただいているところでございます。

それから、県により何らかの法的命令等が出た場合は、これは大仁警察により犯罪摘発の動きも出てくる可能性がございます。

それらの一連の法的手続には非常に時間がかかりますので、これにずっと指をくわえて見ていると、現場の状況がどんどん進行してまいりますので、現場の状況がこれ以上悪化しないように現在、土砂等の流出防止の対策を取っているところでありまして、今後とも現場の状況が進行しないようにこちらも万全の措置を取っていきたくと、そう考えております。

以上でございます。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

下山議員。

○6番（下山祥二君） 昨日の一般質問から、盛土の緊急点検の結果もお聞きしております。

今後とも平和寺に限らず、市内のどこかで盛土や不法投棄が行われる可能性は幾らでもあると思います。

今後、市の対応として、職員によるパトロールや民間の警備会社によるパトロールも計画しているようですが、市内の林業の従事者、シイタケ農家、ワサビ農家、さらに猟友会をはじめハイカーなど広く市民に情報提供を呼びかけて、市民が一体となって不自然な盛土や不法投棄の早期発見につなげて、市民の命や生活、そして財産を守るために今後も全力で取り組むべき課題であると思っております。

次、2番、お願いします。

○議長（小長谷順二君） それでは、広域連携の現状と今後の推進について答弁を願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 公共施設の広域連携は、伊豆全域の最重要課題の一つだと考えています。これまでも、例えばよそ様のことなんですが、下田賀茂の首長の懇談会等に行きますと、

内々に、皆さんもうちと同じように一緒にやったほうがいいですよというような提言を申し上げたこともあります。

また、様々な公共施設については、30年後ぐらいを見据えて構想を練っておくべきだと思います。30年後ぐらいというのは、今持っている施設も30年後ぐらいになると新しいものでも建替えの時期になりますから、それを見越して人工衛星の位置から、伊豆半島全体のバランスを取ってどんな配置がいいのかということをも考えて、その時々、どたばた慌てることのないようにしておくべきだと考えております。

まず具体的な施策については、何といたっても伊豆市の場合には、伊豆の国市との連携です。かつては田方郡で、戸田村と函南町も含めていろいろな事業を一緒にやってまいりましたが、戸田は沼津市になり、函南町は割と生活圏が三島と共有しているところが多いんです。ですから、事業によっては一緒にさせていただくことも多々ありますが、少なくとも伊豆市と伊豆の国市は広域連携をやったほうが有用なことが多いと考えております。

既に伊豆市の事業であるグリーンコンサートはアクシスをお借りし、今は事業としても共催になっています。また、ごみ焼却場は一緒にやっておりますし、既に完成している火葬場も、私はお互いに使い合ってもよいのではないかというようなことも考えておまして、一つ一つ伊豆の国市では具体的なことに着手したいと思いますので、できましたら議会の皆様からも御協力、御支援をいただければと思っています。

それから、防災については、かつて伊豆半島ジオパークの枠組みで、伊豆半島防災シンポジウムを3回実施しました。伊豆市、下田市、三島市の順番でした。これはずっと本当は続けたかったんですが、1回目のときに東日本大震災の教訓を受けて、地元の住民の安全と生命を守るのはもちろんですけれども、大量に伊豆半島にいらっしゃる観光のお客様を返さなければいけないわけです。そこで、東京で経験した西武鉄道の方と、伊豆急行の方にも入っていただいて、広域にどのようにお客様を安全にお返しするのかということもシンポジウムとして勉強したことがあります。

そして、大規模な災害が発生したときには、昨日申し上げたとおり、今の伊豆山のような状況は全域で起こるわけです。それを個々の市町で克服することはできません。そこで、内陸部、壊れない道路の伊豆縦貫道が伊豆市内を貫通し、そして人口の多い東海岸との交点が大平インター、西海岸との交点が月ヶ瀬インター、天城山の北側に、これから恐らく浄蓮の滝付近にインターができるわけですから、我々やはり自分の命を守るとともに、周辺をサポートする責務も担うことになるわけです。したがって、伊豆市長であり、伊豆半島ジオパークの会長も仰せつかっている私の立場としては、自らほかの市町に積極的に声をかけて、この連携事業を深めてまいりたいと思っています。

5番目のこれからまだインフラ必要なものがありますよねということはそのとおりで、その第一が何といたっても伊豆縦貫道です。せつかく月ヶ瀬インターまで完成しておきながら、少しその先が、当初お聞きしていたスケジュールよりも遅れているように見えます。これま

では、東駿河湾環状道路から天城北道路までは伊豆半島北部が中心になって要望してきましたけれども、これからは伊豆市を含む伊豆半島の南部がまずは第一当事者となり、道路が完成した北の市町の皆さんの協力を得ながら、一日も早く完成の目途を立てたいと思っています。それから、併せてさらに弱い東西軸、伊豆横断道、伊豆市の場合には東伊豆、伊東、伊豆、土肥、西伊豆まで、それから南側の下田賀茂でも横に1本必要でしょうから、こういったものも併せて国・県に要望していく必要があるかと思っています。

それから、道路以外のインフラについて、やはり水道が心配なんです。これ、単独の市町で、公営企業で黒字にしないというのは、どう考えても難しい。まず伊豆市は、伊豆の国市と一つの事業にすることは、まだそこまでいっておりませんので、生活圏が交わっている大仁と熊坂、あるいは牧之郷、ここは御存じのとおり伊豆市の土地の一部に伊豆の国市があるというような状況のところ、まずはそのあたりの水道管を何とかつなげられないかというところから入って、水道の広域事業につなげていくこととか、さらにはより広域でやっている公共交通の2次交通であるM a a S、下田までと修善寺までは電車が来ていて、その先が不十分な公共交通体系をM a a Sという新しい手法で、フェリーも含めてどのようにお客さんの足を確保するか、これも当然広域連携が必要で、これも大切なインフラだと思っています。

それから、実は今まで地域医療は田方を重視してきましたんですが、土肥を持っている伊豆市としては、西伊豆病院も大事になります。西伊豆病院は今、総合診療として有名なんです、実際にもう少し、順天堂まで送らなくていい整形外科とか外科の軽度ぐらいのものは見ていただくぐらいの機能は、やはり土肥、西伊豆、松崎を考えると必要だろうと。実は、こういった連携までやってこなかったんですが、そういった地域医療でも対象を広げていく必要があるかと思っています。

いずれにせよ社会インフラは、もう単独の市町で持ちたいという欲求から、合理的な水準に整理していく必要があると思っています。

実際に伊豆半島、当市は6市6町、今は7市6町で首長会議をつくった実行部隊として、美しい伊豆創造センター、そしてランドデザインをつくってまいりました。その意識は合っているわけですから、現実的に、これから人口が減っていく将来を見据えて、スマートに縮んでいく、これを我々はやはりしっかり覚悟して、誰にとっても効果的で効率的なインフラ整備というものを考える時代だと思っています。

1番目と2番目については、それぞれ担当する部長に答弁をさせます。

○議長（小長谷順二君） 続いて、教育長。

〔教育長 梅原賢治君登壇〕

○教育長（梅原賢治君） それでは、私からは③の公共施設の関係で、教育委員会の事業を進める中での近隣市町との連携についてお答えします。

先ほど市長からもお話がありましたが、グリーンコンサートについては、以前は修善寺総

合会館で実施しておりました。平成28年度より伊豆の国市と連携して、アクシスかつらぎで実施しております。この連携により、演奏会開催負担金の減など総事業費の縮減につながるだけでなく、ホールの固定反響板などの設備により、さらに質の高い音楽を提供できるようになりました。総合会館で、学校関係が音楽発表会やっていたんですけども、そのときには天城会館のほうから反響板だけ移設してやったような、そんな取組もしていました。なかなか総合会館ではそういう音楽的なものは弱いんだということは、その頃から感じておりました。

今後この事業を積み上げた連携の実績の下に、他の事業への拡張等についても、施設の合理性と市民の利便性の向上の両面で、伊豆の国市と協議を進めてまいりたいと考えております。

そのほか、図書館では近隣市町と相互利用の協定を結び、それぞれの市町の図書館カードの作成が可能となり、図書館の利用が可能となっています。伊豆市のカードを持って伊豆の国へ行くと本が借りられる、沼津市でも借りられる、そんな広域の事業を現在行っております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 続いて、健康福祉部長。

○健康福祉部長（栗山信博君） 私からは、1番を答弁させていただきます。

コロナウイルス感染防止対策につきましては、今年3月に閉鎖をしておりますが、昨年10月に田方医師会管内の伊豆市、伊豆の国市、函南町の2市1町でPCR検査センターを設置し、感染拡大防止に努めました。ワクチン接種の広域連携につきましては、予約や接種に関する問合せ業務を行うコールセンターの開設と運営について、2市1町で連携して実施しております。

また、静岡県の大規模接種会場として設置した順天堂大学静岡病院において、2市1町の接種枠が設けられ、現在大規模接種を終了した現在も、個別接種により実施をしております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 続いて、総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） それでは、私のほうから②の御質問について答弁をさせていただきます。

各自治体の固有の問題、課題解決のための広域連携の取組でございますが、ソフト事業における広域連携施策といたしまして、伊豆半島7市6町で組織いたします美しい伊豆創造センターを中心に、広域的な観光振興やプロモーションのための事業などを進めているほか、駿豆地区の4市3町で構成する広域行政連絡会におきまして、SNSを利用した移住関連の情報発信や企業版ふるさと納税の活用など、各市町の取組事例を持ち寄りまして、意見交換や連携事業の創出に向けた検討などを行ってきたところです。

今後は、観光交流人口を含めた関係人口の増加など、広域での人のにぎわいを創出する事

業につきましても、提案を検討してまいりたいと考えております。

以上のほか、いろいろな枠組みがございますので今後も積極的な広域連携による地域活性化と課題解決を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） それでは、再質問ありますか。

下山議員。

○6番（下山祥二君） それでは、時間の関係上、端的に再質問をいたします。

健康福祉部長の答弁のとおり、県内各地に比べ、田方地区のPCRセンターの設置が遅く、昨年8月、我々議会でも函南町や伊豆の国と連携して、県の担当者を招いて早期立ち上げを後押しした経緯があります。

昨日の一般質問で、コロナ感染対策に関して、県からの市への情報提供はほとんどないということをお聞きしました。それでも、その上でお聞きします。先週、ある市民から、家族がコロナに感染して同居の家族も濃厚接触者と判定されたが、食料がなくなったため、ある機関に相談したところ、行政の食糧支援はないから、気をつけて買物に行ってくださいと言われたそうです。この対応では、まるでざるで水をすくうような感染防止対策ではないかと電話をいただきました。このようなケースにおいて、伊豆市が独自に感染された方のお宅へ食料を宅配サービスするような制度は検討できませんでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（栗山信博君） 保健所に食料について確認をしましたところ、レトルトものの食品が多くはなりますけれども、62品目について、感染して自宅療養となったときに1人当たりダンボール3箱分、7日分の食料を注文しますと、2日後になってしまうようですが、ゆうパックで自宅へ配達されると聞いております。ただ、今申し上げたとおり、レトルト等の商品が多いため、例えば生野菜を食べたいよといった場合には、ありませんので、そういったところが支援できていくか、また市のほうでは検討したいと思えます。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

下山議員。

○6番（下山祥二君） ある先輩議員にお聞きしたところ、藤枝市では杏林堂と連携して、申込みがあった自宅療養者のお宅に、1人当たり3日分程度のおかゆなど成人食セットをお届けしているようです。

今後もコロナ株の変異、さらに新たなウイルス感染拡大も考えられます。藤枝市でできて、伊豆市でできないでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（栗山信博君） 伊豆市でできないということはないと思えます。そういった

業者が例えば私なんかも、コロナの自宅療養者に対応していただけるかは分かりませんが、セイジョーなんかも宅配をやっているようなことは、お店に行ったときに貼り紙等してありますので、そういったところで対応できないかというのは検討したいと思います。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

下山議員。

○6番（下山祥二君） 早期に感染防止対策として御検討いただければと思います。

また、当市のワクチン接種率は順調に進んでいますけれども、近隣自治体では当市に比べ遅れているところもあります。先ほどの鈴木正人議員の質問にもありましたが、勤務先や通学、あるいは買物など伊豆市民の生活圏となっている近隣の自治体、例えば伊豆の国、函南、三島、沼津などと感染防止対策のための情報の連携はされていますでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（栗山信博君） 三島、沼津となりますと、なかなか連携しているところはないんですけれども、やはり田方医師会管内ということで、伊豆の国、函南とは既に情報連携しております。先ほどPCR検査センター設立ですとか、あるいは今回の集団接種についても、当初は2市1町で構成事務連絡会という会議をする場所がありますので、そういったところで情報共有をしながら検討してきております。

また、今週に入ってからなんですけど、伊豆市と函南の医療機関においては、相互に接種を受けられるような体制を取っております。例えば、伊豆市民が函南に勤めていれば函南の診療所等で接種ができる、あるいは函南からこちらへ来られることがあまりあるかは分かりませんが、逆もあるということで、その辺での連携は進めております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

下山議員。

○6番（下山祥二君） やはり広域に感染を封じ込めなければ、伊豆市のコロナの終息もなかなか先が見えてこないのではないかと思います。

そして、何より市民の間ではどういふにもならないような事情で、経済的に困窮している方も少なくありません。どうかきめ細かい対応で、支援策の検討を今後もお願いいたします。

次に②ですが、コロナ禍で、伊豆市の観光施設の経営も大打撃を受けております。ウイズコロナの観光経済の回復を目指して、これも広域連携が必要と考えます。

清水町の柿田川の運営に携わっている知人から、1時間ぐらいかけて、いい観光スポットを教えてくださいという観光客がいたそうなんです。1つは浄蓮の滝、もう一つは葦山の反射炉を紹介したそうです。ところが、浄蓮の滝は平日だったために休業されていた、葦山の反射炉は改修工事で観覧できなかった。わざわざまた柿田川公園まで帰ってきて、がっかりしましたというような例がありました。

観光客が伊豆各地の観光情報をリアルタイムで情報収集し、本当に伊豆一円を目的に周遊できるようにするために、広域連携でポータルサイトの立ち上げ等は考えられないのでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） 先ほど総合政策部長の答弁のとおり、広域的な観光振興のために美しい伊豆創造センターでは、伊豆半島地域全体の観光ポータルサイトとして、ゆうゆうネット伊豆を運営し、一元的な情報発信を行っておりますが、コロナ禍で今、議員言われたような営業であるとか、休業中であるとかという含めた、最新の情報をリアルタイムで提供できているかという、現時点で必ずしもそうになっておりません。これは各市町、民間企業、観光協会などが運営実施する数多くの施設やイベント、それぞれの最新情報をリアルタイムで把握することが大変に難しく、またシステム的に一元管理しようにも、各ホームページのシステムや運用方法がまちまちであり、一元的に情報管理し、リアルタイムに発信するというのはシステム的にも大変難しく、今実現できていないというのが実情のようでございます。

議員御指摘のとおり、正しい最新の情報をリアルタイムでお届けする広域的なポータルサイトによる観光情報の発信というのは、この伊豆半島一つとして重要な課題と認識しておりますので、今後も美しい伊豆創造センターや関係市町、構成団体とともに検討してまいりますというふうに考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

下山議員。

○6番（下山祥二君） 次に、狩野川流域サイクリング会議の協議で、伊豆市から沼津市までのサイクリングロードの実現のための議論はされていますでしょうか。これも4年半前に広域連携で当時の産業部長に質問した案件です。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） ただいま議員御質問の狩野川流域サイクリング会議は、もともと東京2020大会の伊豆開催、こちらに向けて、国内外の多くのサイクリストに狩野川周辺のサイクリングを楽しんでもらうことを目的に、議員お話のありましたとおり平成29年3月に第1回の会議を開催しておりますが、以後、現在まで開催はされておられません。

伊豆市から沼津市までのサイクリングロードとして整備はされておませんが、国土交通省の沼津河川国道事務所に伺ったところ、狩野川の河川管理道として整備した道路は、現在自転車通行が許可されており、各種サイクリイベントや一般のサイクリストにも利用されているということでした。この河川管理道は現在、清水町の一部市街地を除いて整備されていることから、伊豆市から沼津市までのサイクリングロードとしての機能は有してい

るものと今現在は考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

下山議員。

○6番（下山祥二君） 今の答弁ですが、伊豆市の例えば修善寺駅をスタートとした場合に、牧之郷の野尻川から水晶山、あそこもまだつながっていないんじゃないでしょうか。ぜひ、狩野川の堤防沿いを伊豆市から沼津まで富士山を見ながらサイクリングを楽しむ、そんなサイクリングロードが東京2020大会のレガシーとしてできればなと願っていたんですが、協議もされていないということで、ちょっとがっかりしました。

3番について、また再質問をさせていただきます。

ちょっと言いにくいかもしれませんが、伊豆市が計画している伊豆市美術館計画事業の概算事業費は10億円を超えます。将来的に、観光の推進より維持管理の負担が大きいと考えます。伊豆の国市も歴史的な重要文化財が多くありますが、これを広域連携で美術館、あるいは博物館というような検討はできないのでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

教育部長。

○教育部長（佐藤達義君） 御質問の近隣自治体と同種類の文化施設の場合の検討についてですが、まず施設を利用したソフト事業の連携やアウトリーチ活動や人材育成事業について連携することについては、質の高い人材の共有ですとか、あるいは費用の軽減など、かなり効果が図れる可能性はあるというふうに十分認識しております。また、施設等のハード面につきましては、それぞれが目指すコンセプトですとか、機能、背景、タイミングなど、調整可能かどうかが大切になっていると思いますので、文化的施設に限らず、こうした視点での可能性をしっかりと模索してまいりたいと考えております。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

下山議員。

○6番（下山祥二君） 将来的に市民の負担にならないように、今後も可能性を検討していただきたいなと思います。

次に、生徒数の減少によって中学校が再編され、令和7年度には新しい中学校となりますが、市内間の地域間の広域連携という形で、そういう観点で、必然的に将来の小学校の在り方も検討すべき時期ではないかなと思います。いかがでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（梅原賢治君） これは広域連携ということでよろしいのでしょうか。伊豆市内でもよろしいですか。

もちろん、今、生まれている子たちについてはもう分かっていますので、7年後の小学校

1年生、それから13年後の中学校の人数は当然想定できるわけです。中学校、現在は新中学校に向けて全精力を注いでいるというのが現状です。その後はもう一度、教育振興審議会を立ち上げて、市民の意見を聞きながら、検討していきたいと考えています。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

下山議員。

○6番（下山祥二君） では、④に移ります。

まずは国が直轄で進める砂防工事は、今まで市内で本当に130を超え、土砂災害の防止や軽減により、イエローやレッドゾーンの区域に住む住民にとっては安心・安全が担保され、本当に感謝しているところです。熱海市伊豆山の被災者は、市内のホテルや旅館を一時的な避難所としていました。これも浅田議員の質問でもありましたけれども、当市も同じく観光市として市内の宿泊施設の災害時の協定はどのようになっていますか。また、その他の民間企業との災害協定はいかがでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

危機管理監。

○危機管理監（稲村俊一君） 協定についてですけれども、まず土肥温泉旅館協同組合さんと災害時等における宿泊施設の提供等に関する協定を昨年締結しております。土肥温泉さんの場合については、災害時、それと災害が予想される場合、土肥温泉さんだけになるんですが、災害が予想される場合ということで、市の指定避難所が開設された場合における避難者支援となっている協定であります。特に高齢者、そして障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者を優先提供するという形で現在進めております。

あと、修善寺温泉旅館協同組合さんとは、災害後になるんですけれども、災害時における要配慮者等への宿泊施設等の提供ということで、協定のほうを結ばせていただいております。

ただ、天城湯ヶ島地区、そして中伊豆地区につきましては、まだ市と各組合さんとの協定は結んでおりませんが、昨年ですが、静岡県と帰宅困難者対策支援につきまして協議しているところであります。

あと、静岡県のほうが災害時における宿泊施設の提供等に関する協定を静岡県ホテル旅館生活衛生同業組合と大規模災害時における要配慮者等への支援に関する協定ということで締結しております。これにつきましては、市内4つの旅館組合さんが加盟しておりますので、こちらのほうも活用できるのかなというふうに思っております。

あと民間事業者との災害協定につきましては、市長のほうでも言いましたが、百笑の湯さんとかをはじめ、あと物資供給支援、そして要介護者等の避難先としての社会福祉法人さんとのそれぞれ協定のほうを結ばせていただいております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

下山議員。

○6番（下山祥二君） ⑤につきましては、再質問を用意していたことを市長がほとんど第1答弁でしてくれましたので、再質問はありませんけれども、一つ、市内で営業しているある企業さんが、南伊豆町で廃園になることも園があるので、ちょっと調べてほしいという連絡がありました。廃校を活用して事業を計画しているようですが、伊豆縦貫道が下田まで開通すると、東名インターから1時間少々でいけて、十分に誘客できると考えているようでした。やはり地域の発展のためには、インフラ整備の中でも道路整備は大きなポイントであるなど考えております。

もう一つ、水道事業についても、今後、伊豆市の財政を最も圧迫するものであると認識しております。伊豆市単独ではとても厳しいものだと思いますので、広域連携でできる限り市民負担の軽減を図ってほしいと思います。

昨年10月29日、総務省自治行政局市町村課から、2040年にかけて生じる人口減少、人口構造の変化や、インフラの老朽化等の変化課題に的確に対応し、持続可能な形で住民を支えていくためには、各地方公共団体がそれぞれの強みを生かし、資源を融通し合うなど、地域の枠を超えた連携が重要。市町村間の広域連携、都道府県による補完、支援など多様な試行の中から、最も適したものを選択することが適当であると記されておりました。

伊豆市は着実に実行しているものと思いますが、改めて10年、20年、30年先を見据えたまちづくりの推進を要望し、今回は時間の関係上、全ての再質問はできませんでしたが、次回以降に繰り越して、私の一般質問を終わります。

○議長（小長谷順二君） これで、下山祥二議員の質問を終了いたします。

#### ◎散会宣告

○議長（小長谷順二君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

一般質問3日目については、明日9月9日午前9時30分から発言順序11番の小川多美子議員から発言順序14番の星谷和馬議員までの4名を行います。

本日はこれにて散会いたします。

どうもお疲れさまでした。

散会 午後 3時15分

## 令和3年伊豆市議会9月定例会

### 議事日程(第4号)

令和3年9月9日(木曜日)午前9時30分開議

#### 日程第1 一般質問

---

#### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

#### 出席議員(16名)

1番	小川多美子君	2番	浅田藤二君
3番	鈴木優治君	4番	飯田大君
5番	黒須淳美君	6番	下山祥二君
7番	杉山武司君	8番	星谷和馬君
9番	鈴木正人君	10番	間野みどり君
11番	波多野靖明君	12番	小長谷順二君
13番	青木靖君	14番	三田忠男君
15番	永岡康司君	16番	杉山誠君

#### 欠席議員(なし)

---

#### 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	菊地豊君	副市長	佐藤信太郎君
教育長	梅原賢治君	総合政策部長	新間康之君
総務部長	伊郷伸之君	危機管理監	稲村俊一君
健康福祉部長	栗山信博君	産業部長	滝川正樹君
建設部長	山田博治君	建設部理事	白鳥正彦君
教育部長	佐藤達義君	環境衛生課長	栗山泰宏君

---

#### 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	稲村栄一	次長	永沼健一
主査	杉本優美		

開議 午前 9時29分

◎開議宣告

○議長（小長谷順二君） 皆さん、おはようございます。

本日の出席議員は16名であります。出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これより令和3年伊豆市議会9月定例会4日目の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（小長谷順二君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎一般質問

○議長（小長谷順二君） 日程に基づき、一般質問を行います。

本日は、発言順序11番の小川多美子議員から発言順序14番の星谷和馬議員までの4名を行います。

これより順次質問を許します。

◇ 小 川 多美子 君

○議長（小長谷順二君） 最初に、1番、小川多美子議員。

〔1番 小川多美子君登壇〕

○1番（小川多美子君） 議席番号1番の小川多美子です。

昨日、一昨日と2日間にわたり一般質問が出まして、3日目で同じような内容の質問もあるかと思いますが、よろしく願いいたします。

件名は2つあります。

まず、1番としまして、災害時における防災拠点機能の充実について。

新型コロナウイルスが猛威を振るい、県内でも蔓延防止重点措置から緊急事態宣言に切り替わりました。ワクチン接種をしても予断を許しません。そんな中、今年も各地で災害が発生しています。災害時の避難場所として学校施設などが指定されていますが、避難所としての運営等はどのように工夫されていますでしょうか。また今後、今回とは違った感染症が発生する可能性もあるかもしれません。

そこで、次のことを伺います。

①有事の際の避難所の運営はどう考えていますでしょうか。

②感染症に対応した部屋や設備などが用意できるかどうかという心配の声も聞かれます。また、幅広い年齢層の利用も想定されますが、バリアフリー化などは考えられていますでしょうか。

③としまして、現在計画中的の新中学校における防災機能はどのように検討されているでしょうか。

市長、教育長に答弁を求めます。

件名2番目としまして、新ごみ処理施設稼働を前にして、新ごみ処理施設の建設工事も令和4年12月の完成に向けて着々と進んでいます。新施設は処理能力はもちろん、利便性や環境との調和など、あらゆる点で優れた機能を兼ね備えた設備であることを期待します。

今年3月の定例会の一般質問でも、ごみ処理施設について取り上げておられますように、私たちが毎日の生活を送る上でごみ処理は重要な課題です。ごみ袋が有料化され、分別も細かくなって大変だという声も聞かれますが、分別は資源問題や環境問題を考えたとき、非常に大切なことです。細分化に当たっては、かなり以前、役場の職員の方々が夜間に各地を回って、丁寧に説明された記憶があります。

新施設稼働を前にして、次のことを伺います。

①現在は広報紙でごみの分け方、出し方について詳しく掲載され、各家庭には「ごみの出し方便利帳」も配布されていますが、新施設稼働が1年数か月後に迫っている今、もう一度改めて周知徹底することは考えていませんか。安全で安定稼働する施設であってほしいと思います。

②としまして、また現在、スーパーなどには伊豆市と伊豆の国市のごみ袋が売られていますが、両市のごみ袋には価格の違いがあります。同じ施設を利用して処理するのに、価格の差があるのは納得できないという不満が生じてくるのではないのでしょうか。同価格に統一することはできないのでしょうか。市長に答弁を求めます。

以上、2つです。よろしく願いいたします。

○議長（小長谷順二君） ただいまの小川多美子議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 皆さん、おはようございます。

防災について、危機管理監に答弁をさせます。

○議長（小長谷順二君） 続いて、教育長。

〔教育長 梅原賢治君登壇〕

○教育長（梅原賢治君） 改めて、おはようございます。

それでは、私が最初の答弁になるんですけども、新中学校のことからお答えしたいと思います。

新中学校の防災機能につきましては、現在進めている設計作業の中で、まずは指定避難所としての活用をベースに機能等を検討しております。具体的には避難所スペースとして、体育館の大アリーナ、それから小アリーナ、それから武道場、それらの大きな空間のところを使用を基本として、もしそれ以上拡充が必要となった場合には体育館に隣接する特別教室の

ところまで利用を想定しています。それと、子供たちが特別教室は使えないけれども、普通の教室では、通常のクラスでは授業ができると、そういうところは確保しながらすみ分けをしていきたい、そんなふうに考えています。そして、なるべく早く学校が再開できるような、そういう配置の工夫をしているところです。

施設全体としては、バリアフリー対応をするほか、多機能トイレも設置していく予定です。また、避難物資の受入れの際の車両の搬入口や貯水タンクによる飲料水等の供給施設、停電時における照明設備や電源設備についても検討しています。

今後も、避難所機能の財源確保を含め、関係部局との調整を進めてまいります。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 続いて、危機管理監。

○危機管理監（稲村俊一君） 改めまして、おはようございます。

では、私のほうから①、②併せてお答えをさせていただきます。

指定避難所運営につきましては、あらかじめ指定している避難所派遣職員が基本的な運営に携わります。

しかしながら、市内の広範囲で災害が発生したとき、また、突発地震の場合は職員の不足が想定され、初動の避難所開設や運営に支障を来すおそれが予想されます。特に女性や子供、高齢者など配慮が必要な方や新型コロナウイルス感染症への対応を考えると、自治会や自主防災組織、防災指導員などの市民の方の協力が不可欠となります。

特に、新型コロナウイルス感染症対策としては、昨年度、新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所運営マニュアルを策定し、避難所受付での検温、消毒、健康チェックの手順と女性、高齢者などの配慮の必要状況や健康状態に応じた間仕切りテントを使ったプライバシーに配慮した避難スペースづくりなどの職員研修を実施しました。現状、指定避難所となっている学校体育館などでは感染症対策として必要な部屋などは限られていますので、教室の使用について調整をしていただいたところであります。

また、バリアフリー化につきましては、一部の避難所で対応できていないことは承知しておりますが、避難所に限らず、市有施設全体の課題と捉えており、今後の対応を検討していかなければならないと考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） それでは、再質問はありますか。

小川議員。

○1番（小川多美子君） 感染症対策として、このコロナウイルスというのはいつ終わるか分からないわけですが、これからまたコロナウイルス以外にも違う感染症が発生するかもしれません。万が一の備え、予備的な部屋、先ほど教育長のお話にもありましたいろいろなお部屋、アリーナ、武道場、特別教室、そのほかいろいろ考えてくださっているようですので、私もそれらのことについて一般質問をしたいなと思いましたので、……

○議長（小長谷順二君） 小川議員、もう少しマイクを近づけていただいて、……

○1番（小川多美子君） 遠いですか。

それらのことについて一般質問をするつもりでおりましたので、教育長のお答えで安心いたしました。

もし、この避難が長引いたりということもあるかもしれません。学校の運営などには影響は出てこないでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

教育部長。

○教育部長（佐藤達義君） 先ほど、教育長からも御説明をさせていただきましたが、去年、新型コロナウイルスのことを考慮して、体育館等の避難施設だけではなく、特別教室とかを今も通常の指定避難所となっている学校についても、この教室は使えるというようなことを整理して、防災と連携して進めております。

そうしたときに、議員おっしゃるとおり、長引いたときに特別教室とか、あるいはこの廊下まで御利用いただくという区切りをしておくことによって、学校再開をスムーズに行えるような工夫をしているところでございます。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

はい、小川議員、もうちょっと大きな声でお願いできますか。

○1番（小川多美子君） もうちょっと近づいたほうが、これくらいで。

○議長（小長谷順二君） 近づくというか、大きな声で。

○1番（小川多美子君） はい、分かりました。

○議長（小長谷順二君） お願いします。

○1番（小川多美子君） 先ほど、バリアフリー化のことについても説明いただきましたけれども、災害時には幅広い年齢層の方たちが利用すると思います。昨年5月にバリアフリー法が改正され、これから公立小中学校を新しくする場合は多目的トイレやスロープ、エレベーターなどの整備が義務づけられたとともに、既存の校舎でも整備の改善が求められるようになったという記事を耳にいたしました。計画中の中学校においては、それらは大丈夫だと考えてよろしいですね。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

教育部長。

○教育部長（佐藤達義君） 今御質問の高齢者、障害者等の移動の円滑に関する法律、いわゆるバリアフリー法の一部改正が本年、令和3年4月1日に施行されまして、小川議員がおっしゃるとおり、公立小学校におきましても、特別特定建築物に追加されることによりまして、広さが2,000平米以上の施設については新築等の場合ではエレベーター等の設置が義務化されております。そうしたことを受けまして、現在進めている設計につきましては、多目的トイレですとか、エレベーターの設置計画を進めるところでございます。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

小川議員。

○1番（小川多美子君） 分かりました。ありがとうございます。

これ、今、③についての答弁いただきましたけれども、①、②について伺います。

①なのですが、避難所に行くまでに困難な地域もあります。これら今までにもこのような質問があり、また答弁されてはいると思いますが、もう一度伺います。高齢者や体が不自由であったり、歩くことが困難で、支援が必要と思われる方もいらっしゃると思いますが、要支援の方たちに対する避難方法について、どのようにお考えでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（栗山信博君） 要支援者につきましては、例えば介護保険の要介護認定3以上ですとか、障害者手帳をお持ちの方等々に避難行動計画というものをつくっていただくようお願いをしております。今現在、その名簿の登録に同意をいただいている方が573名いらっしゃいます。その中で、計画をつくっていただいている方が270名、約半分ぐらいですけども、この方たちの計画から見ますと、自分で避難ができる方や近所の方、あるいは親戚の方等の支援を得て、避難ができるという方が183名。つきましては、計画を提出されている方の9割の方々は自分たちで避難ができると認識しております。

あと、それ以外の1割弱の25名の方につきましては、避難が困難、また計画を提出されていない方が300名ほどおりますが、その中で、実際に避難が困難だという方等を少し調査したところ、土石流の警戒区域ですとか、浸水区域等に住まれている方が今申し上げました困難な25名とプランのない303名、計328名のうち、45名の方が避難は難しいのではないかと考えております。この45名の方たちにつきましては、早急にどのような避難の対応をしたらいいのかということを確認していきたいと考えております。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

小川議員。

○1番（小川多美子君） ありがとうございます。よろしくお願いたします。

それから、避難所の中のことなんですけれども、間仕切りテント等でプライバシーに配慮するなど、避難所スペースは安心して過ごすことができる場所かどうかはええです。コロナウイルス対策に対してはもちろんですけれども、女性目線で考えてみますと、間仕切りテントなどがあることにより、例えば、赤ちゃんと一緒にのお母さんが授乳のときなど、周りの目を気にすることなく落ち着いて授乳することができ、安心だなというふうに思われます。また、小さな子供連れの御家族は子供さんが泣いたり、大きな声を出したり、暴れたりということも考えられます。親御さんは不安とともに周りに気を遣いながらの避難になることでしょうか、このようなときには別の部屋を用意していただくというようなことはできますでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

危機管理監。

○危機管理監（稲村俊一君） 大変ありがたい御質問で、とにかく避難所のほうにつきましては、体育館がメインの避難所となっております。学校施設が多くあります。

先ほど、教育部長のほうからもありましたとおり、これまで体育館だけの開設というのがありました。が、昨年、1次、2次、3次というような形で校舎棟、特別教室とかの部屋のほうの協力も得られましたので、そちらのほうをコロナ対策とか、あと女性の方とかの対応、妊産婦さんとかの授乳者とかの対応の部屋として活用していきたいというふうに考えております。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

小川議員。

○1番（小川多美子君） ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

1番に関しては、これで終わらせていただきます。

次、2番のごみ処理施設稼働を前にしてという件名でお願いいたします。

○議長（小長谷順二君） 次に入ってよろしいですか。

○1番（小川多美子君） はい。

○議長（小長谷順二君） それでは、ごみ処理施設稼働を前にしての答弁を願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 基本的に、御質問には市民部に答弁をさせますが、2つ目のごみ袋の価格についていろいろな経緯がございましたので、基本的な考えを御説明申し上げます。

ごみ袋そのものの価格は変わりません。伊豆市でも伊豆の国市でも1袋8円とか9円とかですね、そのごみ袋の製造費が以前の伊豆市のごみ袋の料金でもあったわけです。伊豆市はある段階で、私が市長になってからですが、市民の負担の公平性を原則としたんです。

つまり、ごみ袋の製造費以外にもごみを回収して、燃やして、灰を処分するという、膨大なコストがかかっているわけです。そこを市民全員が負担してきたわけです。ここ、ただではありませんので、市民の皆さんがお金を出して、税金として集めたものを市が全体を整理して、回収処分費として充てていたわけです。そうすると、1個出す人も100個出す人も全員で負担しているわけです。

そこで、伊豆市は1つごみを出せば、じゃ、10円、100人の人は1,000円、その量に応じて負担していただくということで、ごみ袋の製造費に回収処分費を少し乗せて、全額ではありませんけれども、負担していただき、なるべく市民の負担を公平にするように考えた結果、現状があるわけです。

そこで今、もう一つ問題が出ているのが、じゃ、住民税を払っていただいている市民とそうでない方々、例えば別荘にお住まいの方々をどうするかという問題が今出てきているわけです。熱海市のように、週末の人口がふだんの人口の倍になるようなところ、もう熱海市は

すごい極端で、週末の人口は多いんですが、そこは別荘税という形で負担いただいていますので、伊豆市なんかとはちょっと違う。観光のお客様は入湯税の中に理論的には入っているんです。入湯税の中に消防費とか、ごみの処分費とかが入っていることになっているわけです。そうすると、温泉のない宿泊施設の方は負担しませんので、そこで、これまた熱海市のように、じゃ、宿泊税を入れようかという議論になっているわけです。それは考え方としてあるんですが、それよりも先に、現に伊豆市に別荘があって、地元の住民の皆さんと一緒に混在しているニュータウンとかパールタウンとか、じゃ、そういったところは全部が別荘の方なら管理組合でやってもらえればいいんですけれども、そうでないところ、片方、同じエリアに住んでいて、同じようにごみ回収車が回ってきているのに、この方とこの方の負担をどうしようかという新たな問題が出てきているわけです。

したがって、これはまだ整理がついていませんけれども、そのような市民の負担をいかに公平に持っていくかということがこの議論の大前提にありますので、ごみ袋の価格が違うわけではありませんから、そこは御理解をいただきたいと思います。

○議長（小長谷順二君） 続いて、環境衛生課長。

○環境衛生課長（栗山泰宏君） ごみの分別収集については、日頃、市民の皆さんの御理解と御協力により適正に進めることができ、厚く感謝いたします。

さて、新ごみ処理施設稼働に伴うごみの出し方などの周知につきましては、来年度、「ごみの出し方便利帳」の改訂を予定しております。その中で、現状からの変更点や新ごみ処理施設の利用方法などを掲載し、新施設が安全で安定稼働できるよう、皆様に広く広報していきたいと考えています。

続きまして、②ですが、ごみ処理の有料化は平成22年4月から始まりましたが、環境省が出した有料化の指針では、有料化の目的はごみの減量化、リサイクルの推進、それから、多く搬出する人には相応の負担をしていただくごみ処理費用の負担の公平化です。当市ではごみ処理原価（収集運搬経費を除く1キログラム当たりの処理経費）を基に、ごみ減量化の効果や近隣の料金水準などを参考に総合的に検討した結果、現在の手数料単価が適当と判断し、ごみ袋の大きさに応じた料金設定をしております。ごみ処理手数料の額は法令等により設定方法が定められているわけではなく、自治体がそれぞれ独自の考え方で定めているため、現在、2市のごみ処理手数料の額は異なっております。

しかしながら、今後、共同処理していく上でも料金変更の検討をすべき時期が来ていることと思われます。また、伊豆市、伊豆の国市、両市民に不平等感が生じないように、それぞれの市において適切に料金設定していくべきと考えます。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

小川議員。

○1番（小川多美子君） 私、先ほど、ごみ袋の料金について市長のお話は納得できました。

納得できたと思います。そのような説明があるかどうかというふうなことが分からなかったものですから、これあえて、多分皆さん御存じだとは思いますが、伊豆市の袋と、それから伊豆の国市の袋、これはどちらも同じく30リットルのものであって、10枚入りのものです。伊豆市の袋は200円、それから伊豆の国市の袋は70円です。同じ量が入るものです。

市長のお話で納得はできたような気はしますが、このような、現実的に目を見て、70円と200円、これが現実として受け入れなければならないんですけれども、ただ、その価格差というものが納得できないんじゃないかなという、ましてやこれから同じ処理施設を使うわけですから、それでどうなのかなというような不満の声が聞かれるのではないかなという危惧がありますので、あえて質問させていただきました。

○議長（小長谷順二君） 答弁求めますか。

○1番（小川多美子君） これに関しては、先ほどの市長の御説明である程度分かりましたので、結構です。

○議長（小長谷順二君） では、次の質問してください。

○1番（小川多美子君） 私、先ほどあえて役場という言葉を使いました。伊豆市に合併されるよりかなり以前だったと思います。当時、これからはごみを搬出するにはこのように仕分をしてから出すようにと細やかな説明を受けた記憶があります。今ではほとんどの方が教えられた方法で、あるいは「ごみの出し便利帳」にのっとりた方法で分別していると思いますが、海洋汚染や地球環境問題等でプラスチックを取り巻く問題が大きく取り上げられている今だからこそ、そして、新しく生まれ変わる処理施設の稼働を1年数か月後に控えた今だからこそ、もう一度ごみの分け方、出し方について細かいようですが、見直すよう周知していただけたらいかと思います。

○議長（小長谷順二君） 答弁……

○1番（小川多美子君） はい、お願いします。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） ごみは、本当に日々の生活に直結していますから、私、極めて優先度の高い課題だと思っているんです。伊豆市のごみ焼却のほうの施設はかなり古くなって、今本当にもう何とかだましながら使っているんですが、お隣にあるリサイクルセンターは職員が非常に頑張ってくれて、今これは受け入れられないから持ち帰れということも全くありませんし、週末にかなり混むことはありますけれども、適切に受け入れていただいていると思っております。

問題は、さっき、市民部から説明ありましたように、ごみの処分費を市民に負担いただくことの目的の一つの中に、全部燃やしちゃえというんじゃなくて、一生懸命頑張って分けていただくと、こちらはリサイクルに使えるし、結果として燃えるごみは少なくなるので、コストが下がる。その分頑張った人は負担が少なくて済むということになるんですが、この分

けるというコストが大き過ぎると。10円の費用よりも分けるコスト、負担のほうが大きくなると、じゃ、山に捨てろとなっちゃうわけです。こうさせないために、今、新しいリサイクルセンターではもう、これはあちらですとか、これは持って行ってくださいとか、これはうちでは駄目ですというようなことがないように設計しろという指示をしているわけです。とにかく持っていけば何とかなる。傘なんかも、もう骨と傘を分けられない人は持っていけば何とか受け入れていただける。ただ、僅か負担を頂きたいということを今考えているわけです。

やはり、ただという訳にはいきませんが、年金生活の方でも負担いただけるレベルの御負担を設定して、だけれども、何を持っていても受け入れてもらえるように何とかならないのかと。つまり、分別の、それから持っていくための心理的コストと物理的コストを下げたいと思っているんです。そうやって市民の負担をなるべく小さくしながら、地球への負担も小さくしたいと、このように考えて、まさにごみの出し方そのものを、最適化を今検討させているところです。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

小川議員。

○1番（小川多美子君） 本当に、このごみの問題というのは大変なことなんだと思います。特に、最近の生活ではコロナの影響もあると思うんですけども、スーパーなどに行きましても、いろいろなものがみんなビニールの袋に入り、これはコロナに関係する前もそうですけれども、ビニール袋に入り、あるいはパックで個包装、1つずつがパック詰めされたりということで、今まで以上に最近プラスチックごみというのが多く出ているように思います。

その場合に、今、市長のおっしゃったように分別という作業、例えば、何かちょっとプラスチック類に分別するのにごみが少しついているけれども、少しぐらいのごみなら、さっと洗って済みますけれども、それを洗剤を使って、多くのお水を使って、下水に流す。そういうふうな下水道のある、完備しているところは別としまして、地域によっては下水道の完備がされていない地域もまだ多いわけですから、その場合、家庭の簡易浄化槽を通して川に流れていくということになります。そうしたことを考えた場合に、洗剤を使って、お水をたくさん使って洗って、そのお水を流し、そして、きれいになったプラスチック類は干して分別に出す、どちらのほうがいいのかなという言い方はおかしいですけども、どうしたらいいのかなということはよく考えますけれども、そのような場合、どのようにしたらよろしいでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

環境衛生課長。

○環境衛生課長（栗山泰宏君） どこまできれいにしたらよいかという基準はありませんが、水洗いやペーパーなどで拭き取ることで落ちる汚れについては落とさせていただき、資源ごみとして出してもらいたいと思います。付着した汚れの洗浄が困難なものについては再商品化

の際、品質や作業効率の低下にもつながりますので、燃やせるごみとして出していただければと思います。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

小川議員。

○1番（小川多美子君） そのようにするように心がけると同時に、これは「ごみの出し方便利帳」にも書かれることだとは思いますが、例えば、プラスチック類のごみはそのように仕分します。台所の生ごみというのはもう水分をすごく多く含んでいるものですので、それらのごみの焼却というのにもすごいコストがかかるものだと思います。ですから、ごみを出すときに、今も皆さんおやりになっている方、多いとは思いますが、ぎゅっと絞るのではなくて、ぎゅうっと絞って水分を抜いてから出す。そのような工夫というのも考えたらよろしいと思いますので。

私、うっかりでしたけれども、「ごみの出し方便利帳」、以前のものにもそのような文章が載っていたようではございますけれども、そこには、自分がそのようなことではなく家庭で処理しているものですから、そのような方法は気がつきませんでしたけれども、今度新しく焼却炉ができるに当たって、さらにもう一度、皆さんに周知していただいたらどうかということを感じました。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めますか。

○1番（小川多美子君） はい、お願いします。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

環境衛生課長。

○環境衛生課長（栗山泰宏君） 生ごみの水切りにつきましては、「ごみの出し方便利帳」4ページの「燃やせるごみ」の中に記載しておりますが、「便利帳」の改訂に当たり、市民に分かりやすい表記にしたいと思っております。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

小川議員。

○1番（小川多美子君） よろしくお願ひしたいと思ひます。

私たちがこの前、ごみの処理場に視察に伺ったとき、上からつまみ上げたときに、ざっとこぼれ落ちるお水の量、あれはごみから出た分のわけですけれども、あれだけのものを持ちろんそのまま焼却するのではないと思ひますが、あれだけのごみの量を持ちろん焼却場でもそうですけれども、作業する方が運搬しているわけですので、もう一度「便利帳」のほうで皆さんに周知していただきたいなということを思ひます。よろしくお願ひいたします。

○議長（小長谷順二君） 答弁求めますか。

○1番（小川多美子君） 結構です。

○議長（小長谷順二君） いいですか、もし質問があれば、続いて質問してください。

○1番（小川多美子君） もうこれで大体聞くことは伺ひましたので、ただ、本当にごみの処

理というのは、先ほど市長もおっしゃっていましたが、難しいことだなと、たかがごみ、されどごみというような感じで、難しいことだなということを今回改めて痛感いたしました。ですので、その周知のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（小長谷順二君） これで小川多美子議員の質問を終了いたします。

◇ 青 木 靖 君

○議長（小長谷順二君） 次に、13番、青木靖議員。

〔13番 青木 靖君登壇〕

○13番（青木 靖君） 13番、青木靖です。

通告に従い、一般質問を行います。

質問の主な点、要旨について通告してありますので、読み上げます。

件名、在宅高齢者タクシー等利用助成事業の拡充。

内容、現在、伊豆市では満80歳以上の在宅で生活している方を対象に生活範囲の拡大と社会参加の促進を図る目的で、福祉タクシーを含むタクシー、バス、鉄道の利用料金の助成を行っています。現行の助成額は100円の利用券を120枚で、年間1万2,000円です。自分で車が運転できる方、同居の家族などの車で移動ができる方はよいとして、運転免許証がない方、免許証の返納で車が運転できない方は路線バスも減便となるなど、今の状況では必要な買物、通院ができない、または相当の不自由を強いられる状況になっています。

しかしながら、現状のこの制度の助成金額では真に必要な方に必要な額が助成されているとは言えないと思います。いろいろなケースがそれぞれの方にあると思います。個々のケースを調査して、実態に即した助成にするべきとは考えないのでしょうか。

そこで、2点、提案的な質問をします。

①路線バス等の公共交通が利用しにくい地域など、一部の地域では対象年齢を65歳以上にしてはどうでしょうか。

②高齢者のみの世帯で運転ができる人がいない場合、または高齢者のみの世帯で介護を要する方がいる場合など、状況に応じて段階的に、必要がある方には大幅に助成額の増額を検討してはいかがでしょうか。

以上、伺います。

○議長（小長谷順二君） ただいまの青木靖議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 今日、まさに一般質問をやっているわけですが、以前から議会に検討をお願いしておりますとおり、議員さんから質問をいただいて、我々が答えるだけではなしに、市長と議員の間の自由討議の場をつくっていただけないでしょうかということの、そんなケースの、まさにこういうテーマだと思っているんです。なぜかと申しますと、じゃ、先

ほどの災害時の要支援者の対応もそうなんですけれども、どんどんおひとり暮らし、高齢の2人暮らしの方、だんだん1人が介護が必要になる、車も運転できなくなる。そのときにふだんの買物、通院、台風が来たとき、どうするんだという行政の責任だろうとなればなるほど、私たちは、じゃ、グループホームに住んでください、じゃ、安全で便利なところの老人ホームに移ってくださいということを論理的にそちらに追いつめられるわけです。そのほうが行政コストは安くなりますし、より安全、より快適になりますから。

ところが、皆さん御存じのとおり、多くの方は御自宅最後まで過ごしたいわけです。私が生まれた昭和30年代までは田んぼと山があれば、食べ物とエネルギーが取れた時代に家を造っていますから、もう伊豆半島どこでもお住まいになっていて、その問題が今顕著になっているわけです。そのときに、行政としてどこまでやるか、市民の皆さんに地域でどこまでやっていただけるかというのは我々が考えて、行政の理論だけでやると、さっき申し上げたとおり、じゃ、行政ができるところに移ってくださいということになってしまいますので、軽々にそこに持っていかないように、皆さんとの話合いの中で現にお住まいの方、これから家を建てる場合にはより安全なところに建てていただくように誘導すればいいわけですが、現にこれまで日本を支えて、地域を支えてくださった高齢の方々にどのような形で手を差し伸べられるのかについて、現状の説明は担当にさせますけれども、ぜひ皆さんと率直な討議ができる場をつくっていただければと思います。

○議長（小長谷順二君） 続いて、健康福祉部長。

○健康福祉部長（栗山信博君） まず、①の公共交通が利用しにくい方の年齢の引上げということで、このタクシーの利用助成制度は高齢者の在宅支援の一助として活用していただくことを目的とした制度です。令和2年度の実績では2,243の方が申請されており、対象者の61.3%となっております。金額につきましては、約1,650万円を助成しております。

公共交通が利用しにくい地域など、一部の地域で対象年齢の下限を65歳に引き下げるとは利用しにくい地域の検討も慎重に進める必要があると考えております。市としましては、この制度の対象年齢の変更ではなく、地域の実情に合った移動手段を提案できるよう、関係機関と協議してまいります。

続きまして、②の運転ができない方、または要介護者等の助成を段階的という御質問でございますが、生活の状況に応じて助成額を増額することにつきましては、①でも申し上げましたが、高齢者の在宅生活の一助として活用していただくことを目的としております。この制度の中で、市民個々の生活の状況に応じた段階的な増額は公平性の確保を考慮すると、大変困難な改正となるかと思っております。今後は買物ツアーなど、別の制度として要介護者等への対応を考えてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

青木議員。

○13番（青木 靖君） 先ほど、要旨を述べましたので、質問の背景といいますか、今回はもう生活の足の問題です、おっしゃるとおりで。要するにどういうことかということは今からちょっと話します。全体の時間を短縮するために、まとめて考えを述べますので、少し聞いてください。

要するに、今回提案したいのは今現在、それから近い将来、伊豆市内では運転ができなくて困っている人は今いないんですかと、近い将来、これから運転ができなくて困る人は出ないのですかということを確認したいんです。本当に運転ができなくて困っている人がいるなら、ぜひタイムリーに、運転ができなくて困ったよというときに、その人に支援をしてあげられる仕組みをやっぱりつくっておくべきじゃないでしょうかという、そういう御提案です。少し全体像をやっぱり確認しながら、このタクシーの問題だけで、それが解決するわけじゃありませんから、その背景というか周辺も確認しながらお話をさせてください。

伊豆市は広いですから、それぞれの地域ごとに課題は異なると思いますけれども、伊豆市としての制度をつくるために、ちょっと今から言うことは一部の地域、あるいは特定の人のことを指すので、私には関係ないと思われる方もいるかもしれませんが、こういうふうと考えています。

修善寺の中心地というか、鉄道の駅の近く、その周辺以外の方にとっては自動車があるということがもう生活していく上での大前提ですよ。自動車の普及率というのは100%以上だと思います。1軒1人1台以上、車があるお宅がほとんど、乗用車と軽トラがあるとか、そんなような状況で、とにかく車がないと生活できないというのが当たり前で、周辺の地域に行けば、自分、中伊豆ですけども、車がなくてもそもそも山間地で不便であると、さっき市長が言いました。いろいろなところに住んでいます。現状はそもそも不便なところに住んでいるのであって、自動車がなければ生活できない、市長もおっしゃいました。自給自足できるわけじゃないですから、車がないと買物に行けません、病院にも行けません。それがまず大前提です。

それで、その上で、伊豆市はいろいろな公共交通を利用する際の支援の制度もつくっていただいています、計画も練っていただいています。そして、その中の一つが路線バスの維持ということです。バスについて考えると、路線バスの継続の支援はしていただいています。現状、路線バスというのは既に機能していないというふうに私は思っています。地方の交通インフラとしては不完全な状態に既になってしまっている、あるいは、どこまで機能しているか見直す時期に来ていると思います。

自分が高校に行っている頃は、修善寺から帰るバスは高校生でいっぱいでした、ほぼ満車でした。今は朝の時間帯見ても、小学生、中学生、高校生を合わせてもいっぱいになることはありません。今、通学の話を始めましたけれども、通学に関してはバスの本数が減って、今どうなっているかというと保護者の方が送っています。帰りについては、特に中伊豆なんかはスクールバスの的にバスを借り上げて、下校の手当てをしています。特別日課の日とか、

行事がある日にバスがありませんので、バスを借り上げている。土曜、日曜に行事を行うとマル学マークがついたバスがありませんので、帰りが困るので、バスを借り上げて、帰りの足の手当てをしている。もう路線バスではもう通学できない状態に既になっています、中伊豆は。それが現状です。

ですが、通学については伊豆市は市で全額補助するというもう約束ですので、これはもうやっていただくことが大前提、通学はもうぜひ税金でやってくださいということです。それがまず一つの問題。

ただし、ここに1つ問題があるのは通学の補助をしているのに、保護者が送っている方が40%前後いるんじゃないかと私は思っています。そこにはバスの通学費、定期代を補助すればいいというだけの問題ではない別な問題がある。要するにもう本数が少な過ぎるので、バスを当てにしないで親が送っているわけです。そこに問題はあるんですけども、子供は今、親が送っているんで、何とかなっているという状態、それが通学です。

問題なのは、通院と、じゃ、買物というのは、これは今どうなっているか。通院については市内の各病院でかなりの部分、送迎をしてくれています。これはもうこの伊豆市地域公共交通網形成計画、平成29年にまとめられたものの中でも市でもちゃんと把握して、この冊子の中でも紹介してくれています。それぞれの病院で送り迎えしてくれています。これでかなりの部分、カバーされているとしましょう。そうすると、やっぱり最後に残るのは買物ということになります。地域の個人商店、歩いて行けるところにあった個人商店は平成の時代にほぼなくなりました。スーパーか商業施設、ドラッグストア、コンビニもありますけれども、最低限そこに行かないと食料品とか生活必需品を買うことはできません。そのお店が近くにある人はいいです。スーパーや商業施設、ドラッグストアに近い人はいいですよ。でも、そこまで歩いて行くにはちょっと遠過ぎる方は大勢いるわけです。

病院にしても、商業施設にしても自分でバスで行くのは非常に大変な人がいる。これ、自分で行ってみなきゃ分からないんですけども、「あんたは若いから分からないと思うけど」とよく言われるんですけども、自分でバスで行ってみないと分からない大変な思いをしていらっしゃる方がいるということは事実です。

そこで、伊豆市としては路線バスの維持事業、さっき言った通学は小中学生の通学補助、高校生も補助をしています。障害者の方に対しては重度心身障害者タクシー等助成事業もあります。そして、70歳以上の方を対象にしたいきいきパス（高齢者割引乗車証助成事業）などもあります。一番かゆいところに手が届く、ドア・ツー・ドアで困っている人を助けられるのはやっぱりタクシーじゃないかなということをもう一回確認して、本当に困っている人にはタクシーにもっと乗っていただけるような制度としたらどうですかというのが今回の提案です。なので、どの方が困っていて、どういう段階で制度をつくれればいいのかというのを調べるのは非常に大変だと思いますけれども、それが最終的に究極の手段じゃないのかなと私が思って、今回、この提案的な質問をしています。ここで、すぐ結論が出るとは思って

いませんけれども、そういう議論をもう少し進めていただきたいという提案であります。

ということで、その背景について確認のための質問をさせていただきます。

先ほども示しました交通網形成計画、既にできていますが、今年度、この見直しが当初予算の事業に入っています。これについては地域公共交通網形成計画策定事業ということで、既にさっきも示しました、できている計画を見直す計画が今年されています。その中で、市民アンケートの実施、市民との意見交換の実施などを行って、案をまとめて、公共交通会議にかけて、この見直しを行いますということになっています。この過程で、どの辺にバス路線の維持をしようとしているのか。本数や路線、ルートも含めてですけれども、どういうふうに検討されていくのか。伊豆市内のバスを使うであろう成人の方の、通学はさっき言いました、通学はもうやるという大前提です。成人の方の昼間のバスのニーズをどういうふうに捉えて、バス路線とか本数をどういうふうに持っていこうとしているのか。それはどこで決めるのか。公共交通会議というのは承認機関だというふうに私は平たく押さえていますので、じゃ、本当に市民のニーズを取り入れて、実際の制度に入れ込むのはどこで検討するのかというのを教えてもらいたいです。それが1点です。まず教えてください。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 総合政策部長から答弁をさせますが、初日に申し上げました「私たちは変わらなければいけない」、その中の一つの大きな課題だと思います。

確かに、伊豆市、伊豆半島では車がないと生活できません。逆に言うと絶対車で生活しますので、子育て世代の皆さんはより環境のいい、少し田舎でも山の中でもいいということになるのですが、高齢の方は逆に、まちの中でないと不便になる。私がかつてお世話になった外務省の高官の方も外務省を退職されて、しばらく小下田のすごい山の中にお住まいでしたが、今、駅前に移られました。こうやって移住される方はいいんです。60まで仕事をして、75まで別荘のような生活をして、そこからは病院の近くとか移っていただける方はいいんですが、さっき申し上げたここで生まれ育った方は、わしは最後までうちにいるというところが問題になります。

路線バスに伊豆市はこだわり過ぎだという御意見も承知はしておりますが、可能な限り路線バスは維持することに努めています。なぜならば、1回なくなると、もう復活できない。

別の交通体系が私は1つすごく記憶に残っていて、踊り子号修善寺行きはグリーン車がないんです、下田行きはあるけれども。何度かJRにお願いしたんですが、御存じのとおり、残念なことに東京発の修善寺行き、格好いいんですけれども、修善寺駅で降りる方が少ない。結構、東京、小田原間、熱海間で通勤とかに使っている方がいらっちゃって、つまり彼らの論理からすると、そこの収益を上げないと修善寺まで来れない。そういった経験があったものですから、東海バスなら東海バス、伊豆箱根バスなら伊豆箱根バスの論理の中で、こうやって収益を上げているんだから、簡単に皆さんのニーズに合わないよということがあるんだ

ろうなと推測しているわけです。

そうすると、通学バス、スクールバスをつくれればいいという論理も承知はしていますけれども、可能な限り路線バスをスクールバスのように使って、八幡まで子供が来たら、そこからは高校生も乗るかもしれないし、通勤の方も乗るかもしれないような路線バスを残すことのほうが小学校、中学校で止めるよりもいいのではないかとということで、割と路線バスにこだわってきたんです。

それを維持する上で、今、地域公共交通会議で岡村先生からよく言われているのが、運転できなくなってからバスでは遅いんですよ。まだ運転できる間にバスに慣れていただかないと、それ残せませんよということがあって、しかし、現状、伊豆市の皆さんは軽トラに乗られている間はバスを使っていただけていない。ここから、じゃ、先をまさにそうです。じゃ、どうするか、そこでもう路線バスは限界、車も危ない。そこから先をどうするかで、じゃ、どうしても御自宅から移動しなければいけないのか。

そこで、まず投票所が1つ問題になります。これ主権の行使ですから、投票を何とか確保しなきゃいけないので、移動投票車にするか、投票所までの足かで検討して、今、議会で御説明したとおり、新しいことをやってみます。

それから、通院は結構、病院が集めているんですが、青木議員御指摘のとおり、買物を通販より選びたいから、スーパーマーケットまで送ってくれということと、まだ社会実験やっていないんですが、昔の農婦ちゃんカーを戻すことのどちらがよりニーズがあるんだろうかということもやりたいと思っていて、一時期、売店カーの提案があったものですから、本当はやっていただきたかったんですけども、それがいろいろな事情でうまくいかないものですから、その後、じゃ、行政が主体となって、農婦ちゃんカー的な売店カーをやろうかというところをまだやっていません。

しかし、まさに最後に残る買物のところを御自宅から来てもらうのがいいのか、こちらから近くのバス停なり集会所なりまで行って、そこで選んでいただいて買物をさせていただく、あるいは注文していただく。ここは検討の余地があると思っています。

いずれにせよ、議員御指摘のとおり、今のままでは行き詰まりますから、タクシーをより使わせろという御指摘は承りますが、それ以外の選択肢についてもまさにあまり時間をかけずに、議会の皆さんと一定の結論を出したいと、市長としては考えております。

○議長（小長谷順二君） 続いて、総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） ただいまの市長の発言を繰り返しますが、路線バスの維持につきましても、まず日常生活、もしくは社会生活における移動は当然なんですけど、観光客、その他の当該地域を来訪する方の移動手段として必要不可欠なものというのがまず大前提として考えております。それを基本として、地域の足をデマンド交通などをプラスとして複合的に考えていくことを今現在考えているというところになります。

今後の見直しとかのプロセスなんですけど、最終的には公共交通会議のほうで決定はしてい

くんですが、それに当たりましては、市民の方からの当然御意見を伺わなければならないという中で、今年につきましてはコロナがありますので、市民との意見交換会というのはちょっと難しいと思っておりますが、区長様とか、地域づくり協議会の会長さんとか、地元の方からの意見聴取を行う場を設けるほか、アンケートも行って、できるだけ細かく意見のほうを吸い上げていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

青木議員。

○13番（青木 靖君） 今、総合政策部長から答えていただいたのかなとは思ったんですけども、さっきも聞きました、市民のニーズをどうやって吸い上げて、どこで決めるんですかと僕は聞いたんですよ。地域公共交通会議というのは承認する会議ですよ。そこで市民のニーズを吸い上げる会議じゃないですよ。だから、どこで市民のニーズを聞いて、例えば、今まではどこでそれを聞いていたんですか、こちらで想像して決めていたんですかと、そこを聞きなかったんです。今までどうだったか、どうやって市民のニーズを計画に反映していたかという、公共交通会議はそれで案をつくったものを承認するだけの場でしょう。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） これまでは、担当課のほうでアンケートのほうとか、意見交換会を実施して、それを受けて庁内の検討会の中で決定してまいりました。特に公共交通会議以外の会議を設けて決定してはおりませんでした。

今回は、先ほどの市民の意見を聞く中で、地域ごとの交通問題検討会というところを設置したいと考えておまして、そこの中で意見集約、それから、ある程度、地域ごとの課題の取りまとめを行って、それを反映していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

青木議員。

○13番（青木 靖君） ぜひ、市民の現場の声を聞いてあげてください。検討会をやる予定だということですので、実際に市民の意見を聞いて、どこを、何が困って、どういうふうにすればいいのかというのは現場の声をぜひ聞いてあげて、検討してあげていただきたいと思っております。

それで、もうまとめに入りますけれども、要するに、今も部長も言いました、路線バス、全部やめろと言っているわけじゃないんです。当然、例えば、修善寺から松崎に行くルートとか、観光客の人、いっぱい乗っています。修善寺から伊東に行くバスもそれなりに人が乗っています。あと、中伊豆の路線でも仕事が終わって、修善寺のほうに向かう方が仕事終わりの時間に修善寺駅まで利用されている方も結構います。それは最低限というか、今ぐらい

の本数をバスとして維持する必要があると思います。

それプラスアルファ、やっぱりみんな自分の車で最後まで運転したいわけですし、自動車を使い続けるという、自家用車を活用して、80歳以上でも問題なくちゃんと運転できて生活されている方はいっぱいいるわけなので、その方たちにこれは介護予防みたいな部分ともつながるのかもしれないんですけども、より車の運転ということに振った介護予防的なものというか、車に安全に乗り続けられるようにしてあげる取組というのも一つやりながら、そしてやっぱり最後に問題なのは自動車を使えない方、運転ができない方で、特に今まで運転していたのに、運転ができなくなった瞬間が失望感というか喪失感が一番強いと思うんです。

僕が最初に言ったように、運転ができなくなったときに不安にならないような仕組みを一つぽっとピンポイント的なものをつくってあげておいたらどうですかという、そういう提案なんです。これはだから、特定の人をどうやって選べばいいのか難しいということになると思うんですよ、前もお話ししたときにそう言っていたので。難しいんですけども、制度としてそれをつくったらどうですかというのを言っているんです。

多分、今そういう状況になっている人、これもうこの話しするのは3回目ぐらいなのであれなんですけれども、ある高齢の御夫婦が今まではお父さんも運転していたし、私も運転できましたと。だけれども、お父さんが運転できなくなっちゃったと、ちょっと足腰立たなくなっちゃった。私が運転できているから今はいいけれども、来年くらい、そろそろもう免許返そうと思うと。もう夜も危ないし、うちの入り口も狭いし、もう周りの方に迷惑をかけるといけないから、来年の免許の期限が来たらもう返そうと思う。2人とももう運転できませんと。幸い近所にコンビニができたからふだんの買物はそこに行くけれども、週に最低1回はカドイケまで行って、肉と野菜を買いに行きたいと。だけれども、日中バスがないから、私は八幡まで冷川から歩いていこうと思うというわけですよ、その方が。さすがにそれはちょっと、そうですね、そうしてくださいとは言えないわけですよ、僕だって。

じゃ、その方が実はもう免許返して、お父さんも駄目だし、私も運転できませんと、どうしましょうかといったときに、現実的にはその方は知り合いの方に頼んで、一緒に乗っけていってもらって出かけたりなんかしていると思うけれども、いつもその方に頼れるわけじゃないし、いつまでもその方に頼れるわけでもない。そういう期間は短いかもしれないですよ。介護の制度が利用できたりとか、病院のものを上手に利用したりとか、買物ツアーみたいなものを特養の車でやってくれている方と仲良くなったら、それも使えるかもしれないけれども、何回も言いますけれども、そういうふうに運転ができなくなったときに、どうするか。

じゃ、部長のところ、お父さんが運転できなくなって、私も運転できなくなるけれども、バスがないから歩いていこうと思うと言われたら、じゃ、例えば、近所に運転できる人がいるから、乗っけていってもらってくださいよと市役所の職員として答えるんですかということなんです。僕は議員としてそういうふうに言われたら、じゃ、あの人に乘っけていってもらえばいいじゃんとはとても言えないということなんです。だから、そういう人をタイムリ

一にピンポイントに救ってあげる制度はできないのということを今言っているんです。

それが、例えばの話が西伊豆町でもタクシーの利用を助成する制度とかというのがあります。もうずっと何年も前に、議会でも熊本の南小国町に、これ観光のことで行ったんですけども、そこでもタクシーの利用助成事業というのをもう何年も前からもうやっています。ほかでもずっと前からやっているところはやっているんです。そこは路線バス2路線を廃止して、それまでやっていた乗合タクシーの制度も廃止して、タクシーの利用助成事業というのに一本化したんです。そこはコンパクトなまちだからそれでいいけれども、これはそのまま伊豆市に当てはまるというものでもないけれども、そうやって買物や通院などで、片道1回500円でタクシーを利用できる。町内に住民票のある方、65歳以上で運転免許証を持っている方、もしくは障害者手帳を持っている方、介護保険認定で乗用車の運転免許証を持っていない方に対して乗車証を発行して、乗車証を見せて500円払えば、タクシーが利用できるという制度をやっているところもある。

よそでやっているんだから、うちだってできるよねというふうに単純に僕らは思うわけですけども、さっき言ったように、本当に今困った、困りそうだという方に、そういう方を救ってあげる制度として、限定的なものとして制度に入れることはできないですか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 検討します。必ず検討します。

既にもう柿木の太龍寺のお墓にいますので、母の実例を出しますが、84歳で認知が進んだときに運転をやめてもらったら、泣くんです。柿木の道から落ちそうになって、もう震えながら家に帰っているところを僕が帰宅して、偶然会ったものですから、そして、「もう人をひいたら困るからやめて」と言って、そのときは納得してもらったんですけども、実際に姉が車を取りに行ったら、もう一回乗りたかったと、84歳の母が泣いていたというんです。それくらい、もう私は車に乗れないんだというのは精神的なショックが大きいのだなと思いました。

そして、その人たちの生活をこれから行政としてちゃんと支えていかなければいけない。だから地域のニーズに合った足を確保せよ、それはまさに御指摘のとおりで、そこは踏み込んで検討してこなかったことは真摯に反省をさせていただきたいと思います。

その上で、先ほど、現場のニーズをどうやって確認したかという御下問あったんですが、もう数々のアンケートもやってきました。いろいろなところでヒアリングもしてきました。そこで意外に驚いたのが中伊豆と天城湯ヶ島、似ているようでかなり違う。やっぱり中伊豆というのは八幡に生活拠点があるんです。今は診療所1つですけども、以前は内科の診療所が2つ、歯医者さんが数軒、ショッピングストアがあり、したがって中伊豆の方は通院、買物、中伊豆の町内という方がアンケート結果多かったんです。ところが、天城湯ヶ島は縦に1列に並んでいるものですから、それだったら修善寺に行っちゃえというのがやっぱり多

くて、天城湯ヶ島の方は買物、通院、修善寺方向が多かった。だから、地域特性によってやっぱり違うんですね。バスは土肥の方は非常によく使われる。それに合ったこれからの地域の市民の足づくりというものを検討しなさい、まさにそのとおりだと思っています。

先ほどのタクシーの使い方も一例として検討させていただきますが、まだ伊豆市内、セダンが多くて、非常に使いにくい。以前も議会で御紹介しましたがけれども、私はやはりまだ動けるので、いろいろなところでいろいろな交通機関試してみるんですが、島田市のコミュニティバス、路線バスの使っているのは10人乗りのワゴン車で、大井川鉄道が運営して、非常に乗りやすかったです、一律200円。

ただ、10人乗りぐらいのワゴン車というのは割と外車が乗り降りしやすいんです、広くて。日本車はなぜかセダンのように乗り込むタイプの車種が多くて、乗り降りのストレスがどちらかという外車が乗り降りしやすく、そういった車両、市役所も今1台も持っていないんですけれども、やはりそういった車両を確保して、そして20人、30人乗りのバスは必要とは思いませんので、そういった足が必要な地域で、おでかけ天城、おでかけ中伊豆とは違う形でやはり社会実験をして、ニーズを確認していく。もうそういった具体策に入って、そしてさらに議会の皆さんと、あるいは地域の皆さんと意見交換しながら、そんなに時間をかけないで、新たな足の確保に取り組みたいと思います。

○議長（小長谷順二君） 総合政策部長は、何か補足がありますか。

答弁願います。

○総合政策部長（新間康之君） すみません、じゃ、補足をさせていただきます。

ネットワーク形成計画以外には、今議会に追加上程させていただきます伊豆市総合計画の後期基本計画の中でも地域生活交通の維持という施策の中で、「公共交通と住民主体の足の支援がバランスよく整備され、市民が移動に不便なく暮らせること」をありたい姿としております。その中で、「地域の実情に応じた住民相互の支援による足の確保」を掲げておりますので、公共交通の利用促進と合わせて、こちらにつきましても、見直しのほうを図っていきたくと考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

青木議員。

○13番（青木 靖君） もう検討をずっとしているのは僕も重々承知していますので、今困っている人をぜひタイムリーに救ってあげられるような、使い勝手がいいというのかな、そういう制度をなるべく早くつくってください。

それと、もう1点は交通事業者さんとやり取りをする機会が結構多いと思います。今いろいろなことがそうなんですけれども、時代は令和になったんですけれども、大体問題が起きている現場は昭和のままという問題がいっぱいあって、交通機関も交通事業者さんのコストかかるんですけれども、できる範囲でもっと利用したくなるような公共交通機関にしてほし

いんです。それには今まさに市長、そういう認識持っていていただいていたんですけれども、タクシーであればJapan Taxiみたいな乗りやすい車にするとか、一部観光客向けなんですかね、ワンボックスカーの黒塗りの大きい、すごい立派なタクシーもあります。そういうのにどんどん切り替えていってもらったら、それでさらに助成制度があったらタクシー使おうかなと思う人も増えると思います。

バスもそうです。バスも本当に自分たちが通学で使っていた頃のバスと全く同じバスが今も走っていて、子供たちはあのバスに喜んで乗りたいと思うのかなと。普通の利用者さんもあるのかなと、何か工夫があつてバスに乗るのが楽しみになるような、要するにお客さんを増やすような努力もぜひ、「自主運行バスになって、そこまでできるわけない」と言うかもしれないけれども、何かお金をかけないでできるような、乗りたくなるようなバスにしてもらって、可能な限りバスも維持していくと。何かそういう知恵を使いながら、もういろいろなことをやりながら足を確保していかなきゃいけないと思いますので、全体としてはぜひそういういろいろなものが組み合わせができるようなことをしながら、今回の提案のように、本当に困っている人には必要な人にピンポイントで、すぐに手を差し伸べられるような、一番小回りが利くタクシーをぜひ使ってみたらどうですかということを最後に繰り返しますけれども提案して、質問を終わります。

○議長（小長谷順二君） これで青木靖議員の質問を終了いたします。

ここで10時55分まで休憩いたします。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時54分

○議長（小長谷順二君） それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします。

◇ 永岡康司君

○議長（小長谷順二君） 次に、15番、永岡康司議員。

〔15番 永岡康司君登壇〕

○15番（永岡康司君） 15番、永岡康司です。

通告に従いまして、3つ質問します。

（1）番、伊豆市中小企業等奨学金返還支援補助金制度について。

県の2020年の転入超過数は、マイナス5,850人で全国ワースト6位となり、少子高齢化が進む中、移住・定住促進の取組は急務だと思います。伊豆市にとっても転出超過は止まらない状態にあります。

そのような中で、伊豆市は若い人材を確保するため、従業員の奨学金返還支援を行う制度が始まって2年となりますが、この制度のこれまでの取組について伺います。

1 番、現在、この制度の周知はどのような方法で取り組んでいますか。また、この制度に取り組んでいる会社は何社ありますか。

2 番、伊豆市出身の在学生への周知はいかがですか。

3 番、初年度の応募はゼロ件でしたが、2 年目となる今年のお応募はいかがですか。

④この制度は伊豆市の中小企業の従業員確保を目的としていますが、今後この制度の見直しを行い、伊豆市在住で住民登録を行い、伊豆市以外に就職され、通勤する個人に対して支援する制度に改めることはできませんか。

5 番、この制度の取組を今後も継続していくのか伺います。

2 番、伊豆市八木沢地区のソーラー発電事業計画について伺います。

現在、八木沢地区の一部（四軒丁）と呼ばれる地区を囲むようにソーラー発電施設の設置が計画されています。近年、自然豊かな環境の中で住宅も増え、生活を享受してきました。こうした住宅地域を人工物で不安をあおるような太陽光発電設備の設置が進められることは生活の場としている住民にとって心理的、また精神的に大きなストレスとなります。

この問題は、事業者が土地を貸したい地権者と、そこに住む住民の生活との利害が大きく異なるために生じる問題かと思えます。地権者は他地区の方が多く、何の利害関係もなく、問題ありません。ただ、ここに住んでいる人たちは環境の変化による不安と大きなリスクを負わされます。他の市町では住宅地に産業用ソーラー設備の設置は認めないところもあるように聞いております。

そこで、伺います。

1、地元住民の安心・安全と健康を守るため、事業計画が提出されていない中での質問となりますが、市長のお考えを伺います。

2 番、伊豆市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例による規制の効力はありますか。

3 番、この条例第 8 条の事業等の届出の際、（1）から（9）までの届出書類は全て必要ですか。

4 番、この条例は努力義務であって、許認可等の法的効力はないと思われませんが、いかがですか。

大きな 3 番、ウィズコロナ時代のワーケーション事業について伺います。

昨今の新型コロナウイルスの感染拡大は、多くの人の働き方に大きな変化をもたらしました。人との接触を避けるためのリモートワークやフレックスタイム制の導入など、それまで特別な場合に限られた対象者にとって、選択肢だった働き方が瞬く間に広がりました。ウィズコロナのこれからの時代、企業は様々な働き方を模索する必要があります。会社と従業員、そして各自自治体がウィン・ウィンな形でワーケーションの活用を進めていく必要があります。

そこで、お聞きします。

1 番、伊豆市ではワーケーションの導入についてどのように考えますか。

2番、現在、伊豆半島南部の下田市を中心として、県と提携し、WORKATION×IZU MINAMIを計画、ふだんの職場とは異なる場所で仕事と休暇を両立させる働きを計画しています。現在の伊豆市はどのように考えていますか。

3番、まちづくり基本構想の市・事業者・住民が連携した観光防災まちづくり等の取組や地域の魅力資源の活用を推進しなければなりません、現在どのようにお考えですか。

以上、お伺いします。

○議長（小長谷順二君） ただいまの永岡康司議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 奨学金の件について、産業部長に答弁をさせます。

○議長（小長谷順二君） 続いて、産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） それでは、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、①周知につきましては、市ホームページへの掲載をはじめ、昨年度は市内の福祉事業所などを中心に、幾つかの事業所を訪問し、制度の周知を行っております。今年度につきましても、引き続き事業所訪問による制度周知を予定しております。

取り組んでいる会社でございますが、現在把握しているのは1社でございます。

②在学生の周知につきまして、こちらも現在はホームページの掲載を行っておりますが、本制度があくまでも奨学金返還支援を実施する事業所に対する補助制度であるため、今後はこの支援制度を実施している事業者を紹介するなど、効果的な周知方法を考えてまいります。

3点目です。従業員への奨学金返還支援制度を設けている事業所が先ほど申し上げたとおり、1社ということもあり、今年度につきましても、現時点では応募はございません。

4点目です。この制度は市内中小企業等の若い世代の人材確保を図ることを主たる目的としております。これは市内中小企業が従業員の経済的負担を軽減する制度を有することによる企業のイメージの向上や雇用確保の促進など、市内中小企業の維持・発展のために制度を構築したものです。したがって、市内企業に限定しない個人に対する支援への変更は現時点では考えておりません。

最後に、5点目です。先ほどから申し上げているとおり、残念ながら、現在活用の実績はございませんが、引き続き、市内事業所に対して奨学金支援制度の構築を促進していただくよう周知に努めながら、この支援制度を継続していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

永岡議員。

○15番（永岡康司君） 答弁いただきありがとうございました。

1番、2番、3番と答えていただきましたんですけども、あまり成果が上がっていないということで、非常にちょっと自分としてもがっかりしている状態です。今、答弁がありま

したけれども、この制度を取り組んでいる企業は1つあるということは聞いております。募集要項の中にもちゃんと入っていて、まだ現在ではそれはないと聞いていますけれども、2年たっていて、まだ1社しかないというのはちょっといかなものかなと僕も思っています。もう2年たって、何かひとつ結果が出てもいいのかなと、ぜひ結果を出していただきたいなと思っています。

学生に対しても、ある程度、伊豆市のこういう奨学金制度をやっていますよというアピールも学生には必要じゃないのかな。ですから、あるまちでは高校卒業生を対象にしたリーフレット、伊豆市もこういうリーフレットありますけれども、こういうのを一人一人に渡して、こういう制度ありますよという形と、もう一つは伊豆市出身の在學生にもそういったものを送って、こういう制度を伊豆市はやっていますよというPRも必要ではないのかなと。それを何もしなければ誰も来ないというのはもう当然のことだと思いますので、どうぞこれから、今はもうしようがないと、来年、3年、4年とある中で、これからそういう周知徹底をして、伊豆市に学生が戻ってくる、就職してもらえるような態勢を取っていただきたいなと思います。

それはそれで、1つ、じゃ、ちょっとお聞きします。

この募集リーフレットの中に申請方法が書いてあるんですけども、申請業者の対象要件となっていて、就業規則または賃金規則等で従業員に手当を支給することが定められているということやうたわれているんですけども、私ちょっと調べたんですけども、就業規則とか賃金規則というのは全従業員を対象にしている、いろいろな手当がある中で、これ就業規則でうたわれているものだと思うんです。それで、ある特定の人に1つの特別手当を出すということはほかの従業員に対して不平等を与えるんじゃないかということやうたわっております。ですから、これは全従業員じゃなくて1人の人に与える特別手当となれば、これは労働契約で、個人と会社がその返済金を支払いますよという労働契約が当然じゃないのかなということやうたわっています。

就業規則というのは従業員の最低の勤務の条件です。ですから、就業規則以上のことをすることについては就業規則にうたわれなくてもいいということやうたわっておりますので、これはもし、この補助制度をうたっていないきや駄目だということじゃなくて、それ以上のことをしているんでしたら、何も就業規則にうたわなくてもいいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） 先ほどお答えさせていただいたとおり、この制度は伊豆市内の企業が奨学金の返還をされている従業員の方、こういった方を雇用した場合に、会社としてその制度、会社が応援するという制度、いわゆる手当、奨学金返還支援手当のようなものを会社が賃金、給料やほかの手当と同様に、そういった制度を設けていただくと。要は広く会社

の制度として、そういった奨学金返還をする。今回の場合ですと当然、伊豆市民という限定はあるんですけども、そういった全体的な会社の制度として構築をいただきたいと。それを補助金の支給の条件としております。これは、先ほど議員おっしゃったとおり、労働基準法の就業規則の規定の中でもやはり賃金、給料や手当、その他の条件は労働基準法で定めるということになっております。当然、各企業それぞれ、すみません、就業規則、常時10人以上ということの規定はありますけれども、当然持たれていると思います。ですので、これからこの制度を構築いただく企業につきましては、当然にその就業規則の変更ということは必要になってくるかと思うんですけども、我々としては特定の方、個人の労働契約ということではなくて、あくまでも会社の制度というもののの中で、この支援制度を会社のほうでつくっていただきたいということで、就業規則に明記することを条件とさせていただいております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

永岡議員。

○15番（永岡康司君） 再度聞きますけれども、私も総務に40年いて、ずっと携わってきました。会社も50周年たったときに、もう就業規則というのは物凄く古いもので、時給なんていうことも何十円とかの時給がまだうたわれていて、結局それが1日1万円になっても、それはそれ以上のことをしているんだから、それは就業規則は訂正する必要ないんですけども、ただ、これを変えとなると会社の承諾と、それから従業員代表の承諾が必要なんです。そうすると、改定前と改定後の承諾を出して、労働基準監督署へ新たに出さなきゃならない。そうすると10人や15人の会社は非常にハードルの高い仕事になってくると僕は思います、労働基準監督署へ行って、これ承諾書を出すということは、36協定もそうなんですけれども、やっぱり従業員代表と会社の代表とが認め合って、残業ができるんです。ですから、そういう就業規則にうたわれなきゃ駄目だということは非常にレベルが高いなと僕は印象を持っているんですけども、もう一度お聞きします。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） 私どもと同じような制度につきましては、他の自治体でもやっているところは数件私どもも把握をしております。そういったところの事例等も私ども参照したり、今現在も確認をしているんですけども、全てにおいて、やはり就業規則へのこちらの支援の明記というのはやはり伊豆市と同じように、それを条件としているということを我々としては確認しておりますので、変更、また、それを労働基準監督署に届けるというような事業者の方にとっては、使用者の方にとっては負担になることは承知はしておるんですけども、ぜひこういった制度を各会社において構築していただき、私どももちょっと配慮が足りなかったのは、そういった規則改正のところまで細かく周知をできていないところも

ありますので、今後、就業規則の改正等のことにつきましても、市内の事業者の皆様がこの制度とともに周知をしていければというふうに考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

永岡議員。

○15番（永岡康司君） ③の中で、去年はゼロ件で、2年目となる今年は応募はゼロでしたとなると、コロナ禍の中で忙しくて、そういうのに関わっていらなかったかとは思いますが、中小企業も大企業もこのコロナ禍でも動いているんです、皆さん働いている。その中で、卒業生もちゃんと就職をされている。こういう人は動いているんです。

ですから、応募もなかった、何もなかったでは僕はこれは怠慢じゃないのかなとちょっときつく言わせてもらおうと思います。伊豆市だって従業員を募集している会社は幾らでもあるかと思うんです。そこら辺をもっともっと広報して、こういうのに募集に役立てる手段をもっともっと力強くやっていただきたい。ぜひ来年度には結果を残せるようなことをしていただきたいと思います。私もあと3年いますので、3回とも質問できますので、よろしくお願ひします。

それで、④番ですけれども、先ほど言いましたように、伊豆市の企業を通してでなければ補助金は出ませんよという、1万円もらうためには給料は1万1,111円払わなきゃならない、90%になると。そうすると1,111円は各企業が負担しなきゃならない。なぜ負担しなきゃならないのか、個人にという形も考えられないことはないと思うので、ですよ、90%ですから、あとの10%は会社が負担しなきゃならない。そうすると1万円払うためには1万1,111円、計算すると多分そうなると思います。そうすると1人当たり、会社が何人、5人、6人、そういう人たちが来ると1,111円は手当として出さなきゃならない会社負担なんです。それはゼロにできるような形にも持って行っていただければと。100%でもいいじゃないですか、そこら辺、会社に出てきて住民税も入ってくるんじゃないかと思うので、そこら辺は無理かもしれませんが、90%じゃなくてもできる限り、限りなく100%補助するような形で持って行っていけたらと思いますけれども、部長いかがでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願ひします。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） 繰り返してしまいますけれども、この制度の目的がやはり市内の企業の皆様の労働力、特に若い世代の労働力の確保を支援したいというところ、もちろんU・I・Jターンによる市の若者世代の人口増ということも目的ではございますけれども、まずは私どもとして、従業員確保、労働力確保に苦慮されている市内の事業者の支援ということでこの制度をつくっておりますので、その意味でも10分の9は市が負担をいたします。10分の1について企業の皆様が負担することによって、そういった制度を持っている会社という特徴をぜひ外にPRしていただいて、その上で従業員の募集、確保に当たっていた

だきたいということで、現時点では負担割合といいますか、10分の1を事業者の皆様に御負担いただくということは特に見直しは考えておりません。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

永岡議員。

○15番（永岡康司君） 分かりました。それ以上のもうお話はできないかと思うんですけども、私が常々この奨学金制度については何回か質問させていただいておりますけれども、僕の考えとしては若者にいかにこの伊豆市に帰ってきてもらうかということが僕の基本の中にあるんです。それは企業に勤めるというのも基本ですけども、若者が帰ってきて、伊豆市に定住して、そこから各市町にでもいいです。働きに行つて、これは奨学金が29歳までですから、そこら辺7年間の間には結婚もされて、子供もできて4人家族になれば、もっともっと伊豆市の若い人たちが増えていくんじゃないかというのが私のずっと最初からのこの奨学金に対する考えであります。

伊豆市のほうは、中小企業に対することと、それから人口増を考えていますけれども、とにかく若い人たちが帰ってこないことにはこの伊豆市、だんだん人口減少していくというのは分かっています。生産年齢の人たちがどんどん伊豆市に来てもらって、そこから伊豆市が栄えてくれればいいかなと思っているんですけども、その考えは変わりませんか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） 先ほどのお答えにもさせていただいたとおり、いわゆるこの奨学金の返還の支援は今、議員お話しされたとおり、1つには個人にそのまま寄附するという制度をやっている自治体も当然ございます。もう一方、私どもと同じように、地元企業の労働力確保という目的を持ってやっているところとあります。

いずれにしても、企業にとっては、先ほどの繰り返しになりますが、若い世代の労働力の確保、そして、市または自治体にとっては若い世代の人口増、そして、まさにその該当者、奨学金を返還する若い方にとってはその負担を少しでも減らしたいということで、私どもとしては繰り返しになりますが、市内の中小企業等の労働力確保を目的としておりますので、これまでどおり、今の制度をこれからも継続していきたいというふうに考えております。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

永岡議員。

○15番（永岡康司君） 関連質問になりますけれども、今私の言っている伊豆市に帰ってきて、ちゃんと市町で働くという制度を設けているところも結構あります。伊豆の国市も4年前からこの制度を行つて、月3,000円の年間3万6,000円の補助金を出しているということなんですけれども、開設当初から10人とか9人とか、10人、9人、9人、10人とかとあって、今現在39人、この制度を受けています。これが40人とすれば補助金が切れる頃には結婚して、

子供2人生まれれば、四四、十六、460人ぐらいの人口が増えるんじゃないのかなと、160人か、ごめんなさい。ちょっと数字が違った、ちょっと違った、ごめんなさい。そういう人口が増えるということで、活性化してくるんじゃないかなと思うんです。

今、他の市町も部長から言われましたんですけども、就労者に直接支援をしている市町は、沼津市、三島市、富士宮市、伊東市は個人に支給して、条件としては市内の中小企業に努めていただきたい。だけれども、この市町は個人と市なんです。企業との間に入っているんじゃないくて、あくまでも個人と市なの。

ただ、富士市の例をとって伊豆市がやっていると思うんですけども、富士市は全く伊豆市と同条件なんだね、企業に支払って、それでやると、その後で。富士市が先にできた制度じゃないかと思うんですけども、そこら辺を参考にしているんじゃないかなと思うんです。

それと、市長にもう一回お聞きしますけれども、本当にこの人口増に関して奨学金制度、今の部長の答弁にもう変わりはないんですか。ちょっとお聞きしたいと思います、最後に。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） これは、一つ的手段として、引き続き、いかなる改善策があるかについては検討させていただきたいと思います。

実際に、県も同じです。大学に進学し、あるいは就職し、30歳前後ぐらいで静岡県伊豆市に帰っていただけないかといろいろな施策を打っている中で、どれが有効か。そしてもし、この現在の施策を改善するとすれば、どこに改善の余地があるのかはぜひ引き取らせていただきたい、検討させていただきたいと思います。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

永岡議員。

○15番（永岡康司君） じゃ、市長、この制度はこのまま続けるという考えでよろしいでしょうか。それをちょっと確認して終わりたいと思います。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） この制度の効果がないと申し上げているわけではございませんので、今直ちにやめるということはございません。

○議長（小長谷順二君） よろしいですか。次の質問でよろしいですか。

○15番（永岡康司君） はい。

○議長（小長谷順二君） それでは、八木沢地区ソーラー発電事業について答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 御承知のとおり、伊豆半島各所で太陽光発電に関する問題が発生をされていて、市長としても市内の案件を注視しているところです。

八木沢の案件については、津波浸水想定地域内での事業構想であり、必ずしも事業適地で

はないように見受けられますが、事業計画を確認しないことには市の条例等、法令に基づく判断は出来かねるところです。ただ、地元の皆さんの中に賛否両方の意見があるようですので、今後の地元の住民の皆さんの動向を注視してまいりたいと思います。

そのほかの点について、建設部理事に答弁をさせます。

○議長（小長谷順二君） 続いて、建設部理事。

○建設部理事（白鳥正彦君） それでは、私のほうから②から④までについてお答えさせていただきます。

まず最初に、②の伊豆市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例、いわゆる再エネ条例と呼びますが、それによる規制の効力についてでございます。

本条例は、再生可能エネルギー発電事業の規制を目的としたものではなく、環境の保全と再生エネルギーの利用との調和を図ることを目的としておりますことから、条例では規制に付随した罰則規定もございません。大規模な太陽光発電につきましては、設置場所により、自然環境の破壊や景観の阻害、人的災害の発生などの要因が含まれることから、再エネ条例、この条例では抑制区域を設け、太陽光モジュールの総面積が1万2,000平米を超える場合は事業の同意をしないものとしております。

八木沢の太陽光発電は、地権者の耕作困難となった白地農地で行うものであり、環境の保全や居住環境に及ぼす影響が法令に抵触しない小規模なものとなっております。したがって、再エネ条例では事業者と地元住民を含む利害関係者とのトラブル防止の観点から、事業者の責務としての地元調整を求めているものです。

一方、議員が御指摘するように、事業者は地元自治会や土地所有者及び近隣の関係者に対し、事業内容や維持管理の方法について十分説明する必要があると考えておりますので、事業者には利害関係者と良好な関係を保持するように努めることを求めてまいります。

次に、③の届出書類に関する質問ですが、再エネ条例の第8条では事業者が事業を実施する60日前までに1から9の各項目に記載された書面を届け出て、市長の同意を得ることとなっております。再エネ条例の届出に関しましては、条例第8条に基づく1から9までの全ての書類が整ってから受理することとなっております。

次に、④の条例には許認可の法的効力がないのではとの質問でございますが、本条例は許認可制ではなく、届出制となっており、届出では必要な書面が届けられ、要件を満たしていれば受理することとなります。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

永岡議員。

○15番（永岡康司君） 冒頭、市長の答弁をいただきまして、ありがとうございました。まず、この事業計画は出していないのに市長に答弁を求めるのはちょっと酷かなと思ったんですけども、ある程度の情報が入っているかなと思って、市長の考え方をお聞きしました。あ

りがとうございます。それ以上のことは言いません。

じゃ、再質問します。

この条例では、小規模な太陽光発電は不同意の対象とはならないとのことですが、小規模な事業に際して、条例が意図とするこのトラブル防止とはどのようなものがあるか、ちょっとお聞きします。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

建設部理事。

○建設部理事（白鳥正彦君） 小規模な太陽光発電は、隣接した地権者の現状の土地利用や居住環境に影響を及ぼすことがないものであることから、同意、不同意の対象とならないということになっております。したがって、八木沢地区で事業を行う場合は条例では周辺の農地などの耕作に影響を与えることがないことについて地区の地権者住民に十分説明を行うことが必要となります。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

永岡議員。

○15番（永岡康司君） 条例第8条に基づく1から9について、書類が整っていればこれは受理するということになると思うんですけども、完璧にこの1から9までがそろわないと受理はできないということをはっきり断言できるんですか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

建設部理事。

○建設部理事（白鳥正彦君） 通常の開発許可のような許可案件であれば、全部が整ってからだとすごい時間がかかることがありますので、それぞれ項目ごとに審査して、事業者の利便性を図るといふ、または事業をスムーズに円滑にいくようなこともあります。届けにしましては、やっぱり1つの項目が駄目だったというときに、無駄な手続を進めることになりかねないものですから、1から9の全ての項目が整ってから受理すると、こういうことになっております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

永岡議員。

○15番（永岡康司君） 質問させていただきます。

この条例の届出制とすると、行政が太陽光発電事業の事業者を指導するための法律は何かございますでしょうか。

また、法律に対しての条例の効力とは何でしょうか。お聞きします。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

建設部理事。

○建設部理事（白鳥正彦君） 当然、この届出は法令に抵触しないものについて届けられるこ

とになるわけですが、今、事業者が太陽光発電を行うに当たっては電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特例措置法という、いわゆるFIT法というものがございまして、そのFIT法による事業下の許認可が必要となります。条例の届出の有無はFIT法の手続上において必要な要件となっておりますので、間接的には法令の制限を受けることとなります。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

永岡議員。

○15番（永岡康司君） ちょっと質問させてください。

じゃ、この条例についてはFIT法の下にぶら下がっているということで解釈してよろしいでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

建設部理事。

○建設部理事（白鳥正彦君） 当然、条例はFIT法、それぞれの法律、経済産業省が事業者とその手続について進めるわけですが、それについて地元市町村等の関係をスムーズにするために、事前に条例によってFIT法に準じた要件をいろいろクリアすることになっていきますので、当然ある面ではぶら下がったこととなっております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

○15番（永岡康司君） 3番お願いします。

○議長（小長谷順二君） 3番というと、……

○15番（永岡康司君） ウィズコロナの。

○議長（小長谷順二君） いいですか、次に入って。

それでは、ウィズコロナ時代のワーケーション事業について答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） このワーケーションについて、実は具体的なイメージがしっくりこなくて、どう扱ったらいいのかと考えていたんですが、さっき御質問伺っているときに、自分の例を思い出したものですから、少し紹介させてください。

1つ目は、日米情報交換会議のハワイでの会議に参加したことがあります。宿舎はワイキキビーチのホテルだったんですが、夕方まで会議をやり、それから会食をやり、それから自分で議事録をまとめ、上司の制服にアイロンをかけ終わるのが大体夜中の12時頃で、それが二、三日続くわけです。何でハワイまで来て、これやっているんだろうと思ったんですが、今のような通信手段があったら全然違っていただろうなど。その後、自分がドイツの勤務になったときに、今度は逆に自分の休暇でスイスに行ったんです、家族連れて。そこで、超党派の国会議員団がベルリンにおいでになると。もう休暇どころじゃないので、今度はパソコ

ン持っていいけませんから、ひたすら手書きで、一日中今度は書きまくり、東京にファクスで送り、また夜までということになったんですが、これもLINEやメールがあり、ホテルにWi-Fiがあれば、この2つのケース、全く違っていた状況になっていたと思うんです。この2つの公務と自分の休暇を足したのがワーケーションです。

つまり、新しい通信手段によって、それが可能になる。しかも伊豆半島は東京から2時間という立地ですから、自分の過去の経験と、それから伊豆半島の立地を考えると、なるほどなと実はさっき思いました。何とかこの有利な立地を少しでもワーケーション、その後は安定的なオフィスであるテレワークにつなげることができればと考えているところでございます。

総合政策部長から引き続き答弁をさせます。

○議長（小長谷順二君） 続いて、総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） それでは、私のほうから御質問に答弁させていただきます。

まず、①の御質問でございますが、本議会に追加上程を予定させていただいております伊豆市第2次総合計画の後期基本計画では将来の移住・定住につながる関係人口の創出による地域経済の活性化を目指すこととし、その主な取組として、企業誘致・留置の促進の中でサテライトオフィス、テレワークなどの誘致を定めて、併せてワーケーションについても推進していくことにしております。

現在、当市におきましてもワーケーションに関し、いろいろ引き合いがございますが、施設の規模や立地など、様々な条件をクリアする必要があるございまして、マッチングが難しい状況でございます。

しかしながら、伊豆市の将来性や発展性、地域の活性化を考えた上ではワーケーションの取組は大変有効な手段と考えておりますので、積極的に進めていかなければならない施策だと考えております。

続きまして、2つ目の御質問でございますが、ワーケーションは単独の市町で取り組むより、WORKATION×IZU MINAMIのように広域的な枠組みをすることなどにより、様々なニーズに応えられるような体制をつくるのが大事だと考えております。それを踏まえつつですが、幸い、伊豆市には広い市域の中に海や山をはじめとする豊かな自然、それから魅力的な観光資源を多数有しておりますので、WORKATION×IZU MINAMIに引けを取らないポテンシャルを有していると考えております。したがって、企業が求める様々なニーズに対応できるワーケーションの推進をしていきたいと考えております。

それから、3つ目の御質問でございますが、ワーケーションにおきましては、企業から様々な価値、それからニーズが求められるものだと思います。その中において、地域の事業者や住民などが参画する取組が地域の魅力として企業側に映ることもあろうかと思っております。したがって、ワーケーションを推進するに当たりましては、議員御指摘のとおり、事業者、住民、それから各種団体など、様々な主体が参画した取組が必要であると考えております。

す。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

永岡議員。

○15番（永岡康司君） 先ほど、市長に答弁いただきましてありがとうございました。ハワイでワーケーション的なことがあるということを知りましたんですけども、トヨタさんがこれに取り組んでいて、トヨタさんの近郊でテレワークをエリアでやっていたんですけども、それを拡大して、日本全国どこでもいいですよと、テレワークをそれで広めましょうということをやりました。

ちょっと僕の甥っ子なんですけれども、今、ドイツの自動車部品工場に設計でやっているんですけども、ほとんど今自宅でやっているんです。たまたまそんなワーケーションの話したんですけども、ぜひそれはやりたいというんです。やって、要するに仕事をしながらロケーションのいいところで働きたいと。それをもうとにかくやって、ドイツだったらそういうことはもうとっくにやっているんだということを言っていました。

ですから、何ですか、部屋を借りるこの費用に対しては、これは福利厚生で落ちるので、会社としてはこれは一番いい仕事、事務所を借りるよりもよっぽどいい仕事じゃないのかなと思って、このワーケーションを進めていきたいなと思っています。ぜひ、これは伊豆市でも進めていって、都市計画のほうにもそういうワーケーション的なことは今入れてあるので、今後もそれは進めていきたい、時代遅れにならないようにしていただきたいと思います。

ワーケーションが、今、②番目の下田市を中心とした南部のほうで、県とともにWORKATION×IZU MINAMIという、こういう冊子を今つくって、河津町から松崎町までを含めた中でやっています。

今、下田市が取り組んでいるのは、このワーケーションは各食堂もあるんですよ、食堂もあるし、国民宿舎もあるし、どこかの道の駅もある。そういうデスクを使って、1時間100円とか200円で貸しているんです、その机を。そこで仕事をして、そこで何ていうの、仕事しながらワーケーションを楽しむという方法もあるし、それから道の駅の事務所を貸せるということ、いろいろなことを下田市はやって、いろいろあるんですけども、そういった方法もあるんじゃないのかなと。例えば、月ヶ瀬の道の駅の食堂の一角を借りて、仕事してもらって、1時間幾ら、そういう形のワーケーションの方法もあるんじゃないのかな。

東伊豆町ではワーケーションをしている人に対して、今度は逆に家族が遊びに来て、そこで楽しんで、お母さんと子供は帰られる。そして旦那さんはそこで仕事をしているというのをこの前ちょっと新聞で見た。そういうふうに取り組んでいるということで、県もそれに対して補助金を使ってあるということを行っていますので、ぜひそれは進めていただきたいなと思っています。

もう一つは、今、手に入っている資料なんですけれども、ちょっとこれ、西伊豆町ワーケ

ーション構想というのがあるんです。西伊豆町でやっている西伊豆町ワーケーション構想というのがある、これは今、構想の段階で、西伊豆町、不動産屋、それから情報機関あるんですけども、いろいろな部署があって、そのチームを組んだ中で、行政、それから不動産、それから地域コミュニティ、ハードソリューション、総合コンサルタント、サービスツーリング、それからメディア、こういう人たちの集まり、組織をつくって進めていこうと今計画しています。そのエリアを戸田から松崎までをエリアとして考えているということで、土肥であれば松原公園であったり、八木沢の国民宿舎跡地であったり、そういう敷地はあるので、そういうものをもっと利用してやってもいいのかなと思っています。

伊豆半島でも南伊豆町を含めた中でワーケーションをどんどん広げていっている、実際、伊豆市も取り残されないような、こういう時代の流れに沿ったシステムを構築していただければと思っていますけれども、いかがでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） 最初の答弁でもお答えさせていただいたとおり、ワーケーションにつきましては、地域の活性化のために大変有効な手段だと考えております。ワーケーションの一般的な概念ですが、ワーク（仕事）とバケーションという（余暇）の組合せでワーケーションというのが一般的なんです、WORKATION×IZU MINAMIですと、ワーク（仕事）とアクション（活動）ということで、その組合せのワーケーションというコンセプトで取組を行っているようでございます。

したがって、自由な発想でワーケーションというのは取り組むことができると思っています。先ほど、議員からもいろいろな事例等をお示しいただきましたので、それらも参考にしながら、伊豆市版のワーケーションといいますか、本当に型にはまらないようなワーケーションが何ができるのかということを考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

永岡議員。

○15番（永岡康司君） もう時間もないので、最後にしますけれども、たまたま西伊豆町の情報から、西伊豆町のワーケーション構想というのは基本構想では「新しい生活スタイルのリゾートデスティネーションの開発を計画しています」。リゾートデスティネーションという初めて聞く言葉なんですけれども、これ要するに、あるエリアの中に宿泊施設と各種レジャー施設を囲い込んだ滞在型の総合レジャー施設。全てのレジャー活動、行楽、休養に関するあらゆる要求がその地で満たされるというコンセプトを持っています。その候補地として、戸田から松崎町などを含めた西伊豆海岸の景観を活用したワーケーション地の開発を進めようとの構想です。伊豆市としても取り残されないようにしていただきたいと思って、これはこれで。

このワーケーション構想、3番目に移りますけれども、この構想を伊豆市としてはまだ僕も初めての質問であって、これから何回かこれ質問させていただきますけれども、こういう構想をこれからどんどん構想を練ってもらって、新たなまちづくりに進めていっていただければと思います。もう一度、2度、この構想についてまた質問させていただきますので、よろしくをお願いします。終わります。

○議長（小長谷順二君） いいですか。

これで永岡康司議員の質問を終了します。

ここで、議事の都合により、昼の休憩とします。

再開は午後1時からとします。

休憩 午前11時40分

再開 午後 0時59分

○議長（小長谷順二君） それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします。

◇ 星 谷 和 馬 君

○議長（小長谷順二君） 次に、8番、星谷和馬議員。

〔8番 星谷和馬君登壇〕

○8番（星谷和馬君） 8番、星谷和馬です。

通告にしたがいまして、一般質問をさせていただきます。

本日の9月定例会一般質問も最後でございますが、皆さん、眠らないようによろしくお願いいたします。

それでは、公共施設の在り方。

伊豆市の課題は、人口減少対策、地場産業の強化です。伊豆市の衰退を止めるべく、次年度の予算は最重点として計上する必要があります。

去る7月13日火曜日、議員全員で伊豆市の主要施設15か所を視察いたしました。建設中の施設は持続化可能な伊豆市を維持するために大変重要でございます。旧4町の合併により、数多くの施設を有し、未使用の施設は多くあり、実にもったいないことであります。速やかに統廃合、有効活用を図るか売却、譲渡などを実施すべきです。固定費の削減を図り、税収の確保に努める必要があります。

視察した施設を合わせて質問いたします。1から5までです。

- 1、土肥小学校校舎とグラウンドの活用。
- 2番、湯ヶ島小学校グラウンドの活用。
- 3番、文学の郷地域の活用、目指す方向性。
- 4番、天城会館の方向性。

5番、天城ふるさと広場の活用、目指す方向性でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（小長谷順二君） ただいまの星谷和馬議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 市長が所掌する案件について、総合政策部長に答弁をさせます。

○議長（小長谷順二君） 続いて、教育長。

〔教育長 梅原賢治君登壇〕

○教育長（梅原賢治君） それでは、私のほうからは文学の郷地域の活用、目指す方向性についてという件についてお答えします。

井上靖が幼少期に過ごした湯ヶ島は、この地区と関わりが深い川端康成や梶井基次郎、若山牧水など様々な文人墨客が訪れたゆかりの地でもあります。こうした資源を生かしながら地域のにぎわいづくりにつなげるため、平成31年に地域の方々とともに文学の郷構想を策定しました。

現在、井上靖の小説「しろばんば」にも登場する上の家の改修に取り組んでおり、地域の交流拠点とともに、文学的な情報発信やおもてなしの場となるよう観光協会天城支部とも連携しながら、この構想の具現化に向けて進めております。

今後は、文学的な資産を中心にさらにブラッシュアップし、DMOの取組とも連携しながらエリア全体の魅力を高めていきたいと考えています。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 続いて、総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） それでは、私のほうからは（1）、（2）、（4）、（5）について答弁をさせていただきます。

（1）の旧土肥小学校校舎とグラウンドの活用につきましては、3月定例会で議決いただきましたとおり、リングロー株式会社に財産の無償貸付けを行っております。議決いただいた後、公有財産使用貸借契約を結び、今年度に入りまして、地域利用に関する覚書を地域の皆さんと、災害時などにおける施設利用の協力に関する協定をリングロー株式会社と協議いたしまして、8月4日に開かれました旧土肥小学校活用構想推進協議会において最終協議を行い、了承されたところです。

また、同協議会では土肥集学校として生まれ変わる施設の利用計画につきましても意見交換を行い、地域の意見を反映した施設利用となるよう設計に反映していくこととなりました。

今後は、リングロー株式会社と打合せを重ねて、12月頃から施設改修に入っていきたいと考えております。

なお、グラウンドにつきましては、今までもあった地域利用を尊重しながらリングロー株式会社が管理をしていくこととなっております。

（2）の旧湯ヶ島小学校グラウンドは、天城湯ヶ島コミュニティ複合施設の多目的広場と

して位置づけております。地区老人会によるグラウンドゴルフや地域づくり団体によるイベント、使用頻度は低くなっていますが、少年野球チームの練習などに使われており、地域の方が気軽に利用していただくことを目的とした施設となっております。

(4) 天城会館につきましては、公共施設再配置基本方針において、売却や譲渡を含む廃止や規模縮小の方向性を示していることはこれまでも御説明をしてきたとおりです。具体的な方向性につきましては、現在活用している劇場ホールやエントランスと休止している商業施設部分で施設の性格が大きく異なっているため、まずは商業施設部分について民間活用の需要があるのか、否か、仮にない場合には施設全体の維持管理経費を考慮して、一時的に劇場ホールを含めた施設全体の利用を休止、または廃止するのか、複数の選択肢をもって検討をしているところです。

今後は、まずは現在の市の考える方向性について地権者や地域の皆様に御説明した上で、これまでのやり方や募集条件を見直し、再度の公募、または事業提案の募集を行いたいと考えております。

(5) の天城ふるさと広場でございますが、現在、非営利活動法人伊豆市スポーツ協会に指定管理者として、令和5年3月31日まで管理・運営をお願いしております。新型コロナの影響によって、高校、大学、企業などの合宿の利用者が激減しておりますが、施設の管理・運営に努力をいただいているところです。新型コロナによる影響の見通しが見えない状況ではございますが、天城ドームをはじめ、様々な運動施設と宿泊施設を有する天城ふるさと広場は、学生や企業の合宿利用や近隣市町からの団体利用が見込めますので、公共施設再配置基本方針の当面継続を基本として、今後策定いたします個別施設計画において方向性を定めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） それでは、再質問ありますか。

星谷議員。

○8番（星谷和馬君） それでは、お願いします。

伊豆市は、人口減少が続く、それに伴いまして税収も減少が予想されます。一番多い交付税も減収が予想されます。なぜならば、国は1,200兆円超の借金を抱え、次年度の一般会計予算はなんと111兆円を、また、それに伴いまして、赤字国債は30兆円超でございます。金利が上がりますと、より財政内容が悪化し、国の格付けもさらに低下が予想され、大変心配されます。伊豆市は健全財政とはいえ、実質財源は35.4%。将来、10年、20年、30年、40年先を考えた場合、財源の確保に努める、そして固定費を下げる必要があると思います。伊豆市は実に188の施設があり、待ったなしの状況です。

1から4は、7月13日に視察をしたところでございます。また、2番から5番はあえて天城地区に絞りました、時間の関係上。

それでは、1番の旧土肥小学校校舎とグラウンドの活用について質問をいたします。

校舎に関しては、リングローさんが1社ですけれども進出いただきまして、大変よかったですと思っております。しかし、雇用は僅か数人でございます。そして、なおかつ空き家が数多く、まだまだ見えます。

そこにおいて、公募をすべきだと私は思っているんですけれども、公募等はまだ考えておるのか、お願いします。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

〔「空き教室のことですよ」と言う人あり〕

○8番（星谷和馬君） そうです。空き教室がまだまだあるからそれを埋めるために、やはりそれなりの施策をしなければいけない。空き家をやっぱり埋めて、この地域を活性化させる。そのためにやっぱり公募等を僕は必要じゃないかと思うんですけれども、市としては計画があるのか、ないのか、その辺をお願いします。

○議長（小長谷順二君） 総合政策部長、全体でリングローさんに委託をしたと思うんですけれども、星谷議員は教室も空いているので、そういうところにも応募をかけたらというような、そういう多分質問の意図だと思いますけれども、答弁願います。

○総合政策部長（新間康之君） それでは、まずは旧土肥小学校の活用の考え方について御説明をさせていただきます。

旧土肥小学校の活用につきましては、平成30年度から旧土肥小学校の活用構想検討協議会において、地域の皆様とともに活用について協議をしてまいりました。当初から様々な活用案が出たんですが、話し合いやお試し活用を経まして、旧土肥小学校を地域の拠点とする目標の下、今の形が出来上がりつつあります。

その上で、今回のリングロー株式会社の取組につきましては、旧土肥小学校の活用について一番課題となっておりました施設の維持管理を担ってくれるだけでなく、地域と連携した取組をも行っていただけるということで、単なる企業誘致だけではなくて、地域交流拠点の利活用の姿として、非常に大きな意味を持った取組であるということをもまずは申し上げさせていただきたいと思っております。その上で、リングロー株式会社の取組でございますが、施設の利用といたしましては、空き教室を活用した地域連携事業を行うためのスペースだったり、地域づくり協議会の活動を行うスペースだったり、あとはリングロー株式会社が中古パソコンの会社なものですから、中古パソコンの無料相談、それからセミナー等を行うような計画もございますので、今のところ、施設全体を有効利用していく形で検討をしていくところでございます。ですので、特にこの部分を公募ということは考えておりません。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

星谷議員。

○8番（星谷和馬君） 私ね、この間見学したときに、視察したときに、空き教室がすごくあるんです。そして、資料を見ましても多くあるんですよ。やっぱり校舎を有効活用、利用

する、そして企業さんなりベンチャーさんなり若者なり、誰かしらがあそこの教室を利用して、この地域をもっと活性化させる。そういうことを考えた場合、幾らリングローさん1社にいろいろお願いをしたとしても教室は埋まらないわけなんです。

日本全体が人口減少になりまして、当然、学校の廃校が生じております。そして、課題としてこれをどのように活用するかというのが日本全体で大きな課題なんです。そうしたときに、やっぱりもっともっと活用方法をリングローさんに任せるじゃなくて、空き教室を埋めるべく、次のステップの対策を練る必要があると思うんですね。そこを僕は言いたかったんですけども、何かいただけますか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（新聞康之君） すみません、先ほどこちょっと言葉が足りませんでした。

空き教室につきましては、地域企業への場所貸し、あとは地域企業とのコラボレーションによる利用だったり、外部企業や大学の誘致、それから、あとは地域住民、それから団体の文化・体験交流などでの貸室利用などを考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

星谷議員。

○8番（星谷和馬君） 大変結構な答弁だと思います。

土肥地区というのは、間違いなく衰退して人口減少が続いて、それでこれからも間違いなく予想されます。ですから、この小学校の校舎、グラウンドは絶対にうまく活用して、外部の若者を取り込むような政策を取り入れなければいけないと思うんです。

そのためには、土肥地区というやっぱり固有の土地柄であるならば、先ほど、永岡議員が言ったとおり、ワーケーションとしては最適ではないか、その辺をもう一度再確認すると同時に、第2の公募をしていただいて、それなりの大きい会社はもちろん来ません。若者のベンチャーだとか、そういう類のことかなというような感じがしますが、できましたら公募をして、もっともっと校舎を活用していただきたいと思っております。

それじゃ、グラウンドですけれども、このグラウンドというのは土肥地区においては一等地にあるわけですが、校舎もそうですけれども。その校舎、グラウンドを開発せずして土肥地区の将来は僕はないと思っているんですよ、一等地なんですから。

それで、人口統計見たら、昭和35年とか昭和40年とか45年、人口多いんです、7,000人から9,000人。旧中伊豆町よりも人口が多いんです。ところが、一気に衰退したということはやっぱりあの大きな会社が撤退したことによって雇用が失われた。やっぱり働くところが第一だと思うんです、働くところというのはイコールすると思うんです。

そうしましたら、やっぱりこのグラウンドをまちづくり、そういうことを観念に考えた場合に、この小学校のグラウンドはどのような進出企業さんなり、対策なり、考えているのか

お願いします。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） まず、旧土肥小学校のグラウンドの活用でございますが、現在のところ、地域の方々の花火大会などのイベント時の駐車場だったり、地域づくり協議会の行事、それから地元の少年野球だったり、グラウンドゴルフ、あとは消防団の操法の訓練など、これまで地域が使っていた利用方法、利用といいますか活用方法を今後も継続してやっていただきたいと今考えております。旧土肥小学校全体を校舎、それからグラウンドを別々に切り離して考えるのではなくて、旧土肥小学校一体を地域交流の拠点として現在は考えておまして、今後もその利活用の姿としてちょっと考えていこうと考えているところで

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

星谷議員。

○8番（星谷和馬君） あの、僕、13日に視察したときにグラウンドがすごく草ぼうぼうでした。ということはやっぱり地元のスポーツだとか、いろいろ運動するだとか、グラウンドを活用していないじゃないかということを感じましたよ。これについてはちょっともったいないんです。草を刈るとか、何らかの方法があってしかるべきだと思うんですけども、その辺はちょっとどのように考えているのか、お願いします。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） 旧土肥小のグラウンドにつきましては、リングロー株式会社さんのほうで今後維持管理をしていただくこととなっておりますので、管理についてはリングローさんにお任せをするという形になっております。

あとは、使い方といたしましては、先ほど申し上げたとおり、これまでの使い方を基本に、さらに地元地域の方で有効利用をしていただければと考えているところです。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

星谷議員。

○8番（星谷和馬君） これだけの一等地の広大な面積をやっぱり有効活用、有効開発をしなければ、先ほど僕言ったとおり、土肥の将来はないと思うんです。そうしますとやっぱり外部からの若者を何らかの形でこの土肥地区に入れるまちづくり、にぎわいづくりをする必要があると思うんです。それで、ここの場所というのは周りが住宅地ですから、工場だとか宿泊、ホテル、旅館はどうか。また、宅地はどうか、宅地も造成してもこの地域では販売できなくて、リスクが伴うから無理だろうな。それで、自分の考えとしては自分の考えを言

うのも少しおこがましいんですけども、道の駅へ人が集まる、まちづくりができる、にぎわいづくりができる、そういう観点からしますと、道の駅構想なんていうのはどうかなという気がしますけれども、いかがでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 私のほうからお答えしますが、先般、リングロー株式会社の創立イベントにお招きいただき、新高輪プリンスホテルで拝見してきました。本当に若い人たち、それから外国人の多い、やはりICT企業なんです。御承知のとおり、推測ですけども、ここからは、ああいったICT系の企業の本社の社員さんであれば、給与に社会保険入ると800万円から1,000万円ぐらいの人件費でしょうか。仮に5人置いていただくとすれば、4,000万円とか5,000万円ぐらいが人件費で会社は見なければいけない。そうすると、じゃ、いきなり1億円のここで売上げの事業ができるかどうかを考えると、それは幾ら何でもやっぱり会社としてはできないだろうと。

そういった会社が、この土肥のグラウンドと小学校を全体として地域の活性化に使いたいという方向性を示していただきながら、まだ実際には本稼働に入っていないわけです、まだ準備段階ですから、仮オープンなので。したがって、リングローさんの考える、まず2人の若い社員さんの配置でスタートをして、それからできれば関連のある、コラボできる企業を誘致して、そしてリングローさんの事業の拡張をできるようなカウンターパートを増やしていくことのほうが、今あそこを使いたいという会社さんに対して、全く異質の会社を入れるよりはやはり成功する可能性が高いと思っています。したがって、とてもいい会社ですので、私が拝見する限りにおいて、そのリングローさんの将来構想にまずは委ねたいと考えております。

観光交流客をマーケットとして活用する道の駅的な施設については、まさに土肥の最も魅力である松原公園のところに今設計中の全国では恐らく初めてだろうと思いますけれども、新たな拠点ができますので、松原公園のほうにお客様を誘導することによって、土肥金山と土肥の魅力の海辺とつないでいく。そこに駐車場とトイレとカフェと食堂と海辺のレジャー空間ができる。そのような方向性で整理するのが土肥の将来像にとっては最も適切だろうと考えております。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

星谷議員。

○8番（星谷和馬君） 私は、多分そう答えると思っていました。そしたら当たりました。

あの松原公園というのは、当然、商業ベースのコーナーがございます。計画としてはどの程度の売場面積を計画しておりますか。分かりますか。

○議長（小長谷順二君） 通告にないもので、答えられますか。

○8番（星谷和馬君） じゃ、いいですよ。あの松原公園に避難タワー兼、そして商業ベース

設けると。それで商業ベースというのは売場面積がある程度ないと成功しません。その辺を言っておきます。だから、僕としては道の駅のほうが観光客、そして地元の人に親しまれる、愛される施設としてはいいんじゃないかなと思ったんですけども、リングローさんがどうのような構想を練るのか、その辺を見計らって見守りたいと思いますけれども、とにかく、この土肥地区の一等地の場所をうまく、何らかの形で開発していただければと思っております。

それじゃ、2番、旧湯ヶ島小学校のグラウンドですけども、この旧湯ヶ島小学校のグラウンドも見たら草ぼうぼう、びっくりしました。先ほど部長が答弁で何らかの形でグラウンドゴルフとか運動とかしているということですけども、あの草を見る限りは誠にもってほしい、グラウンドが草だらけ。これせつかくですから、何らかの形で活用していただければと思います。やっぱりスポーツ、健康ですから、その辺もお願いします。

そして、旧湯ヶ島小学校のグラウンドというのは何らかの開発とか、何らかの計画というのはございますでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） これも私のほうから答弁申し上げますが、先ほどの土肥のところ、少し補足をさせていただきます。

この夏、私はあえて土肥の屋形海岸と小土肥と両方泳いでみました。

土肥のほうは、前から気になっていたとおり、水質はとてもいいんです。水質はAAでとてもいいんですが、2本の川が入っているものですから、やっぱり山の砂が入って、透明度が高くないんです。他方、水温は半年以上高いですから、今まで議会でも何度も申し上げてきたとおり、海水浴という使い方ではなくて、5月の連休くらいから10月、11月の頭くらいまで海辺で遊べる、そういった環境づくりが必要だと思っています。

小土肥のほうは、透明度も高くて、とてもいい海水浴場だったんですけども、そのスタート地点としての津波複合タワーですから、そこだけでお客様に滞在していただくことを考えているわけではございませんので、そこと旧土肥小と金山と連携しつつ、海辺、それから松原公園の中で、以前も議会で申し上げました初島中心部のアジアリゾートのような、ゆっくり半日たたく空間をつくっていきたいということでございます。したがって、津波の複合タワーだけで商業施設エリアとして考えているわけではないということです。

旧湯ヶ島小学校のほうは、私も気になって何度も見に行くんですが、せつかく小学校と幼稚園をいい形で、湯ヶ島地区に見合った規模で再開発できたと考えておりました。しかしやはり、一旦、学童野球が天城小学校のグラウンドになると月に1回、2回、じゃ、旧湯ヶ島小学校に行こうかということにならない。道具は小学校にあるし、保護者の送迎ルートも慣れているところを使うということで、学童野球で時々旧湯ヶ島小学校を使うということは今どんどん減っています。また、大変残念ながら、なかなか地元の子供たちが土日にたくさん

遊んでいるということも見る場合がございます。そこで、やはり別の形で使っていただくことも検討すべきだということは議員御指摘のとおりです。

今、地域の地域づくり協議会や地域の皆さんと天城湯ヶ島支所を含めて、将来の新しい使い方について議論されていると承知しておりますので、その方向はまだ固まっていないようですが、一定の方向性が見えたら、また議会にお諮りをして、御説明をして、新しい使い方についてもなるべく早く進んでいければと考えております。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

星谷議員。

○8番（星谷和馬君） 戻りますけれども、土肥の旧小学校の跡地、市長がリングローさんの関連施設がいいだろう、そして松原公園については金山との連携だろうということもおっしゃって、それも一理あるだろうな。だけれども、自分個人としてはやっぱり土肥の本当のにぎやかさとまちづくりをつくったときには道の駅がいいんじゃないかななんて思ったんですけれども、これは相入れなかったことですから、これはこれで終わりますけれども。

旧湯ヶ島小学校のグラウンドというのは、立地としては少し外れていて、とても難しいんです。どのようにしたらいいのかということも自分なりに一生懸命考えたんですけども、やっぱり答えが出なかった。だけれども、これは不思議と3番の文学の郷構想、4番の天城会館とまちづくりに照らし合わせたときは一体なんです。そういうことを考えたときに、あのグラウンドの再利用とか活用があるじゃないかと思うんです。そして、ワーケーションには土肥とか天城湯ヶ島地区というのは適しているじゃないかと思うんですけれども、その辺あたりをうまく工夫していただければなというような感じはいたしますけれども。

市長が今答えていただきましたけれども、じゃ、小学校のグラウンドをああしよう、こうしよう、何とかしようというのはまだ具体的には決まっていないということですか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 沿道でなければ、必ずしもお客様を呼べないとは思わないんです。ベアードビールさんも国道からは見えませんし、東府やResortのカフェバーカーも1.5キロ国道からありますけれども、1年中お客さんは入っているように承知しております。

いずれ、伊豆縦貫道ができれば、国道414号、下田街道は全て生活道路になりますから、あえて目的地として来ていただかないと、看板が見えたから立ち寄ろうということにはならないと思いますので、この天城湯ヶ島地区もあえてお客様に来ていただくようなまちづくりをもう既に着手しないと、道路ができたときに置いていかれるということになるんだらうと思います。

それを将来見越しながら、旧湯ヶ島小学校の使い方を考えたときに、地域の皆さんも使えるし、あるいはあえて自然が好きで移り住む方もいらっしゃいますので、今般も今月早々に委嘱状をお渡しした方はあえて天城湯ヶ島限定で、東京から移住してきた方がいらっしゃっ

て、そういった方々の満足度は高いわけです。そこに、この（３）にありましたように、全国で自然がきれいなところ、温泉があるところ、文学や文化があるところ、全国にたくさんあります。競争力からいえば、もう伊豆市なんかどのくらいのものかと思うかもしれません。

しかし、文学についていえば、日本でノーベル文学賞２人しか受賞者がいない。もう一人は正式にノーベル文学賞候補だった井上靖さんがいて、全国で文学の郷、これ以上にありますかというような場所のわけです。やはり、それを使いながら地域の皆さんもくつろげて、移住・定住にもつなげられて、観光のお客様も状況によっては活用できるような施設をやはり目指したいと。言葉は違うかもしれませんが、地元の人たちの御意向はそのように私は理解をしています。それに使えるような、まだ将来構想は決まっていないと承知しておりますが、まずはグラウンドについてはもう少し心地よく使おうという話合いが行われているようです。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

星谷議員。

○８番（星谷和馬君） いろいろ丁寧に説明していただきまして、この地区の活用ということ考えた場合はぜひ小学校を活用していただきたい。そして、一番よくないのが草ぼうぼう、ペンペン草が生えている。あれだけは刈って、地元のスポーツをするなり、遊ぶ場にするなり、やっぱりそういうことに取りあえずはしていただきたいと思います。

それでは、３番の文学の郷にいきます。

ここは、僕も母親が長野で、おばさんが井上靖さんの隣に住んでいるわけです。そうしますと、よく僕が小さいときから、何歳かのときからずっと通ってきまして、自分なりにこの地域のことはよく分かっているなという感じで質問させていただきます。

これ、井上少年がもちろん遊び場として、コースなんです。自分の生家があり、本家の上の家があり、子供たちと一緒に遊んだ場所があり、弘道寺があり、天城神社があり、あのコースです、文学の郷。そして、井上靖さんの生家は今、原っぱ、ミニ公園、更地になっています。あそこを何か有効活用ということは教育委員会とか、何らかで考えていらっしゃいますか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

教育部長。

○教育部長（佐藤達義君） まず、御質問の文学の郷ということで、本年度当初予算でも計上させていただいて、上の家を活用すべく改修事業に取り組んでいます。これも７月に少し御覧いただいたかと思います。

上の家は、あくまでも一つの拠点でありまして、議員が今おっしゃったとおり、弘道寺ですとか、生家のああいふ一体エリアを見ていただくような仕組みづくりが上の家を中心として大切なことだということで、先ほど、教育長からも申し上げましたとおり、やはりそうしたものを商品化すべく、観光協会さんですとか、DMOと連携して魅力を高めていくという

ことで、もちろんそうした近隣のポイントを回っていただいたり、紹介したりということは今後このエリアとしての魅力を出すのに必要なことだと考えております。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

星谷議員。

○8番（星谷和馬君） ちょっとぼやけたような答えのような気がしましたがけれども、井上靖さんの生家は今、平らであり、それで家は昭和の森に移転、移築したわけです。

ところが、やっぱりこの文学の郷構想を考えたときに、まちづくりとか、にぎわいづくりを考えたときに、この文学の郷構想の中に井上先生の生家を移築する、改修する、そういうことは考えられるでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

教育部長。

○教育部長（佐藤達義君） 文学の郷構想を地域の方と一緒に作る中に、将来的にはいろいろなアイデアが出てくると思います。議員がおっしゃるとおり、昭和の森にある生家の使い方というのはいろいろな考え方もあると思います。

まず、今は宿のエリアだけでなく、観光協会さんも湯道のほうとか、あるいは熊野山のほうとか、地域の方はあそこのエリアを広げて魅力を高めていこうということで、これは井上靖先生だけでなく、いろいろな文学的な資産もありますので、そこを活用した上で、次のステップとしては今議員がおっしゃるような生家のことも地域の方といろいろ相談しながら、今後検討させていただく要素だとは考えております。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

星谷議員。

○8番（星谷和馬君） 検討という言葉をお聞きしましたがけれども、本来であれば検討じゃなくて、ここにやっぱり移転、移築して、改修して、持ってきて、そして文学の郷構想がやっぱりにぎわい、一つのシンボルになるんです。そうしますと、やっぱり個人的にはここに移築したほうがいいと思うんですけれども、それは検討という言葉はやらないということだからいいんですけれども、移築ということを考えてみてください。

井上本家のクラウドファンディングでそれなりにできました。よかったなと思う。それで、僕は前にも本家の井上さんに会ったときに、知らない方が結構訪れる。どうしてといたら、ネットを見てきました。ああ、やっぱり広いんだなと、SNSとか、そういうのはすごいんだな。そうすれば、あそこ何もありませんけれども、ゆっくりゆったり、何もしないでぶらぶら散歩する。それもまたお店があえてない。それも一つかなという気がしました。けれども、ぶらぶらするのもいいんだけど、井上靖さんの生家が、家があると、おおという感じがまた引き立つんです。そういうことを感じました。

それじゃ、天城会館に移らせていただきます。

天城会館というのは、温泉事業は今休業しております。そして老朽化がひどく、再開は多

分無理だと思います。劇場ホールもほとんど利用者はございません。夕鶴記念館に至っては、令和元年には47名、令和2年度には僅か23人の方しか見学してございません。また、施設は湿気が多くて、中にいろいろな資料が保存してありますが、これ湿気が多くて大丈夫かなというような気がしますけれども、先般、飯田大議員が質問しましたけれども、もう一回確認するんですけれども、こんな湿気が多くて、資料等は大丈夫でしょうか。お願いします。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） 今、議員が御指摘の湿気というところ、カビが生えて、壁についているというのは特に浴場施設、一番地下のところはかなり多いと思います。それはなかなか風通しも悪いということもあろうかと思いますが、飯田議員からも御質問いただいた資料の保管というのは階としては上、上層階でございますので、今の時点でそちらへの影響というのは私どもは確認しておりません。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 星谷議員、マイクもうちょっと下げてしゃべっていただくと。

再質問ありますよね。

星谷議員。

○8番（星谷和馬君） 部長はそのようには答弁しましたけれども、自分があの中に入って感じた限りは、ああ、湿気がひどいな、この資料も保存状態が保てないじゃないかと感じました。部長がそのようなことならばいいんですけれども、自分の感じたのとちょっと違ったんですけれども、それはそれで結構です。

そして、天城会館というのは僕が議員になった当初から、この施設の在り方について様々な議論をしてまいりました。また、公募をしても応募してくれないとか、一体この施設をどのようにしようか、あの当時から模索して、答えが出ていないんです。

これ一体、今現在でも結構ですけれども、この施設をどのように活用するのか、どのようにしたらよろしいのか、今現在で結構ですから、お願いします。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） 先ほど、総合政策部長が答弁をしたとおり、確かにいろいろな選択肢、複数の選択肢はございます。ただ、有効活用という道は当然あるかと思っておりますので、まずはいろいろな条件を工夫した上で、あちらの施設を民間が使っていただけるのかどうか、公募または事業提案の募集を行いたいということを今の時点では考えております。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

星谷議員。

○8番（星谷和馬君） 過去に、何回も公募しても応募がなかった。その上でまた募集するというのがまた何か変だなという気がします。

そして、この天城会館はいただきましたけれども、格付けがB2なんです。B2というのは格付けとすると上から3番目なんです。そして例えば、虹の郷だとか、修善寺総合会館だとか、キャンプ場だとか、狩野ドームとか、みんなC2なんです。この天城会館がB2ということはちょっと僕なかなか理解できないんですけれども、なぜB2になったんでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） 公共施設の再配置基本方針、こちらを平成31年3月につくったときに施設の評価と判定という中で、今、議員がおっしゃられたB2というのは施設の性能分析というものと費用対効果という、こちらの両方をマトリックスにして、今、Bの2というところなんです。施設性能としては優秀というか、優劣でいえば優に近い。ただし、費用対効果分析としては中段だということで、Bの2という判定を天城会館においてはされているということで、そういった意味ではこちらの施設が平成8年ですか、建築され、RCの構造の中では比較的建物の構造としてはまだ新しい。先ほど、湿気云々という御指摘いただいたんですけれども、そういった意味では性能的にはあるんですけれども、ただ維持管理とか、劇場ホールまで含めたかなり大きな、巨大な大きい建物でございますので、そういった意味で費用対効果、維持していくのと収入という意味での費用対効果では多少劣っているということで、Bの2という判定をされたというか、評価が下されたというふうに理解しております。以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

星谷議員。

○8番（星谷和馬君） 部長にいろいろ答弁していただきましたけれども、この施設は人気度をもって全くとゼロに等しいわけです、公募が募集もない。そして、いろいろ尺度から計って、Bの2、ああ、上から3番目だ。こんなにいいところが全くもって利用価値がない、人気がない。これまた不思議なんです。確かに湯ヶ島という田舎の立地条件とかいろいろあるんですけれども。これはどのような形にしているのか、どのような形で望ましいのか、模索状態ということは分かりますけれども、僕は議員になって5年ですけれども、これ毎年同じ答弁なんです。同じ答弁を毎回繰り返すのもまたおかしな話だと思うんです。

ですから、これは本当に真剣になって、本当はこの地域のまちづくり、にぎわいづくりの観点から考えたならば、ここは何らかの形でやっぱり有効活用が僕は個人的には望ましいと思っています。これをもう一回真剣に考えていただきたいと思います。

それじゃ、天城ふるさと広場の活用、目指す方向性について。

これ、天城ふるさと広場というのは年間3,000万円から5,000万円の経費がかかっております。ここはスポーツ施設であり、宿泊、キャンプ場、ゴルフ場なり、よくぞ立派な施設を建設したなと感じております。複合型の大型施設であります。現代版でいえば、これはまさしくリゾート地なんです、リゾート型施設です。そうしますと建設された当時は一つの時代の

流れとか、一つのはやり、流行、これはこれだけの施設というのはスポーツを楽しむ、休暇を楽しむ、そしてリフレッシュにもつながる立派な施設だと思うんです。これをやっぱり有効活用していただいて、何らかの形で有効活用を図っていただきたいなと思うんです。

また、この施設というのは修善寺の虹の郷と並んで、すごく立派な広大な面積を有して、いい施設なんです。ですから、これが果たして指定管理でよいのかどうかというのを併せまして、やっぱり本当の民間の業者に売却とか譲渡かというようなもう段階に来ているような気がしますけれども、これについてはいかがお考えでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 先ほどの天城会館と併せて、少し補足させてください。

天城会館も私が市長になって赤字が続いていた温泉事業を凍結したんですが、その後、しばらく観光協会、地元の天城支部が使っていたんです、一定のお客様は入っていました。苦勞して何とか観光にも使えるようにやっていたんですが、大変残念ながら行政訴訟の対象となって、その事業を継続できなくなりました。それから使えない状況が数年間続いています。

去年度末か、今年かちょっと私も失念してしまいましたが、市有施設の在り方について市民説明会をした折にも解体費用とか考えると、もうそろそろ決心したほうがいいのではないかという市民の皆さんからの御意見もありましたが、ここ2年来、行政の在り方についてアドバイスをいただいている公民連携の専門の方から、むしろ使用目的を限定しないで、今までより条件を広げて募集をすれば、まだ使っていただける可能性があるという御助言もいただいておりますので、これを廃止し、解体する前に、改めて思い切り条件を広げて、活用策を広げてみよう。ある意味、最終的にもう一度そういったチャンスを探ってみようという状況でございます。その上で、なければ最終的な廃止、解体も視野に入れるべきかなと考えております。

天城ふるさと広場は、御承知かと思えますけれども、ここを開発した折には全国で唯一のソフトボールのドームと、それから平塚市の保養施設ということで建設されたわけです。体育館と今の天城山荘は平塚市が建てて、私が市長になってから所有権を伊豆市に移しました。平塚市との友好関係はまたもう一回元に戻らせていただいたいんですが、この施設としては伊豆市の単独の所有となっております。

そこで、問題なのはいわゆる週末合宿であれ、夏の合宿であれ、平塚市さんに限らず、保養施設としてであれ、休日の使用なんです。今、休日も十分には入っていないんですが、じゃ、これだけ大きな施設を平日誰が使うんだと、まさにそこがワーケーションになるわけです。もし、スポーツ業界のようなところでスポーツをビジネスとしてされているところがあって、その会社がスポーツワーケーションのような形で月、金を使ってもらえるのであれば、逆に休日は社員さん使う必要ないわけですから、今まで同様、大学生とか、社会人や高校生以下に使っていただける可能性もあるのではないかと、そんなことも視野に入れながら、幅広

く民間活力を活用した新たな運営形態に向けて、これ速やかに検討というよりも速やかに構想、計画に入っていきたいと考えています。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

星谷議員。

○8番（星谷和馬君） 天城ふるさと広場というのは、格付けがCの2なんです。それで僕が見た限り、立派なりゾート施設のようなのを造ったなと思って感心しました。

ところが、この経費、3,000万円、5,000万円です、毎年。これでは市としてはこれやり切れないだろうな。これだけの広大な面積を有した広場というのはもうやっぱり指定管理じゃなくて、個人的には民間に売却とか譲渡のもう時期に来ているんじゃないかなんて、そんな感じをしまして、僕は一般質問させていただきました。

市長も答弁の中で、あらゆる選択を考えておる。それで、自分としてはこれだけのものを解体して更地にするのじゃなくて、やっぱり有効活用が一番だろうと思う。そうすれば、やっぱりこれだけのところで車なり、バスなりで伊豆半島、この地に来ますから、そうすればこの地に来た方はそれなりにまちにお金を落としていただけるでしょうから、やっぱりそのことを考えた上で有効活用を第一の旨として再確認をして、公募とかしていただきたいなというように思っております。

最後になりましたが、ここ伊豆市では数多くの公共施設をいかに削減するのか、検討ではなく速やかに実施する段階だと思っております。特に観光関連施設というのは進めやすいジャンルです。そして例えば、僕言いましたけれども、虹の郷も年間3,000万円、4,000万円も経費がかかっております。これと併せまして、天城ふるさと広場、もう2つはものすごく広大な面積を有して、観光客の集客に物すごくつながって、地域経済に物すごく貢献していると思うんです。その辺を踏まえた上で政策をしていただきたいなと思っております。

私は、以上たった5点しか質問しませんでしたけれども、まだまだ180幾つも施設がございます。これも併せまして、もう検討段階じゃなくて、もう実施する段階だろうというような気がします。その辺も併せてスピード感をもって実施していただきたいと思っております。

以上をもって終わります。ありがとうございました。

○議長（小長谷順二君） これで星谷和馬議員の質問を終了します。

### ◎散会宣告

○議長（小長谷順二君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、9月13日の午前9時30分から議案質疑を行います。

本日はこれにて散会いたします。

どうもお疲れさまでした。

散会 午後 1時52分

## 令和3年伊豆市議会9月定例会

### 議事日程(第5号)

令和3年9月13日(月曜日)午前9時30分開議

- |       |        |                                   |
|-------|--------|-----------------------------------|
| 日程第 1 | 議案第55号 | 令和2年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定について         |
| 日程第 2 | 議案第56号 | 令和2年度伊豆市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 3 | 議案第57号 | 令和2年度伊豆市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について   |
| 日程第 4 | 議案第58号 | 令和2年度伊豆市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について  |
| 日程第 5 | 議案第59号 | 令和2年度伊豆市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について     |
| 日程第 6 | 議案第60号 | 令和2年度伊豆市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について   |
| 日程第 7 | 議案第61号 | 令和2年度伊豆市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について   |
| 日程第 8 | 議案第62号 | 令和2年度伊豆市温泉事業会計剰余金の処分及び決算の認定について   |
| 日程第 9 | 議案第63号 | 令和2年度伊豆市下水道事業会計決算の認定について          |
| 日程第10 | 議案第64号 | 令和2年度伊豆市持越財産区特別会計歳入歳出決算の認定について    |
| 日程第11 | 議案第65号 | 令和2年度伊豆市市山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について    |
| 日程第12 | 議案第66号 | 令和2年度伊豆市門野原財産区特別会計歳入歳出決算の認定について   |
| 日程第13 | 議案第67号 | 令和2年度伊豆市吉奈財産区特別会計歳入歳出決算の認定について    |
| 日程第14 | 議案第68号 | 令和2年度伊豆市月ヶ瀬財産区特別会計歳入歳出決算の認定について   |
| 日程第15 | 議案第69号 | 令和2年度伊豆市田沢財産区特別会計歳入歳出決算の認定について    |
| 日程第16 | 議案第70号 | 令和2年度伊豆市矢熊財産区特別会計歳入歳出決算の認定について    |

- 日程第17 議案第71号 令和3年度伊豆市一般会計補正予算（第4回）  
 日程第18 議案第72号 令和3年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）  
 日程第19 議案第73号 令和3年度伊豆市介護保険特別会計補正予算（第1回）  
 日程第20 議案第74号 令和3年度伊豆市温泉事業会計補正予算（第1回）  
 日程第21 議案第75号 伊豆市過疎地域の持続的発展の支援に伴う固定資産税の特例措置  
 に関する条例の制定について  
 日程第22 議案第76号 伊豆市過疎地域持続的発展計画の策定について  
 日程第23 議案第77号 財産の減額譲渡について

### 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第23まで議事日程に同じ

追加日程第1 報告第19号 専決処分の報告について（交通事故に伴う和解及び損害賠償  
 の額の決定）

追加日程第2 議案第78号 第2次伊豆市総合計画基本構想の変更について

### 出席議員（16名）

1番	小川多美子君	2番	浅田藤二君
3番	鈴木優治君	4番	飯田大君
5番	黒須淳美君	6番	下山祥二君
7番	杉山武司君	8番	星谷和馬君
9番	鈴木正人君	10番	間野みどり君
11番	波多野靖明君	12番	小長谷順二君
13番	青木靖君	14番	三田忠男君
15番	永岡康司君	16番	杉山誠君

### 欠席議員（なし）

### 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	菊地豊君	副市長	佐藤信太郎君
教育長	梅原賢治君	総合政策部長	新間康之君
総務部長	伊郷伸之君	危機管理監	稲村俊一君
健康福祉部長	栗山信博君	産業部長	滝川正樹君
建設部長	山田博治君	建設部理事	白鳥正彦君
教育部長	佐藤達義君		

### 職務のため出席した者の職氏名

事務局長 稲村 栄一 次 長 永沼 健一  
主 査 杉本 優美

開議 午前 9時29分

◎開議宣告

○議長（小長谷順二君） 皆さん、おはようございます。

本日の出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただいまから、令和3年伊豆市議会9月定例会5日目の会議を開きます。

◎発言取消しについて

○議長（小長谷順二君） 鈴木優治議員から、9月7日の会議における一般質問での発言について、会議規則第65条の規定により、お手元にお配りしました記述のとおり、発言を取り消したいとの申出がありました。

お諮りいたします。

これに許可することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小長谷順二君） 異議なしと認めます。よって、鈴木優治議員からの発言の取消しの申出を許可することに決定しました。

◎発言訂正について

○議長（小長谷順二君） 執行機関から、令和3年9月1日の本会議における発言について、発言の訂正の申出がありましたので、これを許します。

総務部長。

〔総務部長 伊郷伸之君登壇〕

○総務部長（伊郷伸之君） おはようございます。

議案第77号 提案理由の補足説明におきまして、旧月ヶ瀬幼稚園の今回プロポーザルに至った経緯について、平成22年3月の閉園以来、令和元年に売却の入札を行いましたという説明をさせていただきましたが、これは、令和元年ではなく令和2年の誤りでした。訂正させていただきます。

○議長（小長谷順二君） 以上で、総務部長からの発言を終了いたします。

◎議事日程説明

○議長（小長谷順二君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでありますので、御了承願います。

◎議案第55号の質疑、委員会付託

○議長（小長谷順二君） 日程第1、議案第55号 令和2年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。

7番、杉山武司議員。

〔7番 杉山武司君登壇〕

○7番（杉山武司君） おはようございます。7番、杉山武司です。決算質疑の通告に従い質疑を行います。

議案第55号 令和2年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定についてを質疑いたします。

予算書71ページ、決算説明資料は5ページです。

2款総務費、1項総務管理費、2目文書広報費、2の広報事業の1、広報企画アドバイザー報酬について伺います。

決算成果説明資料で、事業の成果として、広報調整会議における助言はより分かりやすい広報紙面の作りや市職員のスキルアップにつながったと説明されていますが、どのように改善が進み、紙面内容についてはどのようなアドバイスがあり、その具体的な成果について説明願いたい。よろしくをお願いします。

○議長（小長谷順二君） ただいまの質疑に答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 皆さん、おはようございます。

総合政策部長に答弁をさせます。

○議長（小長谷順二君） それでは、総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） それでは、ただいまの御質問について答弁をさせていただきます。

広報企画アドバイザーにつきましては、平成28年度から委嘱をいたしまして、主に広報いずのレイアウト、それからその内容に関しての御助言をいただきまして広報紙の改善のほうを行っております。具体的には、月に1回各課の広報担当で構成いたします来月号の検討会議におきまして、広報を御覧になることに対しまして、内容が視覚的に伝わりやすいレイアウトだったり、文章について行政用語を使わない工夫や内容を簡潔にするなどのアドバイスをいただきまして、市民に伝わりやすく、また見やすい紙面づくりに取り組むことができていると考えております。

以上でございます。

○議長（小長谷順二君） 再質疑はありますか。

杉山議員。

○7番（杉山武司君） 行政の業務執行への市民参加や市民との協働によるまちづくりを進め

ていく第一歩というのは、情報の共有化とされています。市当局がどんなまちづくりを目指しているのか、市民に届くように伝えることが大切です。広報アドバイザーというのは、広報戦略の立案や調査研究、さらには研修会講師など、幅広い領域で広報力のアップをお手伝いする仕事と言われております。毎回、アドバイスを受けて紙面作りをしているようですが、そこに市民が求めている情報は反映されていますでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） それでは、御質問にお答えいたします。

客観的な評価として、市民からどのような評価を得ているかというような形で、令和元年度に実施いたしました広報いずに関する市民アンケートでは、各年代から回答を得まして、読みやすさにおいて、おおむねよい評価をいただくことができております。これがアドバイザーの成果として考えております。また、アドバイザー着任後に、広報協会の広報紙の部門におきましては、広報協会の広報紙部門で優秀賞だったり、平成30年度には写真のほうで奨励賞など受賞するなど、市民の方に対しましても、また広報の専門の方からもおおむねよい評価をいただいていると考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質疑はありますか。

杉山議員。

○7番（杉山武司君） 広報は、市民の命や財産を守るものと言われております。広報紙ですが、手に取り読まれていなければ、何も始まらないのが事実です。広報紙に載っている、ホームページにアップしてあるというようなお知らせ情報ばかりでは、一方的に伝えるだけでは市民ニーズを満たすことはできないようになってきています。伝えつつもりでも、市民にその意図が正確に伝わらなければ無意味ですし、さらに、知らなかったでは、なおさら無意味です。市民に寄り添い、市民が求める情報、行政が伝えたい情報を適宜的確に市民に伝えるための工夫はどのようにすべきと考えますか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 議会でも何度も繰り返されてきた議論ですけれども、市民の意思の確認、とそれから行政の施策の説明、まだ本当にいろいろ試行錯誤している状況です。基本的に広報紙は月に1回、行政が市民にとって必要だろうと我々が判断したものを提供させていただいているということで、私も毎月あれを使ってFMで説明していますけれども、この10年で随分読みやすくなったと思います。全体のレイアウトとか、あまり量を多くしないとか、かなり工夫がされています。それでも、一旦戻すんですけれども、担当課に、これじゃあ分かりにくいからと。ところが、やはり行政用語を使わないと怒られるとか全部書かないとクレームが来るとか、可能な限り細かく細かく書こうとする傾向があるんです。1,000人の方

がなるほど思っても、1人の方から「これじゃあ分からない」と言われると、やはり職員はそういうことにどうしても敏感に反応してしまうんです。そこは少し工夫をしながら、分かりやすい広報紙に努めているところです。

そこで、今議論の本質である、杉山議員からも、施策をつくるために、市民の意向確認とか市民の意思確認はどのような手法でということだと思えるんですけども、広報紙だけではなく、広報紙はあくまで施策の説明がメインですから、様々な実はアンケートとかを取るんですが、もう多過ぎて、1つの計画をつくるたびに市民アンケートを取るわけです。そうすると、毎回、逆に見ている私から見ると、またやるのかと。そうすると、市民のほうからは、もう何回アンケートが送られてくるんだということになります。ですから、これを繰り返せば、じゃあ、より正確な情報が得られるかという、私は必ずしもそうではないと思います。

ですから、いろんな手法を使ってやるしかないんですが、私がここ二、三年で一番多かった、例えばごみ焼却場の予算が議論されていた頃、あのときには30回の市民説明会をやりました。それ以外に、自分もいろんな議会での機会も捉えて、直接私が市民に説明できた人数が約1,000人でした。そのとき、議員の方から2万7,000人のうちの1,000人かと言われたんですが、私を含めて17人の政治家が1,000人やれば、1万7,000人になりますよね。そして、私も議員の皆さんも、ふだんそのために政治活動をしているわけであって、行政だけが市民の意向確認とかだけではないと思うんです。特に施策をつくるための必要な情報については、皆さんのふだんの政治活動の中から市民の意向を確認していただいて、ここでやはり議論させていただく。私は、そのためにも、一般質問だけではなくて、自由な討論をする場というものを通じていただきたいということを申し上げてきました。

最後に、もう一度繰り返しになりますが、この情報の確認の、市民の意見の集約の仕方、それから我々の行政の情報を、市民への情報発信の仕方については、まだ全く十分ではないと、そこは議員と同じ認識でございます。本当に繰り返しですけども、試行錯誤しながら、どういうものがよりよくなるのか日々改善しているというような状況です。

○議長（小長谷順二君） 以上で、杉山武司議員の質疑を終わります。

次に、13番、青木靖議員。

〔13番 青木 靖君登壇〕

○13番（青木 靖君） 議席番号13番、青木靖です。決算質疑通告書に基づき質疑を行います。

議案第55号 令和2年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

決算の認定に当たりまして、委員会質疑に入る前に確認したい項目がありましたので、3点質疑を行います。

1点目、2款総務費、1項総務管理費の中の10項電子計算費、電子計算事務事業の中にあります河川監視カメラ実証実験準備工事129万8,000円、決算書のページは93ページ、成果説明資料は25ページですが、成果資料の中には触れられていないので、確認したくてここに上

げました。

大雨の際に増水した河川を見に行くのは大変危険であり、また浸水想定区域の方などには、避難の時期が遅れないように水位の確認ができるような判断の材料になるなど、ウェブ画像の効果は大変大きいと思います。現状、過去にそうした取水時に、伊豆市のホームページ等から河川監視カメラを見る機会がありましたが、見られないときが多かったような気がします。その改善のための実証実験の準備ということですが、改善のための事業なのか、全く別の事業展開をするために準備を始めたのか、重要な項目だと思いますので、進捗の状況と成果が令和2年度どうだったのか、お伺いいたします。

次です。

9款消防費、1項消防費の4目災害対策費の中の空き家等対策事業、金額が1万6,300円、決算書は231ページ、成果説明資料は122ページになります。

空き家等対策の推進に関する特別措置法が平成27年に施行され、伊豆市でも空家等対策協議会を設置し、管理が不適切な空き家に対処してきたと理解をしております。令和2年度については、決算額が少額ではありましたが、成果説明資料を見ますと、成果として2件の空き家が解体に至ったことが記載されております。現在伊豆市には、それ以外の問題になる空き家がないということで理解していいのか。決算額が少ないですけれども、金額に出ない部分で空き家対策事業が行われてきたのか。令和2年度の空き家対策事業の概要について、数字に出てこないものですから、実態がどうだったのかを確認させていただきたいという質疑であります。

次、10款教育費、3項中学校費の中の中学校教育振興費、その中の中伊豆中学校の教育振興事業について、確認のための質疑をさせていただきます。

バス借上げ料、金額でいうと185万7,000円ほどですが上がっています。ページが257ページ、成果説明資料が139ページに載っている分です。部活動の移動時に、自動車借上げ料として各ほかの中学校でも自動車借上げ料が出ていますけれども、それとは別に、日中の路線バスの減便に対応してバスを借り上げたのがこのバスが借上げ料というふうに理解しています。特別日課の日や休日の部活動の帰りの生徒の帰宅の足として実施した事業であります。言ってみれば今までとは違う流れの中の事業です。教育長としてどういうふうに総括をしているのか、お聞かせ願いたい。

同様に、この事業について、市長については、言ってみれば帰りだけですけれどもスクールバスの取組を、やむにやまれずというか実情に応じてというか実施しているわけですが、この在り方というのは、例えば中伊豆からこれから新中学校に通うとか、その帰りの足をどうするのかとか、これは天城方面についても言えると思います。その、新中学校の通学対策等を検討する参考になる事例ではないかと私は思ったんですが、市長部局としては、まちづくりの観点から、バスの借上げ料の事業をどういうふうに捉えているのか、どういう風に評価しているのかをお聞きしたいということでもあります。

以上です。

○議長（小長谷順二君） ただいまの質疑に答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） それぞれ担当する部長に答弁をさせますが、1つだけ、私からは防災における新たな技術の活用についてのみ申し上げたいと思います。

今スマホで、Xバンドレーダーで、雨雲の様子がほぼリアルタイムで分かって、あれは本当に大雨や台風のときに貴重な情報源になっています。それから、監視カメラが以前は十分になく、私が市長になって初めて避難勧告を出した中伊豆の町屋地区の大雨のときには、実は消防団に気をつけながら見てきてくれとお願いをして、現地まで行ってもらい、あと1メートルで、水面が上がっていますという情報で決断したわけです。やはり監視カメラで安全な場所で確認できる。できれば、市民の皆さんが同じように我々とリアルタイムで状況を共有できる。状況によっては、ドローンを使って監視カメラのないところでも確認できる、そのような新たな技術の活用を広げていくべきだと考えています。

ちなみに、月ヶ瀬の梅林の入り口が崩壊したときも、協定を結んでいる民間企業のドローン映像でより広く全体像を把握することができました。このような手法はなるべく早く導入すべきだと考えております。

その他については各部長に答弁させます。

○議長（小長谷順二君） 次に、教育長。

〔教育長 梅原賢治君登壇〕

○教育長（梅原賢治君） 皆さん、おはようございます。

バスの借り上げについてですけれども、教育部長のほうに説明させます。

以上です。

○議長（小長谷順二君） それでは、総合政策部長。

○総合政策部長（新聞康之君） それでは、河川の監視カメラについてお答えをいたします。

まず、今回の工事は、改善のための事業となります。既存の、先ほど市長のほうからもお話がありましたが、既存の河川監視用防災カメラは、老朽化が著しく、夜間の河川の監視ができない状態でありました。そのため、夜間に監視ができるカメラの設置のための実証実験といたしまして、カメラの設置柱や機器収納箱の取付け工事を行ったものになります。

実証実験の結果につきましては、昼間の映像はもちろん、外灯のない夜間の雨天時におきましても川の流れを確認することができております。これまでは、消防団や職員を危険な状況の中現地に派遣をいたしまして、確認をしてこなければなりませんでした。これによりましてこのその必要がなくなり、本部会議においても、その場にながら状況を見ることができるようなどすることから、効果は非常に大きいと感じております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 次に、建設部長。

○建設部長（山田博治君） 問題のある危険空き家につきましては、伊豆市空家等対策協議会で15か所リストアップしております。現在までに7か所の撤去、1か所の倉庫の利用を確認しておりますので、残りの危険空き家は7か所となります。

なお、今回報告しました2件につきましては、危険空き家への追加を検討しておりました天城地区での2件について、令和2年度までに撤去が確認されたものになります。

令和2年度の事業の概要でございますが、所有者が特定されていない建物の相続調査1件、相続関係者1件との話し合い等を行っております。

なお、伊豆市空家等対策協議会は、コロナ禍を鑑み、開催を見送り、書面による経過報告をいたしました。

以上でございます。

○議長（小長谷順二君） 次に、教育部長。

○教育部長（佐藤達義君） それでは、私からは、10款3項2目3事業の中伊豆中学校教育振興事務事業のバス借上げについて、お答えいたします。

平成31年度から、路線の減便によりまして、特別日課の下校時や夏休み等の部活動終了後の下校に貸切バスを借上げて対応しております。令和2年度の実績としましては、特別日課で17回、部活動で7回、コロナウイルスの対応としまして、5月中旬までの一斉休校明けの特別時間割で17回、計41回、延べ57台のバスを借上げました。特別日課等でのバス借上げにつきましては、日数は限定的ではありますが、路線バスの少ない時間帯において通学の足を確保するために大切な事業であると考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） すみません、それではまちづくりの観点からお答えさせていただきます。

バスの借上げによりますスクールバスのような通学対応につきましては、公共交通空白地、それから空白時間対応への限られた日程での対応策の1つとして大変有効であると認識をしております。また、まちづくりの観点からも、公共交通空白地、それから空白時間帯への交通対応策は必要だと考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 失礼しました。それでは、款ごとに2款から再質疑を。ありますか。青木議員。

○13番（青木 靖君） それでは、監視カメラの実証実験についてです。既存のものの改善のための対応ということで、特に夜間に見ることができなかつたので、その改善を行ったということが分かりました。事業名が実証実験準備というふうに書いてあるものですから、まだこれからの展開があるのかなというふうに見て取れるんですけども、そういうふうな理

解でいいんでしょうか。さっき聞いている範囲だと、もう見られるようになりましたということで完結したような感じもするんですけども、次への展開もあるのかということを確認させてください。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） すみません、事業名が準備工事という名前になって、議員御指摘のとおりちょっと分かりにくい形になっておりますが、この工事によりまして実証実験まで行ったという形になります。ですので、準備だけではなくて、準備プラス柱を設置して機器を取り付けて実証実験まで行ったという形になります。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質疑はありますか。

青木議員。

○13番（青木 靖君） あくまでも実験であって、次の展開があるのか、この事業としては完結したのかということを知っています。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） 今回の実証実験で、夜間監視ができることが分かりましたので、今年度に順次カメラを設置していく予定でございます。場所につきましては、中伊豆地区の町屋、それからこの本庁、それから旧狩野幼稚園の狩野ベース、それから土肥小中一貫校に設置をさせていただき予定となっております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 続きまして、9款について再質疑はありますか。

青木議員。

○13番（青木 靖君） 空き家対策事業についてです。

コロナ対応で協議会自体は開催されなかったということ。それで、残り対策事業の対象になっている物件が7か所あるということですね。それも確認しながらちょっと確認したいんですけども、新たに対象になりそうだったところが解体になったということですかね。要するに、金額があまりにも少なかったもので何もやっていなかったのかなど。最近特に空き家のことが話題に全然上がってきてなかったものですから、どうなっているのか、決算に当たってちょっと確認したほうがいいかなと思って質疑をさせていただいたという趣旨です。

新たに追加するについては、空家等対策計画というのが伊豆市にあると思いますから、協議会を開く前に管理が不適切な空き家等の調査等というのをやるという流れになっていると思います。その調査を行って、情報確認であるとか外観調査、詳細調査というふうに計画のほうに書いてありますけれども、それに基づいて協議会で審議を行うというようなことなんですけれども、自分の見る範囲でも、対策がそろそろ必要なのかな、持ち主の方と対応した

ほうがいいんじゃないかなという建物はあるわけですがけれども、令和2年度について、協議会には至っていないけれども管理が不適切な空き家等の調査は行われたということでもいいでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁をお願いします。

建設部長。

○建設部長（山田博治君） 調査は行いまして、協議会に上げる案件だったんですけれども、上げる前に個人の所有者の方が撤去していただいたということで、2件ということになります。

○議長（小長谷順二君） 再質疑はありますか。よろしいですか。

続きまして、10款について再質疑はありますか。

青木議員。

○13番（青木 靖君） 中伊豆中学校に限定してしまっただけなんですけれども、中伊豆小学校も実際に同じような事業をやっているんですけれども、後段の、この先の展開に影響があるんじゃないかなと思って中学校を特出しで今回は聞いています。

全体で41回、57台ということです。これは、昨年より当然コロナ対応があったから増えているということだと思えるんですけれども、バスの減便に伴って当然回数が増えてきたということだと思います。これ、特に帰りだけやっているんですけれども、朝もこういう対応するというような検討というのか必要性というのは、現場であるのかなのかということを確認したいです。

○議長（小長谷順二君） 答弁をお願いします。

教育部長。

○教育部長（佐藤達義君） まず、朝の対応ですけれども、例えば中伊豆地区の状況ですけれども、現状朝は減便されながらも、一番早いバスと次に7時前後に2台バスが確保されていて、小学生、中学生とも乗り切れる状況でバスを御利用いただいているところでございます。

○議長（小長谷順二君） 再質疑はありますか。

青木議員。

○13番（青木 靖君） 朝は対応できているけれども、実態として、帰りのほうにこういうバスを借り上げる必要が出てきているという現状は押さえさせていただきたいと思います。市長部局のほうからもこういう取組は有効であると、バス減便に伴って有効であるというふうに押さえられているという回答でした。ということは、前向きにというか妥当性、妥当なものであるとして捉えているということだと思えるんですけれども、一方で、路線バスの維持事業をやりながらこういうのも出ているわけですがけれども、バランスで全体としてうまくいっているよというふうなことだとは理解していますけれども、路線バスの維持にある程度の費用をかけているんだから、例えば学校の事業をその路線バスに合わせてほしいのに、余計な費用が出ているというようなふうには捉えてないということでもいいですよ。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） 対応的には、余計な費用がかかっているという認識はございません。

○議長（小長谷順二君） 市長。

○市長（菊地 豊君） これ、議員も御理解されていると思いますけれども、小学校と中学校で少し違って、小学校の場合に、6年生と1年生、待てる体力といいますか、6年生なら「ちょっとここで待っていてくれ」は言えるんですけども、1年生だとさすがになるべく早く帰してあげたいというようなことがあって、いろいろ前の教育長とも、なるべくバスに合わせて、時間を、生徒を置いておくことも考えるというような御議論があったんですけども、中学生の場合には、特に新しい中学校ができれば、改めて教育委員会にはなるべく新しい中学校に多様な機能をつけて、自分が帰れる時間あるいは帰ることが望ましい時間に合わせて学校にいられるような、部活動以外にも勉強できる、自習できる場所を確保するとか、あるいは友だちとちょっと話をする場所を作るとか、ゲームセンターとか漫画喫茶のような繁華街のない伊豆市においては、別に中学生が集まって友だち仲間と話をする場があってもいいと思うんです。

土肥の中学生がこちらに来て部活動を一緒にやるときも、部によっては、集合時間とか解散の時間が違うということで、スクールバスの運用では多分賄い切れません。さはさりながら、各部ごと全部バスを出すことは財源的にも苦しいし、それと、正直言って何とか路線バスを維持したいということがありますので、中学生については、相当程度うまくバスを使ってくれというのを市長部局から教育委員会のほうにお願いせざるを得ないこともあろうかと思えます。これは、授業ではなくて、基本的に部活動とかその他の生徒会活動とかそういうような場合になると思います。ただ、小学校については、やはりなるべく下級生については負担を小さくするように、これは、逆に今後市長部局のほうはかなり頑張らなければいけないのではないかと認識をしております。

○議長（小長谷順二君） 以上で、青木靖議員の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第55号につきましては、議案付託表のとおり所管の委員会に付託いたします。

#### ◎議案第56号～議案第70号の質疑、委員会付託

○議長（小長谷順二君） 日程第2、議案第56号 令和2年度伊豆市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから日程第16、議案第70号 令和2年度伊豆市矢熊財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの15議題を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんので、議案第56号から議案第70号までの15議案につきましては、

議案付託表のとおり所管の委員会に付託いたします。

◎議案第71号～議案第74号の質疑、委員会付託

○議長（小長谷順二君） 日程第17、議案第71号 令和3年度伊豆市一般会計補正予算（第4回）から日程第20、議案第74号 令和3年度伊豆市温泉事業会計補正予算（第1回）の4議案を一括して議題といたします。

質疑の通告がありますので、これを許します。

議案第71号について、10番、間野みどり議員。

〔10番 間野みどり君登壇〕

○10番（間野みどり君） おはようございます。10番、間野みどりでございます。よろしくお願いいたします。

議長の許可を得まして、補正予算の質疑を通告いたします。

議案第71号 一般会計補正予算（第4回）、10款、106ページ、2の小学校費、中学校費についてでございます。

新型コロナウイルス対策事業14の41、トイレの改修工事については、どこの学校でどのような改修が行われますか。また、コロナ対策としては、通常は換気の配慮、便座の配慮などと思われそうですが、どのような改修工事ですか。新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金の充当も視野に入れてのことと思いますが、その点はどのように考えていますか。

以上です。

○議長（小長谷順二君） ただいまの質疑に答弁願います。

教育長。

〔教育長 梅原賢治君登壇〕

○教育長（梅原賢治君） トイレのことは、とても学校にとって、人にとってとても大事なことだと考えております。小学校・中学校費のことについて、教育部長より答弁させます。

○議長（小長谷順二君） それでは、教育部長。

○教育部長（佐藤達義君） それでは、お答えさせていただきます。

10款2項1目小学校管理費、10款3項1目中学校管理費の20事業、新型コロナウイルス対策事業の14節トイレ改修工事についてですが、小学校については修善寺小学校と熊坂小学校、中学校については中伊豆中学校と天城中学校、計4校のトイレ改修工事となります。改修内容としましては、便器の洋式化を行うものでございます。

トイレのコロナ対策としましては、これまでも換気扇を常時稼働させたり窓も開けながら、効率よく換気させるよう配慮しております。また、便座は放課後職員によるアルコール消毒等を行っております。今回便器の洋式化については、蓋を閉められるようになることによりまして、和式に比べ流水時の飛沫の拡散を防ぐことが目的となります。こうした効果を基に、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金の充当を視野に入れ、予算計上させてい

ただいているところでございます。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質疑はありますか。

間野議員。

○10番（間野みどり君） ありがとうございます。4校で行われるということがよく分かりました。この質問をなぜしたかという、やはり洋式化には、本当に子供たちにとって、そしてもしもの災害のときの市民の方たちのため、絶対に必要なことだと思いましたが、それに加えて、コロナ禍ですので、そこに行くまでの動線それから窓の換気それからトイレの消毒などがやはりすごい気になって質問いたしました、今答えていただきましたので、消毒のほうもしっかりとしているということですので、分かりました。また、防災の観点から、お年寄りの方が洋式ではなくて和式でなくてはどうしても嫌だという方がいらっしゃいますよね。ですので、そこら辺もこのまま配慮していただきたいと思っておりますけれども、その点もやはり配慮してくださっていますでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

教育部長。

○教育部長（佐藤達義君） トイレの洋式化は、計画的に少しずつではありますけれども進めております。今議員の御質問にありまして、例えば体育館も一気に洋式化をするのではなく、複数あるうちの1つを和式を残す等そうしたニーズも災害時の対応も含めて検討しております。

○議長（小長谷順二君） 再質疑はありますか。

間野議員。

○10番（間野みどり君） 本当に先ほど言いました、人間にとってトイレというのはもしかしたら一番大事じゃないかと日頃から思っています。なかなか小学校の再編なども難しくまだまだ課題がありますが、コロナを通して前向きに考えて、工夫しながらやっていただきたいという提案して、終わります。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 答弁は求めなくていいですか。

○10番（間野みどり君） いいです。

○議長（小長谷順二君） 以上で、間野みどり議員の質疑を終わります。

次に、14番、三田忠男議員。

〔14番 三田忠男君登壇〕

○14番（三田忠男君） それでは、3項目について質疑をお願いいたします。

議案書84ページの第2表債務負担行為補正についてです。いずれも4項目あるんですが、説明は受けておるんですが、非常に今後の伊豆市にとっての大事な項目が含まれているという判断の下、市民に向かって再度説明願いたいなという思いで質問させていただきます。

追加の4項目全てに対して、1として、導入目的あるいは内容の確認、それによって得られる市民生活上の生活向上の効果等をお伺いいたします。またその金額の算出の根拠を説明願います。その今後のスケジュール、おのおの年度が決まっていると思いますので、スケジュール等を、工程を説明願います。

2番目として、第2項、97ページになりますが、財産管理費です。

先ほど間野みどり議員の質問になりましたけれども、今度は高齢者、障害者等にとってのトイレも非常に大事だという観点から、本庁舎管理事業トイレ改修工事468万8,000円の工事内容とか場所、あるいはその結果トイレ利用者等の利便性における効果測定等をよろしくお願います。

同じく生きいきプラザの管理事業のトイレ改修工事として780万7,000円の工事内容、場所、トイレ利用者の利便性と効果。これは、前回社会進出等の男女比の割合の問題とか非常に女性のトイレが少ないとか質問等させてもらいまして、その波及効果かなと感じながら質問させてもらいます。

最後になりますが、4款の103ページ、1項1目の保健衛生総務費、これは毎回予算計上されて内容は理解しているつもりですが、新たに1番目として、土肥支所のサテライト診療所開設が出ておりますので、その目的、内容、支所の中の場所とか、その結果の地域医療向上への効果、その具体的なスケジュール、それに至った背景とか利用見込み人数等についての説明を願います。

2番目として、毎回ですけれども市内公的病院2か所、補助金等の制度の内容を、2か所じゃなくてまず制度の内容を説明していただいて、3番目として今回申請の内容と、行政として判断して補助内容を申請したと思いますが、その結果と、いわゆる行政がやっても細かい内容がよく分からないという答えになってくるんですが、幾らぐらい申請したんだけれども結果的にこの金額になったと。それに対して伊豆市としてこのぐらい補助したと、そんなような内容の説明を、3番目では求めております。

4番目として、それ以外、2病院以外に対象となるような医療機関はないのか。またあった場合は、それに対する働きかけ等を行っているのかと、そのような質問をさせていただければと思います。よろしくお願います。

○議長（小長谷順二君） ただいまの質疑に答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） それぞれの御下問には、担当する部長から答弁をさせますが、診療所に関して、土肥に対する行政サービスの在り方について私から申し上げたいんですが、4町が合併して伊豆市ができ、基本的にいろんな機能が今本庁に集約されつつあります。これはもう議員も確認されていることだと思いますが、ところが、この市役所から出ると、時間的には、土肥の小下田と熱海と同じくらい時間がかかるわけです。つまり伊豆市が抱えている

行政管轄地域は、伊豆半島北部が全部合併してもおかしくないくらいの地理的な関係にあるわけですが、そうすると、やはり土肥地区だけは行政サービスを、きちっと測っているわけではありませんが、0.5戸単位、つまり伊豆市は行政機関の1.5戸単位を確保して、1は本庁に、0.5は土肥に置かざるを得ないというのが我々の地域特性。ただ、その中で、機能によって、もし隣接する市町が、例えば戸田の皆さん、例えば西伊豆の皆さんが使うことができるような行政サービスがあれば、それは我々としても歓迎してもよいのではないかと考えているわけです。

ただ、医療については、逆に我々が西伊豆病院にお願いしていることもありますし、それから、伊豆半島は戸田から南は地域医療振興協会が多いです。戸田、西伊豆、安良里、今井浜。そこに伊豆赤十字病院が、院長が自治医大のOBということで、かなり実態的にはそのネットワークに入って一緒にやってきたわけです。人事はずっと固定されるものではありませんから、そのような背景でなんとかここまで伊豆市としても頑張ってきた地域医療を、将来、より難しくなる中でどのように確保していくかと極めて大きな問題です。その中で、1つなんとか、まずは土肥地区の皆さんの、土肥に1診療所、八木沢に1診療所として、公設民営の土肥クリニックに少しでもまずは補強できないかということで、まだ試行的にということになるかと思いますが、全体の背景としては、そのような観点から今この事業を検討しているところです。

○議長（小長谷順二君） それでは、総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） それでは、私のほうから、債務負担行為の補正について答弁をさせていただきます。

まず、議案書の84ページを御覧いただきたいと思います。

こちらに、債務負担行為の補正ということで4つありまして、上2つが総合政策部の所管ですので、この2つについて説明をさせていただきます。

まず、第2表の1つ目、伊豆総合高校の土肥分校の下宿運営費事業補助金の令和4年度入学者分についてでございます。こちらにつきましては、令和2年の9月議会でもお認めいただきました同補助金の令和4年度入学者分に係る債務負担行為の設定となっております。伊豆総合高校の土肥分校の魅力化事業といたしまして今年度から取組を始めました下宿運営事業補助金につきましては、令和4年4月入学予定の生徒5人が卒業するまでの3年間分、3年間にわたって補助する必要があることから、債務負担行為を設定するものとなります。

内容といたしましては、下宿運営協議会に対しまして、下宿運営費補助金として年240万円を令和4年度から6年度までの3年分、合計720万円を限度額として設定をしております。

なお、今年度から受入れのための準備を行う必要がありますので、年度設定といたしましては今年度を含めた4年間、令和3年度を含めた4年間となっておりますが、今年度の支出はございません。

それから、債務負担行為を設定することによりまして、入学者数の減少により存続が危ぶ

まれている伊豆総合高校の土肥分校の魅力化のための取組を複数年にわたり継続的に実施することができますので、下宿生と地域との交流事業など、取組の幅が広がる効果があるのではないかと考えております。

それから、金額の算出の根拠でございますが、月額8万円の下宿代のうち半分の4万円を光熱費、それから下宿の運営費などという名目で運営費補助分として補助することといたしまして、1人につき1年間で48万円。5人の下宿を想定しておりますので、年間240万円となりまして、卒業までの3年間分が合計720万円ということで計上をさせていただいているところです。

それから、事業の実施スケジュールということでございますが、令和4年度入学生の募集を本年この議会後から議決いただきましたら、本年秋以降から本格的に募集を実施いたしまして、新年度に入りましたら、4月以降下宿する生徒が決まった段階で運営協議会からの補助金申請を提出していただいて、補助金を交付するという流れになっております。

それから、2つ目のバス路線維持事業補助金の中伊豆線分についてでございます。こちらは、伊豆箱根バスの今年度末の中伊豆線からの退出に伴いまして、伊豆市の自主運行とするため、令和4年度分の運行に対する補助金を債務負担行為として設定をするというものでございます。こちらも支出の年度は令和4年度なんですけど、今年度中から来年度の運行事業者の選定を行う必要がございますので、期間といたしましては令和3年度から4年度の2か年という形で期間の設定をしてさせていただいております。

それから、債務負担行為を行うことによりまして次年度の運行事業者を今年度中に選定することが可能となりますので、中伊豆線が途切れることなく、利用者に御不便をおかけしない形で自社運行から自主運行に移行することができるということが効果と考えております。

それから、金額の算定根拠につきましては、これまでの運行実績を基に最新のキロ単価ということで積算をしております。

最後に、事業の実施スケジュールですが、こちらにつきましては、今回の議案の議決後に定期運行路線バス運行事業者から見積りの徴収を行いまして契約予定業者を決定いたします。その後、公共交通会議の承認を得て令和4年4月1日付の契約の締結、それから運行開始をする予定でございます。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 次に、総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 私からは、債務負担行為表の3つ目と4つ目のアウトソーシングの関係について答弁させていただきます。

まず、包括的アウトソーシングについてでございます。目的・内容ですが、この業務委託につきましては、民間事業者のノウハウを活用した効率的な業務の遂行、市民サービスの安定と向上、行財政改革の実現を図るため、現在会計年度任用職員が行っている主に窓口業務や各課の事務補助に関する業務などを、令和4年度から包括的に委託することを目的に債務

負担行為を設定するものでございます。令和4年度からの業務委託を開始するには、今年度業者選定のためのプロポーザルを実施する必要があります。あわせて、予算の裏付けが必要となりますので、今年度から契約期間の令和8年度までの期間について、債務負担行為をお願いするものでございます。

なお、歳出予算の計上につきましては、事業実施の令和4年度予算から毎年計上していくものでございます。

2つ目の市民生活への効果でございますが、現在総合案内業務も委託する予定でございますので、特に窓口における市民サービスの安定と向上が図れるものと考えております。

3点目の金額についてでございますが、まず令和4年度、初年度につきましては、主に市民部の窓口業務。随時次年度以降、福祉関連業務なども徐々に増やしていきたいと考えておりますので、まずは会計年度任用職員の人件費等、あとマネジメント料としての諸経費を見込んで、令和8年度までに5億7,852万1,000円を計上してございます。

スケジュールにつきましては、この9月補正をお認めいただいた後、10月中に公募をかけてプロポーザルを実施し、年内には業者を決定したい。年明けに契約し、令和4年4月に業務実施できるように準備をしまいたいと考えます。

次の包括施設管理業務委託の債務負担でございますが、こちらは、公共施設に係る保守管理業務など施設管理をしている所管課がそれぞれ業務ごとに現在委託をしてございますが、それを一括して、業務の効率化や保守管理の質の向上を図るため一括して委託をする。これも、令和4年度から包括的に委託することを目的に債務負担行為を設定させていただいております。

2つ目の市民生活等への効果ですが、包括的に業務委託することで安定した施設管理ができ、施設を利用する市民の方にとって効果があると考えます。あわせて、施設管理業務に携わっていた職員も企画立案などの政策形成に関するコアな行政業務に専念できることとなりますので、市行政全体として市民サービスの向上に効果があると考えます。

3点目の金額についてですが、現在委託を实际しております225の業務、こちらの委託料の予算を基に委託業者側のマネジメント料などを加算した金額を計上してございます。5年間で総額6億2,821万円を見込んでおります。

スケジュールにつきましては、包括的アウトソーシングと同じく考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 財産管理費は。

○総務部長（伊郷伸之君） 失礼しました。財産管理費のトイレ改修でございます。

まず、1点目の本庁舎管理事業のトイレ改修工事でございますが、本庁舎につきましては1階と2階の男女の和式計4台ございます。これを洋式化します。あわせて、1階、2階の男女に現在洋式便器が4台あります。その便座を、リモコンで蓋の開閉ができるように取り替えるものです。なるべく手の接触をしないという目的でございます。

2つ目の生きいきプラザでございますが、こちらも和式を洋便化するものでございます。1階、2階の女子トイレ、合わせて和式が6台あります。このうち4台を洋式化します。同じく1階、2階の男子トイレの和式のそれぞれ1台ずつ計2台を洋式化します。併せて、本庁舎と同じように1、2階の設置済の男女洋式便器6台、こちらの蓋をリモコン式での開閉ができるように取り替えるものでございます。

利便性としましては、いずれも排水の際の飛散減少やトイレ機器の体への接触機会が減少するということで、トイレを使用する際のコロナウイルス感染症対策になると同時に、高齢の方や子供の方が利用する上でも、洋式化することで利便性の向上につながると考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 次に、健康福祉部長。

○健康福祉部長（栗山信博君） 私からは、4款1項1目保健衛生総務費の地域医療対策事業について答弁させていただきます。

まず、初めに土肥地区におけるの事業ですが、市内診療所の医師の高齢化が進む中で、市内でも特に高齢化率が高い土肥地区の今後の医療体制が脆弱となることが危惧されるため、伊豆市版地域医療対策モデル事業として医療体制を強化したいと考えております。事務所は土肥支所5階の旧保健センターをサテライトオフィスとして活用し、事業の内容は24時間体制の訪問看護と遠隔診療を融合させた事業を展開したいと考えております。地域医療向上への効果につきましては、看護師の訪問時にタブレット等を用いて遠隔診療を行うことで、中心地から離れた地域に居住する市民にとって有効的な医療体制を構築できると考えております。

今後のスケジュールにつきましては、10月から訪問看護事業を開始し、タブレット等の使用環境が整い次第オンライン診療を進めてまいります。

利用見込み者数ですが、事業運営主体の伊豆赤十字病院の計画では、月に50人程度で年間延べ600人程度の利用者を見込んでいると聞いております。

次に、市内公的病院等補助金ですが、この補助金は公的病院の運営費に対する補助金で、対象の病院は、伊豆赤十字病院とJA静岡厚生連リハビリテーション中伊豆温泉病院の2病院となります。補助額は国が定める特別交付税に関する省令における不採算地区公的病院等への助成に要する経費として、所定の定額に稼働病床数に応じた基準単価を乗じたものを加えた額などとなります。申請内容についてですが、今回の補正予算が承認された後申請を受理しますので、今年度の申請は、現在はされておられません。つきまして、昨年度の補助内容につきまして御説明させていただきます。また、申請時の内容と実績時の内容はほぼ同様となります。

伊豆赤十字病院につきましては、医師や看護師の確保をはじめ、救急医療体制の強化や小児医療及び婦人科医療の充実を図るための事業費の補助として交付しました。中伊豆温泉病

院につきましては、医療体制の強化、専門外来の充実、医師確保、安全安心な医療提供体制を図るための手術体制の確保等に対して補助金として交付しました。申請時との金額の割合につきましては、伊豆赤十字病院が86.96%、中伊豆温泉病院は56.95%となっております。

申請の対象につきましては、市の救護病院に指定された公的病院等と定めており、伊豆赤十字病院と中伊豆温泉病院のみとなっております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質疑はありますか。第2表からいきましょうか。

○14番（三田忠男君） 第2表も本来1個ずつやりたいんですが、まとめて言わないと3回あれですね。細かくは委員会等で質問させていただきますので、確認事項だけにさせていただきます。

伊豆総合高校等について、下宿代8万円というのは高いなと一瞬思ったんですが、食事と言うんですか、食事付きの下宿と理解してよろしいのかどうか。

2番目のバス路線については、1年間でこの金額と説明を受けたような気がするのでその確認と、いわゆる今度の事業者の募集は現在運行しているバス会社のみで、新規参入とか新たな会社をつくる等については対象外。もっと具体的に言えば東海バスとか伊豆箱根バスとか近隣で箱根登山バスとかある、今路線をやっている業者のみの募集だという理解をしてしまっているんですが、そうなのかどうかということです。

そして、3番目のアウトソーシングのところなんですけれども、ここで危惧していたのは、今現在働いている任期付等の人たちの雇用が確保されるかどうかという点がちょっと気になったものですから、アウトソーシングをしても、その人たちは継続的に雇用されていくのかなというようなイメージがあるんですけれども、いわゆる働き手の募集とかそんな内容を確認したかったと。

部長が説明した窓口ということで、市民生活をイメージするんですけれども、今後福祉的なというイメージも述べたような気がして、そこにはいわゆる専門職等が、今福祉がどんどん変わっていますので行政の職員も大変だなと思いつつ見ているんですが、そういったアウトソーシングの中に専門職を活用して、うまく質の向上を図るというやり方もあるのかなと思いついて、そういった人たちもあって、いわゆる行政規格とは別の専門性の視点から見ると市民サービスというのもこのアウトソーシングの中に入るのかどうかの確認をさせていただきます。

包括的なところについては、特に今回はなくて、細かい点はまた質問させていただきます。

以上3点について、お願いできますか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） それでは、ただいまの御質問についてお答えをさせていただきます。

まず、1つ目の御質問、食事付かということなんですが、積算の考え方といたしまして、食事相当分が4万円、それから光熱費とか下宿を運営する分が4万円という積算の中で8万円というふうな積算になっておりまして、食事のほうも食事付きの下宿となっております。

それから、バスのほうですが、バスにつきましては、議員のおっしゃるとおり1年分の経費、金額となります。

それから、3つ目のバス会社の考え方、対象事業者の考え方なんですが、こちらにつきましては先ほどもちょっと御説明いたしましたが、定期運行路線バス運行事業者ということで運輸支局から許可をもらっている会社が東海バスさんと伊豆箱根バスさんということで、その2社に対して見積りを取らせていただいて業者選定を行うという形になっております。それ以外の業者を入れてというのは今のところ考えていなくて、あくまでその2社で選定を行いたいと考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） もう一つありますよね、雇用の関係。

こちら、総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） アウトソーシング、まず窓口業務の現在の市の会計年度任用職員につきましては、数社の業者をサウンディングしました。当然現在やっている業務についても一定のノウハウを持っていますので、業者としても当然活用というか継続したいという意向は言うておりました。ただ、仮に公募をしたときに全ての業者がそういう考えかどうか分かりませんが、当然市としては、引き続き雇用をしていただくようお願いをしております。

あと、福祉部門ということなんですが、まず、令和4年度は主に市民部の関係の窓口を考えております。それ以降やはり健康福祉部の窓口業務も入れていきたいということで福祉と言ったんですが、例えば保健師のような専門職について、その業務を委託するということは、この5年間では見込んでおりません。あくまでも行政手続的なものについて委託をしていきたいということでございます。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質疑はありますか。

三田議員。

○14番（三田忠男君） 質疑ですから意見は言えないので質疑に限界があるのですが、アウトソーシングのところで、いわゆる財政効果みたいな、金額の何パーセントぐらい減額だとか何パーセント財政効果があるみたいな点が1点と、包括的なアウトソーシングと包括的な施設管理業務の関連みたいなところでアウトソーシングと包括業務もアウトソーシングの中に入ってきてもいいのかなみたいなイメージをちょっと持っていたんですけれども、同時にやる関連性みたいなことをちょっと説明願えますでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） これは長年の課題でして、私が市長になった頃、職員も減らしたし給料も下げたし、やるべきことの反対をやってきたわけです。雇用を増やしたい、所得を増やしたいと市長が言っているのに、雇用を減らし所得を減らしてきたわけです。それから、人口当たりの伊豆市の正規職員数がなぜこんなに多いんだと、近隣市町と比べてみろと。ところが、近隣市町で正規職員が少ないところは臨時職員で大量に補填していたわけで、これは社会の構造として必ずしも適切ではない。とにかく、コストカットで相当、十数年前、事業仕分でしたか、とにかくいろいろなコストカットが第一優先課題だった時代がありました。

それから、もう一つは小さな自治体での人材確保、1つは、伊豆市のようなところでは技術系はなかなか確保できない。あなたは道路の専門、水道の専門のように、県や国でしたらそれでできるんですけども、なかなか技監を専門的に育成できない。それから、もう一つの問題は、今度はいわゆる行政事務のところ、法律に基づく業務がメインなところがあるわけです、これも市民とか税務とか福祉とか。3年ごとに異動させますから、伊豆市役所内を見ていると、市民部から建設課に行けば、人事異動じゃなくて別会社です。全く別の会社に異動するようなもので、当然職員は自信がつかない、スキルも伸びない。こういったマトリックスを解くためには新たな手法のほうがいいのではないかと。つまり、特定の会社に入っただけでなくことによって、その正規社員になるわけですね。今までであれば、臨時職員とか会計年度とかの職員さんがその会社の正規職員になるわけです。例えば市民課なら市民課でスキルを上げたら、そのときに周りの市町が整っていればですけども、例えば伊豆市から伊豆の国市に人事異動する。同じ業務を続ける。また伊豆市に戻っていくこともできるわけです。つまり、その会社の中で、ほとんど国の制度に準ずるルーティーンとしての行政事務の能力は上がっていく、身分も安定していく、そういった手法を今取り入れようとしているわけです。

先ほど申しあげましたような専門の技監のような育成は、1つは県が大量に人材をプールして小さな自治体に派遣する制度も今検討されているようですけれども、そこはどのような手法が望ましいのか、これからも試行錯誤していくことになろうかと思えます。いずれにしても今国でも制度を大きく変えているように、言葉は悪いんですけども人材の使い捨てと見られがちのような派遣社員の制度の歪みが出ていることは確かですし、これから、うちの地域、地方の中山間地の公務員というのは、もっと取れなくなる時代で、やはり新たな手法を取り入れていかなければいけない。これをまず導入して、一気に全部やるのではなくて、まずは導入、着手をして、そして、そのほうが効果的と思われる職域に広げていきたいと、このように考えています。

○議長（小長谷順二君） 総務部長、補足ありますか。よろしいですか。

再質疑はありますか。

それでは、財産管理費の件について再質疑はありますか。

三田議員。

○14番（三田忠男君） 和式が洋式になると、便利性が上がると、それでコロナ対策にもなると、分かりました、そのとおりだと私も思っております。そこで、若干希望的なことも含めながら質問させていただきます。

ウォシュレット化はしなかったのか。まずは、なぜしないのかとか、あるいは基準は分かりませんが、トイレの面積が非常に狭くて今の体格に合わない狭い仕切りがあるんですが、この面積要件を広げるようなことは、財政的に大変かなと思いつつもあえて質問させていただきますが、ウォシュレット化の問題と面積みたいな区切り、壁を広げるような工事は想定できないのでしょうか。できなかったのでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） ウォシュレットにつきましては、洋式化する便器につきましては、ウォシュレットになります。

1つのトイレのブースというか広さにつきましては、現状和式を洋式にするということでは変わらないんですが、一部生きいきプラザでは、現状和式トイレにお子さんを座らせることができるようなのがついているのがあるんですが、そこにつきましては、一部2つのトイレという個室を大きく1つにして、しっかりお子さんが、よく言う座っていただけるような、待っていただけるようなものをつけます。ですので、1、2階とも1か所ずつ2つの和式を1つの洋式のブースにするという工事を行います。

○議長（小長谷順二君） 再質疑はありますか。

三田議員。

○14番（三田忠男君） 最近では、いわゆる立ち便器がない男性トイレ、今の子供たちは家で座ってやるそうだから、立ちトイレが要らない所があるみたいで、面積要件の質問の中に、今は例えば2階のトイレを考えると立ち便器がたくさんあるんですが、座ってやる人がこれから増えつつあると思うんですね。そうすると、面積を広げても今の立ち便器のところには影響がないもので、もっと面積を広げてもいいんじゃないかなと思ってそういう質問をさせていただきましたけれども、面積要件も加えてもらえると助かるなということで、考えてもらったかどうか。いかがでしょうかという質問にさせていただきます。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 男性の小便器のほうだと思うんですが、今回ちょっとそこまでは改修しないんですが、将来的な、ニーズも正直言ってつかんでおりませんので、1つにちょっと研究をさせていただきたいと思っております。

○議長（小長谷順二君） 以上ですね。

それでは、保健衛生費について再質疑はありますか。

三田議員。

○14番（三田忠男君） 訪問看護ステーションが中心になるようなイメージだったんですが、私は診療所と聞いたものですから、ここで先生等の診察等の行為があるのかなと思いながら質問させてもらったんですが、医師との関わりがここではどういうふうになっているのか。外来等が行われるのか。もし行われるならどんな科目かということで、業者という言葉が出たんですが、既存の業者なのか新たなところが入る予定になっているのか説明願えますか。

そして、公的病院等についての補助金の問題ですけれども、救護病院等の指定ということは、国の基準と違って伊豆市が独自に決めた規定かなと私は理解しているんですが、それではよろしかったのかどうか。国がもっと幅広く補助金要項になっているんじゃないかと私の理解なんです。この金額の差額というのは、公的病院が例えば2億円の内容を申請したときに、伊豆市としては、2億円じゃなくて1億5,000万円で、こういう内容で申請させてくださいということになっているのか、それとも、2億円はそのまま認めて申請して、その結果として国から交付金でまとめて来るようですので、じゃあ、2億円がちゃんと余分に入ったかということが根拠がなくて、10分の幾つかの割だと思っんです。自分たちが、伊豆市が残りの割合を負担できる範囲でこの金額設定をしたのか、そういった点の質問だったものですから、3と4が、もうちょっと説明してもらえると助かるなと思います。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（栗山信博君） まず、診療所につきましてですが、先ほども答弁させていただきましたが、訪問看護をした際に、そこへタブレットなどを持っていきオンラインで病院の医師が診察するというようなことを考えております。あと、訪問看護だけで賄えない場合につきましては、例えば市民に、集会所とか、これはこれからの話なんですけれども集まっていいただいて、そこへ看護師が行き、何人かを一遍に診療するというような方法も検討していきたいと考えております。ですので、土肥支所は、診療所としての機能というよりも訪問のサテライトの事業所として立ち上げるような形になります。

補助金のほうにつきまして、救護病院のほうですが、伊豆市の防災計画の資料についております救護病院ということで行っておりますので、そちらのほうの救護病院が今現在伊豆赤十字病院と中伊豆温泉病院となっておりますので、その2病院となっております。

あと、補助金につきましては、先ほど申し上げました交付税の基準額がございます。例えば不採算病院ですと、伊豆市の病院ですと第二種というものに当たるわけですけれども、そちらのほうは、定額が2,054万円に病床1病床当たり113万8,000円という金額を掛けたものを加えた額となりますので、そこが上限となりますので、先ほど申し上げた率は、申請額に対して上限額の率というような形でございます。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質疑はありますか。

三田議員。

○14番（三田忠男君） 土肥のサテライト診療所という、遠隔診療等の条件の中に、診療所でなければいけない。つまり私のイメージでは、土肥の現地の訪看さんが患者さんのところに行って、タブレット等でこちらの病院の先生に画像を見せて、じゃあ、これはこう処方しようねと。必ずしも診療所でなくてもいいと思うんですよね、法的な根拠。在宅でそれをやってもいいと。じゃあ、なぜそれを診療所にするかということなんですよね。

診療所という、普通先生がそこで診る場合は、ちゃんと法的に診療所を開設しなきゃいけないから開設するんですけれども、訪問看護ステーションならば、そういった訪看の設備は整える必要はあるんですけれども、診療所という言葉を使う必要が何もないような気がしたんですけれども、なぜそこでそういった診療所になったのかというのがちょっと分からなくなりましたけれども、再度説明願えますか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（栗山信博君） 議員おっしゃるとおり、診療所という名称はふさわしくないのかなと思います。すみません、こちらのほうは、まだ決定ではなく、このモデル事業と別に、伊豆市版の地域医療検討会というのも立ち上げたいと考えております。その中には、医師、看護師、薬剤師、PT・OT、あるいは福祉関係者に構成員となってもらいまして検討のほうを進めていきたいと思っております。その中で、土肥のそこの事務所が、どのような名称がふさわしいのかということも併せて再度検討したいと思っております。

なお、そこの事務所は、先ほども申し上げましたが、訪問看護ステーションのサテライトとして伊豆赤十字病院さんのほうが県のほうへ届出をして、事業所として実施をいたします。以上です。

○議長（小長谷順二君） 以上で、三田忠男議員の質疑を終わります。

ここで、11時まで休憩とします。

休憩 午前10時52分

再開 午前10時59分

○議長（小長谷順二君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

議題となっております議案第71号から議案第74号までの4議案につきましては、議案付託表のとおり所管の委員会に付託をいたします。

#### ◎議案第75号の質疑、委員会付託

○議長（小長谷順二君） 日程第21、議案第75号 伊豆市過疎地域の持続的発展の支援に伴う固定資産税の特例措置に関する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の通告がありませんので、議案第75号につきましては、議案付託表のとおり所管の委員会に付託いたします。

◎議案第76号の質疑、委員会付託

○議長（小長谷順二君） 日程第22、議案第76号 伊豆市過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題といたします。

質疑の通告がありますので、これを許します。

14番、三田忠男議員。

〔14番 三田忠男君登壇〕

○14番（三田忠男君） 議案第76号 伊豆市過疎地域持続的発展計画の策定について質疑を行います。

以前は土肥地区のみが過疎地域に指定されていたような気がします。また、伊豆半島では下田市になったのでしょうか。それと同じように、今回伊豆市も過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の指定に至ったということですので、その経緯を説明願ひ、その上で、この指定を受けることにより、受けないときの伊豆市の市民生活、つまり過疎地域の特別措置の枠に入ったことによって市民生活がどのように変化するのか説明願ひたいと思います。

3番目の財政面についての影響も説明願ひたいということについては、財政的には非常に厚くなるというような感じを私は抱いているものですから、どのようになっていくのかと。その結果が、4番目として、第2次伊豆市総合計画基本構想、あるいは後期基本計画をつくるときには、それが分かった上でこの計画に反映されているのか、それとも、この基本計画の交渉等については過疎地域全体のところはイメージがなかったのか、あるいは過疎地域というところからさらに発展させようとしてこういった計画をつくっていたか、その関係性にお伺いさせていただきます。

以上です。

○議長（小長谷順二君） ただいまの質疑に答弁願ひます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 総合政策部長に答弁をさせます。

○議長（小長谷順二君） それでは、総合政策部長。

総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） それでは、御質問についてお答えをさせていただきます。

まず、1つ目の御質問でございます指定に至る経緯でございますが、こちらにつきましては、このたびの伊豆市が全域の過疎の該当になった経緯といたしましては、本年4月に施行された新たな過疎法である過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法において、人口要件それから財政力要件において要件に該当すると判断されたことによるものとなります。

それから、2つ目の御質問、指定を受けることによる市民生活への変化、影響、それから3つ目の財政面での影響についてにつきましては、一括してお答えをさせていただきます。

伊豆市が過疎地域の指定を受けることによりまして、日常生活において何らかの規制を受けることなどの影響はまずございません。ただ、過疎地域となることで、先ほども議員の御発言にもありました法に基づく財政支援措置だったり、例えば交付税の措置が大きい過疎対策事業債の発行が全域で可能になるなど、財政面においても、僅かではありますが、市の負担軽減が図られるものと考えております。

それから、4つ目の御質問の総合計画の基本構想、後期の基本計画との関連はどうなっているのかという御質問でございますが、後期基本計画との関連でございますが、過疎計画の基本方針を総合計画の基本構想の重点目標と合わせております。したがって、総合計画と一体となってまちづくりを進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質疑はありますか。

三田議員。

○14番（三田忠男君） 特段の規制等はないということですが、届けとか、あるいは報告とかで義務化されたものというの増えないんですか。

○議長（小長谷順二君） 1つでいいですか、質問は。

○14番（三田忠男君） はい。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） 特に義務化されたものはありません。過疎の対象でいろんな報告だったり調査ものとかは当然ございますが、義務として何らかの届出をしなければならないとかというものは特にないと考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質疑はありますか。

三田議員。

○14番（三田忠男君） 最後になります。

いわゆる過疎の地域を守り発展させるために、こういった法律が何度か改正されるような理解をしているんですが、そうしますと、過疎というところが妥協しなければいけないみたいな、そういう規定にはなっていないでよろしいんですか。あるいは、先ほど言った人口要件、財政要件が過疎の対象にならなければ、過疎地域からまた外れるという理解でよろしいんでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） 今回の過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法とい

うことなものですから、当然過疎からの脱却が図れば良いと思いますが、なかなか難しいと思います。ですので、現状の中で、持続的に地域を存続していかなきゃならないという取組を支援していくための法律でまずこれ法律があると思います。今後、財政面、人口が急激というか、人口が今後増えていったり、それから財政力指数が要件を当然超えていけば、過疎地域の該当からは当然外れるものと考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 以上で、三田忠男議員の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第76号につきましては、議案付託表のとおり所管の委員会に付託いたします。

#### ◎議案第77号の質疑、委員会付託

○議長（小長谷順二君） 日程第23、議案第77号 財産の減額譲渡についてを議題といたします。

質疑の通告がありますので、これを許します。

初めに、7番、杉山武司議員。

〔7番 杉山武司君登壇〕

○7番（杉山武司君） 7番、杉山武司です。議案第77号 財産の減額譲渡について、質疑をいたします。

旧月ヶ瀬幼稚園の減額譲渡についての説明がありました。公募型プロポーザルによる随意契約とのことですが、どのような経緯をもって減額としたのか。さらにその減額の算定の根拠と公募型プロポーザルとはどのような契約書なのか、市民にも分かるように説明をお願いします。

○議長（小長谷順二君） ただいまの質疑に答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 総務部長に答弁をさせます。

○議長（小長谷順二君） それでは、総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） まず、議案の減額譲渡に至った経緯でございますが、旧月ヶ瀬幼稚園は、廃園後、市としても有効活用の方法が見いだせなくおりました。令和2年には、未利用財産の処分として民間への売却を選択し、一般競争入札に付しましたが、月ヶ瀬幼稚園以外にもあと1件物件がございまして、計2件の一般競争入札については、入札参加者がございませんでした。

近年、未利用財産の売却に当たっては、市が設定する最低売却価格ではなかなか売却できておりません。当施設は築35年たっておりますが、まだ利用できる状態ですので、今回本年6月に公募型プロポーザル方式を採用し、本物件のほか3物件、計4物件について、土地や

建物を利用した事業提案等希望価格について公募をいたしました。結果、本旧月ヶ瀬幼稚園のみがまた1社のみの応募でありましたので、7月に庁内の審査会で審査した後、本議案の相手方を事業候補者として選定いたしました。

金額、減額の算定についてでございますが、今回の売却予定額は、応募者からの提案による希望価格でございます。応募者からは事業費を850万円と設定されており、旧月ヶ瀬幼稚園を研修センターとして活用するための改修費などの諸経費に350万円かかるとの見積りから、購入希望価格を500万円という提示が示されました。市では、売却金額の下限を設けてはおりませんでした。審査の結果、市が策定している総合計画の前期計画でも掲げております市内業者の留置、そして事業展開の支援、これら施策にも合致する事業提案であると判断し、希望価格での売却を決定するものでございます。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質疑はありますか。

杉山議員。

○7番（杉山武司君） 一般的なプロポーザルの実施フロー、公表までの流れですけれども、まず所管部局においてプロポーザル方式の実施意思の決定をします。そして、その後、契約部局においてプロポーザル方式の可否を検討し、所管部署に戻してプロポーザル方式の実施の決定を経て、所管部局で実施手続・募集要項等の案の作成に入ります。その後、選定委員会等で、実施手続・募集要項等の決定をします。その後、所管部局で、プロポーザル実施の公表、募集要項等の公表をします。これが、公表までの一般的な流れと言われております。このプロポーザルの周知の方法、7月、6月に周知をしたということなんですが、その方法とその期間について、改めて説明願います。また、この案件についてのプロポーザルの実施要領というのはいかがですか。存在すると思いますけれども。それから、プロポーザル方式では、提案内容に加えて、事業実施方針、実施体制、実績、地域貢献度などが判断材料とされていますが、どのような内容だったのか説明をお願いいたします。

さらに、公募の適正化と選定についての協議等の会議体が開催されたのか。先ほど庁内であったと、7月にあったと言われておりますけれども、開催されたのであれば、その提案についての評価はいかがだったのか説明を願います。

○議長（小長谷順二君） 4点ほどありましたけれども、それでは、答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） まず、今回のプロポーザルの周知方法ですが、市のホームページに掲載してございます。また、周知期間ですが、本年6月8日から6月28日までを申込み期間としております。

なお、6月18日から7月9日までを提案書の提出期間としております。

また、プロポーザルの応募要領につきましては、ホームページに当時は載せてございましたが、現在は見えるか確認はできないんですが、4物件についてのプロポーザル方式による

市有財産売却の御案内ということで作成してございます。また、審査につきましては、庁内、副市長以下職員によります委員、合計6名による市有財産の売却等に係る提案審査会という審査会を設けて審査してございます。その審査の内容ですが、事業内容として、成長性、採算性、地域の活性化、地元雇用への貢献、資力信用、実績等々10項目について各10点ずつの配点で、100点満点で審査をしてございます。その結果、今回この100点満点中全員が50点以上でございましたので、審査会としては合格という結果になっております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 市長。

○市長（菊地 豊君） とてもいい機会ですので認識を共有したいんですが、議会でもこれまで幾度も繰り返し申し上げてきたとおり、伊豆市は市有施設が極めて多い、そして極めて老朽化している、なんとか処分を加速させたい、市が持ち続けることが一番コストになっているという状況にございます。その中で、処分の仕方として、10年ぐらい前でしょうか、議会からは、ちゃんと条例をつくって審査を分かりやすくしろという御意見もあったんですが、1つ1つの施設が全部違いますから。しかも、造ったときの目的で使うわけではない。つまり、全ての施設が目的外使用になるわけです。そうすると、条例で安定化して、新しい土地に広く工業団地を造るようなものであれば、条例化して一定の条件というのがあると思うんですけれども、1つ1つのケースが全部違うものですから、それぞれ議会にお諮りして、議会で検討していただきたいということを申し上げてきました。

その中で十数年間やってきたんですが、やはり引き受けていただけない物件があまりにも多い。公募するたびに空振り。今回も、4件のうち幾つかはただでも引き取らないと言われるぐらい、本当に引き合いが少ないんです。そこで、この施設についてはこういう方向で使っていただきたいということも通りませんので、自由に使ってくださいと。その中で提案してください。その是非についてはこちらでしっかり審査しますというところまできて、なんとか今回は4分の1件引っかけたという状況なんです。

そこで、どのようなことに保留をしたいのか。もちろん不安全なものとか周辺環境を阻害するものというのは、当然我々は条件の中で阻害するわけですが、さらに議会の御意見として、どのようなものについてはブレーキをかけるべきだとか、あるいは保留するべきだとか、そんなことがございましたら、ぜひ参考にさせていただきたいです。

○議長（小長谷順二君） 再質疑はありますか。

杉山議員。

○7番（杉山武司君） 実は、私は減額譲渡を否定するわけではありませんけれども、この議案が出たときに、広報紙であるとかホームページの中で、この公募の周知がどうなっているのか探したんですけれどもないんですよ、見当たらない。その代わりに平成30年7月に、伊豆市戸籍電算システムのプロポーザルの実施要件があったんです。しかし、つい最近のが見当たらない。これはどうなっているのかなということで質疑をさせていただきました。です

からどこにあるのかなというのが分からなかったんです。どういう内容でプロポーザルが行われたかということも全然分からない。

そして議案上程のときに、説明の中では、私の聞き間違いじゃなければ、建物評価は110万4,000円が減額価格では88万円で、9.4%弱の減額をしたと。土地の評価は、1,441万6,000円が、坪単価6万9,980円が減額価格では2万円で412万円、71.4%の減額になりましたということなんですけれども、建物は、先ほど相手から、総額では850万円で、開業資金みたいなどで350万円要るので、残りの500万円ということがあったんですけれども、これつじつまを合わせたような412万円と建物が88万円で、ぴったり500万円なんですよね。これを見たときに、そういった説明が冒頭なかったものですから、ぴったり500万円というのが計算のときになんでかなという疑問を感じたものですから説明を求めたわけなんですけれども、いま一度詳細な説明を、減額に至った計算、もう一回説明していただけますか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 先ほど申しましたとおり、伊豆市としては、売却価格の下限というのは設けておりません。あくまでも当初売却に付したときの市の基準価格、今議員がおっしゃったとおり土地・建物で1,552万円という数字です。今回は利用方法も含めて売却額の希望価格を申し出ていただくようなプロポーザルですので、88万円と412万円に至ったそれぞれの根拠というところまでは市としては求めておりません。88万円と412万円、合計で500万円という提案でございました。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 市長。

○市長（菊地 豊君） これも本当に何としても早く市有財産の処分は進めたいものですから、考え方をここで御説明しておきたいんですが、私は、少なくとも一度公募して引受け手がなかったところは積極的に随意契約でいいと思うんです。公募型のプロポーザルも契約形態としては随意契約になるんですが、さはさりながら、やっぱり複数のところに対して、今まさにあったようにオープンに公募しましたよということでやはり行政手続として求めるわけです。しかし、1回もしくは数回公募して引受け手がないところは、正直言って価値が低いわけです。我々としては早く処分したい。であれば、伊豆市から頭を下げて、ここを使ってくださいというのが論理的には普通に起こり得るわけです。

そうすると、公募しまして3社ありました。1社結果的にありましたではなくて、こちらから、どうか使ってください。近隣であるとか、あるいは業態が似ているとか、あるいは投資していただける可能性のある業種だとか、そういったものをむしろ我々が探して、頭を下げてお願いして使っていただくということも進めないと、今のペースでいったらとても望むべきスピードで処分できそうもないということがございます。

これは今の案件の説明ではありませんが、そういった今のような議論がこれからも多々起

こると思いますので、むしろやり方をしっかり変えて、そして、それを皆さん、議会の皆さん、市民の皆さんに説明することによって透明性を確保しながら進めないと、ずっと入札、公募、入札、公募では、あまりにも行政のエネルギーがかかり過ぎると思っております。この件については、まだ議員が御質問がございましたら、ぜひ委員会のほうでただしていただければと思います。

○議長（小長谷順二君） 以上で、杉山武司議員の質疑を終わります。

次に、9番、鈴木正人議員。

〔9番 鈴木正人君登壇〕

○9番（鈴木正人君） 9番、鈴木正人です。通告に基づき議案質疑を行います。

議案第77号 財産の減額譲渡について、つい今し方の杉山武司議員と同じ件名になりますけれども、重複するところもあると思いますが、再度確認のため伺いたいと思います。

市長に答弁を求めます。

以下、伺います。

①減額譲渡の提案となった経緯とその法的根拠を伺う。

②選定方法に公募型プロポーザル方式を選択した理由を伺う。

③伊豆市市有財産の売却等に係る提案審査会の審議結果の説明を願う。また、併せて委員の構成についても伺う。

答弁につきましては先ほどの杉山武司議員に答弁したものがありますので、そのところは省略していただいても結構です。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（小長谷順二君） ただいまの質疑に答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 今の具体的な御質問で、総務部長が答弁すべき内容を先ほどとの重複を避けてあるかないかは総務部長に説明させますが、地方自治法では、このような場合は条例に定めるか、もしくは議会の議決を得ると、こう書いてあるわけです。伊豆市が難しかったのは、先ほど申し上げましたとおり、ある程度均一の土地を確保して造成をして、工業団地のようなところであれば、一定の共通のルールでできるわけですが、個々の学校の跡地はあるわ、西平のように土地を埋めて平らにしたところはあるわ、今回のように幼稚園の跡地も、あるいは以前に土肥でありました教職員の官舎の跡地、もうそれぞれ違うんです。場所も違うし古さも違うし、それぞれの状況に応じて判断しなければいけないので、議会の議決ということを求めているわけです。そこで、議会の議決では違法行為だという御意見が御存じのとおりあったわけですが、これはもう地方自治法にしっかり定められた手続ですので、伊豆市としては条例化することが不適切な案件であるので個別に議会にお諮りしますということをお願いしてきました。

その中で、実はこれも、ざくっと1,500万円ぐらいの鑑定のところは500万円、3分の1でしたという報告が会議でありましたので、私もその場で、「じゃあ、これ500万円で買う人いますか」「退職金を当てても買う人いますか」、誰もいないですよ。その500万円を投資して10%とか回収する自信があればそういう方もいるでしょうけれども、じゃあ、買いますか。私が市長になって最初に受けた住民訴訟は、船原ホテルの寮の跡地、船原館さんの前の土地ですね。工夫して何とか引き取っていただいたわけですがけれども、あのときの住民訴訟では、1億円の価値があるものを300万円ぐらいだったと思いますけれども、じゃあ、1億円で買手がいれば、喜んで契約解除をしてその方にお売りしますよということなんですよ。

こういったものはビジネスの世界ですから、伊豆市が造りたい道路を幾らで造ってくださいではなくて、伊豆市が要らないものをお幾らで使っていただけますかというビジネスの世界で、相手が見つからないことにはこの案件は進まないわけです。ですから、いろんな手法を使って、なるべく早く、そして少しでも地域の振興に役立つもので使っていただきたいという手法をもっと工夫していきたいと思っているわけです。その中で、議会として少なくともこれだけはしっかり担保しろということがあれば配慮させていただきますので、その観点から御意見をいただければ有り難いと考えております。

○議長（小長谷順二君） それでは、総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） まず、1点目の減額譲渡の提案となった経緯とその法的根拠につきましては、まず経緯につきましては杉山議員に答弁したとおりですが、若干追加しますと、周知の方法でしっかり答えられなかった部分がございます。1点は、ホームページに掲載しました。それと6月9日にプレスリリースをしてございまして、日にちはちょっと分からないんですが、その翌か数日後ぐらいには新聞に掲載されております。それが1点周知ということでございます。また、ホームページにつきましては、それぞれ案件が終了したものにつきましては消去というか画面から消しておりますので、現在この件については検索ができない状況かと思えます。

まず、御質問の法的根拠でございますが、こちらは、地方自治法の規定により財産を適正な対価なく譲渡する本件の場合のようなケースは、条例または議会の議決を得ることとなっております。当然旧月ヶ瀬幼稚園を民間事業者へ譲渡する場合、伊豆市の条例には該当しませんので、今回個別案件として議会にお諮りするものでございます。また、公募型プロポーザルを選択した理由でございますが、一度一般競争入札に付しはしましたが、入札参加者がいなかったため、再度同じような入札に付しても参加者の見込みがないだろうと。当然問合せもございませんでした。民間活用による施設の有効利用を期待しまして、民間事業者から活用方法と価格ともに提案をいただき、市及び事業者の有益となるようこの方式を選択してございます。

次に、審査会の審議結果と委員構成でございますが、市有施設の売却等に係る提案審査会

の結果と方法につきましては、応募者からの提出書類に基づきプレゼンテーション及びヒアリングを実施いたしました。事業内容、収支計画、施設計画、価格提案の各項目について審査基準を設けまして、それぞれ点数化いたしました。先ほど杉山議員にお答えしましたが、10項目で10点、合計100点満点で、50点以上の採点をした委員が過半数の場合は適格としておりました。審査の結果、6人全員が50点以上ということで、今回適格と判断したものでございます。

委員の構成につきましては、副市長を会長としまして、総合政策部長、産業部長、建設部長、企画財政課長と私の合計6名でございます。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質疑はありますか。

鈴木議員。

○9番（鈴木正人君） 先ほど杉山武司議員が質疑を行いましたので、減額譲渡の提案となった経緯、それにつきましては、先ほど答弁をいただいたもので理解いたしました。

そこで確認したいんですけれども、まず①について、法的根拠ということで、自治法96条の第1項第6号ということで、これは提案理由でも述べられましたけれども、議会の議決案件ということで今回諮られているという、そこは理解しています。この96条の第1項の第6号に、部長のほうも答弁なさいましたけれども、適切な対価なくしてこれを譲渡し、もしくは貸し付けることを、議会の議決が必要だというふうにうたってますが、ここで言う適正な対価というのは、今回市が評価した価格、いわゆる基準価格というんでしょうか、その価格ということでよろしいでしょうか。

そしてあと、またその基準価格は、設定方法というか設定基準と申しますか、土地の価格は基準地価であったり公示地価であったり路線価とかいろいろあるんですけれども、私は毎年7月に都道府県が公表する基準地価であるというふうに思っているんですけれども、それを基準に市のほうが基準価格を設定しているということでもよろしいでしょうか。その2点を伺います。

それと、②につきましては、公募型プロポーザルを選択した理由については経緯も含めてお話いただいたわけなんですけれども、そこで、令和2年に一般競争入札による公募をかけたんですけれども結果として参加者がなくて、不調に終わったということなんですけれども、令和2年のこのときの公募期間、周知方法など、その辺はいかがだったんでしょうか。また公募要件に最低売却価格などの条件は付していたんでしょうか伺います。

それと、③についてなんですけれども、提案審査会の審議結果につきましては、私も市のホームページのほうから引っ張ったんですけれども、A4でペーパーが出ていますよね、これ公表分ですから。これをぜひ議長を通じて、所管する総務経済委員会が審査するんですけれども、このペーパーもぜひ付していただきたいと思います。

その上で伺いますけれども、今回の契約金額は、土地・建物合わせて500万円と、これは

税込金額だと思うんですけども、市の評価額である1,552万円に対しておおよそ3割と、先ほど市長もおっしゃいましたけれども。こういう価格提案について、提案審査会では副市長をはじめ6人の庁内組織の職員の方々が委員になって審査をされています。これ、結果として1社の応募という中で、この価格をどのように客観的に評価したのか、その方法について伺いたいと思います。

それと、応募要領によりますと、価格提案の配点の配分が100点満点中の10点という、そういう配分になっているんですけども、その根拠を伺いたいと思います。

以上、お願いします。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） やはり私は議会の皆さんの今の御質問を受けて、どこをしっかりと議会として重視すべきだという確認をさせていただきたいです。手続として可能な限り入札もしくは公募にしろということなのか、あるいは例えば鑑定価格の3分の1以上確保しろということなのか、どこが一番気になっているんだろうかと。我々としては、住民訴訟になると非常にエネルギーが要るものですから、以前は鑑定価格内で議会に議決をしたことがあります。求めたことがあります。それは公共事業に伴う駅近くの土地の処分で、どうしてもその土地が欲しい、そうしなければこちらの事業と、市と話ができないという案件があって、その方に随意契約で、鑑定価格の中だけでも議会の議決を求めました。なぜならば、駅前の土地なので公募するともっと高く欲しいという人がいる可能性がある。したがって、潜在的な異質価値があるだろうというみなしで議会に議決を求めたわけです。そのときには、ある議員さんから、そんなことを一々議会にかけるなという御意見もあったんですが、とにかく我々としてはそういった案件はちゃんと議会に説明をして、議会に同意をいただくことが一番適切なやり方だろうと思っているわけです。

今回大量に抱えている市有施設の処分の中で、今お2人の議員から御質問がありましたが、その中で、一体手続なのか価格なのか。価格からいけば、正直言って市長としては無償でも使っていただきたい案件がいっぱいあるわけです。そこで、適正な価格というものは、私はこれができるばもう法を改正してほしいとさえ思っているんですけども、全国市長会で訴えようと思っているんですけども、このような案件だったらオークションのはずなんです。要するに欲しい人に手を挙げていただき、私は100万円、私は1,000万円、私は500万円と手を挙げていただいて、その中で高いところから審査させていただくほうがいいんですけども、適正価格というのは鑑定価格よりも上でなければいけないので、最低価格がどうしても鑑定額になってしまうわけです。それはもう伊豆市の物件では動かないことが分かっているわけです。したがって、1回はきちっと入札という形で広く募集することは適正だと思いますけれども、それ以降の案件については、私はもう極めて柔軟に、かつスピーディーに処分をしないと、結果として伊豆市民の負担が増すばかりだと考えておりますので、繰り返しますけ

れども、ここだけは譲れないという線があるのであれば、やはり明示をしていただきたいと思います。

○議長（小長谷順二君） 続いて、総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 1つ目の適正な価格の御質問は、建物が110万4,000円、土地が1,441万6,000円、合わせて1,552万円を適正な価格としております。また、この価格の設定方法でございますが、こちらの土地・建物につきましては、平成26年に不動産鑑定をしてございます。その後、令和元年と令和3年にそれぞれ時点修正ということで不動産鑑定士から意見書を頂いて価格を設定しております。また、第1回の一般競争入札の関係でございますが、こちらホームページに載せておりますが、ちょっと掲載した日時は分かりませんが、その中で、申込書の提出期間を令和2年11月9日から12月1日の間に申込みを下さいということですので、その前にはホームページには載っているだろうと。入札の日時が令和2年12月9日ですので、入札の約1か月前からは申込みを始めていたということでございます。このときの提示した価格につきましては、第1回につきましては、土地が1,516万4,000円、建物が132万4,400円、土地・建物を合わせて1,648万8,400円で入札に付しております。

今回の審査に関する御質問で、価格が100点満点中10点ということの根拠でございますが、こちらはプロポーザルの審査のいろんな基準とか配点を設定する時には、他の自治体の例を参考にさせていただいております。今回のこの土地の価格の配点につきましても、他市町の例を参考にさせていただきました。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質疑はありますか。

鈴木議員。

○9番（鈴木正人君） 3回目になるんで最後なんですけれども、まず③についてなんですけれども、要領書の審査項目の中に様々な事業提案であるとかその辺の審査項目があるんですけれども、その中に、施設計画イの地域性というところで、周辺住宅地の環境への配慮という、そういう審査項目があるんですけれども、提案理由の補足説明でも説明されたとおり、当該物件の近隣にはこども園であり、高齢者福祉施設であり、障害者就労施設などのいわゆるふらっと月ヶ瀬、この複合施設があります。今回契約予定者となる事業者の提案は、この点についてどういうふうな提案をされているのか。また、審査員はどのように評価されたのかということ伺いたと思います。また、さらにその提案をもって、市当局が契約予定者に何を期待しているのかということ伺いたと思います。

それと、最後にもう一点なんです、市長も再三おっしゃっておりますが、私も今後持続可能な財政運営をしていくためには、市有財産の再配置と、そしてあと処分、これについては着実に進めないと財政運営がやっぱりおぼつかなくなるということは理解しているつもりです。その上で、前提としては、公有財産、市有財産というのは、市民との共有財産という観点がやっぱりあると思うんです。その観点からすると、市民の納得感というのを担保し

ないといけないと思うんですけれども、そうした上で、市長が再三おっしゃっておられますけれども、再度財産の処分方法としての公募型のプロポーザル方式、これの、これまでいろいろと市が発注する段階で、業務の委託とかその辺でよくこのプロポーザル方式は見受けられているんですけれども、この方式自体を市当局は、メリットであったりデメリットであったりとかその辺、あとは今後の財産処分の方向性、そういったところにどのように生かして捉えているのかというのを再度伺って終わりたいと思います。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 先に私から申し上げますけれども、議員も御承知のとおり、特に議員は1年半前、あれだけ伊豆市は財政破綻するんだと明言されたわけですから、市有財産の処分は持続的な行政サービスの提供については、極めて大きな問題だということは多分本当は理解されていると思うんですよね。その上で何度も申し上げておりますけれども、伊豆市は地価が下がり続け、そして何度も議会にお諮りしている案件は、平らな土地のインターの横の工業団地ではなくて、別の行政目的で造ったそのための施設。幼稚園であれば、幼稚園に使うのであればそれにふさわしい建物になっているわけです。あるいは学校として造った建物なんです、ほかの案件で言えば。それを別の事業で使ってくださいということを今提示しているわけです。そのとおりに使うんだったら使い勝手のいい施設ですよ。でも、そうではなくてほかのことにぜひ使ってくださいという案件で、したがって、私はさっき鑑定価格というのはどうしてもその施設の残存価値になりますから、ビジネスでいけば合わない、むしろマイナスである物件もたくさんあるわけです。

その上で、以前私が市長になる前に完成した大平インターから伊豆縦貫道沿い、月ヶ瀬インターを越えて浄蓮の滝まで、できた事業所となくなった事業所を調べてみました。ちょうど同じぐらいの数があるんですが、銀行とかガソリンスタンドとか農協とか、人口減少が直結するものはなくなって、同じぐらいの数、事業所が増えているのは、やはり観光客をマーケットとして取り込むことのできるベアードビールとか喫茶店とかカフェとか東京ラスクとか、製造業でもあり、かつ観光客も取り込める事業所ですから、ですから今回はふらっと月ヶ瀬の横ですけれども、これに関わるんですけれども、成功の可能性が高いのはやはり観光客をマーケットとして取り込める事業、業種なんだろうなと、こう思っているわけです。

ただ、それを我々がこれで使ってくださいというとまた狭くなりますから、幅広く提案をして、ほぼ自由に提案をしていただき、その提案を審査するというこのやり方、そしてそれを議会にお諮りをするというやり方が最も成功の可能性が高いだろうなと思っているわけです。したがって、そこで手戻りがないように、もし議会のほうでこれだけは絶対譲るなということがあるのであれば、事前に御意見として伺って、そこはしっかり事前に我々も対応しておきたい。それが手続なのか価格なのか、あるいはそのほかなのか。そこで、鈴木議員の強い御意志があるのであれば、やっぱりそれは先に我々に提示をしていただきたい。これは

重ねてお願いをしたいと思います。

○議長（小長谷順二君） 続いて、総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 審査項目におきます周辺住宅の環境への配慮についてでございます。そもそも月ヶ瀬幼稚園については、グランピングのお客様を中心とした研修センターとして活用するという御提案です。そもそも月ヶ瀬幼稚園よりもグランピングのお客様の苦情はどうなんですかという質問はしました。近隣住民とのトラブルに関してですが、直接の苦情は入っていないんですけれども耳にすることはあるやに聞いております。ただ、しっかり利用客の方にも、近隣に迷惑をかけないようにとか消灯時間を設定したりとかという方法は取っているようですので、グランピング自体のトラブルがなければ、当然昼間使うのが研修センターは主になろうかと思っておりますので、そちらについてもグランピングの施設と併せて、周辺住宅地への配慮についてはある一定は認められるという評価でございます。

また、プロポーザルの今後ですが、やはり一般競争入札とかで基準価格で売れば一番いいんですが、なかなか難しい。そうすると、じゃあ、減額の価格の設定をどうするかという問題もあろうかと思っておりますが、伊豆市のその未利用財産を処分していくには、プロポーザルの方式を今後も続けていきたいと考えております。

○議長（小長谷順二君） 以上で、鈴木正人議員の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第77号につきましては、議案付託表のとおり所管の委員会に付託いたします。

#### ◎日程の追加

○議長（小長谷順二君） お諮りいたします。

お配りしてあります追加日程表のとおり2件を追加し、議題にしたいと思っております。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小長谷順二君） 異議なしと認め、日程に追加することに決定いたしました。

#### ◎報告第19号の上程、報告、質疑

○議長（小長谷順二君） 追加日程第1、報告第19号 専決処分の報告について（交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定について）を議題といたします。

提出者から報告を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 報告第19号は、本年7月28日に発生した職員の公務中の交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定について、8月27日に専決処分したので報告するものです。

詳細について、総務部長に説明させます。

○議長（小長谷順二君） 補足説明の申出がありますので、これを許します。

総務部長。

〔総務部長 伊郷伸之君登壇〕

○総務部長（伊郷伸之君） それでは、追加議案書の3ページの専決処分書をお願いいたします。

今回の交通事故に伴う和解と損害賠償額でございますが、損害賠償の額が6万3,074円、相手方につきましては、そちらに記載の方になります。事故の発生日時、場所につきましては、令和3年7月28日の午後2時40分頃、次ページの4ページ的位置図をちょっと御覧いただきたいんですが、瓜生野の国道になります。右手に大仁橋、左手にガソリンスタンドがあるこの国道の車線となります。左車線です。

事故の概要でございますが、5ページにも書いてありますが、走行中に、前方赤信号によって5台の車両が停車しておりました。その後方数十メートルから減速しておりましたが、信号が青に変わった。信号の近くの車が動き始めて、職員も、青で動き始めたのでそのまま減速のまま前進したんですが、直前の車両はまだ動いていなかったということで、前方不注意もありまして、前の車両に追突したということで、過失割合は、追突ですので伊豆市が100、相手方がゼロということでございます。この事故によりまして、双方ともけがはございませんでした。大仁警察署に連絡して事故の対応を行っております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 以上で、補足説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小長谷順二君） よろしいですか。

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

#### ◎議案第78号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（小長谷順二君） 追加日程第2、議案第78号 第2次伊豆市総合計画基本構想の変更についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第78号について、提案理由を申し上げます。

総合計画は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るために策定する市の最上位計画であり将来における本市のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針でございます。現行の第2次総合計画の計画期間は、平成28年度から平成37年度までの10年間とする第2次伊豆

市総合計画の基本構想を定めるものでありましたが、令和元年度に伊豆市第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略及び人口ビジョンを策定したことやコロナ禍などの様々な社会的要因を踏まえ、今回後期基本計画の策定と併せて一部を変更することとしました。このたび総合計画審議会より内容について妥当である旨の答申を受けるとともに、パブリックコメントによる一連の手続が終了したことから、伊豆市総合計画条例第5条の定めるところにより、基本構想の変更について議会の議決をお願いするものです。

詳細について、総合政策部長に説明をさせます。

○議長（小長谷順二君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

ここで、補足説明の申出がありますので、これを許します。

総合政策部長。

〔総合政策部長 新聞康之君登壇〕

○総合政策部長（新聞康之君） それでは、議案第78号 第2次伊豆市総合計画基本構想の変更について、補足説明をさせていただきます。

お手元の追加議案の8ページを御覧いただきたいと思えます。

A4横書きになっておりますが、こちらが今回の変更の新旧対照表を用いて変更箇所を示したものとなっております。それから、次の9ページからが基本構想となっております。

章立てといたしましては3つの章で構成をしております。第1章に伊豆市の将来像、第2章がまちづくりの重点目標、第3章が土地利用構想となっております。

まず、10ページから11ページの第1章、伊豆市の将来像でございますが、これまでの目指すまちのテーマに変更はございません。3の将来人口設定でございますが、2万8,500人から2万7,800人に下方修正をしておりますが、これは第2期伊豆市まち・ひと・しごと創生総合戦略人口ビジョンに合わせた修正となっております。

続きまして、12ページから14ページの第2章、まちづくりの重点目標でございますが、こちらは伊豆市の将来像の実現に向けた施策の柱でございます。今後10年間で重点的に取り組むまちづくりの重点目標となっております。先般の飯田議員の一般質問の際にも御説明をさせていただきましたが、基本方針の組立てにひもづけ、本格的な人口減少社会の到来に向けた戦略的対応と重点目標の整合を取るとともに、将来の明るい安定的な行財政運営の享受として、新たに重点目標を1つ追加しております。

それから、15ページを御覧いただきたいと思えますが、15ページからの第3章につきましては、土地利用構想となっております。こちらは、これまでの後期基本計画では第2次伊豆市国土利用計画を引用して掲載をしておりましたが、より具体的な形を示すために、都市計画マスタープランの全体像を凡例として掲載することといたしております。また、各拠点の将来構想として、修善寺駅周辺、牧之郷駅周辺、土肥地区周辺、青羽根地区周辺、八幡地区周辺の将来構想を追加しております。

以上につきましては、全員協議会のほうでも御説明をさせていただいたところでございま

すが、重複しますが、改めて御説明をさせていただきます。

それから、最後にパブリックコメントの実施結果を御報告いたします。

第4回の審議会の翌日8月13日から9月6日までの間、パブリックコメントによる意見募集を実施し、6名、13件の御意見をいただきました。お手元のほうに参考資料ということで資料のほうをお配りしてございます。そのため、パブリックコメント終了後の9月10日に審議会会長と頂いた御意見に対する協議を行い、計画への反映が可能な御意見について総合計画基本計画に追加をいたしました。頂きました御意見とそれに対する対応につきましては、お手元の資料として皆様にお配りしておりますので、御覧いただきたいと思います。

以上、総合計画についての基本構想の変更に関する補足説明をさせていただきました。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（小長谷順二君） 全員協議会でもるる説明がありましたけれども、改めてここで質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（小長谷順二君） よろしいですか。

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第78号については、議案付託表のとおり総務経済委員会に付託をいたします。

#### ◎散会宣告

○議長（小長谷順二君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

次の本会議は9月30日午前9時30分から開催します。

本日はこれにて散会いたします。どうもお疲れさまでした。

散会 午後 0時01分

## 令和3年伊豆市議会9月定例会

### 議事日程(第6号)

令和3年9月30日(木曜日)午前9時30分開議

- |       |        |                                   |
|-------|--------|-----------------------------------|
| 日程第 1 | 議案第55号 | 令和2年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定について         |
| 日程第 2 | 議案第56号 | 令和2年度伊豆市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 3 | 議案第57号 | 令和2年度伊豆市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について   |
| 日程第 4 | 議案第58号 | 令和2年度伊豆市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について  |
| 日程第 5 | 議案第59号 | 令和2年度伊豆市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について     |
| 日程第 6 | 議案第60号 | 令和2年度伊豆市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について   |
| 日程第 7 | 議案第61号 | 令和2年度伊豆市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について   |
| 日程第 8 | 議案第62号 | 令和2年度伊豆市温泉事業会計剰余金の処分及び決算の認定について   |
| 日程第 9 | 議案第63号 | 令和2年度伊豆市下水道事業会計決算の認定について          |
| 日程第10 | 議案第64号 | 令和2年度伊豆市持越財産区特別会計歳入歳出決算の認定について    |
| 日程第11 | 議案第65号 | 令和2年度伊豆市市山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について    |
| 日程第12 | 議案第66号 | 令和2年度伊豆市門野原財産区特別会計歳入歳出決算の認定について   |
| 日程第13 | 議案第67号 | 令和2年度伊豆市吉奈財産区特別会計歳入歳出決算の認定について    |
| 日程第14 | 議案第68号 | 令和2年度伊豆市月ヶ瀬財産区特別会計歳入歳出決算の認定について   |
| 日程第15 | 議案第69号 | 令和2年度伊豆市田沢財産区特別会計歳入歳出決算の認定について    |
| 日程第16 | 議案第70号 | 令和2年度伊豆市矢熊財産区特別会計歳入歳出決算の認定について    |

- 日程第 17 議案第 7 1 号 令和 3 年度伊豆市一般会計補正予算（第 4 回）
- 日程第 18 議案第 7 2 号 令和 3 年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 回）
- 日程第 19 議案第 7 3 号 令和 3 年度伊豆市介護保険特別会計補正予算（第 1 回）
- 日程第 20 議案第 7 4 号 令和 3 年度伊豆市温泉事業会計補正予算（第 1 回）
- 日程第 21 議案第 7 5 号 伊豆市過疎地域の持続的発展の支援に伴う固定資産税の特例措置  
に関する条例の制定について
- 日程第 22 議案第 7 8 号 第 2 次伊豆市総合計画基本構想の変更について
- 日程第 23 議案第 7 6 号 伊豆市過疎地域持続的発展計画の策定について
- 日程第 24 議案第 7 7 号 財産の減額譲渡について
- 日程第 25 請願第 1 号 （仮称）伊豆スカイライン C.C. 発電所事業環境影響評価方法書  
に関する請願書

### 本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 25 まで議事日程に同じ

- 追加日程第 1 議案第 7 9 号 令和 3 年度伊豆市一般会計補正予算（第 5 回）
- 追加日程第 2 発議第 5 号 伊豆市議会会議規則の一部改正について
- 追加日程第 3 発議第 6 号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を  
求める意見書
- 追加日程第 4 発議第 7 号 （仮称）伊豆スカイライン C.C. 発電所事業の環境影響評価  
方法書に係る意見書
- 追加日程第 5 発議第 8 号 出産育児一時金の増額を求める意見書
- 追加日程第 6 発議第 9 号 選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論を求める意見書

### 出席議員（16 名）

1 番	小 川 多美子 君	2 番	浅 田 藤 二 君
3 番	鈴 木 優 治 君	4 番	飯 田 大 君
5 番	黒 須 淳 美 君	6 番	下 山 祥 二 君
7 番	杉 山 武 司 君	8 番	星 谷 和 馬 君
9 番	鈴 木 正 人 君	10 番	間 野 みどり 君
11 番	波多野 靖 明 君	12 番	小長谷 順 二 君
13 番	青 木 靖 君	14 番	三 田 忠 男 君
15 番	永 岡 康 司 君	16 番	杉 山 誠 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条により説明のため出席した者の職氏名

市	長	菊	地	豊	君	副	市	長	佐	藤	信	太	郎	君				
教	育	長	梅	原	賢	治	君	総	合	政	策	部	長	新	間	康	之	君
総	務	部	長	伊	郷	伸	之	君	産	業	部	長	滝	川	正	樹	君	
建	設	部	長	山	田	博	治	君	建	設	部	理	事	白	鳥	正	彦	君

---

職務のため出席した者の職氏名

事	務	局	長	稲	村	栄	一	次	長	永	沼	健	一
主	査			杉	本	優	美						

開議 午前 9時29分

◎開議宣告

○議長（小長谷順二君） 皆さん、おはようございます。

本日の出席議員は16名であります。出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これより、令和3年伊豆市議会9月定例会6日目の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（小長谷順二君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第55号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（小長谷順二君） 日程第1、議案第55号 令和2年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本案につきましては、各常任委員会に審査を付託し、連合審査会として実施しました。

審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、総務経済委員会委員長、下山祥二議員。

〔総務経済委員会委員長 下山祥二君登壇〕

○総務経済委員会委員長（下山祥二君） 皆さん、おはようございます。6番、下山祥二です。

ただいま議長から報告を求められました議案第55号 令和2年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定（総務経済委員会所管科目）について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本議案の委員会審査は、全議員が参加する連合審査会形式で行いましたので、審査の過程は主な質疑の項目についてのみの報告といたします。

初めに、建設部所管科目につきましては、道路管理事業について、市営住宅の入居状況について、市営住宅設計委託料について、市営住宅の災害時利用について、市営住宅入居者の満足度について、河川愛護活動事業費補助金について、河川草刈り活動謝礼について、耐震診断、耐震補強補助金について、空き家等対策について、狭隘道路整備事業について、伊豆縦貫道について、国土利用計画法に基づく届出について、河川維持改良の地区要望について、漁協の整備方針について、市道維持補修について、自転車ネットワーク計画策定業務について、みらい伊豆事業について、温泉スタンドについて、簡易水道事業について、災害復旧についてなどの質疑がありました。

次に、総合政策部所管科目では、広報紙について、バナー広告について、旧土肥小学校の活用について、まちづくり高校連携等支援業務について、旧橋保育園不動産鑑定業務について、戦略的プロモーションについて、ひとり親等移住定住促進事業について、公債費について、交流事業について、ふるさと納税について、地域づくり協議会について、バス路線維持

事業について、統計調査の結果についてなどの質疑がありました。

また、産業部所管科目では、私有林整備事業について、松くい虫除去事業について、遊休農地解消事業について、地域おこし協力隊について、内陸フロンティア企業誘致促進農業基盤整備事業補助金について、有害鳥獣被害対策の防護柵・電気柵設置助成について、狩野ベース入居者受益者負担について、三カプロジェクトについて、市内創業者事業補助について、指定管理者営業補填金について、緊急経済対策事業についてなどの質疑がありました。

最後に、総務部所管科目では、職員提案について、メンタルヘルスチェックの結果について、公用車車両管理について、天城農村改善センター・天城温泉プール解体についてなどの質疑がありました。

以上、審査経過を経まして、討論、採決を行った結果、議案第55号、総務経済委員会所管科目については、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で総務経済委員会委員長報告を終わります。

○議長（小長谷順二君） 次に、教育厚生委員会委員長、間野みどり議員。

〔教育厚生委員会委員長 間野みどり君登壇〕

○教育厚生委員会委員長（間野みどり君） 10番、間野みどりです。皆さん、おはようございます。

ただいま議長からの報告を求められました議案第55号 令和2年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定（教育厚生委員会所管科目）について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本議会の委員会審査は、全議員が参加する連合審査形式で行いましたので、審査の過程は主な質疑の項目についての報告といたします。

初めに、教育部所管科目につきましては、外国語指導助手業務委託料について、5歳児健診健康相談委託料について、小中学校の電気料・上下水道料について、学習支援教室について、小学校トイレ改修工事について、丸山スポーツ公園テニスコート使用料について、資料館入館料について、美術館建設推進事業についてなどの質疑がありました。

次に、市民部所管科目では、各種相談事務事業について、市税の収納状況について、環境保全事業の河川水質検査委託料について、狂犬病予防注射について、粗大ごみの処理事業についてなどの質疑がありました。

また、健康福祉部所管科目では、民生委員活動事業について、生活困窮者自立支援事業について、緊急通報システム委託料について、検診事業の各がん検診委託料について、中伊豆交流センターの光熱水費などについて、子育て支援センター管理運営事業について、新こども園建設事業についてなどの質疑がありました。

以上、審査経過を経まして、討論、採決を行った結果、議案第55号、教育厚生委員会所管科目については、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決し

ました。

以上で教育厚生委員会委員長報告を終わります。

○議長（小長谷順二君） 以上で各委員長の報告は終わりました。

本案については、連合審査会で審査していることから、委員長の報告に対する質疑は省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小長谷順二君） 御異議ありませんので、討論を行います。

これより暫時休憩いたします。

この休憩中に、討論のある方は通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前 9時37分

再開 午前 9時40分

○議長（小長谷順二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから議案第55号について討論を行います。

討論の通告がありますので、討論を行います。

賛成討論を行います。

2番、浅田藤二議員。

〔2番 浅田藤二君登壇〕

○2番（浅田藤二君） おはようございます。2番、浅田藤二です。

議案第55号 令和2年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論させていただきます。

収支概要については、歳入総額233億6,329万9,000円、前年度比20.5%増に対して、歳出総額は218億1,208万円、前年度比18.9%増となり、繰越財源を引いた実質収支額は13億2,842万8,000円となりました。これは、コロナ禍により冷え込んだ市内経済の活性化への積極的な政策の展開やワクチン接種への素早い対応、懸案だった借地の購入、ごみ処理場建設や病院の移転補助、台風災害復旧など、安心安全な市民生活に直結する案件に積極的に取り組んだ決算であったと評価できます。

また、財政指数の状況も健全化判断比率等基準値内であり、交付税措置のある有利な起債や国、県の補助を最大限活用し、市民の負担を少しでも軽減しようとする職員の努力がうかがえます。

ここで、財政運営について皆様と共に考えたいと思います。国債などの国の借金が1,000兆円を超える中で、これ以上の借金を出さないようにしなくてはと多くの方が考えますが、国債は本当に借金なのでしょうか。世の中に出回るお金を増やして、国民の資産を増やしているのではないのでしょうか。つまり日本銀行という中央銀行を持ち、通貨発行権のある日本

では、政府の赤字は国民の黒字と考えられないでしょうか。

国は、2025年度までに財政黒字を目指してプライマリーバランス、基礎的財政収支を声高に推し進めています。赤字を出さないようにプライマリーバランスを守ろうとすると増税と予算カットが過剰に進められ、結果としてデフレ不況、物価が継続的に下がる今の日本の経済状態が続き、かえって財政を悪化させてしまいます。ですから、本当の意味での財政再建を目指すなら、一時的に財政規律を緩め、デフレ不況を終わらせる積極財政を集中短期的に展開することが必要不可欠ではないかの考えから、アベノミクス、最近ではニューアベノミクスが唱えられています。つまり大胆な金融緩和、機動的な財政出動、民間活力を引き出す成長戦略、コロナ禍対応の反省から、ニューアベノミクスでは、緊急時の財政出動、大胆な危機管理投資、成長投資に文言が変わります。

アベノミクスの3本の矢は、道路や橋を造ったり直したりインフラを整備する公共事業、日本銀行が国債を大量に買って世の中に出回るお金を増やす金融緩和、企業活動活発化のためにルールを和らげたり新産業を発展させたりする成長戦略です。ごみ焼却場や中学校建設、病院の移転補助、災害の復旧には、多くの有利な交付税措置のある起債、国からの借入れや補助金を利用します。

起債は単なる借金なのでしょうか。次の世代にそのツケを残すことになるのでしょうか。アベノミクスやニューアベノミクスの考えに立てば、起債を起こすことで地方経済が動き出し、活発になっていくのではないかと、新たな雇用が生まれているのではないかと、教育や福祉の充実につながっていくのではないかと、そんな考えになります。単に借金がどれだけ増えたという尺度で事業の是非を問う議論はするべきではないと考えます。

財務省のホームページに、自国通貨建て国債のデフォルト、債務不履行、財政破綻は考えられないとありました。つまりインフレ率2%を目標にデフレ不況脱却と雇用の堅持、地方経済の活性化のため、国債を積極的に発行しても何ら問題ないと考えられます。

市長をはじめとする市幹部の皆様には、コロナ禍で疲弊した地方経済に対して積極的な財政出動を国、県に強く訴えていただくとともに、引き続きふるさと納税などの財政の確保に努力、工夫をされることをお願い申し上げます。

繰り返しになりますが、令和2年度の決算は、市民の安心安全のため、積極的であり、将来の安定した財政運営を視野に入れた職員の並々ならぬ努力がうかがえる決算でありました。

多くの市民がコロナ禍で自信をなくして希望が持てなくなっています。ぜひ一步前に、変化を恐れずに、積極的な財政運営をお願いいたしまして、私の賛成討論を終わります。

○議長（小長谷順二君） 次に、同じく賛成討論、16番、杉山誠議員。

〔16番 杉山 誠君登壇〕

○16番（杉山 誠君） 皆さん、おはようございます。16番、杉山誠です。

議案第55号 令和2年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論を行います。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大で、4月7日に東京、神奈川、埼玉、千葉、大阪、兵庫、福岡の7都府県に緊急事態宣言が発出されたのに続いて、4月16日からは全国に対象地域が拡大されました。旅行の自粛やイベントの中止、飲食店への休業要請など経済活動は大きな打撃を受け、観光が主産業である本市にとっても、その影響は深刻なものがあります。その影響を受け、個人市民税は前年と比べて4,723万円、法人市民税は3,391万円とともに減少しており、厳しい財政運営が強いられたことと思います。

令和2年度の一般会計決算概要を見ると、歳入総額は233億6,330万円に対して、歳出総額は218億1,208万円で、歳入歳出差引き額15億5,122万円となり、このうち継続費、通次繰越事業、繰越明許費、繰越事業及び事故繰越事業に係る繰越財源2億2,279万円を差し引いた実質収支が13億2,843万円となっています。

また、財政の健全化判断比率の4つの指標である実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率を見ても、おおむね健全財政が維持されていることが確認できます。

この中で主な事業を見てみますと、国の事業で、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける家計の支援として、国民1人一律10万円の給付が行われた特別定額給付金給付事業においては、本市では国の予算成立に先駆けて4月27日に臨時会において関連予算を確保するなど、早くから準備を進め、県内でもいち早く5月1日からオンラインによる申請受付を始め、迅速な給付を行っていただきました。このときは新型コロナウイルス感染症の影響を受け、困難を抱える人が増える中で、市民からの感謝の声や市外からも本市の迅速な対応に称賛の声が多く聞かれました。

さらに、新型コロナウイルス対策事業として、国の交付金などを活用して行われた営業自粛要請協力金は、宿泊業129事業所、飲食業204事業所、大型観光施設5事業所、観光施設14事業所の合計352事業所に合計金額2億4,993万円が、また、指定管理施設7施設に合計728万円、公共交通事業者支援給付金として299万円が支給され、一定の効果を得られたと評価することができます。

しかし一方で、宿泊や観光施設、飲食業などへの物品納入事業者や移動自粛で客の途絶えた一般貸切旅客自動車運送事業者などへの支援が課題となりました。

本年度も相変わらず新型コロナウイルスの影響が続いています。国の交付金を漏れなく活用していくことや支援制度の紹介、手続の案内など、市内産業の支援には今後ともさらに力を入れていただきたいと思います。

また、生活困窮者自立支援事業2,205万円については、新型コロナウイルス感染症の影響で多くの住民に利用され、相談件数は300件を超えたとのことで、コロナ禍で深刻化している生活困窮の実態に寄り添った一定の役割を果たしていただいたと思います。

元気なまちづくりのためには、若者の参画、未来を担う子供たちの育成、そして子育て支援など、様々な施策に力を入れる必要があります。

令和2年度に大きく工事が進められた修善寺東こども園と併設された児童発達支援センターも、令和2年6月から受入れ開始となり、保護者の満足度も高いとのことでした。

また、新中学校整備については、令和2年度で基本設計業務委託や測量、不動産鑑定の業務委託などが行われ、令和7年の開校に向けた着実な準備が進められました。よりよい教育環境を整えるため、新中学校整備の着実な進展を期待したいと思います。

さらに、国の臨時交付金を活用して、学校トイレの洋式化や特別教室へのエアコン整備が進められたことも評価できます。

さらに、本市ならではの特別支援体制も多く実施されており、5歳児健診相談など大きな成果につながっていることも確認できました。

次に、地域づくり推進事業についてですが、その目的は地域の特性を生かした住民主体の活動及び地域の活性や移住定住の促進とされています。このうち若者交流支援事業委託料は330万円の決算金額で、若者交流施設において移住あるいは求人情報の発信や相談、また、まちづくりに関する打合せ等、高校生はじめ幅広い年齢層が利活用しているとのこと、地域コミュニティの活性化に貢献していることが確認できます。

地域づくり協議会交付金については、令和2年度は8団体に合計3,932万円が交付され、地域住民による地域活性化のための工夫を凝らした取組が行われています。

また、定住促進事業補助金4,796万円では、住宅補助に45件、大人91人、子供64人、家賃補助に7件、大人14人の活用があり、市外からの転入促進や市民の流出抑制に一定の効果を上げていることが認められます。

最後に、防災減災対策についてです。近年、地球温暖化の影響で気候変動が顕著になりました。線状降水帯による豪雨被害も各地で発生し、台風も大型化してきました。さらに、南海トラフ巨大地震など大規模地震の発生する確率も年々高まっています。市民の命と生活を守るため、防災減災対策の強化は欠かせません。

令和2年度決算では、公園整備事業として402万円で防災機能を備えた公園調査検討業務委託が行われ、また、2,100万円の繰越明許費で機能的な公園基本計画を策定したとの説明が示されました。調査検討が行われた新中学校予定地に隣接した日向地区は、修善寺駅からも比較的近く、伊豆市のほぼ中央に位置するおおむね平坦な土地であり、大規模災害時の救助、救援部隊の集結拠点として、また、避難所備蓄品や救援物資の集積場所として、さらには津波災害時には仮設住宅建設地として、これまで本市では得られなかった機能を果たすことが期待されます。

以上、具体例の一部を挙げてまいりましたが、本会議での質疑または委員会での審査を通じて、令和2年度の決算内容は、国の新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金等を活用して、経済活動への打撃を和らげるとともに、その影響を受けた市民への支援が行われ、さらに感染拡大防止のための様々な事業が行われてきたことを確認いたしました。さらに大型事業が続く中ではありますが、合併特例債などの有利な起債をできる限り活用し、過

度に市民負担の増大に至ることがないように財政運営が行われてきていることも認められます。

一方、事業内容によっては、改善の余地があるものも見られましたが、決算審査を通じて得られた様々な情報を生かし、来年度の予算編成に生かしていただきたいと思います。

以上、様々述べさせていただきましたが、令和2年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定については、適正であると認められます。議員の皆さんの賛同を得られますようよろしくお願いを申し上げ、賛成討論を終わりといたします。

○議長（小長谷順二君） 以上で討論を終結いたします。

これより議案第55号 令和2年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は認定であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小長谷順二君） 起立者全員。

よって、議案第55号は原案のとおり認定されました。

#### ◎議案第56号～議案第70号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（小長谷順二君） 日程第2、議案第56号 令和2年度伊豆市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから日程第16、議案第70号 令和2年度伊豆市矢熊財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの15議案を一括して議題といたします。

本案については、各常任委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について各委員長の報告を求めます。

初めに、議案第56号及び議案第60号から議案第70号までの12議案について総務経済委員会委員長、下山祥二議員。

〔総務経済委員会委員長 下山祥二君登壇〕

○総務経済委員会委員長（下山祥二君） 6番、下山祥二です。

ただいま議長から報告を求められました議案第56号 令和2年度伊豆市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから議案第70号 令和2年度伊豆市矢熊財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてまで、計12議案の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

議案第56号 令和2年度伊豆市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定については、当局からの補足説明はなく、質疑に入りました。

質疑、討議、討論はなく、採決の結果、議案第56号は全会一致で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、議案第60号 令和2年度伊豆市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、

当局からの補足説明はなく、質疑に入りました。

令和2年度は7,939万6,000円と繰入金はかなり上がっているが、この4月から企業会計に移行するためだったのか。また、繰入金の算定基準の根拠について確認したいとの質疑に対し、企業会計への移行に伴う委託料1,095万円が、まず繰入金を財源といたしました。また、毎年繰越額が減少している状況で、今年度シミュレーションをした結果、不足する状況のため、合計7,939万6,000円を繰り入れた。また、繰入金の算定基準については毎年国から通知があり、それにのっって繰入れしていますとの答弁がありました。

次に、850万円の収入未済額の理由についての質疑に対し、伊豆市の簡易水道事業は3月31日時点での打ち切り決算となっており、3月調定分で4月以降に入金された部分が収入未済となりますと答弁がありました。

審査の結果、討議、討論はなく、採決の結果、議案第60号は全会一致で原案のとおり認定すべきと決しました。

次に、議案第61号 令和2年度伊豆市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、当局からの補足説明はなく、質疑に入りました。

水道事業と簡易水道事業の統合及び水道事業の広域化は可能なのか。また、将来的には見直しも変動することから水道ビジョンの計画によって、将来的な値上げも含めた検討を考えているのかとの質疑に対し、簡易水道と上水道の統合については、全国的に水道経営、下水道経営とも非常に厳しい状況が続いており、広域化という流れがありますので、効率化という意味で検討の余地は十分にあると思っていると答弁があり、2点目の水道ビジョンの関係は県のビジョンに即した形で進めていくが、まずは統合、その後、経営戦略等の議論を重ね、その結果、値上げということも考えられるとの答弁がありました。

審査の結果、討議、討論はなく、採決の結果、議案第61号は全会一致で原案のとおり可決・認定すべきものと決しました。

次に、議案第62号 令和2年度伊豆市温泉事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、当局からの補足説明はなく、質疑に入りました。

旧土肥町が昭和29年ぐらいからこの事業を継続してきて、その全ての現金残高が5億1,700万円という理解でいいかとの質疑に対し、温泉事業会計としての残高はこれが全てで、そのうち3億円は定期にしてあるとの答弁がありました。

審査の結果、討議、討論はなく、採決の結果、議案第62号は全会一致で原案のとおり可決・認定すべきものと決しました。

続いて、議案第63号 令和2年度伊豆市下水道事業会計決算の認定について、当局からの補足説明はなく、質疑に入りました。

決算書201ページの7億円ぐらいの他会計補助金は、基準があって繰り入れているのか、また、報告書の中に2,500万円ほどの赤字があるが、いずれは値上げになるのかとの質疑に対し、企業会計の運用ルールに基づいて繰り入れています。また、3年前に流域下水が上

るのに併せて、下水道料金の値上げをしたが、今後、令和5年を目途に値上げをすべきかどうか審議会等にて検討していくことが今後の課題となっているとの答弁がありました。

次に、新中学校ができるに当たって、下水は加殿の処理場に流すのか、あるいは遠藤橋を渡って流域につなげるのか。それについて令和2年度は検討したのかとの質疑に対し、国からも集落排水はなくして、流域につなぐという通達が来ており、令和2年度はポンプの委託、管路の委託、どこを通過するかなど、新中学校の完成前にしっかりと整備するように動いていますとの答弁がありました。

審査の結果、討議、討論はなく、採決の結果、議案第62号は全会一致で原案のとおり認定すべきものと決しました。

最後に、議案第64号 令和2年度伊豆市持越財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてから議案第70号 令和2年度伊豆市矢熊財産区特別会計歳入歳出決算の認定までの7議案について、当局からの補足説明はなく、質疑に入りました。

討議、討論はなく、採決の結果、議案第64号から議案第70号までの7議案は全会一致で原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（小長谷順二君） 次に、議案第57号から議案第59号までの3議案について教育厚生委員会委員長、間野みどり議員。

〔教育厚生委員会委員長 間野みどり君登壇〕

○教育厚生委員会委員長（間野みどり君） 10番、間野みどりです。

ただいま議長から報告を求められました議案第57号から議案第59号の3議案につきまして、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第57号 令和2年度伊豆市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

当局からの補足説明はなく、質疑を行いました。

当議案の審査においては、出産育児一時金に関する確認1件のみで、決算に関する質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第58号 令和2年度伊豆市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、当局からの補足説明はなく、質疑、討論もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第59号 令和2年度伊豆市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、当局からの補足説明はなく、質疑を行いました。

当議案の審査における質疑の主なものとして、委員より、決算書95ページ、認知症対策事業の75歳物忘れに関するアンケートについて、アンケートを行った結果、支援に結びついた事例はあったかの質疑に対し、アンケートが返信されなかった方について、包括支援センターに訪問してもらい、その結果、認知症の疑いのある方が数名あり、医療機関の受診につな

がったと聞いていますとの答弁がありました。

続いて、認知症ケアパスを見直し、安心くつシールの周知活動をしたことについて、近隣市が採用しているQRコード付きのワッペンへの検討はされたのかとの質疑に対し、令和2年度に安心くつシールを作り替える際、県内市町の状況とQRコードの特徴や効果について調査し、かなり検討してもらいましたが、QRコードの発見事例はなく、安心くつシールで発見事例があったことや分かりやすさなど、確実にメリットがあったため、数年間は安心くつシールでやりたいと考えています。今後、QRコードの使い勝手がよくなったり、ほかのものも出てくるかもしれないので、広域的なことも含めて考えていきたいと思っておりますとの答弁がありました。

続きまして、委員より、決算書95ページ、任意事業費の家族介護用品支給業務助成金について、介護用品の支給が現物支給から金券に変更になった理由は。また、課税状況による金額の違いがあるか、対象者の状況は把握できているかとの質疑に対し、利用者によって紙おむつの種類やサイズが異なるため、市で買い置きをしておくよりも、実際に店頭で選んでもらった方がいいとの理由からです。生活が困窮している方には、さらに上乘せし、助成してまいりますとの答弁がありました。

続きまして、委員より、決算書89ページ、施設介護サービスの給付費について、介護医療院が増えたことにより、入所の状況は改善されているかとの質疑に対し、国の方針として、医療・介護療養施設を介護医療院に移行する流れがあります。それを受けて、市内の老人保健施設は介護医療院に変更されました。老人保健施設の入所期間は、原則として3か月から6か月とされていますが、介護医療院はその制限がないため長期間になる場合もあります。また、今まで医療保険で賄っていたものが全て介護保険に移行されたので、施設介護サービス給付費は急激に増加している状況です。入所については、世帯の収入状況にもよるため、特別養護老人ホームは入所待ちがありますが、他の施設は十分入所できる病床体制になっており、入所できないとは聞いていませんとの答弁がありました。

以上の審査経過を経まして、討論、採決を行った結果、議案第59号については、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で教育厚生委員会の委員長報告を終わります。

○議長（小長谷順二君） 以上で各委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩いたします。

この休憩中に、ただいまの委員長報告に対する質疑の有無を確認いたします。質疑のある議員は議長に質疑の申出をお願いします。

休憩 午前10時11分

再開 午前10時11分

○議長（小長谷順二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから議案第56号から議案第70号までの15議案について質疑を行います。

質疑の申出がありませんので、質疑を終結いたします。

これより議案第56号 令和2年度伊豆市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第56号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小長谷順二君） 起立者全員。

よって、議案第56号は原案のとおり認定されました。

少々お待ちください。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時13分

再開 午前10時14分

○議長（小長谷順二君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

失礼いたしました。

議案第57号から議案第70号までに対して、討論のある議員は通告書を議長に速やかに提出願います。よろしいですか。

次に、議案第57号 令和2年度伊豆市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第57号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小長谷順二君） 起立者全員。

よって、議案第57号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第58号 令和2年度伊豆市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第58号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小長谷順二君） 起立者全員。

よって、議案第58号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第59号 令和2年度伊豆市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第59号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小長谷順二君） 起立者全員。

よって、議案第59号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第60号 令和2年度伊豆市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第60号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小長谷順二君） 起立者全員。

よって、議案第60号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第61号 令和2年度伊豆市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第61号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決・認定であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小長谷順二君） 起立者全員。

よって、議案第61号は原案のとおり可決・認定されました。

次に、議案第62号 令和2年度伊豆市温泉事業会計剰余金の処分及び決算の認定について討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第62号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決・認定であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小長谷順二君） 起立者全員。

よって、議案第62号は原案のとおり可決・認定されました。

次に、議案第63号 令和2年度伊豆市下水道事業会計決算の認定について討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第63号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小長谷順二君） 起立者全員。

よって、議案第63号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第64号 令和2年度伊豆市持越財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてから議案第70号 令和2年度伊豆市矢熊財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの7議案について、一括して討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第64号から議案第70号までの7議案について採決を行います。

各財産区特別会計歳入歳出決算の認定について一括採決といたします。

本案に対する委員長の報告は全て認定であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小長谷順二君） 起立者全員。

よって、議案第64号から議案第70号までの7議案は原案のとおり認定されました。

#### ◎議案第71号～議案第74号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（小長谷順二君） 日程第17、議案第71号 令和3年度伊豆市一般会計補正予算（第4回）から日程第20、議案第74号 令和3年度伊豆市温泉事業会計補正予算（第1回）までの4議案を一括して議題といたします。

本案は各常任委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について各委員長の報告を求めます。

初めに、議案第71号及び議案第74号の2議案について総務経済委員会委員長、下山祥二議員。

〔総務経済委員会委員長 下山祥二君登壇〕

○総務経済委員会委員長（下山祥二君） 6番、下山祥二です。

ただいま議長から報告を求められました議案第71号 令和3年度伊豆市一般会計補正予算（第4回）及び議案第74号 令和3年度伊豆市温泉事業会計補正予算（第1回）の2議案について、委員会審査の経過と結果を御報告申し上げます。

最初に、議案第71号について、当局からの補足説明はなく、質疑に入りました。

伊豆総合高校土肥分校下宿運営事業は静岡県内の募集から、県外募集（土肥留学）も検討しているのかとのことだが、その進捗状況はどの質疑に対し、3年間の債務負担行為はあくまでも県内の生徒を対象としていますが、県の教育委員会との協議の中で、令和4年度以降は県外も含めて募集を検討してみてもという話があり、現在、全国の事例などを参考に検討しているところです。来年度以降の準備に向けて、募集の部分で予算計上が発生してくると思いますとの答弁がありました。

次に、包括的アウトソーシングの調査業務委託料110万円だが、土肥温泉事業の支援業務委託料863万5,000円に比べ、かなり業務量が多い中で、このような低金額でできるのかとの質疑に対し、昨年度から職員がある程度の業務量を洗い出し絞り込んでおります。来年度に向けて最終的な精査をお願いするもので、全くゼロからお願いする業務ではないので金額も高くないという答弁がありました。

審査の後、討議、討論はなく、議案第71号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第74号 令和3年度伊豆市温泉事業会計補正予算（第1回）について、当局から追加書類による補足説明の後、質疑に入りました。

土肥温泉事業経営改革方針策定支援業務委託863万5,000円は、具体的にどういう業者に対して調査を行うのか、ある程度道筋ができているのか、あるいはこれから公募するのかとの質疑に対し、現在、総務課でアウトソーシングを進めています。調査業務を委託する業者は市内の状況も分かっている、伊豆市と協定を結んでいる業者に委託したいと考えていますとの答弁がありました。

審査の結果、討議、討論はなく、議案第74号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（小長谷順二君） 次に、議案第71号から議案第73号までの3議案について教育厚生委員会委員長、間野みどり議員。

〔教育厚生委員会委員長 間野みどり君登壇〕

○教育厚生委員会委員長（間野みどり君） 10番、間野みどりです。

ただいま議長から報告を求められました議案第71号から議案第73号の3議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第71号 令和3年度伊豆市一般会計補正予算（第4回）教育厚生委員会所管科目について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

当局からの補足説明はなく、質疑を行いました。

当議案の審査における質疑の主なものとして、教育部の関係では、委員より、議案書107ページ、中学校費の新型コロナウイルス対策事業、特別教室へのエアコン整備について、1,000万円以上の予算計上だが、新中学校まで開校まで4年弱の中、これが使われなくなったときの転用は考えているかとの質疑に対し、今回、全ての特別教室ではなく、主に理科室に整備します。小学校の特別教室のエアコンが古くなっているもので、そちらに流用していく予定です。また、まだ整備できていない小学校の特別教室もありますので、そちらへの流用も考えていますとの答弁がありました。

続いて、委員より、特殊なエアコンなのか、使用期間の縛りはあるかとの質疑に対し、エアコンの給排気効率やフィルター機能は上がっていると聞いていますが、ウイルスに特化したものではありません。交付金による使用期間については調べてありませんが、補助金の機械器具類の耐用年数はおおむね8年ですので、普通に使っていれば10年間は使えるものになりますとの答弁がありました。

委員からは、今の中学校生活がしっかり送れるような環境にし、その後のことはその後のことで対応してほしいとの意見がありました。

続きまして、委員より、議案書108ページ、文学のふるさと事業、上の家整備事業補助金について300万円を計上した根拠は何かとの質疑に対し、当初予算で空き家対策事業と拠点を活用するための改修費用として1,030万円を計上していましたが、工事を進める中で、トイレの壁が弱く、耐えられないため、移設しなければならなくなった事情と、談話室として交流スペースを検討していたときに、段差を解消し、使いやすくしたほうがいいとの意見があり、当初の改修費では収まらなくなりました。古い建物なので、当初の見積りで分かりにくかったところもあり、今回、業者に見てもらい、不足する経費を計上しましたとの答弁がありました。

次に、市民部の関係では、委員より、議案書99ページ、キャッシュレス決済手数料と機器使用料について、どのようなものが使えるようになるのかとの質疑に対し、電子マネー決済とQRコード決済になります。具体的には、SuicaやPASMOなどの交通系ICカードや、楽天Edy、nanaco、WAON、iD、QUICPayなどの電子マネー、QRコード決済は、PayPay、LINE Pay、auPAY、d払いなどが利用できる予定になっていますが、決済端末等が正式に決定していないので、拡大する可能性もありますとの答弁がありました。

次に、健康福祉部関係では、委員より、議案書103ページ、新型コロナウイルスワクチン接種事業、予防接種委託料について、今回の補正は、今までやってきた不足分か、それとも今後に向けてのものかとの質疑に対し、これまで実施してきた集団接種の関係で、当初は、

時間外の接種について予算を計上していませんでしたが、補助金の対象が変わり、休日や夜間の時間外について、上乘せ的に支払えるようになりました。医師や看護師、事務職についても伊豆赤十字病院から派遣していただいていたのですが、事務職に対しても委託料の中に入れて支払えるようになりましたので、今回、増額補正を計上しましたとの答弁がありました。

続きまして、委員より、議案書103ページ、成人検診データシステム改修委託料について、データの活用方法と改修する目的は何かとの質疑に対し、今までは市のシステムを管理していたものを、この改修によってマイナンバーと連携、ひもづけられることになり、マイナンバーカードをお持ちの方が、御自身の検診記録を見ることができるようになります。また、現在は市や国保などの検診記録しか把握できなかったものが、御本人の同意に基づいて、ほかの検診結果も市で確認できるようになり、経年的に見ることができ、健康相談や保健指導がより具体的になっていくのではないかと思いますとの答弁がありました。

以上、審査の経過を経まして、討論、採決を行った結果、議案第71号、教育厚生委員会所管科目については、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第72号 令和3年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）については、当局からの補足説明はなく、質疑、討論もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第73号 令和3年度伊豆市介護保険特別会計補正予算（第1回）については、当局からの補足説明はなく、質疑、討論もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で教育厚生委員会委員長報告を終わります。

○議長（小長谷順二君） 以上で各委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩いたします。

この休憩中に、ただいまの各委員長の報告に対する質疑の有無を確認します。質疑のある議員は議長に質疑の申出をお願いします。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時32分

○議長（小長谷順二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから議案第71号から議案第74号までの4議案について質疑を行います。

質疑の申出がありませんので、質疑を終結いたします。

これより暫時休憩いたします。

この休憩中に、ただいま議題となっております議案第71号から議案第74号までに対し討論のある議員は、通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時34分

○議長（小長谷順二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第71号 令和3年度伊豆市一般会計補正予算（第4回）について討論、採決を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

賛成討論を行います。

11番、波多野靖明議員。

〔11番 波多野靖明君登壇〕

○11番（波多野靖明君） 11番、波多野靖明でございます。

議案第71号 令和3年度伊豆市一般会計補正予算（第4回）について、賛成の立場から討論いたします。

今回の補正は9億4,000万円を増額するものです。主な事業として、自主運行バス中伊豆線の事業維持のための補助金は、年々少子高齢化する市民生活には必要なものと判断しております。そして、包括的アウトソーシングの業務委託、包括施設管理業務委託の令和4年度から5年間にわたる総合窓口業務や市有施設の管理業務を包括的に民間へ委託することは、市民への行政サービスの質の向上、庁内の業務改善、そして、人件費の削減に期待ができると説明を受け、理解をいたしました。

また、公的病院等への補助金、土肥支所に設置予定のサテライト診療所の開設、新型コロナウイルスワクチン接種事業における予防接種委託料の増、成人検診データシステム改修委託料、小中学校の特別教室へのエアコン設置や衛生的なトイレへの改修、そのほかにも多くの新型コロナウイルス感染症対策等もございます。これらは、多くの伊豆市民の安心安全や利便性に配慮したものになる。そして、それを大きく期待できるものと判断をいたします。

そのほかの事業においても市民生活に欠かすことができない事業であり、適正な予算であると判断をいたします。

今後も伊豆市民のため、しっかりとした事業の計画、遂行を執行部にはお願いをいたし、私の賛成討論といたします。

○議長（小長谷順二君） 以上で討論を終結いたします。

これより議案第71号について採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小長谷順二君） 起立者全員。

よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第72号 令和3年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）について  
討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第72号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小長谷順二君） 起立者全員。

よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第73号 令和3年度伊豆市介護保険特別会計補正予算（第1回）について討論、  
採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第73号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小長谷順二君） 起立者全員。

よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第74号 令和3年度伊豆市温泉事業会計補正予算（第1回）について討論、採  
決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第74号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小長谷順二君） 起立者全員。

よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

ここで10時50分まで10分間休憩といたします。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時48分

○議長（小長谷順二君） それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします。

◎議案第75号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（小長谷順二君） 日程第21、議案第75号 伊豆市過疎地域の持続的発展の支援に伴う固定資産税の特例措置に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案は教育厚生委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

教育厚生委員会委員長、間野みどり議員。

〔教育厚生委員会委員長 間野みどり君登壇〕

○教育厚生委員会委員長（間野みどり君） 10番、間野みどりです。

ただいま議長から報告を求められました議案第75号 伊豆市過疎地域の持続的発展の支援に伴う固定資産税の特例措置に関する条例の制定について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

当局からの補足説明はなく、質疑を行いました。

当議案の審査における質疑の主なものとして、委員より、公示日以後に取得した土地建物について、固定資産税が3年間免除されるということではいか、個人でも法人でも適用されるのかとの質疑に対し、個人でも法人でも課税免除の3年間を適用できます。旧過疎法同様に固定資産税の優遇措置を持続して行っていくため、新過疎法に沿って計画策定及び新条例を制定していく内容ですとの答弁がありました。

続いて、委員より、市全域が対象となると、金額でどれくらいの影響になるのかとの質疑に対し、旧過疎法における土肥地区の申請は2件で、3年間の減収額は627万7,000円でした。今回、新過疎法による適用基準の対象地域が土肥地区から市全域に拡大されることと、資産の取得価格が2,000万円以上から500万円以上のものに引き下がりましたので、申請件数は増加するのではないかと見込んでいます。税金は当然減ってしまいますが、国の交付税において措置がされますとの答弁がありました。

以上の審査経過を経まして、討論、採決を行った結果、議案第75号については、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で教育厚生委員会委員長報告を終わります。

○議長（小長谷順二君） 以上で教育厚生委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

議案第75号について質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小長谷順二君） 質疑の通告がありませんので、質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより暫時休憩いたします。

この休憩中に、ただいま議題となっております議案第75号に対し討論のある議員は、通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前10時52分

再開 午前10時52分

○議長（小長谷順二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第75号について討論、採決を行います。

議案第75号 伊豆市過疎地域の持続的発展の支援に伴う固定資産税の特例措置に関する条例の制定について、討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第75号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小長谷順二君） 起立者全員。

よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第78号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（小長谷順二君） 日程第22、議案第78号 第2次伊豆市総合計画基本構想の変更についてを議題といたします。

本案については、総務経済委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

総務経済委員会委員長、下山祥二議員。

〔総務経済委員会委員長 下山祥二君登壇〕

○総務経済委員会委員長（下山祥二君） 6番、下山祥二です。

議長から報告を求められました議案第78号 第2次伊豆市総合計画基本構想の変更について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

当局からの補足説明はなく、質疑に入りました。

少子化対策と次代を担う人材の育成を一番に持ってきたが、改めてこれをトップに持ってきた総合政策部の思いを確認してほしいとの質疑に対し、一番は結婚から子育てまで切れ目ない支援という形になっており、伊豆市の意思として重点的に進めていくことが人口減少対策となり、さらに抑制戦略と適応戦略もあり、その順番になぞらえ、ここが肝だということで変えさせていただいたとの答弁がありました。

審査の結果、討議、討論はなく、議案第78号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（小長谷順二君） 以上で委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小長谷順二君） 質疑はありませんので、質疑を終結いたします。

これより暫時休憩いたします。

この休憩中に、ただいま議題となっております議案第78号に対し討論のある議員は、通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前10時56分

再開 午前10時56分

○議長（小長谷順二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第78号について討論、採決を行います。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

13番、青木靖議員。

〔13番 青木 靖君登壇〕

○13番（青木 靖君） 13番、青木靖です。

議案第78号 第2次伊豆市総合計画基本構想の変更についてに対し、賛成の立場から討論を行います。

本議案は、平成28年度から令和7年度までを計画期間とする第2次伊豆市総合計画のうち、後期計画の期間に入るに当たり、現在、直面している急激な変化にも対応していくため、総合計画の基本となる基本構想の一部を変更しようとするものです。

主な変更点を見ると、第1章、伊豆市の将来像で、令和7年度の将来人口設定を2万8,500人から2万7,800人に700人減とし、第2章、まちづくりの重点目標の中で、少子化対策と次世代を担う人材の育成を重点目標の1番目に設定。以下、重点目標2、安心して心地よい生活環境の創出、3、産業力の強化、4、まちの誇りの醸成とブランド力の向上、5、魅力あふれる拠点の創造と交通体系の確保とし、新たな重点目標として、6、将来にわたる安定的な行財政運営の堅持を追加しています。第3章、土地利用構想では、最新版の都市計画マスタープランにより全体像を示し、さらに修善寺駅周辺、牧之郷地区周辺、土肥地区周辺、天城湯ヶ島・青羽根地区周辺、中伊豆・八幡地区周辺の各地区拠点将来構想を追加記載しています。

これらのことから、目指すまちのテーマや目指すまちのイメージは変更せず、前期計画期間の振り返りを踏まえて、また、本格的な人口減少社会の到来に対応するためや、ポストコ

ロナ、ウィズコロナに対応するため、そして、合併特例期間終了後の財政規模縮小に備えて、多種多様な具体的な計画を実行可能にするために、構想の一部を変更したものであると判断できます。

人口減少を厳格に捉えて、少子化対策と次世代を担う人材育成を重点目標のトップに持ってきたことは評価したいと思います。

日本全体の人口推計を見ても、2015年から2045年までの30年間で2,000万人が減少し、2045年には高齢者1人を1.4人の生産年齢人口で支える時代が到来すると言われていています。昨年の日本全国の出生数が85万人程度ですから、仮に毎年同数の方が全員85歳まで生きたとして7,200万人余りになるわけですが、2100年には日本の人口が5,000万人前後で推移する予想がなされているのも事実です。

これを伊豆市に置き換えてみると、あくまで計算上の話ではありますが、伊豆市で1年間の出生数が100人の場合、仮に全員が100歳まで生きたとして、人口は1万人になるわけです。そして、それをさらに下回る可能性があるということになります。我々は、過去に類を見ない極めて急激な人口減少の流れの中にいると言っても過言ではないと思います。近未来の伊豆市の将来は別に議論するとして、5年後までの将来は、今回の基本構想の下、具体的な基本計画によって、私たちの実生活に即した問題解決を積み重ねてつくっていくしかないと思います。

そうした意味でも、今回の変更事項の中で、都市計画マスタープラン作成の過程で、ワークショップなどを重ねて、市民の意見が反映されている各地区拠点の将来構想を加えたことも評価したいと思います。

いずれにしても、これからは人が少なくなっていく中で、みんなでまちのごみを拾ったり、生活域に侵入してくる竹を切ったり、田畑や里山の草を毎年刈り続けて、それぞれの地区を持続可能にしていくしかないのだらうと思います。

議会の承認は基本構想までですが、さきに新聞報道にもあったとおり、第2次伊豆市総合計画後期計画に対し、審議会よりおおむね妥当であるとの答申があり、3点の附帯意見があったようです。審議会に参加された方々からの生活実感のある現実的な問題意識の表れが書かれているものと理解します。後期計画に寄せられたパブリックコメントとともに、それらを十分に読み取っていただきたいと思います。

自治体の基本構想や基本計画は、えてして総花的で全国どこでも同じというような意見も聞きますが、逆に基本計画に入っていない事業には、国の補助金などがつかないといった側面もあります。また、例えば最近よく言われる選択と集中などという言葉だけを聞くと、選ばれなかったらどうなるのか不安になったりすることもあると思います。

私たち伊豆市においては、様々な行政手法を駆使して、今回の基本構想の掲げる到達点に至ることで、伊豆市民全体の幸福感、幸福度が上がることを期待して、私の賛成討論といたします。議員各位の御賛同、よろしくお願いいたします。

○議長（小長谷順二君） 以上で討論を終結いたします。

これより議案第78号 第2次伊豆市総合計画基本構想の変更について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小長谷順二君） 起立者全員。

よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

### ◎議案第76号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（小長谷順二君） 日程第23、議案第76号 伊豆市過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題といたします。

本案については、総務経済委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

総務経済委員会委員長、下山祥二議員。

〔総務経済委員会委員長 下山祥二君登壇〕

○総務経済委員会委員長（下山祥二君） 6番、下山祥二です。

議長から報告を求められました議案第76号 伊豆市過疎地域持続的発展計画の策定について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

当局からの補足説明はなく、質疑に入りました。

今までは土肥地区のみだったのが全市に指定されたのは、法律が変わったからなのかという質疑に対し、新過疎法によって昭和50年から平成27年までの40年間の人口要件で、高齢者比率、若年者比率、人口減少率、さらに財政力指数などの設定があって、伊豆市が要件を満たしたため市内全域の指定となったとの答弁がありました。

また、過疎債はかなり有利な起債だったが、総合的に使える金額が増えたのかとの質疑に対し、金額が大きく増えるものではありませんが、充当率100%で交付税措置の元利償還金として70%歳入される非常に有利な事業債となっていますとの答弁がありました。

審査の結果、討議、討論はなく、議案第76号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（小長谷順二君） 以上で委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○議長（小長谷順二君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより暫時休憩いたします。

この休憩中に、ただいま議題となっております議案第76号に対し討論のある議員は、通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時08分

○議長（小長谷順二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第76号 伊豆市過疎地域持続的発展計画の策定について討論、採決を行います。

これより討論に入ります。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第76号 伊豆市過疎地域持続的発展計画の策定について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小長谷順二君） 起立者全員。

よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第77号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（小長谷順二君） 日程第24、議案第77号 財産の減額譲渡についてを議題といたします。

本案については、総務経済委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

総務経済委員会委員長、下山祥二議員。

〔総務経済委員会委員長 下山祥二君登壇〕

○総務経済委員会委員長（下山祥二君） 6番、下山祥二です。

ただいま議長から報告を求められました議案第77号 財産の減額譲渡について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

当局からの補足説明はなく、質疑に入りました。

倉庫を含めた建物の基準価格は幾らか、また、土地680平米の基準価格は幾らかとの質疑に対し、建物は倉庫と園舎を合わせて110万4,000円、土地は1,441万6,000円、基準価格の合計は1,552万円になっていますとの答弁がありました。

また、基準価格の3分の1で減額譲渡する経緯はどの質疑に対し、令和2年度に一般競争入札によって正規な価格で公募したが、応札はありませんでした。しかしながらこの物件に関しては建物も比較的新しいため、何か有効活用できないかと検討していたところ、今回、

事業者の公募型プロポーザルを採用して入札に至ったという経緯です。公募型については令和元年度に土肥地区でも実施しております。伊豆市公共施設再配置計画を進めるため、財産の処分については公募型プロポーザルも活用して施設を身軽にしていかなければと考えていますとの答弁がありました。

審査の結果、討議、討論はなく、議案第77号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（小長谷順二君） 以上で委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○議長（小長谷順二君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより暫時休憩いたします。

この休憩中に、ただいま議題となっております議案第77号に対し討論のある議員は、通告書を議長に速やかにお願いいたします。

休憩 午前11時12分

再開 午前11時12分

○議長（小長谷順二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第77号 財産の減額譲渡について討論、採決を行います。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

賛成討論を行います。

2番、浅田藤二議員。

〔2番 浅田藤二君登壇〕

○2番（浅田藤二君） 2番、浅田藤二です。

議案第77号 財産の減額譲渡について、賛成の立場で討論させていただきます。

これは、旧月ヶ瀬幼稚園の土地建物を評価基準価格より減額して、公募型プロポーザルにおいて事業提案を行った売却施設の近隣で事業展開する株式会社 Resort & Spa 雲風々に売却するものです。

本件は、第2次総合計画の施策、徹底した歳出の抑制、公共施設の適正化により、公共施設において、長く未活用のものや老朽化による改修が合理的でないもの、維持管理経費の支出超過が大きいものなどについては、資産経営の観点から、民間譲渡や用途廃止を含めて検討する公共施設等総合管理計画の推進の考えにより実施されました。

また、同じく総合計画の産業力の強化における企業誘致、留置の推進により、市内企業、事業者の経営基盤強化と事業展開支援に当たるものです。安く売っている、損をしているんじゃないかという考えになりがちですが、よい機会ですので、施設売却により何が生まれるのか動き出すのか考えたいと思います。

1つ目として、施設維持管理費や施設維持のための人件費がかかっていた場所に、固定資産税をはじめとする税金、収入が見込めるようになります。2つ目として、企業の事業拡大により雇用が創出されます。3番目として、様々な企業などの研修センターとして昼間の利用が主だと説明にありました。お弁当の注文があるでしょう。研修を兼ねた周辺施設の見学もあるでしょう。つまり交流人口が増えて地域のにぎわいが生まれます。経費だけがかかっていた施設に、売却によりこれだけのことが期待できるようになります。

少しでも収入や地域のにぎわい創出が期待できるのなら、スピード感を持って、本件のような公募型プロポーザルなどの手法を取り入れるなどの工夫をいただき、事業実施をお願いいたします。

コロナ禍を経験し、時代は私たちの尺度でははかり切れない速さで、その価値観や人の生き方を変えていっています。新しい取組に自信を持ってトライできる環境をつくるのも、私たちの大きな役割だと思っています。

以上で賛成討論を終わります。

○議長（小長谷順二君） 以上で討論を終結いたします。

これより議案第77号 財産の減額譲渡について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小長谷順二君） 起立者全員。

よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

#### ◎請願第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（小長谷順二君） 日程第25、請願第1号（仮称）伊豆スカイラインC.C.発電所事業環境影響評価方法書に関する請願書を議題といたします。

本案については、教育厚生委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

教育厚生委員会委員長、間野みどり議員。

〔教育厚生委員会委員長 間野みどり君登壇〕

○教育厚生委員会委員長（間野みどり君） 10番、間野みどりです。

ただいま議長から報告を求められました請願第1号（仮称）伊豆スカイラインC.C.発電所事業環境影響評価方法書に関する請願書について、審査の経過と結果を御報告申し上げ

ます。

この請願は、伊豆スカイライン別荘地オーナーの会共同代表から提出され、その内容は、県知事に対し、（仮称）伊豆スカイラインC.C.発電所新設事業に係る環境影響評価方法書に係る意見書を提出することです。

紹介議員の三田議員に趣旨説明を求め、請願者の意見陳述に続き、質疑を行いました。

委員からは、環境アセスメントの水質調査や動植物の調査、景観の関係などは、別荘地以外の下流域まで広げるべきといった意見や県の権限、条例に関する意見、工事用車両の市道利用に関する意見などが出されました。

以上、審査経過を経まして、討論、採決を行った結果、請願第1号については、討論はなく、採決の結果、全会一致で採択すべきものと決しました。

なお、意見書は、請願者の思いに答え、請願者の意見書（案）に追加、修正を加えた内容とすることで意見が一致しました。

以上で教育厚生委員会委員長報告を終わります。

○議長（小長谷順二君） 以上で委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小長谷順二君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより暫時休憩いたします。

この休憩中に、ただいま議題となっております請願に対し討論のある議員は、通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前11時20分

再開 午前11時20分

○議長（小長谷順二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから請願第1号（仮称）伊豆スカイラインC.C.発電所事業環境影響評価方法書に関する請願書について討論、採決を行います。

これより討論に入ります。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより請願第1号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は採択であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小長谷順二君） 起立者全員。

よって、請願第1号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。  
これより暫時休憩いたします。

休憩 午前11時21分

再開 午前11時22分

○議長（小長谷順二君） それでは、休憩を閉じ会議を開きます。

#### ◎日程の追加

○議長（小長谷順二君） 追加議案の上程を行います。

お諮りいたします。

お配りしてあります追加日程表のとおり、6件を日程に追加し、議題にしたいと思えます。  
これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小長谷順二君） 異議なしと認め、6件を日程に追加することに決定いたしました。

#### ◎議案第79号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決

○議長（小長谷順二君） 追加日程第1、議案第79号 令和3年度伊豆市一般会計補正予算  
（第5回）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第79号について提案理由を申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症対策を行い、県が実施する認証制度の認証を受けた飲食店及び宿泊施設に対し、奨励金を支給する事業に4,400万円を計上するほか、虹の郷ロムニー鉄道枕木交換工事に2,003万円、同じく虹の郷レールウェイミュージアム天井修繕工事に354万2,000円、また、7月及び9月の豪雨災害に伴う災害復旧費に2,920万円などを計上いたしました。

その他、予備費を2,800万円追加計上するなど、総額1億2,480万円を増額し、歳入歳出予算額を231億8,250万円とするとともに、併せて7月及び9月豪雨災害に伴う災害復旧事業について地方債の追加補正をお願いするものです。

詳細について、総合政策部長に説明をさせます。

○議長（小長谷順二君） 補足説明の申出がありますので、これを許します。

総合政策部長。

〔総合政策部長 新聞康之君登壇〕

○総合政策部長（新間康之君） それでは、私から議案第79号につきまして補足説明をさせていただきます。

お手元に予算資料ということで、毎回ですけれども、市章の入った資料ございますので、こちらのほうを御覧いただきながらお聞きいただきたいと思います。

1ページをお開きください。

歳出についてでございます。

まず、職員給与費に係る人件費でございますが、東京2020大会終了に伴い、オリンピック・パラリンピック推進課を廃止し、10月1日付で人事異動を行います。それに伴い、職員の異動先となる費目に人件費を振り分けるわけですが、その際に生ずる端数調整によるものになります。こちらが2万8,000円。

次の総務費、感染症対策促進奨励金ですが、感染症の拡大防止と全国的な人流の再開を見据え、安全安心な生活環境と観光客の受入れ環境の整備促進を目的として、県が実施しているふじのくに安全・安心認証を取得した飲食店及び宿泊施設に対し、奨励金を支給するものです。給付額は、認証を取得した飲食店に対し一律10万円、宿泊施設に一律30万円で、対象事業所は、飲食店で200店舗、宿泊施設で125施設を見込んでおり、それぞれ全体の75%の認証取得を目指してまいります。

なお、こちらの財源には、新型コロナの地方創生臨時交付金を充当する予定でございます。

続いて、商工費の2,357万2,000円につきましては、本年8月に修善寺虹の郷において発生しましたロムニー鉄道の枕木劣化に伴う機関車の脱輪とイギリス村のレールウェイミュージアムの雨漏りによる天井落下について、それぞれ早急に修繕工事を実施したいことから予算計上するものでございます。ロムニー鉄道につきましては、総点検の結果、今後の安全を考慮して、枕木総数約3,200本のうち約1,000本を交換することとし約2,000万円、レールウェイミュージアムの天井修繕には約350万円を見込んでおります。

災害復旧費につきましては、本年7月1日から6日未明の豪雨及び9月2日から3日未明の豪雨により被災した箇所への復旧のための工事費と委託料、合わせて2,920万円の補正となります。お手元にお配りしておりますカラーの、災害箇所が書いてある地図があります。こちらの地図を御覧いただきたいと思います。

内訳といたしましては、7月の豪雨により被災した箇所の工事費として林道1か所、図面番号の①になります。左側の中央になりますが、こちらが150万円。市道1か所、図面番号の②になります。右の下になりますが、こちらに対し1,420万円。また、9月の豪雨により被災した箇所の委託料として、農地1か所、こちらは図面番号の③になります。右の下です。こちらに100万円。それから、市道4か所、図面番号の④から⑦につきまして1,250万円となっております。このうち委託料を計上した5か所につきましては、公共の災害復旧事業の採択を予定しており、国による災害査定を行った後、工事費に係る補正予算を今後、改めて予算上程させていただくこととなります。

最後に、予備費でございますが、当初予算編成時におきまして、予期しなかった予算外の支出に対応するため3,000万円を計上させていただいておりましたが、これまでに施設の緊急修繕、それから災害発生時の応急復旧工事などに充用をさせていただいた結果、現在の予算現額が200万円を切る状況になっております。このままですと今後、台風、それから冬場の降雪などによる自然災害が発生した場合に、迅速な対応ができなくなるおそれがございますので、2,800万円を追加をして、当初計上した3,000万円の水準に予備費を戻すものでございます。

補正予算に係る補足説明は以上です。

○議長（小長谷順二君） 以上で補足説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

2人同時に手を挙げたので、では、番号順にいきましょう。

7番、杉山武司議員。

〔7番 杉山武司君登壇〕

○7番（杉山武司君） 7番、杉山武司です。

先ほど説明のありました7款商工費の修善寺自然公園管理事業の施設改修工事の中の虹の郷ロムニー鉄道枕木交換工事について伺います。

説明の中では、8月に脱輪事故が発生したということなんですけれども、この枕木というのは開業以来交換していなかったのか、それとも今まで定期的に交換作業やっていたけれども、こういうことが発生したのかということをお聞きします。

それと併せて、こういった事故があった場合について、責任の所在というのは、要するに施設を所管している市のほうになるのかどうなのか、そこのところをちょっとお聞きします。

人災がなかったと思いますけれども、大きな事故につながるおそれがありますので質問をさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（小長谷順二君） それでは答弁願ひます。

市長、まず産業部長ということによってください。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 産業部長に答弁をさせます。

○議長（小長谷順二君） では、続いて産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） それでは、まず1点目のこれまでの交換の経緯ということですが、直接的に市というよりも、前指定管理者でございました伊豆市振興公社様のほうで、平成19年、平成26年、平成27年に数十本単位での交換はしておりましたが、平成2年の開園以来、まとめて今回提案させていただくような大きな数の修理というのは行っておりませんでした。

それから、2点目の事故が起きた場合の責任の所在ということですが、基本的には指定管

理者制度を引いておるわけですけれども、ハード的にかなり重要な施設であるということで、申し訳ございません、ちょっと指定管理の基本協定の中の責任の所在というのは定めてあるんですが、すみません、今日はちょっとそこが持ち合わせがないですが、いずれにしても協議の上、指定管理者と市と両方が負うということになるかと思えます。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質疑はありますか。

杉山議員。

○7番（杉山武司君） 今回の3,200本のうちの約1,000本を交換するというお話でしたけれども、今後、計画的に改修するというようなことはいたしますか。それとも、このような形で随時という考えなのか、どちらなのか、回答願います。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） 今回は、約3,200本の枕木のうち約1,000本を交換するというところで、今回8月に起きた事故の後、専門業者によって全ての枕木の緊急の点検を実施し、その中で1,000本については腐食または支持不足ということの指摘を、点検結果を受けて1,000本の交換をさせていただくと思っておりますので、定期的にというより、今回の修理交換によりまして、一定程度枕木については安全が確保されるものと思っております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質疑はありますか。

杉山議員。

○7番（杉山武司君） 多分交換するのは木製の枕木ではないかと判断いたしますけれども、今後の長期的な視点に立った場合については、大きな鉄道会社は使っていると思うんですけども、PC枕木というコンクリートの枕木があるんですけども、そういったものに今後変えていくという考えはおありですか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） 今回の枕木約1,000本につきましては、腐食処理を施した上での木製枕木を想定しており、コンクリートの枕木というのは今想定はしてございません。ただし、今回こうした事案になったことについて、我々としても今後の対応策といたしましては、今、議員御指摘のような専門の保線ができる業者による定期的な点検というのは実施していきたいというふうに考えております。

○議長（小長谷順二君） これで杉山議員の質問を終わります。

次に、8番、星谷議員。

〔8番 星谷和馬君登壇〕

○8番（星谷和馬君） 8番、星谷和馬でございます。

偶然にも杉山さんと同じ質問になっちゃったんですけれども、これは、虹の郷も開園以来32年6か月、また、当然、修理とか補強とか、そういう時期に差しかかっていると思うんです。そういう中で起きた事故ということなんですけれども、事故ないし補強ということなんです。そして僕、先月、孫連れて虹の郷に遊びに行きました。そうしたら、受付の職員の方に、枕木の腐食によって機関車が走っておりませんということをおっしゃいました。そのやり取りの中で、機関車が走っていないので帰ったお客さんが結構いるということをお聞きしました。ああ、やっぱり少ないお客さんの中でも、やっぱり機関車を求めて来ているお客さんいるんだなということを感じました。

そして、質問は、2,357万2,000円、枕木の交換。武司さんがほとんど質問したんですけれども、それについて3,200本のうちの1,000本が交換、残りの2,200本は問題ないということなんですけれども、改めて質問しますけれども、本当に問題ないのかどうなのか。木であるならば32年半というのは、いろいろな角度で劣化していると思うんです。それで、また枕木に敷く細かい石、それらも果たしてどうなのかということもちょっと気になりますから、ちょっとここではないんですけれども、できたらお答えをお願いします。

そして、また期間、工事期間が一体どの程度かかるのか、それも併せてお答えをお願いします。

○議長（小長谷順二君） それでは答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） この問題は、規模は違いますけれども、構造的には先ほどの月ヶ瀬幼稚園跡地と同じような基本的な考え方に立っております。つまり先ほどの幼稚園の例で言えば、伊豆市としては使わない、不用である、しかし、ある方から見たら有用であって500万円をかけてでも入手したい、そういったビジネスに活用できるという立場の方がいらっしゃるわけです。

虹の郷観光施設については、行政としてはこの施設は大事に考えている。しかし、行政が投資して自分たちで管理運営し発展させる、それだけの人材、財政力は持ち合わせていない。したがって、この観光施設に投資し収益を上げることのできるビジネスのプロに委ねたいということをおっしゃっているわけです。そういった方々から見れば、投資をしてでも安全なロムニー鉄道を維持し収益を上げることが期待できるわけです。したがって、長期的にはそのような運営体制に移行したいと考えております。

ただ、現時点においては、まだ土地の問題が片づいておらず、所有権の移転も含めて民営化することがまだできませんので、当分の間は、やはりある程度行政としての投資は最小限にしつつ、しかし安全な対策は確実に取っていく。そのような対策を取らざるを得ないということでございます。

御質問の詳細については、引き続き産業部長に答弁をさせます。

○議長（小長谷順二君） 次に産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） それでは、今回の工事により安全かという御質問でございましたが、先ほどもお答えさせていただいたとおり、8月の脱輪の事案以降、専門業者により軌道計測並びに全3,200本の枕木、軌道を含めた枕木の調査を実施し、その上で1,000本の交換が必要という報告をいただき、本日提案をさせていただいておりますので、基本的にはこれで安全が確保できるものと思っておりますが、当然、定期的な点検というのは実施をしていかなければならないというふうに考えております。

それから、工事の期間ですが、約4か月程度を要するというふうに考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質疑はありますか。よろしいですか。

これで星谷議員の質疑を終わります。

ほかの議員で質疑あれば。

9番、鈴木正人議員。

〔9番 鈴木正人君登壇〕

○9番（鈴木正人君） 9番、鈴木正人です。

お聞きしたいのは、総務費の一般管理費のうちの感染症対策促進奨励金4,400万円についてなんですが、2点ほど伺いたいと思います。

まず1点は、この奨励金、申請手続から実際の支給までの流れについて、期間等も含めて伺いたいと思います。

そして、2点目なんですけれども、先ほど総合政策部長の説明の中では、飲食店が一律10万円、宿泊業が一律30万円ということで、それぞれ対象が飲食店200、宿泊業が125の事業所ということでお答えいただいたと思います。事業者全体の75%網羅するというふうにおっしゃってございましたけれども、先日の新聞報道でもありましたけれども、今日もって緊急事態宣言とか蔓延が全面解除されて、1日から段階的緩和に入ってきて、飲食店や宿泊業のほうも営業ができる状態になってきているわけなんです、静岡県においても、ふじのくにの安心安全認証制度、これが実際のところ認証を受けているお店とそうでないお店、どうかという中で、実際のところ県のほうで手続はしているんだけれども、認証待ちの事業者がまだたくさんいるということで、そここのところの区分けを厳密にできないような状態もあるようなんです。

そこで、伺いたいんですけれども、それぞれ飲食店200、宿泊業が125という事業所なんです、この数字というのは、既に認証している事業所の数なのか、それとも、これから今手続していて認証待ちをしている事業所も含むのか、これから認証しようと申請する事業所も含むのか、そこを確認したいと思いますのでお願いします。

○議長（小長谷順二君） それでは答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 詳細は産業部長に答弁をさせますが、これは、コロナ感染症に対する伊豆市のこれからの大きな施策の中の一つという位置づけです。専門家の皆さんの御発言を伺うと、必ず第6波は来る。そうすると今までのペースからいくと、最悪また年末年始で、できれば経済を動かしたいときに第6波が来る可能性もある。下手をするとまたしばらく置いて、もう一回期待する春休みに第7波になる可能性も否定はできない。そのような中で、第5波は極めて大きな影響がありました。市民の社会生活を抑制し、大切な夏の書き入れどきにほとんど経済を動かすことはできなかった。

そのような中で、一つには市民の感染症予防の強化。今報道されておりますように自宅療養をされている方、あるいは濃厚接触者で自宅で待機せざるを得なかった方、この方々に対してしっかりケアをして、そういった方からさらに家族とか周辺の方に感染が広がらないように、徹底して市ができることはしっかりやっていく。県と連携をして必要な情報をいただきながら、市としては、そういった医療機関でケアされない方々に対する対策をしっかり取って感染を広げないようにする。

そして、もう一つが今度は飲食店、それから宿泊の皆さんにもしっかり感染対策を取っていただいて、第6波が来ても経済を全部止めなくて済むような準備をしていきたい、その一つの施策です。ただ、現時点で私が確認をした、報告を受けた数字によると、伊豆市の事業者で認証を取っている件数が極めて少ないと聞いておりました。

そこで、既に申請しているお店、これから申請するお店も含めて、もっともっとしっかり認証制度を取得していただきたい。それで、ここからは比較で意味のないシンボリックな数字として、伊豆市は市民の皆さんの御理解と伊豆赤十字病院の御協力等をいただいて、今全市民の約75%ぐらいがワクチン接種2回終わっております。恐らく8割くらいまでは進んで、3回目のワクチン接種も既に準備に入っている。したがって、象徴的にそれくらいの率まで認証も取っていただきたいというのが75という数字なんです。

これ予算がいっぱいになったからもう終わりということではしませんので、もしそれ以上に進めば、もちろんまた予算措置はしますし、そこまで到達しなければ、再度何とかみんなで頑張らって、第6波が来ても経済回せるようにしましょうという強い情報発信をしていきたいと考えております。

○議長（小長谷順二君） 続いて産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） それでは、1点目の支給の流れでございますが、先ほど来御説明しているとおり、まずは県の認証取得というのが前提となっておりますので、宿泊施設また飲食店においては、この認証の取得をしていただきたいと。その認証をもって市のほうに申請をしていただき、市のほうから奨励金を支出するという流れでございます。

なお、受付の期間につきましては、現時点ではなるべく早く準備を進めて制度を、予算御承認いただいた後に準備を進めて、10月の、来月中旬以降受付を開始し、現時点では来年の

1月末までの受付期間を想定をしております。

それから、飲食店200、宿泊施設125の根拠でございますが、こちらにつきましては、私どもとして今、県の認証制度にどれだけの申請があるかということは、正直把握してございません。この制度を構築するに当たっては、昨年度実施をいたしました営業自粛に対する協力金、こちらの支給実績が、この飲食店に約200、宿泊125という数字ですので、そちらの数字をもって75%、今、市長申し上げたとおり75%を目指したいということで積算をしているところでございます。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質疑はありますか。よろしいですか。

これで鈴木議員の質疑を終わります。

ほかの議員で。

16番、杉山誠議員。

〔16番 杉山 誠君登壇〕

○16番（杉山 誠君） 16番、杉山誠です。

ただいまの鈴木議員のところと同じ項目なんですけれども、内容的なものはほとんど分かったんですけれども、最後に確認したいのは、その75%に増やしていく、そのふじのくに安心安全認証、この取組をどのように考えているか、これ大事だと思いますのでよろしくお願い致します。

○議長（小長谷順二君） それでは答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） これまでの1年半のコロナとの闘いの過程の中で、100%ではありませんけれども、かなり対策が分かってきました。特にデルタ株は感染力が強かったものから、特に小さなお子さんがいる家族はほとんど家族中に広がってしまう。それから、去年の例では9月の三連休かなりのお客様いらしても、10月、11月、伊豆市からは感染が増えませんでしたので、当時の株であれば、しっかり対策取ってれば観光事業によって感染するリスクは非常に小さい。ただ、今のデルタ株ですから、そこは、油断はできないんですけれども、しかし基本的な対策を取ってれば、かなりリスクは小さくできるというようなところも確認をしております。

したがって、この県の認証制度、かなりチェック項目が多くて、飲食店だったら六十数項目、宿泊施設だと160ぐらいだったでしょうか。これを対策を取っていただくことによって、次の波が来たときに、伊豆市は、市民も感染が広がっていないし、伊豆市内の事業者はしっかり対策を取っておりますという情報発信をしたいわけです。ですから、幸いなことに伊豆市は今、県内の市の中でワクチン接種が非常に進んでいて、周りからの評価と市民の皆さんの安心感が高い状態ですから、同じように事業者においても、この対策をしっかり取る。7

割、8割、9割、うまくいけば全ての事業者が対策を取ることによって、市民も安心をするし、お客様にも安心して来ていただきたい。

ただ、すぐにそういうわけにはいきませんので、まずはふだん生活している皆さんで、ある程度人数を抑えて消費を喚起しましょう、状況が許せばもっとお客様にも来ていただきましょうという体制づくりのために、この施策を今取ろうとしているわけです。ここの意味、今、私が狙っているこの事業の目的と、その先に見ている伊豆市の姿について、しっかり具体的に御説明をし、そして産業振興協議会とか商工会とか観光協会とか、それから食品衛生協会等のいろんなツールを使って、この目的をしっかり啓発をさせていただきたい。これは力を込めて、まずは10月、11月、しっかりと情報発信をしてまいる決意でございます。

より具体的なことは産業部長に答弁をさせます。

○議長（小長谷順二君） 次に産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） ただいまの市長の答弁のとおりでございますが、私どもとしては、これまでこの県の安心安全認証制度については、当然ホームページ等、また紹介があったときには、そういう形で御紹介するというにとどまっておりました。

しかしながら、この状況ではなかなか市内において、この認証の取得が進まないということで、今回こういった形での制度を設計させていただき、何とか75%以上、限りなく全ての事業所において安全認証の取得をお願いしたいということでございますが、当然、今後この制度をまずは動機づけとして、インセンティブとして位置づけて、この制度を周知すること、そして認証取得して、この市の目的であるとか意味を、市長申し上げたとおり、各種団体を通じてなり、いろいろな手法を使って、この制度を周知していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質疑はありますか。

杉山議員。

○16番（杉山 誠君） 少し確認したいんですけども、この認証制度はいつから始まったんでしょうか。

そして、現在、市内でどの程度の方が認証を受けているか把握しているのでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） 具体的な日付はちょっと把握していませんが、今年のたしか4月から5月にかけてというふうに、すみません、申し訳ないです、ちょっとはっきりしたことを申し上げられなくて申し訳ないですが、と記憶しております。

それから、現在、県のほうでは、この認証を取得した宿泊及び飲食店については、ホームページで公表しておりますが、昨日までに私どもがホームページを確認した中では、飲食店、宿泊施設とも5施設でございました。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質疑はありますか。

杉山議員。

○16番（杉山 誠君） 普及がほとんど進んでいないというふうに見てとれるんですけども、要するに、いかにしてこれを取得していただくかと、そこが肝だと思んですけども、今ある周知方法であるとか、インセンティブ与える、取得していくための方法を御答弁いただきましたけれども、かなり手続が厄介というようなことも、いろんな支援制度を受ける場合に、相当手続が厄介で、個人の力ではちょっと申請し切れないというようなところもよく事業者から聞きます。そんな中に、サポート的な、市でお手伝いであるとか、そんな方法は考えているのか。

また、通知方法なんですけれども、いろいろな団体を通じて周知していくということなんですけれども、それを申告するのはあくまで個人ということになると思うんですけども、その申告しやすいような先ほどのサポートと、これを認証制度をぜひお取りください、こういう特典がありますよということを、個々の施設にいわゆるプッシュ型という、向こうから申請が来るのを待っているんじゃなくて勧奨していく、そういう方法までは考えていないでしょうか。かなり75%ってハードル高いと自分は思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 先に私から申し上げますけれども、議員が今懸念されているとおりでと思います。今日の新聞の中にありましたが、知事も当初は、認証制度を受けたところは営業再開を認めるような内容の御発言だったようですが、そこ変わったことについて、知事説明すべきだという記事拝見しましたけれども、しかし実際には、さっき部長からあったとおり、非常に市内の事業者も申請少ないわけです。一つには、その認証取っていなくても協力金が出るということがあったのかもしれない。それから、非常に手続が面倒くさくて、なかなか伊豆市のような小さい事業所では大変だということもあったようです。

そこで、飲食店に対しては、この緊急事態宣言が発令されたことによって、営業補填ではありませんけれども、一日にすれば3万円とか4万円とかいう協力金が出ていましたので、それをうまく活用していただければ、いわゆる経済対策としてはそちらを活用していただいて、その煩雑な手続にトライをしていただくための、御苦労さまです、お願いしますという意味では、飲食店には10万円。そして、よりチェックリストの項目の多い宿泊施設も何かもっと取っていただきたいということで、この数字を決めたわけです。

そこで、その先には、例えば伊豆市の場合ですと、一レストラン、一食堂からクラスターが仮に出ても、やっぱり経済活動をかなり規制せざるを得ないくらいの小さな自治体ですから、したがって、もう可能な限り皆さんに対策を適切に取っていただきたいという強い思いがあるわけです。したがって、一つの事業所ごとに、いや、うちは大丈夫だと、うちは取ら

なくてもやっていけるとか、そういった観点ではなく、伊豆市全体の経済を回すために、ぜひとも御協力いただきたいという、そのところをやはりしっかり発信させていく必要があると考えております。

手法は、さっき産業部長からありましたとおり、いろんな団体を通じるとか情報メールとかホームページとかFM I Sとか、あるいは状況によっては、前回のようかなり目立つ新聞広告を、かなり目立ったものを載せるとか、私どもの真意が伝わるように工夫をさせていただきます。

○議長（小長谷順二君） 続いて産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） 今現在、先ほど鈴木正人議員にもお答えさせていただいたとおり、私どもとして今どれだけの市内の事業所様が認証の申請をされているかというのは、正直把握できておりませんが、昨日の新聞報道等を見ると、かなり1万2,000程度の申請が事務局のほうには行っているという記事もございました。ですので、その中には当然、市内の該当する事業所もあるのではないかとこのふうには予測されますが、議員御指摘のとおり、サポートについて、私どももやはりそれは思いとしては当然、事業者にいろいろ御案内をしたいといのはやまやまではございますが、一方では、サポートデスクに私どもが電話をしてもなかなか通じないということもございます。

そんな中で、不適合とか不適正とか分からないものを我々が説明したことによって、実は認証が取れなくなってしまったということもございますので、なるべく我々としては、正確な情報を認証制度の事務局のほうから取り寄せた上で、そういったものは私どもとして、事業者の皆様に分かりやすく説明するというようなことは、当然やっていきたいと思っておりますし、職員のほうでも待っているだけ、媒体を使った報道だけではなくて、そういった事業者の皆様寄り添った普及の仕方というのは検討して実施していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） これで杉山議員の質疑を終わります。

ほかに質疑は。

14番、三田忠男議員。

〔14番 三田忠男君登壇〕

○14番（三田忠男君） 時間が押していて申し訳ないんですが、今までの議論は別に異議申し立てるわけでもございません。そのとおりだなと思って聞いておりました。ちょっと確認をさせてください。

これ交付金を充当予定ということで、県等で予算化されたものの支給する範囲が限定されている交付金なのか、それとも各部署から感染症対策等のいろんなアイデアとか、いろんな分野で、まだまだ足りないから予算を回してほしいなんていう議論があったのかどうか。つまりこの2点だけじゃなくて、ほかの事業者等もこの感染については十分注意しなきゃいけ

ないと思いますが、あるいは貧困層等で、家庭でそういうことをやりたいとしても、なかなか自費で買えなくて、家庭内の感染対策がおろそかになっているような家庭があるんじゃないかと、勝手な推測をしているわけですが、この2点に絞ったいきさつ等を確認させてください。

○議長（小長谷順二君） それでは答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 財源としては国からの交付金で、コロナで疲弊している事業所に直接行き渡るような使い方をしなさいということで、3,600万円少し余りが提示されたわけです。その中で、どのような使い方をするかということをいろいろ検討した結果、先ほど申しあげましたように3,600万円を400とか500事業所に分けても、経済支援としての効果はほとんどありませんので、したがって、やはりこれからしっかり我々が意思を持った、明確な意図を持った事業にしようということで絞り込みました。

その中で、今、議員御指摘のように感染症対策をするべき事業所として、宿泊、飲食だけではないんですが、しかし実際にこの認証制度は、宿泊、飲食店を対象にやっていますので、まずはこの制度がしっかり行き渡るように徹底をしようということでございます。

これから新たな内閣が組閣されて、新しい自民党の総裁は、かなりの経済規模の対策を打つと既に明言されておりますので、もし総理交代されて新しい内閣ができましたら、当然しかるべき対策が打たれると思います。そのときには、より対象事業者も広げて実効性のある対策に移行したいと思っておりますが、先ほど申しあげましたとおり、国からの財源が3,600万円であるということ、それから明確な意図を持った事業に今回は限定したいということで、このような施策にいたしました。

○議長（小長谷順二君） 再質疑はありますか。

14番、三田議員。

○14番（三田忠男君） 今回はということで、分かりました。

○議長（小長谷順二君） よろしいですか。

ほかの議員で質疑はありますか。よろしいですか。

それでは、これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小長谷順二君） 異議なしと認めます。

よって、本案につきましては委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより議案第79号について討論、採決を行います。

ここで暫時休憩いたします。

討論のある議員は、この休憩中に通告書を速やかに議長に提出願います。

休憩 午後 0時05分

再開 午後 0時05分

○議長（小長谷順二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第79号について討論を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第79号 令和3年度伊豆市一般会計補正予算（第5回）について採決いたします。

原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小長谷順二君） 起立者全員。

よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

#### ◎発議第5号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決

○議長（小長谷順二君） 追加日程第2、発議第5号 伊豆市議会会議規則の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

三田忠男議会運営委員会委員長。

〔議会運営委員会委員長 三田忠男君登壇〕

○議会運営委員会委員長（三田忠男君） 議会運営委員長の三田でございます。

お手元に配っております発議第5号の裏面をお願いできますでしょうか。

伊豆市議会会議規則の一部を改正する規則。

伊豆市議会会議規則（平成16年伊豆市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条及び第91条中「事故のため」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため」に、「日数を定めて」を「出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

附則として、この規則は、公布の日から施行する。という提案でございます。

細かい理由を説明させていただきます。

今回の会議規則改正は、女性をはじめとする多様な人材の市議会への参画を促進する環境整備として、本会議と委員会の欠席事由に、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のためという規定を加え、また出産の欠席事由に産前産後の

欠席期間を医学的な知見を踏まえて必要な期間、産前6週間、産後8週間を明記いたします。本会議の欠席届を定める第2条と委員会の欠席届を定める第91条の同じ規定文を改正することとなります。

全国市議会議長会が示す標準会議規則の一部改正と政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部改正により、地方議会の環境整備として家庭生活との両立支援をする必要から改正をするものです。

以上、会議規則第14条第2項の規定により、伊豆市議会運営委員会から会議規則の一部改正についてを提出いたします。ということで、参考資料として新旧対照表も添えてありますので、よろしく御審議お願いいたします。

○議長（小長谷順二君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小長谷順二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小長谷順二君） 異議なしと認めます。

よって、本案につきましては委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより発議第5号について討論、採決を行います。

ここで暫時休憩いたします。

討論のある議員は、この休憩中に通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午後 0時10分

再開 午後 0時10分

○議長（小長谷順二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

発議第5号について討論を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより発議第5号 伊豆市議会会議規則の一部改正について採決いたします。

原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小長谷順二君） 起立者全員。

よって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

◎発議第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小長谷順二君） 追加日程第3、発議第6号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務経済委員会委員長、下山祥二議員。

〔総務経済委員会委員長 下山祥二君登壇〕

○総務経済委員会委員長（下山祥二君） 6番、下山祥二です。

発議第6号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について述べさせていただきます。

本年度、全国市議会議長会定期総会にて、令和4年度の一般税源総額の確保や固定資産税に係る特別措置の期限を延長しないことなどを主とする決議が決定されました。また、7月に開催された地方財政委員会において、同様の内容を含めた決議がされております。

これらの決議等を踏まえ、令和4年度予算概要要求及び税制改正に向けた国への要望活動がなされております。しかし、関係省庁、業界から固定資産税の特別措置の延長を求める動きも否定できないことから、令和3年7月16日付の通知により、全国市議会議長会から本決議に基づく意見書の提出の依頼がされております。

コロナ禍であっても地方自治体にとって、地域の防災・減災、雇用の確保、地球温暖化対策などの課題や医療、介護、子育てなどの社会保障関係経費、公共施設の老朽化対策など、増嵩する財政需要に見合う財源が求められます。

よって、国、各関係機関に対し、全国市議会議長会から依頼された提出案のとおり、5項目の要望を意見書として提出するものです。

5項目の要望の内容につきましては、配付した意見書のとおりであります。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官ほか4大臣宛てであります。

以上、会議規則第14条第2項の規定により、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書を提出いたします。

伊豆市議会総務経済委員会委員長、下山祥二。

議員各位の御賛同をお願いいたします。

○議長（小長谷順二君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小長谷順二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託をしないこととなっておりますので、直ちに討論に入ります。

討論はございませんか。

[発言する人なし]

○議長（小長谷順二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより発議第6号について採決いたします。

原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（小長谷順二君） 起立者全員。

よって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

なお、本意見書の取扱いにつきましては、議長に御一任願います。

#### ◎発議第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小長谷順二君） 追加日程第4、発議第7号（仮称）伊豆スカイラインC.C.発電所事業の環境影響評価方法書に係る意見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

教育厚生委員会委員長、間野みどり議員。

[教育厚生委員会委員長 間野みどり君登壇]

○教育厚生委員会委員長（間野みどり君） 10番、間野みどりです。

発議第7号について、先ほど採択された請願書、（仮称）伊豆スカイラインC.C.発電所事業環境影響評価方法書に関する請願書に基づき提出された意見書案について、一部請願者と確認の上、教育厚生委員会での委員からの意見を追加して調整した意見書として提出いたします。

この意見書は、大規模なソーラーパネル設備による環境に及ぼす影響を回避するため、適正な環境影響評価の影響範囲及び調査範囲として、水質悪化や土砂災害、下流域への河川への動植物の生息・生育環境への影響に係る適正な調査範囲の設定と地域住民への丁寧な説明がなされない中での環境影響評価の対し、最大限の情報公開、透明性の確保とを県知事に意見として求めるものです。

以上、会議規則第14条第2項の規定により、教育厚生委員会から（仮称）伊豆スカイラインC.C.発電所事業の環境影響評価方法書に係る意見書として、静岡県知事に提出するものです。

伊豆市議会教育厚生委員会委員長、間野みどり。

以上です。

○議長（小長谷順二君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（小長谷順二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託をしないことになっておりますので、直ちに討論に入ります。

討論はございませんか。

[発言する人なし]

○議長（小長谷順二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより発議第7号について採決いたします。

原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（小長谷順二君） 起立者全員。

よって、発議第7号は原案のとおり可決されました。

なお、本意見書の取扱いにつきましては、議長に御一任願います。

#### ◎発議第8号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決

○議長（小長谷順二君） 追加日程第5、発議第8号 出産育児一時金の増額を求める意見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

16番、杉山誠議員。

[16番 杉山 誠君登壇]

○16番（杉山 誠君） 16番、杉山誠です。

ただいま議長から報告を求められました発議第8号 出産育児一時金の増額を求める意見書について提案理由の説明をさせていただきます。

厚生労働省によると2019年度の出産費用は、正常分娩の場合、全国平均額が約46万円で、室料差額などを含む費用の全国平均額は約52万4,000円となっています。出産にかかる費用は年々増加し、費用が高い都市部では、現在の42万円の出産育児一時金の支給額では賅えない状況になっております。平均額が約62万円と最も高い東京都では、現状、出産する人が約20万円を持ち出していることとなります。

国は、2009年10月から出産育児一時金を原則42万円に増額し、2011年度にそれを恒久化しました。さらに国は、医療機関から出産費用の詳しいデータを収集し実態を把握した上で増額に向けて検討するとしています。

一方、2020年の出生数が84万832人と5年連続で過去最少を更新し、一人の女性が生涯に産む子供の推計人数を示す合計特殊出生率も1.34と5年連続で低下しております。少子化克

服に向け、安心して子供を産み育てられる環境を整えるためには、子供の成長に応じたきめ細かな支援を重ねていくことが重要であり、一時金はその大事な一手であると考えられます。

少子化対策は、我が国の重要課題の一つにほかならず、子育てのスタート期に当たる出産時の経済的な支援策を強化することにほかなりません。

そこで、政府に対して、現在の負担に見合う形に出産育児一時金を引き上げることを強く求めることとする意見書でございます。

なお、意見書の文面につきましては、ただいま御説明申し上げた内容に従っております。ただ、下の提出先ですけれども、新しく自民党新総裁が選出されまして、内閣も組閣されますので、ここに書いてある人の名前は訂正させていただくことをお伝えしたいと思います。どうぞ皆様の御理解、御賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（小長谷順二君） これをもって提案理由の説明は終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小長谷順二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小長谷順二君） 異議なしと認めます。

よって、本案につきましては委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小長谷順二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより発議第8号 出産育児一時金の増額を求める意見書を採決いたします。

原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小長谷順二君） 起立者全員。

よって、発議第8号は原案のとおり採択されました。

なお、本意見書の取扱いにつきましては、議長に御一任願います。

#### ◎発議第9号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決

○議長（小長谷順二君） 追加日程第6、発議第9号 選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論を求める意見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

16番、杉山誠議員。

〔16番 杉山 誠君登壇〕

○16番（杉山 誠君） 16番、杉山誠です。

ただいま議長から報告を求められました発議第9号 選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論を求める意見書について提案理由の説明をさせていただきます。

現在の民法では、婚姻時に夫婦のいずれか一方が姓を改めることと規定しております。このため、社会的な信用と実績を築いた人が望まない改姓をすることで、自己同一性を喪失し苦痛を伴う、また一部の資格証では旧姓の使用が認められない、さらに姓を維持するために法的な保障の少ない事実婚を選択せざるを得ないなどの問題が生じているとされています。

政府は旧姓の通称使用の拡大の取組を進めていますが、ダブルネームを使い分ける負担の増加、社会的なダブルネームの管理コスト、個人識別の誤りのリスクやコストを増大させるなどの問題も指摘されております。

また、少子高齢化による一人っ子同士の結婚や高齢での結婚が増え、改姓を望まない人や現行の民法では改姓をしなければならないことから結婚を諦めてしまう人がいるため、非婚や少子化につながる要因にもなっているとされています。

このような状況から、国連の女子差別撤廃委員会は、日本政府に対して女性が婚姻前の姓を保持する選択を可能にするように民法の改正を再三勧告しています。

さらに、2021年6月の最高裁判決においても、夫婦の氏に関する制度の在り方については、国会で議論し判断されるべきであるとされたものの、依然として国会での議論は進んでいない状況です。

そこで、政府に対して、選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた積極的な議論を行うよう強く要望する意見書でございます。

この女性の大多数が、女性の名字を変えるわけですがけれども、このことによるいろいろな女性の不利益の声が上げられております。これはイデオロギーの問題ではなくて、生活上の支障ということで大変大きな声、高まりというか、女性、そして若者を中心に高まっている声でありますので、ぜひ議員の皆様の御賛同をいただけますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（小長谷順二君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小長谷順二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略することに

異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小長谷順二君） 異議なしと認めます。

よって、本案につきましては委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小長谷順二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより発議第9号 選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論を求める意見書を採決いたします。

原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（小長谷順二君） 起立者多数。

よって、発議第9号は原案のとおり採択されました。

なお、本意見書の取扱いにつきましては、議長に御一任願います。

#### ◎閉会宣告

○議長（小長谷順二君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

なお、本定例会で議決された事件の字句及び数字、その他の整理に要するものにつきましては、伊豆市議会会議規則第43条の規定に基づき、その整理を議長に委任されたいと思います。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小長谷順二君） 異議がございませんので、そのようにさせていただきます。

これをもちまして、令和3年伊豆市議会9月定例会を閉会といたします。

皆様には長期間、慎重に御審議をいただき、誠にありがとうございました。お疲れさまでした。

閉会 午後 0時28分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員